

京都部落問題研究資料センターは、前身の京都部落史研究所が部落史編纂のために収集した図書・資料を生かしながら、部落問題・部落史についての情報発信を主な業務とするセンターとして二〇〇〇年七月に発足しました。一九九五年に完結した『京都の部落史』（全十巻、京都部落史研究所刊）の成果を広く生かしていくことを目的として二〇〇二年度から部落史連続講座を開催してきました。尚、二〇一六年度からは「差別の歴史を考える連続講座」と改称しています。

この講演録は、二〇二一年に京都府部落解放センターで開催した連続講座の講演記録をもとに各講師に加筆訂正していただいたものです。講演の行われた月日とテーマは次のとおりです。尚、所属は講演当時のものです。

6月11日 戦後バラックと京都

同志社大学人文科学研究所専任研究員（助教） 本岡 拓哉

10月1日 銭座跡村の成立―一八世紀京都の市街地近郊にできた皮革業の村―

奈良県立図書館公文書課会計年度任用職員 小林ひろみ

10月15日 大塩平八郎と被差別社会―大坂四ヶ所と渡辺村―

関西大学名誉教授・大塩事件研究会会長 藪田 貫

10月22日 光州学生運動と京都・両洋中学の朝鮮人学生

むくげの会会員 堀内 稔

10月29日 滋賀の戦後部落史―『滋賀の同和事業史』の成果を踏まえて―

奈良大学文学部史学科教授 井岡 康時

11月5日 感染症と差別―一八九〇年代の巡回記録を読む―

同志社大学教員 小林 丈広

目次

戦後バラックと京都	本岡 拓哉	3
銭座跡村の成立	小林ひろみ	31
――一八世紀京都の市街地近郊にできた皮革業の村――		
大塩平八郎と被差別民社会――大坂四ヶ所と渡辺村――	藪田 貫	75
光州学生運動と京都・両洋中学の朝鮮人学生	堀内 稔	107
滋賀の戦後部落史――『滋賀の同和事業史』の成果を踏まえて――	井岡 康時	131
感染症と差別――一八九〇年代の巡回記録を読む――	小林 丈広	155

戦後バラックと京都

本
岡
拓
哉

1. はじめに…戦後「バラック街」再考とその意義

私はこれまで人文地理学の観点から、戦後日本の都市に存在した「バラック街」の形成と消滅について研究を進めてきました。その成果として二〇一九年に刊行したのが、『「不法」なる空間にいきる―占拠と立ち退きをめぐる戦後都市史―』（大月書店）です。今回はこの本の内容を踏まえてお話いたします。

拙著では、神戸や東京、広島などの都市を対象に研究を進めてきましたが、本日はそこでの実態を踏まえながら、戦後京都のバラック街についてもアプローチしたいと思えます。京都市内においては、主に鴨川右岸沿い、四〇番地と言われたバラック街を対象に、リムボン氏や吉田友彦氏、前川修氏、宇野豊氏の論文や山本崇記氏による著作をはじめ、すでに多くの研究成果があり、私自身もそこから多くのことを学ばせていただいております。これらの研究成果を踏まえ、今回は私がこれまで研究してきた他の都市の事例の状況を確認したうえで、京都のバラック街のあり方を相対的にアプローチしたいと思えます。

さて、本論に入る前に、拙著の結論部で示したことを紹介しておきたいと思えます。まず、本研究の意図は、バラッ

ク街に対する既存の歴史認識における視野の狭さや誤謬をあらわにすることにありました。具体的には、バラック街という空間を閉域として、またその内部が均質なものとして、さらにそのあり方を固定的なものとして認識すること、そして消滅までの過程を単線的に捉えること自体を問うことにあります。

以上の目的のもと、様々な事例について検討していき、既存の視点を揺るがそうとしたわけですが、そこでの研究成果を踏まえて想起されるのは、バラック街の既存の歴史認識を「当然」なものとすること、戦後の開発や高度経済成長の単線的理解とが共犯関係にあるということです。すなわち、戦後の開発の正当性を是認する形で、バラック街に生きた人々の存在それ自体が歴史的にも抹消されており、転じて言えば、歴史的にその存在を抹消してしまうことで、高度経済成長や開発政治の正当性を追認していないかということです。

さらに敷衍すると、バラック街という空間を考えることは、決して歴史的な記述や解明にとどまらないのではないでしょう。つまり、現在および将来における貧困層や社会的弱者に対する差別や排除、立ち退き問題に立ち向かう

場合にも、歴史的に不可視化されてきた、あるいは消滅や問題解消を「当然」とみなされてきた、同様の状況を見つめ直す意義があるのではないかとということです。バラック街の記憶と記録の再探索というオルタナティブな戦後史には、現代および将来における意義もありうるのではないかと、ということ投げかけています。

時間の関係上、先に結論を提示しておきましたが、戦後のバラック街を捉える意義についてみなさんと共有した上で、今から話す内容を聞いていただければと思います。

2. バラックとはなにか

それではまず、「バラック」という言葉の意味を確認しておきましょう。『世界大百科事典』（平凡社）では、次のように説明されています。

本来は兵隊のための宿舎、とくに駐屯兵のための細長い宿舎を意味する。それが転じて、火災や地震、水害、あるいは戦争などで、家屋が焼けたり破壊されたりにした際に、ありあわせの材料を用いて作った一時しのぎのための小屋を指すようになり、さらには、比喩

的に粗末な住宅一般をも意味するようになった。

このことばが一般化したのは、一九二三年九月一日に起こった関東大震災で瓦礫（がれき）の山と化した東京の都心に、人々が崩壊家屋の廃材などを組み合わせ建てた粗末な小家屋をバラックと呼ぶようになってからである。なお、第二次世界大戦後、日本の大都市の焼土に建ち並んだ急ごしらえの小屋もまたバラックと呼ばれた。

〔高田 公理〕

バラックの元来の意味が兵舎であることとともに、この言葉が日本社会において一般化したのが、関東大震災後であったことが確認できます。また、この説明文の最後に、戦後のバラックについて記述されていますが、果たしてこの内容が正しいかどうかは、後ほど検討してみたいと思います。

さて、戦後バラックについては、ここ最近、いくつかの作品でも扱われています。代表的なものが、こうの史代氏による『夕風の町 桜の国』（双葉社、二〇〇四年）です。広島の通称「原爆スラム」、原爆ドームの近隣にあった基町、

相生通りというバラック街に生きる女性、結果的に原爆症で亡くなってしまいうわけですが、この女性に光を当てて、「スラム」という見方では語りきれない、当地区の生活状況や様々な人々の思いが描かれています。その後、実写映画化もされ、二〇一八年にはNHKでドラマ化もされました。

そして、二〇一八年に上映された『焼肉ドラゴン』（鄭義信監督、角川映画配給）もその一つかと思えます。この作品はもともと戯曲で、それを映画化したものですが、大阪空港に隣接するバラック街、在日朝鮮人たちが集住する地区を舞台にして、家族の物語が描かれています。そのほか、つげ義春氏が自分の体験を踏まえて多摩川沿いのバラックに暮らす朝鮮人との交流を描いた漫画「近所の風景」もありますし、さらに同時代的には、隅田川沿いのバタヤ部落を舞台とする『蟻の街のマリア』（五所平之助監督、松竹配給）や『がめつゝい奴』（千葉泰樹監督、東宝配給）があり、『太陽の墓場』（大島渚監督、松竹配給）は大阪の釜ヶ崎、そこに程近い線路沿いのバラック街が舞台となっています。

一方で、研究においてもすでに様々な分野で戦後バラッ

ク街は対象となっており、そのプロセスや多様な状況が検討されております。たとえば、社会学の金菱清氏が二〇〇八年に刊行した『生きられた法の社会学——伊丹空港——不法占拠はなぜ移転補償されたか——』（新曜社）では、大阪空港に隣接する中村地区を対象に暮らす人々の聞き取りを中心に論が進められています。最近では、西井麻里奈氏の『広島復興の戦後史——廃墟からの「声」と都市——』（人文書院、二〇二〇年）が出されており、『夕風の町 桜の国』の舞台でもあった原爆ドームの近くのバラック街を舞台に歴史的研究が行われています。さらに、冒頭でも紹介しましたが、社会学者の山本崇記氏が出された『住民運動と行政権力のエスノグラフィ——差別と住民主体をめぐる（京都論）——』（晃洋書房、二〇二〇年）では、鴨川沿いのバラック街、通称四〇番地が対象としてとりあげられています。学問分野は違えども、バラック街の多様な状況性が様々な角度から研究されているのです。

3. 描かれるバラック街の生活風景

それではバラック街の生活風景とはどのようなものであったのか、まずは同時代的にバラック街がいかにか描かれてき

たかを確認していきます。一つ目はさきほど紹介した映画『蟻の街のマリア』の原作者である松居桃楼氏による『蟻の街の奇跡―バタヤ部落の生活記録―』（国土社、一九五三年）の一節を紹介します。著者は劇作家ですが、バラック街に移り住み、そこに暮らしていたバタヤの人たちとの交流を描いています。具体的には、東京の隅田川沿い、言問橋の近くにあった「蟻の町」といわれるバラック街に暮らす、バタヤの人たちとその家族、さまざまな人たちがここで生活していた有り様が描かれています。

ちなみに「バタヤ」とは何かと言いますと、野中乾・星野朗『バタヤ社会の研究』（蒼海出版、一九七三年）によれば、「車をひいて、背中に籠をせおって、道のはたを歩き、換金できそうなものがあるとそれを拾い、また道端のゴミ箱のふたをバタンとさせるのでバタヤさんという名がついた」ということ定義されています。廃品回収業に従事する人々がバタヤさんであり、そんな彼らが集まっていたのがバタヤ街、蟻の街だったのです。

『蟻の街の奇跡』には街の様子がこのように表現されています。「真夜中の霧のなかを、裏町のゴミ箱からゴミ箱へとあさりあるいて、拾いあつめた塵の山を、うず高く積

み上げたバタ車が帰ってくる。「マリアの広場」と呼ばれる街の中庭には、縄の山、屑鉄の山、紙屑の山でうずまる。・・・持ち帰った品物の山を、仕切場の人の秤にかけてもらうと、すぐ帳場の窓口に行つて現金をうけとる。ちょうど、食堂からは、できたての味噌汁の香がプーンとただよってくる。アリの街からは、毎日かかさず馬力に山と積んだ縄と藁が、ボール紙工場に送り出される。つづいて、三尺角に梱包した紙屑の山や、屑鉄の山、空罐の山、空ビンの山が、あるいはトラックで、あるいはオートバイやリヤカーで、それぞれの再製工場へ送られる」（七頁）。まさにこの街の日常が描かれています。

一九六〇年に発刊された、下中邦彦編『日本残酷物語』（平凡社）の『現代編一、引き裂かれた時代』では、私も研究対象としました、神戸長田の新湊川沿いのバラック街、通称「大橋の朝鮮人部落」のルポルタージュが含まれています。そこでの一節を紹介しましょう。「高架線にそって東へ、ぬかるみ道をたどつてゆくと、やがてバラックの大群が行く手をふさぐ。このあたり、高架線両側の道路予定地と新湊川両岸をうづめる数百のバラックは、空襲被災者の仮住居の名残りではない。ここがこのような姿になつた

のは、昭和二十四、五年以後のことである。新湊川にかか
る湊川大橋にたつと、床を半間から一間も川の上にはみだ
させたバラックが、延々とつづく壯観をみる事ができる。
神戸市民はこのバラック街を「大橋の朝鮮人部落」と呼ん
でいる」（二六四―二六五頁）。さらに続けましょう。「ち
かごろは帰国協定によって祖国へ帰る人が多く、「この家
ゆずりです」という貼り紙があちこちで目につく。それは
たいてい、いまさらだれが買うものかと首をかしげるバラッ
クだが、いつか新しい住人がはいつている。朝鮮の人々が
そこを脱出するには帰国するしかなかった最低生活に、さ
らに流入する人がいるのである」（二六五頁）。

そして、京都のバラック街を同時代的に描いたものとし
て、『部落』の十一巻一号に掲載された馬原鉄男氏による「部
落はかくして創られた―京都市屋形町、高倉町、東ノ町、
西ノ町の場合」があります。その一部を抜粋してみましょ
う。「京都駅裏にさしかかったところで、高瀬川はその風
雅な様相を一変する。（略）今にも折れそうなたつつかい棒
で川に体半分あずけた家が、なんと六十数戸もへし合っ
ているのである。あり合せの板切れでこしらえられた三疊一
間から、多くて二間切りのハーモニカバラックが、お互い

にもたれ合いながら、どうにかこうにかふんばっている格
好だ」。すでに紹介したものと共通するように、バラック
の様相とともに、そこで生活する過酷さを読み取ることが
できるでしょう。

4. バラック街の生成過程とその条件

さて、戦後のバラック街は終戦直後の焼け野原で形成さ
れたと認識される方が多いかと思えます。しかし、どうも
それだけではなく、むしろ終戦直後から数年経ってから形
成される地区が多かったようです。さきほども引用した
『日本残酷物語』の一節をもう一度確認しておきましょう。
「数百のバラックは、空襲被災者の仮住居の名残りではな
い。ここがこのような姿になったのは、昭和二十四、五年
以後のこと」と記載されています。

また、京都のバラック街についても、一九五八年に京都
市住宅対策本部が作成した『国鉄沿線南部バラック集落の
実態調査報告』によれば、「京都市はこの点戦災を受けなかつ
たので、バラックが部分的に散在する程度であったが、昭
和二七年頃より京都駅に近い国鉄沿線南部周辺に急に増え、
新しいスラムを形成しはじめた」とあり、戦後から少し経つ

て、バラックが都市内で増える様子がわかります。

このように、戦後のバラック街は終戦直後だけでなく、ある程度、時間がかかって形成するようになったことがわかります。『世界大百科事典』で確認したような、「焼土に建ち並んだ」バラックだけではないということがここからわかります。

このように戦後から幾年経って形成されたことについては、戦後都市における人口動態を確認すれば、説得的になるかと思えます。東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の六大都市の国勢調査のデータから一九二〇年から一九八〇年までの人口変化を見てみると、戦前からすでに人口増加はしていますが、戦争によって京都を除き、かなり人口が減り、その後、高度経済成長に至る中で人口が増えていきます。戦争によって減少した人口が戻る時期は、終戦直後から増えているようにも見えますが、むしろ一九五〇年以降にかなり増えていくことがわかります。

こうした状況はなぜ起こったのかと言えば、終戦直後に都市の人口増加を抑制する法律、「都会地転入抑制法」が一九四七年に出されたのです。背後にはGHQの存在もあるかと思いますが、人口増加への抑制力が働いていたこと

が考えられます。この法律の第1条には、「この法律は、都会地における人口の過度の集中に因る窮迫した住宅、雇用及び食糧の事情並びに災害に対処するため、必要な転入の制限をすることを目的とする」とあります。そして第二条には「何人も、別表に掲げる地域内に転入することはできない」と書かれています。別表に挙げられる地域には、

東京都の特別区、横浜市、川崎市、横須賀市、京都市、大阪市、堺市、布施市、神戸市、尼崎市、和歌山市、下関市、福岡市、八幡市が含まれていました。そして、一九四九年にこの制限が解除されることによって都市の人口が劇的に増えていくわけです。

それを踏まえた上で、バラック街がどのように形成し、いかに拡大していくか、その条件を確認してみます。まず、空襲被害のほか、建物疎開による破壊のために、住宅数が足らないことが条件の一つです。その中で住宅を失う人、被災者、引揚者、住宅を求める人のミスマッチが起こり、住宅難となり、結果的にバラックを建てざるをえなかった人たちが多かったということです。京都の場合、空襲被害は他都市に比べて少なかったものの、建物疎開がかなりの規模で実施されたことに加えて、「非戦災都市」として見

られたことから、流入する人口も多く、住宅不足が起こったわけです。

バラック街が形成されるもう一つの条件は、戦後の都市において空き地があったということです。焼け野原も含めて、開発が予定されていた場所が放置される場合や、建物疎開を行われた空き地があったからこそ、バラックを建てる人たちが増えたというわけです。

このように「都会地転入抑制緊急措置法」が解除され、都市に人口が集まり、バラックも多く建てられることになりました。一九五〇年の朝鮮特需によって労働力需要が高まったこともあり、人が都市に雪崩こんでくることにより、住まいを求める人たちが大量に都市に現れ、バラック街が生まれ出されてくる条件が重なっていきます。

一方で、行政や国が住宅政策で対応できなかったことも要因であるかと思っています。終戦直後は、バラックを建てる人よりも、浮浪している人たち、今で言うところのホームレスと位置づけられる人たち、さらにストリートチルドレン、すなわち、浮浪児、戦災孤児と呼ばれる人たちへの対応が重視されるなか、仮小屋、バラックに住んでいる人たちにまで手が届かなかったようです。

そして一九五〇年代、バラック街は都市の中で生み出されていくこととなります。京都の状況については、たとえば一九五二年一月二十五日の『京都新聞』では「同所（中央保護所）の予想する市内各所の橋下居住者約二百人、掘立式の小屋に住む約三百人、地域的の土蔵などに住む約二百人、その他約百人計八百人、さらに京都駅付近の簡易旅館に住む人を合すると千数百人が家なきままにわびしい正月を迎えることになろう」と報道されていますし、先述した一九五八年の馬原氏によるルポルタージュ的な論文でも「敗戦直前までの京都駅裏は、それまで一部あった住宅も強制疎開されて、全くの無人の野原であった。それが戦後わずか十二年にして、またたく間に五一〇戸（六一五世帯）、一八四九人を数える大部落にのしてきたのである」と書かれております。このようにバラック街の生成時期を見ると、必ずしも終戦直後だけではなく、一九五〇年代に拡大するプロセスもあり、さらにそれらの背景にはさまざまな状況があったことも確認できるかと思っています。

5・バラック街の住環境…東京との比較

次に、バラック街の住環境について、東京を事例にした

調査報告を用いて確認していきたいと思えます。ここでは、東京都民生局が一九五九年に実施した調査の報告書『東京都地区環境調査―都内不良環境地区の現況』をベースに、当時の不良環境地区の中でバラック街がどのような位置づけだったかを確認していきます。本調査は五〇戸以上を対象としておりますので、すべてを把握しているわけではありませんが、東京都区内二三一地区のうち、七一地区が仮小屋地区、すなわちバラック街でありました。

そもそも不良環境地区に設定されているということ、劣悪な状況なわけですが、その中でもバラック街はより劣悪な住環境であったことが確認できます。以下ではバラック街とそれ以外の不良環境地区のデータを比較したいと思います。まずは台所の使用状況ですが、一九五九年当時、東京都区部においても「台所がある」世帯は約八八%。約一一%は「台所がなかった」ようです。バラック街ならびに不良環境地区はそれよりも低いものの、それぞれおよそ七五%は専用の台所があるとのことでした。

次に排水状況を確認すると、不良環境地区とバラック街で比べると顕著な差がありました。バラック街の敷地内は五〇%に満たない状態で、排水設備がないところが四割近

くありました。不良環境地区も設備なしが約二五%と高いですが、バラック街のほうが排水において未整備の場合が多いことがわかります。

便所の状況を確認すると、不良環境地区は約五〇%が戸内専用で、戸内および戸外共同が残りのほとんどですが、バラック街は約二七%しか戸内専用はなく、戸外共同が六割以上となっています。また、給水状況については、水道がないので井戸を使う家庭も多く、バラック街は共同の水道や共同の井戸が七〇%を超えていました。かなり住環境が悪いと言えるかと思いますが、共同ということは、ある意味、コミュニティの条件があつたこともうかがえるかと思えます。

続いて、バラック街の家屋の状況について見ていきたいと思えます。ここでは建築時期と破損状況をあわせて見ると、その状況が浮き彫りになります。不良環境地区の破損状況でも修理が必要、修理不能なところが多いのですが、注目すべきは建築時期です。不良環境地区の家屋の半分以上が二〇年以上前、戦前長屋の建物である一方、戦後のバラックは建築後一〇年ほどしか経過していないのがほとんどであるのに、破損状況は不良住宅地区の状況とほぼ同じ

であります。ここから耐久年数の違いではなく、バラックがそもそも壊れやすい住宅であったことが浮かび上がるかと思えます。さらに、バラック街の一人あたりの畳の使用数を見ると、一人あたり一・四畳が五〇％近くになっています。

それでは、京都の状況はどうだったのか、少し時代は下がりますが、京都市が一九七三年に出した『鴨川陶化橋〇番地域』調査報告』から確認したいと思えます。ここで対象とされたのは、鴨川・高瀬川合流点の三角地帯及び陶化橋―東山橋間の堤防敷に存在した、いわゆる四〇番地、当時「〇番地」と言われたバラック街です。ここでは居住建物一七七戸、一八一世帯が対象となっています。

まず、住宅の面積で見ると、三〇㎡に満たないものが全体の約七割を占めます。京都市全体でもおよそ四割ですが、やはり狭小な住宅が並んでいたことがわかります。ただ、三〇㎡以上のものも三割ほど存在しており、かならずしも均質的な状況でもなかったようです。次に住宅の構造は九割以上がバラック建てであり、周囲から見てもかなり異質な景観を構成していたことが想起されます。

生活条件で見ると、水道や井戸、流し、煮炊きをするた

めの場所が揃っている住宅が全体の五九％であり、そもそも施設自体がない、また一部共有を含めて共有している住宅が併せて約四割となっている。便所も専用されている場合が五六％と、さきほどの東京の事例に比べては高い数字を出していますが、共用および施設が無い場合はおよそ四三％なっています。先述したように、共用することで関係性やコミュニティが生まれる条件も指摘できるでしょうが、その一方で、生活には阻害要因となったことも考えられます。

6. バラック街社会の多様性と関係性…東京との比較

つづいて、バラック街にどのような人々がいかに生活を送っていたのか、そこでの社会状況について見ていきたいと思えます。さきほどの住環境に続き、『東京都環境地区調査』のデータから確認していきます。

まず居住期間と家賃を見ると、そもそもバラック自体が戦後に建てられたものが多いので、居住期間が短い人たちがかなり多いと言えるかと思えます。また、「一年未満」が五％。「二年から五年」が約三〇％とあり、住み替えが進んでいることも考えられます。家賃については、劣悪な

環境だから安いかと思いますが、当時としてはかなり高額な三〇〇〇円以上の家賃の世帯も約一％となっています。なお、たとえ土地の占有形態が不法であろうが、バラックの売り買いや貸し借りのケースもあつたようで、住んでいる人たちからすると「自分の住居が不法」ということを後々知ることも報告の中に出てきます。

次にどのような人たちが住んでいたかを見ていきたいと思えます。職種については、バタヤ業とか養豚業とか多様な職業が見られますし、肉体作業系の賃金労働者が最も多かったようです。それ以外にも事務や技術者、自営業者、個人経営が含まれます。自由業の人たちはおそらくバタヤの人たちだろうと思えますが、いわゆる拾い屋だけではなく、親方として商店を営んでいた人たちもいたようです。また、現金収入においても、二万円にも満たない世帯が半数以上を占めており一般的に低いかと思えますが、その一方で、それなりの現金収入を得ていたこともここでは認識できます。

以上のことから、バラック街には様々な職種の多様な人たちが出入りする状況が浮かびます。また、先に紹介した『蟻の街の奇蹟』の中でも、バタヤの人が町に出て、いろ

んなものを拾い、バタヤ街に帰って換金することが記載されていますが、必ずしも彼らはバタヤ街だけで生きているわけではなく、都市のいろんなところを移動し、行き来していたわけですね。また『バタヤ社会の研究』を踏まえると、バタヤをめぐる関係性にはサイクルがあり、拾い人が親方のところに届けるだけではなく、拾い人が仲買人を通じて再製工場にて換金する場合もあるわけです。仕切屋からブローカー、選分業者や問屋、仲買人と、都市の中の廃品回収のサイクルの中で、バタヤ社会が存在していたこともわかるかと思えます。

これらのことを踏まえると、バラック街に住む人たちおよびそこにおける社会は多様であり、かつ複層的な関係性にあつたと言えるかと思えます。すなわち、必ずしも、バラック街の居住者は一般社会とは隔絶しておらず、孤立もしていなかったわけです。社会的混合（ソーシャルミックス）の度合いや社会的流動性は高く、そのため内部構成も決して均質的でも、固定的でもないということです。性別や年齢構成、職種、出身地を含めて、いろんな人たちが入り混じった空間であり、入れ代わり、つまり社会的流動性も高かったということです。

もう少し考えてみると、バラック街という空間は内部と外部が明確に分かれていたかという点、必ずしもそうではなかったということが考えられます。つまり境界線は曖昧であり、多孔的であった。もし領域に囲まれていたとしても穴があって抜けたり、入ったりすることがあったのではないかということです。バラック街の空間は決して閉曲線で囲まれた存在ではなく、広範で、複層的な関係性の中で構成されていたのではないかと言えるわけです。バラック街とは決して固定しているものではない、均質しているものでもない、さらには閉域としても存在していなかったということです。

一方で、京都の事例についても確認してみましよう。今度は京都市住宅対策本部が一九五八年に出した『国鉄沿線南部バラック集落の実態調査報告』から見ていきたいと思えます。本資料は、先述した馬原鉄男氏や前川修氏の論文などでも使われているもので、およそ新幹線敷設事業や住宅地区改良事業が遂行されるまでの間、京都駅付近の疎開跡地や河川敷周辺に広がったバラック集落が対象となっています。

この集落に住む人々がいつから居住を始めたかについて

見ると、終戦直後から住み始めている人はほとんどおらず、およそ一九四七年頃から断続的に住み始め、一九五四年以降に流入する人口は拡大していったことがわかります。また同調査では来住の理由も含まれており、職業上や家庭上など、個人にまつまる事情のほか、居住上の都合がおよそ四割を占めています。居住のうち、その他が半数以上を占めるため、詳しいことはわかりませんが、家屋明け渡し、すなわち他所からの立ち退きや災害喪失が含まれており、場合によれば、戦時中の建物疎開の影響も考慮されます。六割以上の世帯が当地に居住する前は京都市内にいたようであり、市内におけるアジール（避難所）としてこのバラック街が機能したことも考えられます。なお、本籍地については京都市内がおよそ三割で、近畿が二割、近畿以外が三割、朝鮮がおよそ一四%となっており、出身地においては多様性が見られたようです。

次に職種や収入を見ると、さきほど紹介した東京都の事例でも見たように、日雇い業やバタヤ業が合わせて半数を占めています。ただ一方で、建設業関係や職人、店員や運転手、更には会社員や公務員など多様な構成となっていることも目を引きます。上で指摘したように、バラック街は

決して均質的でもなく、閉じた空間でもなかったということがここからも読めるかもしれません。また年収については、一五〇〇〇円に満たない世帯がほとんどで、先に紹介した東京よりもさらに低い額となっています。職種は多様であるとはいえ、貧困に置かれた人が多くいたことはたしかかと思えます。

7. 社会問題となるブラック街…神戸を参照して

一九五〇年以降、行政による撤去が進み、ブラック街は徐々に消滅してきます。そして、その過程のなかで、同時にブラック街は社会問題化していくこととなります。拙著では、神戸を研究フィールドにして、ブラック街の社会問題に関する『神戸新聞』記事を集め、その内容を検討したところ、景観、防災、衛生、反社会性という、大きく四つの観点からブラック街が問題視されたことがわかりました。まず「景観」の問題です。たとえば、一九五一年七月二十六日付の記事に「日本の表玄関神戸のミナト風景はたくましい講和への躍動を奏でているが、港に比べてさびしいのが神戸の陸の玄関神戸駅前。そこで駅前を何とか美しく広くお化粧をしなければ…。まず駅前広場の体裁を整えるた

めにいまのごたごたした店舗街を徐々でも清潔にスマートにすることが先決、ところが神戸駅西側ガード山側に終戦直後バタバタ出来たブラック店の群は美観を損うのみならず非衛生的なという声が付近の人から出ている」とあります。

次は「防災」についてです。「火魔呼ぶブラック街」という見出しの一九五七年四月五日の記事では、「ベニヤ板一枚の仕切りで雑居、屋根はトタン葺きといういかにも燃えやすく、空気が極度に乾燥する三、四月はいったん火が出ると火のまわりが早いので、消防車が到着するころにはすでに手がつけられない大火になっている」と書かれています。ブラック街がよく燃えるので非常に危ないという新聞報道です。実際、ブラック街はよく燃えましました。ブラックが密集して燃えやすいことで被害が大きくなるわけです。新聞記事のなかには、火災は居住者自身が自分たちで火をつけたのではないかという説が報じられることがあります。それは火災保険金目当てに燃やしたとか、ある種、反社会的な側面もあわせてブラック街の問題として報じられたのです。

三つ目は、「非衛生」という問題視です。一九五〇年代

はじめに赤痢が流行りましたが、発生源の一つとしてバラック街が位置づけられました。ここでは、不衛生な環境が赤痢を起こしてしまう論調もある一方で、バラック街に住む人たちの衛生思想が問題視されることもありました。そして、こうしたまなざしは、まさに居住者の「反社会的な問題」にもつながっていきます。ここでは差別的な表現を、そのまま記載していますが、一九五七年二月一六日の記事では、「ほとんどの飼主が三国人（ママ）で、職場を追われた貧しい人たちの生業の一つともなっている。またブタは酒カスを食べさせると太ることから、県下では養トンと密造酒づくりの両またをかけた経営方式をとっているケースが多く、将来、こうした面での犯罪の温床にもなり易いともいわれている」という報じ方もなされるわけです。

社会問題として四つの観点、景観上みすぼらしいということ、防災上危ないということ、衛生上汚いということ、さらに反社会的な問題として怖いといったように、当該地区が「恐怖の存在」であることがメディアを通じて一般社会に報じられるわけです。

さて、京都はどうだったのでしょうか。それを確認する

ために、終戦からおよそ一九六〇年代中頃までの『京都新聞』に掲載されたバラック街に関する記事を探索してみました。すると、神戸と同じように、景観の問題が目立ったかと思えます。たとえば、一九五九年四月二一日の記事「市民の社会科（六四）市営住宅（下）」では、「とくにひどいのは、国鉄東海道線南側の鴨川堤で、マッチ箱のようなバラックが五百戸近く、テンデバラバラに密集している観光京都の入口なのにこんな見苦しいシミは一時もほっておけない」と書かれています。

背景を少し確認しておく、一九五〇年に特別法「京都国際文化観光都市建設法」が成立し、さらには一九五六年に制定された市民憲章でも最初の定義に「わたくしたち京都市民は美しいまちをきざしましょう」と謳われております。国際文化観光都市としての京都にふさわしい清潔で美観的なまちづくりの実現を目指す意識が存在しており、その一方でバラック街を「見苦しいシミ」と位置づけ、それを排除、ひいては除去する意識を読み取ることができるかと思えます。

そのほか、防災上の問題として、すなわちバラック街の火事を報じる記事も多く見られましたし、一九六〇年八月

二二日の記事「ヤキモキ」堤防が心配」居すわる養豚バラック」では、衛生的な観点だけでなく、河川整備の阻害要因として問題視されており、複合的に問題化される状況もあつたようです。いずれにしても、こうした記事に見られるように、当時の都市社会においてバラック街が異質な存在として構築され、消滅されるものとして、排除が正当化される状況があつたことがうかがえます。

8. 「不法占拠」問題への対処

バラック街への問題視については、土地の「不法占拠」という条件が一九五〇年代中頃から、全国的に立ち上がっていきます。そのきっかけとなつたのが、一九五二年末に大阪で起こつた、通称「梅田村事件」です。

本件は、大阪駅前のある一角で一夜のうちに建てられた不法バラック建築物十四戸を、土地の権利者である業者が人夫四十数名を動員して一時間で破壊したというもので、事件後、地権者を含めた数名が器物損壊罪で逮捕されます。裁判は長引きますが、結果的に地権者側が「器物損壊罪で懲役四カ月、執行猶予一年」との判決がなされます。これに対して、「そもそも不法占拠している方が悪いのではな

いか。バラックを建てた方が悪いのではないか」という論調が盛り上がるわけです。そして、結果的に第二審控訴審で地権者側の正当防衛が認められたこともあり、「不法占拠の問題を刑法で取り扱おう」という気運がさらに高まっています。一九五五年一月二八日の朝日新聞大阪版に、「土地争いに新波紋。不法占拠を窃盗罪で処罰」との見出しの記事が報じられています。

そして、「不法占拠問題を刑法として採り上げていってほしい」と要望が様々な組織から高まっています。一九五四年八月、大阪土地協会が陳情書を提出して以降、地方自治体や近畿市長会、全国市長会、大阪商工会議所など、行政や経営者団体も積極的に「公有地も含めて不法占拠しているものを取り除いてほしい」と要望が膨らんでいきます。ロビー活動を展開する中、政治家も巻き込み、結果的に一九五九年六月、京都市を含む「六大都市不法占拠対策協議会」が設立します。代表は大阪市長で、国に立法措置の要望書を出すこととなります。ちなみに、同年九月四日の『京都新聞』の社説として「不法占拠処罰」の立法化急げ」が掲載されました。その一部を抜粋しておきます。

京都は戦災を受けた他都市と違って、焼け跡、焼けビルというものはなく、無断で空地に工場を建てたり、住居を構えたり、また郡部の方では他人の山林に勝手に植林したりしている。これも戦後の社会秩序の混乱に乗じたものであることは焼け跡の不法占拠と同様である。(略) 不当は権利者に対する法の保護が完全でないことを悪用にした侵害者が勝利となるならば、正直者は常にバカをみ、犯罪もまたやむを得ないという風潮が起ることを心配する。幸い法務省では、目下「不動産不法占拠処罰」の刑事立法化を準備し、次の国会に提案の以降だといわれるが、大いにこれを促進し、法治国民として明るい安心した生活ができることを望みたい。

そして、結果的に法制化されたのが、いわゆる不動産侵奪罪という法律です。刑法二三五条「窃盗罪」の第二号として、「他人の不動産を侵奪した者は一〇年以下の懲役に処す」と、一九六〇年五月に内閣総理大臣岸信介のもので法制化されます。それによって土地の不法占拠が刑事罰で対処されることになったのです。

9. ブラック街の消滅をめぐる複線的な過程

ブラック街の消滅といえば、いわゆる強制立ち退きをイメージしやすいかと思います。地権者がそこに住む人たちを強制的に立ち退かせる、行政代執行として、場合によっては警察権力や暴力を用いながら、抵抗する居住者を排除することが想起されるのではないでしょうか。たしかに、それらが行われたことは事実で、一九六六年一月一九日の『中国新聞』の記事で報道されたように、広島市の場町では、かなりの人数で川沿いの家屋が壊されたことがわかります。

このような事例は全国的にそれなりの数があったと思いますが、ブラック街の消滅過程には他にもいくつかのルートがあったようです。拙著では、ブラック街が消滅する過程として、強制立ち退きのほかに大きく三つの方向(自主移転、集団移住、居住継続)があったことを指摘しました。このうち最も多かったのが、居住者の自主移転のようです。居住者が自分で立ち退くというかたち、これがほとんどだったと思います。ただし、行政は何もしなかったのではなく、たとえば見舞金や移転補償費といったように、ある程度の面倒を見ることもあり、場合によっては、公営住

宅を斡旋する自治体もありました。

一方で、コミュニティを維持する形で集団移住を成し遂げたバラック街もありました。住宅地区改良事業をバラック街に適応し、改良住宅を別の用地に建設、バラック街に住む人たちが集団的に移住するというケースです。代表的な事例としては、広島の太田川沿いのバラック街住民に提供された基町住宅があります。なお、京都でもこうした事例はありまして、一九六〇年前後において、京都駅前の建物疎開跡の整備や新幹線敷設事業との関連の中で、バラック住民が入居するための改良住宅が建設されており、さらには一九九〇年代終わりに、鴨川沿いの四〇番地において、京都市による住環境整備が実現されています。こうした住環境整備が実現した背景には、行政による対応や地元の住民運動があったことが、先述した山本崇記氏の著作で明らかにされています。そのほか、公有地が払い下げられて、集団移住が実現する事例もありました。

また場合によっては、長年、撤去されることなく、居住継続、維持される事例もありました。現在においてはすでに行政によって住宅が提供されましたが、先述の鴨川沿いの四〇番地のほか、宇治市のウトロ地区や大阪空港近隣の

伊丹市中村地区などがそれに当たるでしょう。なお、これは「不法占拠」やバラック居住が認められていたわけではなく、行政による放置、社会的に不可視化されたことで、不安定な生活状態、不良住宅のまま継続してしまったということです。

以上の分類を踏まえて、拙著では、自主移転がなされた神戸長田の「大橋の朝鮮人部落」や住宅地区改良事業が適用された静岡市安倍川河川敷地区、県有地の払い下げが実施された広島市を流れる太田川放水路沿いの三つのバラック街を取り上げました。それぞれのバラック街の消滅をめぐって、いかなる営為が行われてきたか、行政、居住者、支援者によるさまざまな取り組みに注目したわけですが、それを踏まえて以下の点を指摘しました。

まず、バラック街の立ち退きをめぐっては、行政当局が戦略的見地から、警察権力を用いた行政代執行による強制撤去だけではなく、個別交渉を用いて地区居住者の分断を図る方法、住宅地区改良法や土地の払下げなど、様々な方法で当該空間の消滅が促進されてきたということです。

その間、先述した不動産侵害罪（一九六〇年）や新河川法（一九六四年）など法的根拠が整備される一方で、メデイ

アの排他的な言説が介在し、ブラック街は社会的に問題視され、居住者への社会的排除は進行、行政当局によるブラックの撤去や居住者の立ち退きの正当性は確固たるものになっていった。それに対して、居住者は様々な方法で戦術的に生活世界を維持し、公権力に対して支援者の協力を受けながら連帯し、組織化し、自らの居住や生活の権利を主張し、抵抗することもあったということです。

すなわち、行政当局と居住者との関係は一筋縄に対立として理解することはできないわけです。それぞれの組織は必ずしも一枚岩的に捉えられず、交渉では互いの利害関係が調整されることもあり、そのあり方は多面的ということなのです。

10. おわりにー京都のブラック対策をめぐって

最後に、京都市によるブラック街への対応について考えたいと思います。この点について、前川修氏は論文のなかで以下のように述べています。

京都市は一九五三年度からブラック住宅の立ち退きをおこなってきたが、交渉による立ち退きをおこない、

公権力によって立ち退きを強制したことは一度もなかった。京都市はこれらの経験から立ち退きを円滑におこなうためには、次の生活の場を確保することが不可欠であるとの方針をかためていたのである。一九五九年度から始まるブラック集落の立ち退きもこの方針に従い移転先を斡旋し、移転補償をおこなうものであった。（前川修「東七条におけるブラック対策と新幹線敷設」『部落解放研究』一四一号、二〇〇一年）

私が研究対象とした他の都市の状況を考えると、一九五〇年代終わりの京都市の対応は極めて珍しい対応であり、非常に先進的だったのではないかとは思いますが。もう少し深掘りすると、当時の京都市長である高山義三氏の議会で発言からもブラック街に対する対応が読み取れるかと思えます。

市長（高山義三君）…それからいまのブラック住宅につきましては、これは実は数年前から私といたしましても非常に責任を感じております。（略）不法占拠する者についてわたしどもにどこまで責任があるかとい

うことを第一段に考えたい。そのものにつきましては、おのずから私どもは処置をとる。そしてこれらの救済策をとって、不法占拠しないでもいいような対策をとる。同時に私どもに責任がないのに、あるいはあえて法を侵していこうという者に対しては断固たる処置をとりたい、私はその場合において強制はあり得るという考えを持っておりますので、二つに分けてお聞き取り願いたい。

(一九五八年六月三〇日 京都市会会議録)

市長(高山義三君) …この国際都市の玄関がああいったようなきたないバラックでもって覆われているということは、まことにどうも私どもは恥ずかしいかぎりであります。しかしこれに手をつけるためには相当の調査も必要なのであります。ただこれを権力をもって追っちらかすということだけでは、私どもは正しい政策ではないと考えます。

(一九五九年三月六日 京都市会会議録)

なお、それぞれのバラック街の状況の違いもあり、比較

する際には一定程度の配慮が必要かと思いますが、一九五〇年代に神戸市長を務めた原口忠次郎氏は議会で、「不法占拠」バラック街に対して以下のような発言をしています。

市長(原口忠次郎君) …不法占拠というものが沢山市内にございまして、私共は出来るだけそういうことも除くように努力致しております。しかしご承知の通り終戦後残念ながらわが国民性のいき方が、如何にも正義ということが忘れられ勝ちのために、なかなか不法占拠を私共の理屈だけで取除くという状態ではございません。これは非常に残念なことと存じますが、しかし私はそういうことで、市の状態をそのままにおくわけにはいきませんので、残念なこととございますけれども、強権を発動いたしましたして、不法占拠を取除くように準備を進めております。

(神戸市会会議録 一九五四年七月二〇日)

こうした市長の発言の違いからも、かなり早い時期にバラック街に対する住宅補償が行われたなど、京都市によるバラック対策としての特徴が見いだせるかと思えます。

ただし、京都市のバラック街への対応を考える際、もう少し注意しなければならぬことがあるようにも思います。つまり、同時代的に調査が進み、また研究蓄積も見られる京都駅前や鴨川沿い四〇番地以外にも、バラック居住、あるいはそれに類するような居住形態があったのではないかとということです。

実際、一九五九年二月二〇日の『京都新聞』の記事「住宅難その二」では、当時の京都市内の住宅難の状況として、狭小過密居住や老朽住宅居住のほか、「土蔵、物置、バラック、橋の下などにふつうの家とはいわれない場所に住んでいる人たちが」が一〇二〇世帯あったと報じられています。

現在、私はこのうち橋の下に住む人について、『京都新聞』の記事を頼りに調べているのですが、一九六〇年代に至ってもその存在は登場します。一九六四年十月四日の記事「橋下の住人“姿を消す”」によれば、オリンピック美観作戦ということで、一六三世帯三八五人が当地から立ち退かされたとのこと。立ち退き者たちにどのような行政対応があったのか、また彼らがその後どのように暮らしたのかはまだ検討中ですが、京都駅前や鴨川沿いのバラック街での対応の違いなども気になるところです。

もちろん、こうした橋下居住以外にも、これまで光が当てられてこなかった人々や地区の存在もあるのかもしれない。すなわち、現時点で資料や記録がないからと言って、それらがなかったと断定すべきではなく、今後、さらなる資料の探索や調査が必要ではないかと考えているわけです。すでに冒頭にてバラック街を研究することの意義について示しましたが、橋下居住者を含めて、不可視となってきたバラック居住のあり方、さらにはそれをめぐる様々な状況や過程に改めて光を照らすことで、戦後京都史の新たな一面を提示することもできるのではないかと思っております。

戦後バラックと京都

本岡 拓哉 (同志社大学人文科学研究所)

1. 戦後「バラック街」再考とその意義：拙著『「不法」なる空間をいきる』を踏まえて

- ▶ 本研究の意図は、「バラック街」に対する既存の歴史認識（閉域として、均質なものとして、固定的なものとしての空間理解、消滅までの単線過程）の視野の狭さや誤謬をあらわにすること。
- ▶ 研究成果を踏まえて想起されるのは、バラック街の既存の歴史認識（排他的な空間表象＋消滅）を「当然」なものとして認識すること、戦後の開発や高度経済成長の単線理解との共犯関係。
- ▶ 戦後の開発の正当性を是認する形で、バラック街に生きた人々の存在それ自体が歴史的にも抹消されており、逆も然り、歴史的に抹消してしまうことで、高度経済成長や開発政治の正当性を追認していないか。
- ▶ 現在および将来における貧困層や社会的弱者に対する差別や排除、立ち退き問題に立ち向かう場合には、歴史的に不可視化されてきた、あるいは消滅や問題解消を「当然」とみなされてきた、同様の状況を見つめ直す意義がある。すなわち、バラック街の記憶と記録の再探索というオルタナティブな戦後史には、現代および将来における意義もありうるということ。

2. バラックとはなにか

※1：本来は兵隊のための宿舎、とくに駐屯兵のための細長い宿舎を意味する。それが転じて、火災や地震、水害、あるいは戦争などで、家屋が焼けたり破壊されたりした際に、ありあわせの材料を用いて作った一時しのぎのための小屋を指すようになり、さらには、比喩的に粗末な住宅一般をも意味するようになった。このことばが一般化したのは、1923 年 9 月 1 日に起こった関東大震災で瓦礫（がれき）の山と化した東京の都心に、人々が崩壊家屋の廃材などを組み合わせて建てた粗末な小家屋をバラックと呼ぶようになってからである。なお、第 2 次世界大戦後、日本の大都市の焼土に建ち並んだ急ごしらえの小屋もまたバラックと呼ばれた。[高田 公理] (世界大百科事典、平凡社)

3. 描かれる「バラック街」の生活風景

※2：その昔、角倉了以が巨万の私財をなげうって完成させた高瀬川は、森鷗外の名作「高瀬舟」や、映画の英雄月形半平太の情話と結びついて、人々の頭に情緒豊かなイメージを与えていく。 (略) とところが、五条通をすぎ、かつての船着場といわれる内浜（未解放部落）を通り抜けて東海道を越えた途端、つまり、京都駅裏にさしかかったところで、高瀬川はその風雅な様相を一変するのである。(略) 今にも折れそうなつっかい棒で川に体半分あずけた家が、なんと六十数戸もへし合っている。あり合せの板切れてこしらえられた三畳一間から、多くて二間切りのハーモニカバラックが、お互いにもたれ合いながら、どうにかこうにかふんばっている格好だ。ここから西に向うと、家の格好も将棋スタイルから屋台スタイルに変わり、一戸ずつ思い思いに全く雑然と居をかまえている。そしてこれらのバラックの間を、破れかかったクモの巣のような路地が、あるいは縦に、あるいは斜めに、自由気ままに走り抜けている。路地は、最初から路地としてあったのではな

く、バラックとバラックとが争いあった結果残された「空き地」がいつの間にか結び合わされて路地にされたまでのことである。

そこでくびすを返し、例の加茂川に足を向けていただくとしよう。(略) 関西の有数の規模を持ち、平安朝の柳原散所の流れをくむという内浜部落とは、わずか東海道本線一つで接しているのであるが、加茂川の堤防が、その内浜部落を通り抜けたとたん、忽ち住宅地に早変わりしているのである。いや、今では堤防どころか、勢余って堤防をのりこえ、文字通りの河原にさえ、バラックははみ出しはじめていたのだ。 (馬原鉄男「部落はかくして創られた—京都市屋形町、高倉町、東ノ町、西ノ町の場合」『部落』11-1, pp. 31-39, 1959年。)

4. 「バラック街」の生成過程とその条件

- 空襲被害＋住宅喪失者（被災者・引揚者）による絶対的住宅難
- 戦時期の建設計画停止、建物疎開・空襲によって生み出された「空地」の存在
- 終戦直後の住宅政策の遅れ／「浮浪者」対策重視と「仮小屋」の放置
- 「都会地転入抑制緊急措置」解除（1949年）と朝鮮特需における都市の労働力需要の拡大

※3：戦災を受けた都市には、戦後極度の住宅難のためいくつかのバラック集落ができ、それがだんだん膨張して大きな集落をつくり、各都市共にそれぞれこの対策に悩んでいる。

京都市はこの点戦災を受けなかったため、バラックが部分的に散財する程度であったが、昭和27年頃より京都駅に近い国鉄沿線南部周辺に急に増え、新しいスラムを形成しはじめた。

(京都市住宅対策本部『国鉄沿線南部バラック集落の実態調査報告』1958年)

5. 「バラック街」の住環境：東京との比較

表1

		バラック街	不良環境地区	東京都区部
台所使用状況	専用	75.2%	75.3%	88.3%
	共同	23.9%	21.1%	11.7%
	不詳	0.9%	3.6%	—
排水状況	敷地外	49.1%	64.8%	—
	戸外	9.3%	7.8%	—
	設備なし	39.8%	25.6%	—
	不詳	1.8%	1.8%	—
便所の状況	戸内専用	27.7%	54.4%	81.2%
	戸外専用	3.2%	0.8%	—
	戸内共同	6.6%	17.4%	18.8%
	戸外共同	62.1%	26.5%	—
	不詳	0.4%	0.9%	—
給水状況	専用水道	16.4%	38.1%	82.1%
	専用井戸	1.5%	0.7%	—
	共同水道	51.9%	50.4%	17.2%
	共同井戸	27.7%	10.2%	—
	その他	1.9%	0.4%	—
	不詳	0.6%	0.2%	0.7%

表2

		バラック街	不良環境地区	東京都区部
建築時期	～5年	15.4%	8.2%	—
	6～10年	25.8%	9.4%	—
	11～15年	33.0%	16.3%	—
	16～20年	2.2%	7.1%	—
	21年～	14.6%	51.4%	—
	不詳	13.3%	7.6%	—
破損状況	健全	19.6%	20.1%	63.3%
	少修理必要	25.5%	36.6%	20.5%
	大修理必要	32.2%	28.9%	7.4%
	修理不能	18.8%	12.2%	8.8%
	不詳	4.0%	2.2%	0.0%
1人当り量使用数	～1.4畳	49.2%	29.8%	6.2%
	1.5～2.4畳	31.3%	37.3%	28.0%
	2.5～3.9畳	11.8%	20.6%	30.1%
	4畳～	4.5%	11.5%	35.7%
	不詳	3.2%	0.8%	—

参照：東京都民生局『東京都地区環境調査-都内不良環境地区の現況-』1959年。

表3

住宅の面積			
面積	戸数	割合	京都市割合
10㎡以下	3	1.7%	6.0%
10～20㎡	60	33.9%	17.2%
20～30㎡	58	32.8%	18.7%
30㎡以上	52	29.4%	58.1%
不明	4	2.3%	-

表5

住宅の構造			
外観	戸数	割合	京都市割合
構造	2	1.1%	80.0%
木造モルタル	8	4.5%	13.9%
バラック	164	92.7%	0.7%
その他	3	1.7%	5.4%

表4

水道・井戸・流し・煮炊き場		
状況	世帯数	割合
全部専用	107	59.1%
全部共用	10	5.5%
一部共用及びなし	54	29.8%
全部なし	10	5.5%

表6

便所		
状況	世帯数	割合
専用	102	56.4%
共用	39	21.5%
なし	40	22.1%

参照：京都市『鴨川陶化橋“O番地域”調査報告』1973年。

6. 「バラック街」社会の多様性と関係性：東京との比較

- 必ずしも、バラック街の居住者は一般社会とは隔絶しておらず、孤立もしていなかった。社会的混合（social mix）の度合いや社会的流動性は高く、内部構成も決して均質でも、固定的でもない。
- バラック街の内部と外部を隔てる分断線は曖昧であり、多孔的でもある。つまり、当該空間は決して閉曲線で囲まれた領域として存在したのではなく、広範で複層的な関係性のなかで常に構成されていた。

表7

		バラック街	不良環境地区	東京都区部
居住期間	1年未満	5.0%	2.4%	—
	1～5年	30.9%	23.1%	—
	5～10年	35.1%	21.1%	—
	10～15年	23.3%	28.9%	—
	15～20年	1.8%	6.0%	—
	20年以上	3.9%	18.5%	—
家賃	無料	0.9%	3.5%	2.4%
	～299円	36.2%	27.1%	1.5%
	～1,499円	35.2%	41.1%	17.8%
	～2,999円	16.5%	18.4%	23.4%
	3,000円～	11.3%	9.9%	54.7%

表8

		バラック街	不良環境地区	全国市部
世帯主職業	賃金労働	筋肉	23.6%	20.9%
		事務技術	18.3%	25.4%
	自営業	職人	9.4%	10.0%
		個人経営	12.5%	13.1%
		自由業	13.1%	4.9%
	無職		5.6%	7.9%
	その他		16.6%	15.7%
	不詳		0.9%	2.0%
現金収入	～9,999円	17.7%	16.5%	10.5%
	～19,999円	34.7%	33.0%	40.2%
	～29,999円	16.8%	23.7%	28.8%
	30,000円～	6.6%	10.4%	20.1%
	不詳	24.2%	16.4%	0.4%

参照：東京都民生局『東京都地区環境調査-都内不良環境地区の現況-』1959年。

表 9

来住の時期		
来住の時期	世帯数	比率
1946年(11年前)	13	2.5%
1947年(10年前)	36	7.1%
1950年(7年前)	33	6.5%
1952年(5年前)	30	5.9%
1953年(4年前)	46	9.0%
1954年(3年前)	93	18.2%
1955年(2年前)	93	18.2%
1956年(1年前)	62	12.2%
1957年(6ヶ月前)	97	19.0%
不明	7	1.4%

表 10

来住の理由			
理由		世帯数	比率
職業上	失業	29	5.7%
	事業失敗	46	9.0%
	離職	53	10.4%
	その他	70	13.7%
家庭上	家族離別	16	3.1%
	家族死別	13	2.5%
	家庭不和	25	4.9%
	その他	25	4.9%
居住上	家屋明渡	77	15.1%
	災害喪失	15	2.9%
	その他	126	24.7%
不明		15	2.9%

表 11

来住前居住地		
来住前居住地	世帯数	比率
京都市内	324	63.5%
近畿	85	16.7%
近畿以外	90	17.6%
朝鮮	1	0.2%
不明	10	2.0%

表 12

本籍地		
本籍地	世帯数	比率
京都市内	170	33.3%
近畿	110	21.6%
近畿以外	149	29.2%
朝鮮	71	13.9%
不明	10	2.0%

参照：京都市住宅対策本部『国鉄沿線南部バラック集落の実態調査報告』1958年。

表 13

職業		
職業別	世帯数	比率
日雇	109	21.4%
バタヤ等	164	32.2%
土工	19	3.7%
工員	16	3.1%
職人	51	10.0%
会社員	8	1.6%
店員	18	3.5%
運転手	15	2.9%
行商	9	1.8%
公務員	13	2.5%
養豚	6	1.2%
その他	47	9.2%
なし	35	6.9%

表 14

収入			
収入	世帯	うち生活保護	比率
収入なし	10	10	2.0%
3999円まで	72	22	14.1%
7999円まで	169	44	33.1%
11999円まで	112	14	22.0%
15999円まで	79	2	15.5%
17999円まで	5		1.0%
19999円まで	13		2.5%
23999円まで	19		3.7%
27999円まで	6		1.2%
28000円以上	19		3.7%
不明	6		1.2%

参照：京都市住宅対策本部『国鉄沿線南部バラック集落の実態調査報告』1958年。

表 15

職種明細			
職種	業種	人員	割合
日雇	建設業	32	17.7%
土工	建設業	14	7.7%
土建業	建設業	15	8.3%
大工職人等	建設業	9	5.0%
手伝い	建設業	7	3.9%
工具	製造業	10	5.5%
友禅職人	製造業	9	5.0%
鉄工業	製造業	3	1.7%
運転手	運輸通信	16	8.8%
市交通局	運輸通信	1	0.6%
商人	卸売・小売業	5	2.8%
店員	卸売・小売業	2	1.1%
資源再生	卸売・小売業	4	2.2%
サービス業等	サービス業	5	2.8%
会社員	分類不能	15	8.3%
無職		24	13.3%
不明		10	5.5%
計		181	100.0%

参照：京都市『鴨川陶化橋“O番地域”調査報告』1973年。

表 16

職業別	世帯数	割合
バタヤ	87	38.2%
人夫	48	21.1%
大工	1	0.4%
工具	22	9.6%
運転手	1	0.4%
商業	21	9.2%
会社員	13	5.7%
公務員・教員	2	0.9%
ヒロボン売買	8	3.5%
その他	20	8.8%
無職	5	2.2%

参照：東京都文京区役所土木課『第一次後楽園裏部落除去記録』1954年

7. 社会問題となるバラック街：神戸を参照して

表 17：1950年代におけるバラック街の社会問題に関する『神戸新聞』記事の見出し

番号	年月日	記事見出し	分類
1	1951.7.26	「美観」と「生存」の対立 表玄関神戸駅前のバラック	景観
2	1952.8.28	非衛生的驚くばかり 赤痢発生のバラック街	衛生
3	1954.3.18	どうする？このバラック “お見せしろ”“すな” 陛下お迎え前に消毒騒ぎ	景観
4	1955.5.20	建つわ建つわ不法バラック 悲壮な決意の住人“追われたら一家心中”	反社会
5	1957.2.14	火魔呼ぶバラック街 自衛組織も少なく低すぎる防火知識	防災
6	1957.4.27	住みよい街に 不法占拠のバラック 深刻な住宅問題からみ難しい立退き	反社会
7	1958.9.9	市有地に居座るバラック 市内に五千戸以上も 臭いブタ飼育に非難の声	衛生

※4：建設省調べによると、市内で物置やバラック、橋の下など非住宅に住んでいるものが千二十世帯もあり、老朽した住宅に五千六百七十世帯住んでいる。こうした住宅をつぶし、新しい住宅を建てて住み心地よくしようというもの。とくにひどいのは、国鉄東海道線南側の鴨川堤で、マッチ箱のようなバラックが五百戸近く、テンデバラバラに密集している観光京都の入口なのにこんな見苦しいシミは一時もほっておけない(「市民の社会科(64)市営住宅(下)」『京都新聞』1959年4月11日)

8. 「不法占拠」問題への対処：全国的な動向

※5：京都は戦災を受けた他都市と違って、焼け跡、焼けビルというものはなく、無断で空地に工場を建てたり、住居を構えたり、また郡部の方では他人の山林に勝手に植林したりしている。これも戦後の社会秩序の混乱に乗じたものであることは焼け跡の不法占拠と同様である。(略)不当は権利者に対する法の保護が完全でないことを悪用した侵害者が勝利となるならば、正直者は常にバカをみ、犯罪もまたやむを得ないという風潮が起ることを心配する。幸い法務省では、目下「不動産不法占拠処罰」の刑事立法化を準備し、次の国会に提案の以降だといわれるが、大いにこれを促進し、法治国民として明るい安心した生活ができることを望みたい。

(「社説 “不法占拠処罰”の立法化急げ」『京都新聞』1959年9月4日)

表18：「不動産窃盗」立法化に関する経過概要

年月日	事項	主体
1954. 8	陳情書提出	社団法人大阪土地協会
1956. 10. 29	要望書提出	近畿市長会、全国市長会、全国市議会議長会
1958. 10. 26	不動産の不法占拠の実情調査	衆議院法務委員会（来阪）
1959. 5. 25	法務省、五都市会議所懇談会	法務省、東京、名古屋、京都、大阪、神戸五都市会議所

※6：戦後発生した不動産の不法占拠は六大都市の公有地約二十四万六千坪であり、都市計画等各種事業遂行上の最大のガンとなると共に、大きな社会悪の培養素となっている。しかもこれら不法占拠に対する手段は行政上の強制執行の認められる場合は極めて一部分で、殆どが長年月を要する民事訴訟によるため侵略行為を目前に拱手傍観せざるをえない。…罪刑法定主義による国民権利の保護の趣旨を考慮し、速やかに法律の明文による不法占拠に対する刑事罰と公有物件に対する強制執行の法制化を要望する。(六大都市不法占拠対策協議会（代表：大阪市長）による立法措置の要望書（1959年6月14日）)

※7：不動産侵害罪（刑法235条ノ2） 「他人の不動産ヲ侵害シタル者ハ10年以下の懲役に処ス」

9. バラック街の「立ち退き」をめぐる複線的な過程と行政対応

- 強制立ち退き：行政代執行による強制撤去、火災後の再定住禁止
- 自主移転：移転補償費（見舞金）提供による自主移転／公営住宅の斡旋による自主移転
- 集団移住：住宅地区改良事業の適用、改良住宅への集団移住／土地の払下げによる集団移住
- 居住継続：行政による放置・放任

表19 河川敷居住地で実施された住環境整備の内容と整備主体

河川名	協議会／住環境整備主体	住環境整備の内容
白川	白川不法占用協議会（1968年発足） 建設省：建設局、行政監察局、法務局、財務局 熊本県：知事、各部長他	地区指定：1971年、不良度100% 建設戸数：350戸（県市で分担）
旧太田川 （基町）	基町地区再開発促進協議会（1968年発足） 広島県、広島市	地区指定：1969年 建設戸数：長寿園1,904戸、基町694戸
安倍川	静岡県安倍川総合対策協議会（1966年発足） 建設省：中部地建、静岡県：副知事、部局長、 静岡市：市長、部局長	改良住宅建設：1968年、地区指定：1970年 建設戸数：改良住宅230戸、福祉住宅30戸 店舗28戸、作業所28戸
鶴見川	建設省：関東地方建設局長 神奈川県：知事横浜市：市長	改良住宅地区指定：1968年 建設戸数：180戸、建設地：県より廃川敷を借用（7,722㎡）

参照：近畿地方建設局水政課「河川敷不法建築物対策研究会報告」、1970年。

10. 「立ち退き」をめぐる多面的な空間の政治

- ▶ バラック街の立ち退きをめぐるのは、行政当局が戦略的見地から、警察権力を用いた行政執行による強制撤去だけではなく、個別交渉を用いて地区居住者の分断を図る方法、住宅地区改良法や土地の払下げなど、様々な方法で当該空間の消滅が促進されてきた。
- ▶ その間、不動産侵害罪（1960年）や新河川法（1964年）など法的根拠が整備される一方で、メディアの排他的な言説が介在し、バラック街は社会的に問題視され、居住者への社会的排除は進行、行政当局によるバラックの撤去や居住者の立ち退きの正当性は確固たるものになっていった。
- ▶ それに対して、居住者は様々な方法で戦術的に生活世界を維持し、公権力に対して支援者の協力を受けながら連帯し、組織化し、自らの居住や生活の権利を主張し、抵抗することもあった。
- ▶ 行政当局と居住者との関係は一筋縄に対立として理解することはできない。それぞれの組織は必ずしも一枚岩的に捉えられず、交渉では互いの利害関係が調整されることもあり、そのあり方は多面的である。

11. 京都のバラック対策めぐる

表 20 京都市のバラック対策（1950～1970年代初頭）

時期	事項
1953年	昭和28年度崇仁地区疎開跡整備計画
1954年	京都駅前疎開跡バラック居住者移転用として共同仮設住宅建設（13戸）
1956年	京都駅前疎開跡買収用地に崇仁第三市営住宅（18戸）、崇仁第二市営住宅（6戸）竣工
1958年2月	京都市による「国鉄沿線南部バラック集落実態調査」
1960年7月	深草鈴塚町住宅竣工（24戸、バラック居住者対策）
1960年12月	東七条地区に住宅地区改良事業地区指定
1961年6月	橋下不法占拠実態調査（鴨川・高野川・桂川）
1961年9月	罹災世帯を対象に深草桜島住宅竣工（29戸、八条～九条間の河川敷バラック対策）
1964年10月	橋下不法占拠者の立ち退き完了（オリンピック美観対策）
1962年12月	北河原町改良住宅竣工（142戸、新幹線敷設のための立ち退き世帯対象）
1963年10月	京都府による0番地実態調査
1964年8月	紙屋川バラック火事後（7月31日）に再建対策
1967年9月	京都市「東九条スラム対策基本計画」
1969年9月	「東九条実態調査報告書」作成
1973年	『鴨川陶化橋“0番地域”調査報告』

参照：京都市『鴨川陶化橋“0番地域”調査報告』、1973年。

前川修「東七条におけるバラック対策と新幹線敷設」『部落解放研究』141、pp.39-61、2001年。

山本崇記『住民運動と行政権力のエスノグラフィ―差別と住民主体をめぐる〈京都論〉』晃洋書房、2020年。

※8：京都市は1953年度からバラック住宅の立ち退きをおこなってきたが、交渉による立ち退きをおこない、公権力によって立ち退きを強制したことは一度もなかった。京都市はこれらの経験から立ち退きを円滑におこなうためには、次の生活の場を確保することが不可欠であるとの方針をかためていたのである。1959年度から始まるバラック集落の立ち退きもこの方針に従い移転先を斡旋し、移転補償をおこなうものであった。（前川修「東七条におけるバラック対策と新幹線敷設」『部落解放研究』141、pp.39-61、2001年。）

■ 「不法占拠」バラックへの対応をめぐる京都市長と神戸市長の発言

※9：市長（高山義三君）：それからいまのバラック住宅につきましては、これは実は数年前から私といたしましても非常に責任を感じております。（略）不法占拠する者についてわたしどもにどこまで責任があるかということを第一段に考えたい。そのものにつきましては、おのずから私どもは処置をとる。そしてそれらの救済策をとって、不法占拠しないでもいような対策をとる。同時に私どもに責任がないのに、あるいはあえて法を侵していこうという者に対しては断固たる処置をとりたい、私はその場合において強制はあり得るという考えを持っておりますので、二つに分けてお聞き取り願いたい。（1958年6月30日 京都市議会会議録）

※10：市長（高山義三君）：この国際都市の玄関があいいたようなきたないバラックでもって覆われているということは、まことにどうも私どもは恥ずかしいかぎりであります。しかしこれに手をつけるためには相当の調査も必要なのであります。ただこれを権力をもって進つちらかすということだけでは、私どもは正しい政策ではないと考えます。（1959年3月6日 京都市議会会議録）

※11：市長（原口忠次郎君）：不法占拠というものが沢山市内にございまして、私共は出来るだけそういうことも除くように努力致しております。しかしご承知の通り終戦後残念ながらわが国民性のいき方が、如何にも正義ということが忘れられ勝ちのために、なかなか不法占拠を私共の理屈だけで取除くという状態ではございせん。これは非常に残念なことと存じますが、しかし私はそういうことで、市の状態をそのままにおくわけにはいきせんので、残念なこととございせんけれども、強権を発動いたしまして、不法占拠を取除くように準備を進めております。たまたま大火災が不法占拠のあったところに出たということとございせんが、出来るだけそういうことを取除いていって出来るだけ災害を、火災による災害を除くようにしたいと思っております。なおこの点につきましては、これまで建築の許可が神戸市にございせん。これは全部県にございせんがいろいろ不便がございせんので、こういう点も私共出来るだけ取除いていきたいというふうに努力しております。（神戸市議会会議録 1954年7月20日）

【参考文献】

- 宇野豊「京都東九条の形成とまちづくり」富坂キリスト教センター・在日朝鮮人の生活と住民自治研究会編『在日外国人の住民自治—川崎と京都から考える』新幹社、pp. 83-111、2007年。
- 加美嘉史「戦後京都市における「住所不定者」対策と更生施設—昭和30年代の「浮浪者」と「京都市中央保護所」を中心に」『福祉教育開発センター紀要』13、pp. 117-132、2016年。
- 住田昌二『不良住宅地区改良の研究』京都大学大学院工学研究科博士論文、1960年。
- 同志社大学人文科学研究部編『戦後「バラック街」再考』人文研ブックレットNo. 70、2021年。
- 部落問題研究所編『京都の部落問題5 現代京都の部落問題』部落問題研究所、1987年。
- 前川修「東七条における疎開地整備事業とバラック対策」『京都部落史研究所紀要』12、pp. 2-24、2000年。
- 前川修「東七条におけるバラック対策と新幹線敷設」『部落解放研究』141、pp. 39-61、2001年。
- 馬原鉄男「部落はかくして創られた—京都市屋形町、高倉町、東ノ町、西ノ町の場合」『部落』11-1、pp. 31-39、1959年。
- 本岡拓哉「「不法」なる空間にいきる—占拠と立ち退きをめぐる戦後都市史』、大月書店、2019年。
- 山本崇記『住民運動と行政権力のエスノグラフィ—差別と住民主体をめぐる（京都論）』晃洋書房、2020年。

【資料】

- 京都市『鴨川陶化橋“O番地城”調査報告』1973年。
- 京都市住宅対策本部『国鉄沿線南部バラック集落の実態調査報告』1958年。
- 近畿地方建設局水政課『河川敷不法建築物対策研究会報告』、1970年。
- 東京都文京区役所土木課『第一次後楽園裏部落除去記録』1954年。
- 東京都民生局『東京都地区環境調査—都内不良環境地区の現況—』1959年。

銭座跡村の成立

― 一八世紀京都の市街地近郊にできた皮革業の村 ―

小林 ひろみ

はじめに

私は、現在、京都の崇仁地区に関わる江戸時代の古文書の解説や整理に関わっています。今日はその作業の過程で、江戸時代の京都の市街地近郊に住んでいた被差別民について、新たに知ることが出来たことをご報告します。

その前に二つほどお断りさせて頂きます。一つ目は、今日のお話に登場するかつての被差別民の居住地域が特定できる地図については、パワーポイントでお見せするのみとして、皆さんにお配りしたレジュメへの掲載は控えさせて頂きました。情報が何かの形で独り歩きして、不利益を被る方が出るのを防ぐためです。今日のお話の主な対象となるのは江戸時代の元禄年間ころから「えた」という差別呼称で呼ばれるようになった人々ですが、今もこの呼び方でつらい思いをされる方々もおられます。そこで、その呼び方を用いるのは被差別民の種類の区別を示す必要がある時や、江戸時代の文献を引用する際などに限り、それ以外は被差別民という呼び方で統一いたします。（*なお、さらに三つ目として、この講演録をまとめるにあたっては、当日お話しした内容やお配りした史料で、誤りに気がついた

点は訂正したことや、皆さんからのご意見・ご質問を踏まえて、説明が分かりにくかったり、不十分であったと考えられる事等については、加筆していることを、申し添えておきます。）

今日のお話の対象となる銭座跡村は、享保一七（一七三二）年に、当時の京都の市街地と農村部の境目にあった大仏柳原庄という村の領域に開発された被差別民の村です。後で詳しく見ていきますが、大仏柳原庄の領域は、加茂川の両岸にまたがっていて、そのうち、鴨川の西側の領域が、現在の崇仁地区とほぼ重なっています。

銭座跡村は、同じく現在の崇仁地域にあった六条村から分かれて成立した村であり、住民の多くが皮製品を製造する皮革関連産業に携わっていました。その人口は一八世紀の末までに二千人を超えるまでに拡大しましたが、これは、当時、京都で最大規模の被差別民の村であった六条村と並ぶ人数です。このように銭座跡村は、近世後半の京都の地域社会においては、無視することのできない規模の村でしたが、かつては、六条村より史料が乏しく、実態の分からない村だったのです。けれども、近年公開された史料や、整理が進んだ史料の中に、多くの銭座跡村についての記録

が含まれていたため、様々なことが分かり始めています。今日は、この村が成立するまでの経緯について、当時の地域社会を形作っていた様々な身分・階層の集団の關係のあり方に着目しながらお話しします。

I 錢座跡村の成立に関わった人々

初めに、錢座跡村の成立に関わった組織や集団について、見ておきましょう。

添付資料の1頁の図1をご覧ください。太い枠で括っているのが今日登場する主な組織や集団です。そのうち、被差別民の集団は、錢座跡村とその元になった六条村、そして、六条村とともに錢座跡村の成立の過程に大きく関わった天部村の三つでした。錢座跡村とその元となった六条村が、どちらも大仏柳原庄と呼ばれる百姓の村の領域内にあったことは、先ほども申し上げた通りです。また、天部村は、川崎村と並んで京都で特に歴史の古い「えた」村で、豊臣秀吉による京都改造の後には、東三条にありました。

一方、この村の成立には、大仏柳原庄の百姓や、この村の最大の領主であった妙法院、そして、京都の市街地やその他畿内の幕府領や寺社領を支配する幕府の出先機関であ

る京都町奉行所も、深く関わっています。そこで、まず、今日のお話の舞台となる大仏柳原庄と、そこを支配する領主や京都町奉行所について確認しておきましょう。

1 大仏柳原庄の百姓と領主

i 大仏柳原庄の本郷（上郷・下郷）の百姓たち

〔レジュメI-1-1①〕

大仏柳原庄は、錢座跡村に負けず劣らず、長く実態のわからない謎の村とされてきました。この村についてのまともな記録は、かつては、一八八七（明治二〇）年に作成された『京都柳原町史』という史料しか知られていなかったのです。けれども一九九六年に『今村家文書』の存在が明らかになったことで、この村についての情報は格段に増えました。今村家は戦国期にこの地域を拠点としていた土豪と呼ばれる有力な在地の武士の子孫であり、江戸時代の後半は、この村の本村の庄屋を務めていた家です。（『今村家文書』と『京都柳原町史』などの今日参照する資料については、お配りした添付資料の1頁から2頁にかけての補足1から4にまとめてあります。）

大仏柳原庄の領域は大まかに言えば、五条通りから南、八条通りから北の鴨川の両岸でした。けれども、南側の一

部の鴨川に近い部分は唐橋通まで突き出して、また七条通りから南は御土居の湾曲にしたがって、少し西に張り出していました。

さきほど、大仏柳原庄は、市街地と農村部の境目にあつた村とお話しましたが、言い換えればこの村は、市街地に飲み込まれつつあつた村でもありました。大仏柳原庄の百姓の住む本村は鴨川の東岸にありましたが、本村とは言え、ここは、伏見街道沿いの本町六丁目から一〇丁目にあたる町であり、御土居の外であつても、大仏組という町組に属する洛外町続きの最南端でもあつたのです。江戸時代のこの村は、柳原庄とも大仏柳原庄とも呼ばれていましたが、村の名前に「大仏」がつくのは、豊臣秀吉による方広寺の大仏建立とそれに伴う伏見街道の開通以降のことです。そのため、この村の鴨川東岸は、秀吉による京都の都市改造の頃からすでに市街地化が始まっていたと考えられます。そしてこの村の鴨川西岸も七条通りから北側は、一八世紀の前半までに完全に市街地化していました。けれども伏見街道沿いの区域には町人だけでなく、農業で暮らしを立てる百姓も住み、その畑が伏見街道と鴨川の間、京阪電鉄の通っているあたりや、対岸の鴨川西岸の七条通りか

ら南側にも広がっていました。この村の農地のほとんどが畑であるのは、低湿地が多く、米作りができる土地が、わずかであつたためです。それらの畑で育つのは、藍や芋類など限られた作物でした。以上が、被差別民の集落が移転させられて来る前の、一八世紀初頭までの大仏柳原庄の状況です。

なお、大仏柳原庄の本村は北の上郷と南の下郷にさらに分けられ、それぞれに村庄屋が置かれていました。

ii 領主・妙法院と京都町奉行所

〔レジュメー1②〕

次に大仏柳原庄の最大の領主である妙法院と京都町奉行所について見ておきます。京都を含む畿内は関東とならんで大名の領国が少なく、小さな領主がモザイク状にひしめきあっていた地域です。そして各々の領主の土地も一ヶ所にまとまっておらず、分散して配置されてきました。このような地域は非領国地域と呼ばれ、特に京都府の南部にあたる山城の国では一つの村に一〇以上の領主がいたことは珍しくありません、ただし大仏柳原庄は添付資料の1頁の表1にある通り約四九〇石という小さな村だったので、領主は三つの門跡寺院だけであり、しかも、その九〇パーセ

ント以上が妙法院の領地でした。そして、錢座跡村も六条村も、妙法院の領内にありました。なお、門跡寺院というのは、皇族や撰閑家が住職を務める寺のことで、妙法院は、皇族が住職を務める寺でした。

非領国地域の小さな領主たちは、それぞれの所領から年貢を受け取っていましたが、この地域の所領は、あまりに入り組み細分化していたので、行政や司法については、基本的には京都町奉行所の支配を受け、その方針に従いました。そのため、錢座跡村の成立の過程には、領主の妙法院だけでなく、京都町奉行所も関わっていたのです。

2 移転させられてきた被差別民

次に、六条村の大仏柳原庄への移転について見ていきます。

錢座跡村が六条村から分かれてできた村であることは、先にお話しましたが、被差別民の側の錢座跡村開発の最大の動機が、この移転の時に積み残された課題と大きく関わっているからです。その事情については、すでに先行研究がありますので（添付資料2頁補足3A参照）、それらのご研究も参照しながら私自身の考えを付け加えてお話しします。

i 新地開発と六条村の移転 「レジュメ1・2①」

大仏柳原庄の領主のうち妙法院と知恩院は、どちらも鴨川東岸の東山にある大寺院です。一七世紀の末以降、東山の大寺院の多くは、鴨川の河川敷の領地を、商業用地や宅地にして地代収入を得るために、盛んに新地開発を進めました。低湿地が多い河川敷は、農地としては高い収益が期待できなかったからです。大仏柳原庄の最大の領主であった妙法院も同様に新地開発を進めました。この村の鴨川西岸の七条通りから北の市街地化は、新地開発の結果だったのです。

その開発に伴い、二つの被差別民の集落が、本村の百姓の畑であった鴨川西岸の七条通りから南の一角に、移転させられることになりました。「えた」村の六条村と「ひにん」の長屋である「ひにん」小屋水車です。大仏柳原庄の領内には幕末までに五つの被差別民の集落ができました。それについては、添付資料の6頁の表5に一覧が載っています。その五つの集落の中で最初に大仏柳原庄に成立した被差別民の集落が、この六条村と「ひにん」小屋水車でした。移転させられて来た理由は、被差別民の存在が町家誘致の妨げになるとされたためでした。このことは、妙法院のお坊さんが書いた日誌にはつきりと書いてあり、被差別民の集

落があるため、町人の誘致に差し障るという意味のことが、かなり露骨な言葉で書いてあります。

ii 刑警吏役（行刑役十警吏役）を担う役人村

〔レジュメI-2①〕

それでは六条村と妙法院の移転交渉の過程をみていきましょう。六条村の移転の開始は一七一四（正徳四）年からで、「ひにん」小屋水車の移転もほぼ同じ頃でした。

六条村は当初、妙法院からの移転の打診を迷惑千万であると拒んでいました。けれども、断り切れないと判断すると、京都町奉行所を後ろ盾として、妙法院との再三の交渉に臨みます。

移転前は六条河原にあったこの村は罪人の処刑や牢屋の見張りや掃除など刑罰に関わる行刑役を担う役人村の一つであり、移転の直前には京都市中の巡回なども命じられるようになっていました。そのため、現在の研究者は、役人村の仕事を「刑警吏役」と総称しています。先ほどの添付資料の図1にもあるように江戸時代の京都には一八世紀の前半までに、六条村も含めて五つの役人村が成立しました。そのうち六条村は、天部村に次ぐ地位にありました。役人村筆頭の地位にあったのは、役人村としては京都で最も古

い「えた」村である天部村だったのです。これらの役人村は、町奉行所配下の四座雑色の支配を受けており、立地している場所の領主の支配下にはありません。またその敷地のほとんどは、刑警吏役の代償として、年貢のかからない免租地とされていたので、領主とは年貢を通しての関係もあまりありません。そのため六条村は、奉行所の役人を通して妙法院と交渉し、公の御用である刑警吏役に支障をきたさないよう、移転先には市街地に近い場所を要求しました。また移転を受け入れる条件として、妙法院による移転費用の負担、移転前の二倍の面積の宅地の確保も求めました。

iii 皮革関連産業が盛んな村 〔レジュメI-2①〕

六条村が移転先として二倍の宅地を要求したのには、理由があります。六条村では「えた」村の仕事としてその独占が保証されていた皮革関連産業が盛んでした。特に一七世紀の末からは、雪駄という裏に皮をはった草履などの皮製品の需要が、庶民にまで拡大しました。それで生産に従事する労働者の流入が増えていたのです。その結果、一八世紀初頭の六条村の人口は、同じく皮革関連産業でも知られていた役人村筆頭の天部村を上回るほどになりました。

移転前は、実質三〇〇〇坪足らずの役田地に一六八軒の家があり、一軒あたりの平均面積が約一七坪という過密な状態でした。三〇〇〇坪の中には、共有スペースや皮張場などの作業場も含まれることを考慮し、支配層や成功した皮革関連業者が、平均をはるかに上回る面積を占有していたと考えられるとすれば、その他の人々の居住空間は、より狭かったのではないかと推測されます。この村の一世帯の平均は、約四人だったので、かなりきつかったのではないでしょう。

六条村の移転先は、妙法院の領地から市街地に接した大仏柳原庄の鴨川西岸の一角に決定されました。これは奉行所を後ろ盾にして、「公の御用」という言葉を繰り返して交渉した成果ともいえます。ただし、そこは、北は御土居、東と南は高瀬川、西は高瀬川の舟入りに囲まれた周囲から孤立した場所で、地面が高瀬川の水位よりさらに低い湿地でした。そのため六条村は、妙法院に対して、さらに外側に出る道の設置と水害防止の対策を要求しました。妙法院側は、それに応じて七条通りへ通じる道をつけ、敷地には土を入れ三尺のかさ上げをしました。また妙法院は、銀一〇五〇枚の移転費用も支払っています。六条村の移転は、

領主の都合による理不尽なものではありませんが、六条村は、移転を受ける条件として提示した要求の大部分を、認めさせました。その背景には、門跡寺院といえども、京都の治安維持に欠かせない役人村を移転させるためには、町奉行所の意向を無視できなかったという事情があつたからではないかと、私は考えます。

けれども、宅地の面積を移転前の二倍にするという要求は受け入れられませんでした。確保できたのは、免租地である宅地に、皮洗い場として払い下げられた五一坪の年貢地を合わせても、三〇〇〇坪ほどでした。これでは、元の六条河原にいた時の面積と変わりません。移転交渉の結果、刑警吏役遂行の便宜にかかわる条件は、ほほかなえられました。けれども、手狭な居住環境の改善や、皮革関連産業の一層の発展を支えるより多くの働き手を確保するための宅地の問題が、課題として積み残されたのです。

II 錢座跡村の成立

1 被差別民側の事情

i 六条村の人口拡大 「レジュメII-1①」

それでは、いよいよ、錢座跡村の成立の経緯について、

見ていきます。まず、被差別民の側の事情については、引き続き、先行研究に私の考えを付け加えつつ確認します。

先行研究の執筆者の一人である山本尚友氏は、錢座跡村開發の経緯を急激に拡大する人口の受け皿を必要とする六条村の被差別民の事情から説明されています。先にも述べたように六条村の人口の拡大は、大仏柳原庄への移転前からの懸案で、移転に際しても移転前の二倍の宅地を求めましたが、それが叶えられなかったという経緯があります。けれども、どんどん膨らんでいく労働人口を受け入れる場所の確保は、急務でした。添付資料2頁の表2をご覧ください。移転から間もない正徳五(一七一五)年の六条村の人口は、七八九人でしたが、約一〇年後の享保一一(一七二六)年には一〇〇〇人を超えていたのです。

ii 錢座跡の開發願1：享保一一(一七二六)年

〔レジュメⅡ-1-1②〕

ここから先は、添付資料3頁の年表を合わせてご覧ください。背景が灰色になっている部分は先行研究が執筆された時、参照可能であった史料に基づく部分です。山本氏は錢座跡村開發に向けての動きの発端を、享保一一(一七二六)年二月に、六条村の大西屋庄左衛門、大和屋喜三郎、

住吉屋安兵衛の三名よる奉行所への嘆願から書き起こされています。この嘆願は、六条村から五〇〇メートルほど南にあった銅銭を製造していた錢座の跡を、被差別民の宅地として開發する認可を求めたものでした。後の村の名前が示す通りのこの錢座の跡地は、六条村と同じく鴨川の西側の大仏柳原庄の妙法院の領内にありました。八条通りのすぐ北です。ここは元禄一一(一六九八)年、幕府の意向で公儀鑄錢所として提供させられていた区域なのですが、宝永六(一七〇九)年に操業が停止され再び妙法院に返却されていたのです。開發願を出した大西屋ら三名は村の支配層である年寄や組頭ではなく手下という階層に属していました。三名は薬種商を営む大西屋庄左衛門をはじめとして、いずれも皮革関連産業に従事して資本を蓄えた人々であったと考えられます。薬種商を皮革関連産業というのは、漢方薬の薬種にも植物由来のものだけでなく、動物由来のものがあるからでしょうか(*本文末「追加註」参照)。彼らは増え続ける労働人口の受け皿となる宅地の開發を目指していました。けれども、その願書は、六条村を含む五つの役人村の支配層であった年寄たちの意向で、奉行所から突き返されたのです。

そこで次に役人村の年寄の反対の理由について見ておきましょう。

その前に役人村の年寄が、当時の京都近郊の「えた」身分の中で、どのような立場に立っていたのかを確認しておきます〔レジュメⅡ・1③〕。役人村の年寄は、一八世紀初頭の京都町奉行所による被差別民支配の方針転換にともない、その地位を保証された人たちでした。一八世紀初頭までの山城・近江・摂津の五二ヶ村の「えた」村は山水河原者と呼ばれる庭造りの技術を持つ被差別民の系譜をひく下村氏のもとで、二条城掃除役を務めていました。ところが下村氏が断絶すると二条城掃除役が廃止され、かわりに牢屋の掃除や見張りなどを行う牢屋敷外番役をさせられるようになりました。この牢屋敷外番役の支配を任されたのが、それまで下村氏の下で二条城掃除役も務めながら、刑罰の執行を差配していた役人村の年寄たちなのです。これは、ちようどその頃、幕府が従来以上に被差別民を刑罰などの治安対策に動員する方針をとるようになったことと関わっていると考えられます。峯岸賢太郎氏のご研究によれば、これは全国的な傾向でした。こうして京都周辺地域の「えた」村支配は被差別民の仕事の一部であった刑警吏役

を軸に、町奉行所↓四座雑色↓役人村↓山城・近江・摂津の五二カ村という系列で一本化され、再編成されました。そして、役人村の年寄が、その五二カ村の頂点に立つことになったのです。なお二条城掃除役も、牢屋敷外番役も、実際にその仕事を行うのは、ほとんどが役人村の住人でした。その他の村々は人足賃を負担させられ、それが実際に仕事を行う役人村の住民の賃金とされたのです。

さて大西屋庄左衛門らが、錢座跡開発願を出した享保一（一七二六）年に話を戻します〔レジュメⅡ・1②〕。その当時の役人村の年寄は、天部村に五名、六条村に三名、その他の役人村に各一名ずつ、合わせて一一名おりました。大西屋庄左衛門らの嘆願を受けて、奉行所は、六条村の年寄たちを呼び出しました。そして「錢座跡村の開発が年寄たちにとって差支えになるのなら、その言い分を書きつけにして差し出すように」と命じました。それに対して役人村の年寄たちが連名で「差し支える」という書状を提出したので、開発は却下されたのです。

山本尚友氏は、年寄たちは、手下の庄左衛門たちが、新しい村の支配人として自分たちと対等の立場に立つことを恐れたと推測されています。その推測の正しさは後でご紹

介する近年発見された文書からも確認できます。一方、大西屋庄左衛門たちは、同年八月に、再び奉行所の投入箱に、錢座跡の開発を目指す願書を入れました。けれども、それは、奉行所の役人によって「役所の門前で焼き捨てるように」と命じられ、「二度と同じ嘆願を繰り返さないように」言い渡されたのです。先の移転交渉でも見たように、奉行所が優先するのは、役人村として六条村の職務が、滞りなく遂行されることでした。そのため刑警吏役を支配する年寄の意向を尊重したと考えられます。

iii 錢座跡の開発願2：享保一六（一七三二）年

〔レジュメⅡ-1②〕

手下による開発願が却下された五年後の享保一六（一七三一）年十一月、今度は六条村の年寄の一人与左兵衛と天部村の年寄の一人源左衛門の両名が、錢座跡の開発を願ひ出ました。すると、その年の一二月には奉行所の認可がおりました。

ところが、年寄の与三兵衛と源左衛門の開発願も、実は役人村の年寄全員の合意を得ていたわけではなかったのです。山本氏は、そのことを、六条村の年寄が残した記録として知られる「諸式留帳」に、享保一六年の二度目の錢座

跡村開発願以降の村の成立に至る経緯が、全く記されていないことから推測されました。山本氏の論考が出た当時は、その間の経緯を知ることのできる史料がなかったのです。けれども、現在整理が進んでいる文書からは、それらが、かなり具体的に明らかになりました。その経緯をご紹介します前に、江戸時代の京都の役人村の内部事情を確認しておきましょう。

iv 役人村内の主な階層と手下の台頭

〔レジュメⅡ-1④⑤〕

享保一年の最初の開発願の顛末の背景には、年寄対手下という被差別民内の階層間の対立が反映していました。それに対して、後でその経緯をお話する享保一六年の二度目の開発願には、同じ階層に属する年寄同士の対立が、反映していたのです。この入り組んだ利害の対立について考えるためには、江戸時代の京都の役人村の階層構造を確認するとともに、六条村の複雑な成り立ちも知っておく必要があります。

一八世紀初頭の京都の役人村の階層は、家持層と借家層に大きく分かれていました。家持層は年寄を頂点として、その下に組頭や小頭があり、それぞれの頭の下に複数名ず

つの手下組が編成されました。家持層は、刑罰に携わる刑警吏役の統括のかたわら、主に皮革関連産業を営む自営業者でもあり、それは手下も同様でした。そして一七世紀末の元禄年間からの商品経済の発展に伴い、民間の需要が拡大すると、手下からも商工業者として富を蓄え、借家を所有し、その借家の住人を雇うなど、経済力では年寄や組頭に匹敵する力を持つ者が、現れていたのです。武家政権によって保障された年寄たちの地位は、すでに経済的側面では、必ずしも安泰とは言えない状況でした。なお借家層も手下と呼ばれ、刑警吏役や牢屋敷外番役に人足として動員されました。けれども、それに必要な人数は限られており、その多くは普段は皮革関連産業を営む家持層に雇われていました。

V 年寄層内部の対立 「レジュメII-1⑥」

次に年寄層内部の対立について見ていきます。年寄層内部の対立は、一部の年寄が、二条城掃除役や刑警吏役以上に皮革業の経営を重視する傾向を見せたためであり、その対立が最も強く表れたのが六条村でした。というのも、六条村は、実際は、北組と南組の二つに分かれており、南組の年寄は、天部村に住み、大仏柳原庄に移転してくる以前

から、皮革業者を優遇していたからです。享保一七（一七三二）年に奉行所から錢座跡の開発を認められた二名のうち、六条村の年寄と左兵衛は、実は南組の年寄で、錢座跡の開発を行った二名の年寄は、どちらも天部村に住民だったのです。それに対して、「諸式留帳」という以前からよく知られている史料を残したのは、六条村の北組の年寄でした。

六条村の支配がこのような複雑な形になったのは、大仏柳原庄へ移転してくる前の六条村成立からのいきさつが関わっています。六条村は、元は刑罰を執行する行刑役の代償として、六条河原に与えられた役田地でした。そして、一七世紀の半ば以降は、その北側を後の六条村の中核となる河原町松原上ルにあつた集落に住む支配人が支配し、南側を天部村に住む支配人が支配するようになったのです。

そして、寛文三（一六六三）年には、北側の初代支配人嘉兵衛が、役田地に配下の者と移り住んで六条村北組を形成し、それ以降一七世紀の初めまでは、嘉兵衛とその分家の名跡を継ぐ者が、北組の年寄役を独占し続けました。一方南側の与三兵衛も、配下を六条村に移住させて南組を形成し、後にその年寄になりました。けれども、与三兵衛の名

跡を継ぐ者たちは、その後も天部村に住み続け、それは、六条村が大仏柳原庄に移転してからも同じだったのです。

このことは南北間の軋轢を生みました。ここで詳しく述べることは避けませんが、南組の年寄与三兵衛の家は、六条村が六条河原にあった頃から、当時の公役である二条城掃除役以上に皮革関連産業に力を入れる傾向にあり、南組成立当初から、日本一皮革業の発展していた大阪の渡辺村の業者の手代を、南組の土地に住まわせていました。そして、長く公役を務めていた他の住人より優遇したのです。渡辺村から来た皮革業者は、二条城掃除役を務めようとはしませんでした。そのため、公役を重視する北組の年寄たちと度々紛争になり、北組の年寄たちによって奉行所へも訴えられています。

このような紛争の後も、与三兵衛を名乗る家は、六条村年寄の肩書で、二条城掃除役や刑警吏役の支配も務めながら代を重ねます。現地に住んでいない上に、公役以上に皮革関連産業を重視する年寄の支配が続いた南組では、皮革関連産業で成功した者の発言権が、階層の区別を超えて増していきました。さらに銭座跡の開発が懸案になった時期の与三兵衛家は、二代続けて当主が早死にするという不幸に

見舞われ、ますます配下の皮革業者への統制は及ばなくなりました。享保一一（一七二六）年に最初に銭座跡の開発を願い出た皮革関連業者の大西屋庄左衛門ら三名も、実は南組の手下だったのです。

ただし南組の年寄与三兵衛は、大西屋庄左衛門らが銭座跡村の開発を願った際には、六条村年寄として他の年寄たちと共に、それを阻止する書状に署名しています。また、その五年後に与三兵衛とともに嘆願を行った、天部村の年寄の一人、源左衛門も、同様に手下の開発を阻止する側として署名しています。

vi 年寄間の対立の理由 「レジュメⅡ・1⑥関連」

ここで、手下による銭座跡の開発を阻止した年寄たちは、なぜその後、一致団結して開発に乗り出さなかったのだろうか、という疑問が生じます。北組の年寄にとっても住民の宅地の確保は課題であったはずですが、そもそも、大仏柳原庄への移転の際には彼ら自身が宅地をそれまでの二倍にするよう要求していたのです。それなのに何故自らの手で新たな宅地の開発に乗り出さなかったのでしょうか。その理由について山本尚友氏は、北組の年寄が分家して三軒になったために、個々の家の財力が小さくなったためではな

いかとされています。それに加えて私は、六条村の北組と南組の年寄の対立の経緯から見て、北組の年寄たちが大西屋庄左衛門ら新興の手下や、南組の年寄の与三兵衛の家や、天部村の年寄の一人である源左衛門の家ほどには、皮革関連産業の発展による利益を得ていなかったのではないかと考え、そのことも新しい村の開発に乗り出すための資金を調達できなかった理由ではないかと推測しています。ただし、この件についての史料は残っていないので、あくまで推測です。

なお、天部村の年寄、源左衛門の錢座跡村開発前の動向については、十分な史料が無いのですが、源左衛門の家に ついての私の知る限りのもつとも古い記録は、「諸式留帳」の宝永三（一七〇六）年の記録です。その記録によれば、この家は、一八世紀の初めには、既に天部村の年寄を務め、手代を使うほどの規模で皮革業を営んでいたことが明らかです。

以上、先行研究を参照しながら、錢座跡の成立に反映された被差別民内部の利害対立について再検討しました。錢座の跡地を被差別民の村とする計画の始まりとその実現には、被差別民の側の要請は不可欠でした。けれども近年発

見され、整理が進んでいる史料からは、従来知られている以上に、この村の成立に際して大仏柳原庄の本村からの強力な働きかけがあったことが、明らかになりました。またその過程で、領主妙法院の役人が、深くかかわっていることも、明らかになりました。特に注目されるのは、それらの史料には、手下による開発願が却下された享保一一（一七二六）年から年寄二名への開発許可がおりる享保一六（一七三二）年までの、これまで不明であった約五年の空白期間の出来事が、かなり詳しく記されていることです。それらの記録から、本村の庄屋による熱心な働きかけが、役人村の年寄集団から二名の年寄を、錢座跡開発推進へ向けて造反させる大きなきっかけとなったことと、そして本村の庄屋が、領主妙法院の役人の意向を付度して動いていたことが、分かってきたのです。

2 領主と本村の百姓の事情

i 空白の五年間にあった出来事を知ることのできる

史料 「レジュメⅡ」2①

それでは、いよいよ近年発見された史料に基づく錢座跡村の成立の事情について見ていきたいと思います。

添付資料2頁の補足2と3をご覧ください。先にも述べ

たように、錢座跡村の成立の経緯を知るために先行研究が主に参照された史料は、「諸式留帳」です。六条村北組の年寄によってまとめられたこの史料は、京都の被差別民の歴史を知るには必須の史料ですが、六条村北組の利害を反映していて、それに反することは、記されておりません。そのため錢座跡村開発についての出来事も、享保一（一七二六）年に手下の大西屋庄左衛門らの開発願が、奉行所から却下された経緯までしか記してないのです。そのため先行研究では、享保一六（一七三一）年の年寄与三兵衛、源右衛門による開発願から錢座跡村成立までの経緯については、先に挙げた「京都柳原町史」の断片的な情報を参照されています。それに対して近年、先行研究が執筆された一九八〇年代から一九九〇年代の半ばにはまだ知られていなかった、錢座跡村関連の史料を含む文書群が、見つかりました。まず、挙げられるのが、錢座跡村の本村となる大仏柳原庄の庄屋文書の性格も持つ「今村家文書」です。先にお話したように、当時その実態の多くが謎であった大仏柳原庄についての情報は、「今村家文書」の公開によって格段に増えました。ただし錢座跡村の開発前後の今村家の当主は、妙法院の有力な塔頭で寺侍をしていたので庄屋

は務めていません。そのため「今村家文書」のこの時期に関わる文書は、後の時代に本村の利害に関わる文書を写したもののみで、そこからも、錢座跡村の成立の背景や経緯について、多角的に知るのには難しいのです。

そしてもうひとつ、先行研究の執筆された当時に未公開であった錢座跡村関連の史料を含む文書群が、「柳原銀行記念資料館所蔵妙法院関連文書」です。そこに含まれる錢座跡村関連の文書は、妙法院の所領を統治する役所に提出された文書群の一部です。門跡寺院である妙法院は、特別に京都所司代の管轄とされており、また、近世の神社としては一七〇〇石という大きな所領を治めていたので、独自の役所を持っており、奉行所の方針に従いつつも、所領支配のかなりの部分を独自に行っていました。「柳原銀行記念資料館所蔵妙法院関連文書」には大仏柳原庄の被差別民や本村の百姓が妙法院に提出した文書と共に、奉行所に提出した文書の写しも含まれています。そのため、被差別民内部のさまざまな立場の関係者の言い分と、本村の関係者の言い分が記録され、その上、領主であった妙法院の関や、奉行所の方針も知ることが出来る格好の史料群です。なおこの文書群は、現在も整理中で文書名もまだ仮のもの

なのですが、この文書名は長いので以後「妙法院関連文書」と略します。

ii 農作物の育たない錢座の跡地

〔レジュメⅡ-2②〕

さて、たった今、近年発見された錢座跡村関連の史料についてお話ししましたが、実は一九七一年には活字化されて出版されていた「京都柳原町史」にも、断片的ながら錢座跡村の開発への、大仏柳原庄の本村からの被差別民への働きかけを示す文書の写しが、収録されています。そして先行研究の執筆者のうち、澤村通也氏はこの史料に着目されて、錢座跡開発にあたっての領主や本村の庄屋の意図にもふれておられます。この「京都柳原町史」の写しは元の文書の第一条のみの抜粋であり、単独では前後の経緯も分からない形で掲載されているのですが、大仏柳原庄の本村の庄屋が、六条村や天部村の年寄に錢座跡の開発を働きかけた目的が、簡潔に記されています。そのうえ幸いにも元になった文書か、あるいは、そのほぼ完全な写しと考えられる文書が、「妙法院関連文書」に含まれていて、そこに残りの条文もあるので、両者あわせて添付資料に引用し、大まかな意味を書いておきました。4頁の下が大まかな意味

で、5頁の史料1に口上書を活字化したものを載せています。この口上書は、領主である妙法院が、町奉行所から、役人村の年寄のうちの源左衛門と与三兵衛の二名に錢座跡を開発させることについて、内々の承諾を得た後の文書です。その承諾を踏まえて年寄二名が、正式に開発を申しつけてくれるよう町奉行所へ提出した願書が、この史料です。内容について見ていきましょう。まず「京都柳原町史」にも掲載されている第一条には、当時本村の庄屋であった重右衛門が、兩人に錢座跡の開発を持ちかけた目的が記されています。それによれば、庄屋重右衛門が、兩名の年寄に、「錢座の跡地は銅の成分による土壌汚染で作物が育たないために年貢が払えず、それではと新地開発と同じ発想で町家を誘致して地代収入を得ようとしても、近くに火葬場や六条村があるため商人が誘致に応じない。そこでお前たちが、居小屋地として年貢を払えるように開発してはどうか」と持ちかけたことと記されています。「居小屋地」というのは被差別民の宅地を示します。江戸時代には、宅地は「屋敷地」と記すのが一般的ですが、京都近郊の文書では被差別民の宅地を「居小屋地」と記す例が多く見られます。

さて次に「妙法院関連文書」のみに記されている第二条

以下についてですが、そこでは、かつての大西屋庄左衛門たち手下の嘆願について、「彼らが団結して新たな村を作り、役人村の村々の手下を引き取り、年寄になろうという企みをしたので、ことのほか混乱しました」と述べています。

そして、「自分たち年寄に開発を仰せつけられれば、年寄と手下の筋道も立ち、村の支配や秩序も保たれます。また、他所より流入してくる者は、皆手下として役人村の御用を務めさせるので、役人村の村々の助けにもなります」として開発の許可を求めています。

第一条からは、作物が取れない錢座跡からの年貢の確保を目的とする本村の庄屋の働きかけで、二名の役人村の年寄が、錢座跡の開発に乗り出したことがわかります。そして第二条以下では年寄と手下の対立が示され、かつての手下の嘆願は、年寄と手下の区別を無視した村の秩序を乱したものと、役人村の年寄の立場から否定的に扱われています。また、新たに錢座の跡地に作る村には、他の村からも流入してくる者たちにも御役筋、つまり役人村としての御用をつとめさせると述べています。

ただし、これらの文言は、被差別民内部の階層秩序や、着実な刑警吏役の遂行を重んじる京都町奉行所からの認可

を取り付けるための方便であると考えられます。というのは、そもそも、手下の大西屋庄左衛門らによる最初の錢座跡開発の嘆願も、領主や本村の意向に関係なく行ったとは考え難く、実際に、「妙法院関連文書」のその他の文書を読めば、大仏柳原庄の本村の庄屋や妙法院の役人たちは、手下の大西屋庄左衛門らによる最初の嘆願の時から、錢座跡への被差別民の誘致に積極的に関与していたことが、明らかだからです。

ここからが「妙法院関連文書」からしか得られない情報です。添付史料3頁の年表も併せてご覧ください。背景の白いところが「妙法院関連文書」に基づく記録です。本村から見た錢座跡村開発までの道のりは、宝永六（一七〇九）年に、妙法院に錢座の跡地が返還された時点で遡ります。返還当初の妙法院の方針は、そこを再び年貢を取ることの出来る農地に戻すことでした。そこで元の持ち主であった百姓一三名に、再び農地にするよう命じています。けれども一〇年以上たっても作物が育たなかったため、享保七（一七二二）年に、その土地を摂津の国の住人二名に売って、農地への回復を任せることになりました。錢座の跡地は、大仏柳原庄の鴨川西岸の南寄りにあり、本村の南部の下郷に

属していたので、摂津の住人や妙法院との交渉は、下郷庄屋の重右衛門たちが行っています。ところが摂津の住人達も土地を回復させることができず、三年後には「錢座の跡地を返却したい」と申し入れてきたのです。

そこで下郷庄屋二名は、上郷の庄屋堀三左衛門に紹介された、六条村南組の手下である大西屋庄左衛門と接触しました。そして庄左衛門が摂津の住人から錢座跡を買うことになったのです。これが享保一〇（一七二五）年のことでした〔レジュメⅡ-2④〕。

上郷庄屋三左衛門と大西屋庄左衛門の接点については具体的なこととは不明です。六条村はその立地から、もとは上郷の領域内であったと考えられますが、先にお話ししたように役人村の大部分は、町奉行所の配下の雑色から直接支配を受ける年貢のかからない土地であるため、六条村と上郷は支配の系統の上で、強いつながりはありません。それにもかかわらず、六条村の年寄でも組頭でもない手下の庄左衛門が、その財力によって上郷の庄屋に伝手を持ち、錢座跡の開発に乗り出すほどの立場にたっていたのは興味深いことです。大西屋庄左衛門の目的が、この土地を、急激に増加する六条村の人口の受け皿となる宅地として開発す

ることであったのは、すでにお話したとおりです。

iii 領主妙法院の財政難

一方、妙法院の側には財政難という事情がありました。

江戸時代になってから、妙法院は、三十三間堂や方広寺の大仏殿などの大伽藍を支配下に入れました。ところが享保年間（一七一六〜三六）以降、幕府が緊縮財政に転じ、一七世紀には積極的に行っていた幕府の資金による修復を行わなくなりました。そのため、多くの伽藍をかかえた妙法院は、自ら修復費用の調達に追われるようになっていたのです。享保年間には、方広寺の大仏殿が雨漏りしていて、当時はまだ焼けていなかった二代目の方広寺の大仏に、雨水がかかるという状態だったという記録もあります。そのような状況にあったためか、妙法院の役人が、「錢座の跡地から何程なりとも収益があればと良いのに」と語っていたことが、「妙法院関連文書」に含まれる下郷庄屋重右衛門の書状に記されています。

したがって、被差別民の錢座跡への誘致は、一六年間、年貢も地代収入も得られないままであった錢座跡から収入を得るための苦肉の策だったのです。誘致を決定するわずか一〇年ほど前には、新地開発の妨げになるという理由で

移転させてきた人々を、今度は年貢目当ての誘致の対象にしたというわけです。その翌年の享保一一（一七二六）年に、大西屋庄左衛門が、他の手下二名と共に錢座跡の開發を奉行所に願ひ出て却下された経緯や、その五年後の享保一六（一七三一）年に今度は下郷庄屋の重右衛門が、天部村に住む年寄二名に働きかけて奉行所からの認可に漕ぎつけたことは、すでに見た通りです。

iv 本村の庄屋による積極的な被差別民誘致

「レジュメⅡ-2④」

下郷庄屋の重右衛門が残した書状には、大西屋庄左衛門の開發願が却下されてから、年寄二名が開發許可に漕ぎつけるまでの、約五年の空白期間の出来事が、かなり詳しく記されています。それらの書状やその他の関係者の書状から、しばらくこの五年間の下郷庄屋重右衛門の奮闘ぶりを見ていきます。

手下の庄左衛門らによる錢座跡の開發願には、もちろん妙法院の役人たちも、深くかかわっていました。庄左衛門らが、奉行所へ開發を願ひ出たのは、享保一一（一七二六）年の二月でしたが、その前の年の享保一〇年一二月には役人たちは、大西屋庄左衛門やその仲間と対面し、年貢の納

入について証文を受け取っているのです。そして奉行所からの認可が下りないことがはっきりすると、役人たちは、「年寄と手下の双方が仲良く和睦して開發を願ひ出るように」と命じました。そこで、下郷庄屋の重右衛門は、その後二年間双方の説得に努めました。和睦が成立しないうちに妙法院の役人が総入れ替えになって、被差別民による錢座跡開發の件は、一度立ち消えになってしまいます。

それでも、下郷庄屋重右衛門はあきらめず、その後も年寄と手下の双方をたびたび呼び出し説得し、そして開發の認可が下りることになる享保一六（一七三一）年に至っては、双方を昼も夜も呼び出して、対談したといえます。その説得は困難を極めました。庄屋重右衛門は、手下による嘆願では奉行所の認可が得られなかったため、おそらくは、まず大西屋庄左衛門らを支配する南組の年寄与三兵衛と交渉して、和睦の手立てを図ろうとしましたが、先に述べたように、与三兵衛家の当主は、まだ若くそして病弱でした。そこで具体的な経緯はわかりませんが、同じく天部村在住の年寄源左衛門にも、出願を働きかけたのでしょうか。とはいえ、宅地確保の必要性は十分理解している年寄二名も、錢座跡の開發に乗り出せば、自分たち以外の年寄すべてを

敵に回すことになるのですから、慎重にならざるを得なかったでしょう。先にも述べたように、この二名も、大西屋庄左衛門ら手下による出願の際には、他の役人村の年寄とともに、それを阻止する嘆願に署名していたのです。

一方、一度目の嘆願が却下された後、投入箱に再び願書を入れるほどの執念を見せた手下の大西屋庄左衛門たちも、その後、ますます容易に後には引けない状況に陥っていました。奉行所から開発願が却下された後の七年間、錢座の跡地は、庄左衛門たちが管理していました。その土地の代金を借金で調達していたので、その利子がかさんでいきました。その上、その間の年貢は免除されてはいたものの、非人の行き倒れや、畿内の五か国の川普請にもなつて差し出さなければならぬ費用の負担は、その土地にかかってきますので、それらの負担が、土地の代金を上回ってしましました。そこで所有する借家を売るなど大変難儀していたのです。開発による利益を得られないまま、管理費だけがかさんでいく中で、庄左衛門たちは、自分たちの名義で開発する道は閉ざされたとしても、何らかの利権を錢座の跡地に確保することを目指していたようです。それは、役人村の年寄二名に開発許可が下りて間もなく、妙法院が

庄左衛門に、「代金を払い戻すので、土地を返すように」と言い渡した時に、庄左衛門たちが提出した嘆願書から分かります。その嘆願書には、「錢座跡に出来る宅地のうちのいくらかにでも、自分たちの支配を認めると書いた判を押した書状を下さい。そうすれば、その地面から上がる利益で借金を返したく思います」と記してあるのです。その嘆願の結果については、後でお話します。

引き続き、添付資料3頁の年表にそつてお話します。上郷庄屋の重右衛門が、関係者の説得を始めてから五年の間、年寄と手下の和睦は、なかなか成立しませんでした。ようやく享保一六（一七三一）年八月になってから、年寄与三兵衛・源左衛門の二名と、手下の庄左衛門との間で、話し合いが行われました。そして、一〇月には年寄与三兵衛と源左衛門の二名の連名で、庄屋重右衛門宛に、「享保一一（一七二六）年の開発願が、年寄たちの反対を受け、奉行所から却下されたその理由は、手下の者が、一つの村をたてようとしたためです。年寄が出願すれば問題は生じないので、自分たち兩名に錢座跡の開発を申しつけて頂きたい思います」という趣旨の書状が提出されました。この書状は、おそらくは重右衛門の意向で書かれたもので、この文

七〇〇〇坪です。続いて三月には、六条組南組年寄与三兵衛と天部村の年寄の一人である源左衛門が、跡地の代金を妙法院に支払いました。こうして、この二名を支配人として、錢座跡村の開発が始まることになったのです。

Ⅲ 成立直後の錢座跡村と地域社会

1 役人村との関係

i 役人村の村方騒動と多数住民による「居小屋地」

普請 「レジュメⅢ・1①②」

享保一六（一七三一）年の末に、ようやく奉行所からの認可にこぎつけた錢座跡の開発ですが、その後も役人村の多数派の年寄たちとの紛争は続きました。というのも、翌年の一〇月に、錢座跡村の支配人となった年寄の与三兵衛と源左衛門が、重右衛門に出した書状には、「天部村と六条村で村方騒動が起き、七月まで宅地開発の普請に取り掛かることができませんでした」とあるのです。開発は、享保一七（一七三二）年の二月から始める予定だったので、実際は、「ようやく七月一八日から、日々人足が五〇人、七〇人と出で普請に取り掛かり、一〇月頃にやっと宅地としての形ができました」と、その書状には記されています。

ii 役人村の年寄たちの訴願 「レジュメⅢ・1③」

その上、同じ書状によると、この頃、この二名以外の役人村の年寄たちが、「昼も夜も」寄合を開いて、錢座跡の「居小屋地」、つまり宅地の開発を阻止すべく願い出るという噂が広がりました。そのために、六条村の住民の間でも、いろいろと噂が広がって、二名に従っている者たちも、どうしようかと迷う状況になりました。そしてその噂通り一月には、源左衛門以外の天部村の年寄四名と六条村北組の年寄二名の、合わせて六名の年寄たちが、連名で妙法院へ訴訟を行ったのです。その趣旨は「錢座の跡地に「えた」を一人でも置くのなら、それは前例のないことなので幾重にもお断り申し上げます。錢座の跡地には「えた」を置かないように命じて頂きたいと願います」ということでした。六名の年寄たちは、「与三兵衛と源左衛門は、私たち同じ立場の年寄たちに断りなく開発願を出して、認可を得たのです」と訴えており、ここで兩名が、他の年寄たちに隠して奉行所へ開発願を出したことが、確認できます。兩名は、他の年寄たちの同意が得られないことは分かっていたので、彼らを出し抜く形で願書を提出したのであり、その計略に下郷庄屋の重右衛門が深く関与したことは、先に

確認した通りです。六名の年寄は、さらに、「源左衛門は、近頃勝手な振舞いが目に余り、手下のものまで引き込んでいるように見受けられます。与三兵衛とともに末々、かつて山城・近江・摂津の五二の「えた」村を支配した下村家の代わりになるうとしているかと思受けられます。また、源左衛門はこの度、錢座跡の地ならしをしましたが、その時に人足として村の下々のものを召使いました。その下々の者とは合意の上であったことは、我々も存じておりますが、これにも訳がありそうです。その者どもが私たちの支配を受けないようにして、与三兵衛と二人だけで年寄役を務めようとするつもりではないかと思受けられます」との疑いも記しています。そして「七年前に大西屋庄左衛門が奉行所へ開発を願ひ出た時には、奉行所が役人村の年寄の申し入れを聞き入れて却下して下さって有難く思っていますのに、この度、錢座跡村に家が建ち、諸国から自分たちと同業者である皮革業者が入り込んだら、自分たちの村々に住む者たちは飢えてしまいます」とも訴えました。

ただし、すでに確認したように、被差別民による錢座跡の開発願には、手下の大西屋庄左衛門らによる最初の嘆願の段階から、大仏柳原庄本村の上下郷双方の庄屋や、妙法

院の役人が、積極的に関わってきたのです。この開発は被差別民の側の一部の手下や年寄の意志だけで行われたものではありません。多数派の年寄たちも、その辺のことは分かっている、領主や庄屋たちが年貢を必要とする事情も理解していたと思われれます。そこで「与三兵衛と源左衛門への錢座跡の売却には何も申し上げません。この錢座跡の土地を百姓が農業の合間に商売などをするための用地とするか、あるいは「えた」ではない者の借家にするというのなら、何も申し上げません」などと記して気は遣っています。それでも訴訟に及ばざるをえなかったほど、多数派の年寄たちの危機感は強かったのです。なにしろ五〇名から七〇名の「下々の者」たちが、連日納得づくで、自分たちが阻止しようとしている錢座跡の開発のための動員に応じているのです。

iii 六条村から錢座跡村への大量移住

〔レジュメⅢ-1③〕

村方騒動は、この訴訟の後も続いたようです。結局、実際に錢座跡に家が建ち、住民の移住が始まったのは、ようやく享保一八（一七三三）年の二月になってからでした。ところが、その後は短期間のうちに六条村のかんりの数の

住民が、錢座跡村に移住したのです。山本尚友氏は、「錢座跡村の最初の住民は、六条村からの移住者が中核になったものと思われる」とされています。そして錢座跡への移住が始まる一年前の享保一七（一七三二）年の移住開始から、一三年後の延享元（一七四五）年までに、少なく見積もっても、二〇〇人以上が錢座跡村へ移住したと推計されています。

数だけ言っても分かりにくいと思いますので、添付資料2頁の表3をご覧ください。これは山本尚友氏が六条村の人口の推移をまとめられたものを、そのまま、ここに使用して頂いたものですが、この表によれば、六条村の享保一七年の人口の記録は、北組しかなくて、それが六三六人です。そして延享元年の記録は、北組が五四二人、南組が四一七人です。北組だけでも九四人の人口が減っているのですが、山本氏は北組の人口の減った分を、錢座跡への移住によるものとされ、さらに錢座跡の開発の中心になったのは南組の手下や年寄であったので、南組からはより多くの住民の移住があったのではないかと推測されて、六条村全体の移住者を約二〇〇人と推測されています。

ところで、山本氏の分析結果を見て、私が特に注目した

いのは、年寄たちが錢座跡の開発に強硬に反対していた北組からも、九〇人以上の移住者が出ているということです。被差別民の側の錢座跡の開発への動きは、六条村南組の手下によって始まり、その後、南組の年寄と天部村の年寄の二人の二名の年寄によって実現しました。それはいずれも六条村北組の年寄を含む役人村五カ村の多数派の年寄の総意には反する行為とされています。けれども北組からも多くの移住者があったという事実から、錢座跡村の開発は南組だけの造反であったのではなく、また一部の年寄だけが、南組の手下の側についたというわけでもなく、新たな村の開発を支持する層は、北組、南組の別を越えて存在していたと考えられます。また、与三兵衛、源左衛門の住んでいた天部村からも、一定の移住者が出たと考えるのが自然ですが、天部村の記録が残っていないので、確認ができません。

錢座跡村の開発を支持していたのは、役人村内部の序列から解放され、あらたな働き手を受け入れることの出来る広い土地で、商工業者して一層発展することを願う新興の皮革関連業者と、より良い仕事の条件の獲得や、狭く劣悪な環境からの解放を願う借家層の両方だったのではないで

しようか。村の開発を出願したのが手下であるかと年寄であるかと、被差別民の立場からその開発を支持していた層は同じであり、北組、南組の区別も、そして、おそらくは、六条村とそれ以外の役人村の区別も関係なかったものと思われます。

一方、役人村の多数派の年寄にしてみれば、多くの住民が、自分たちの直接支配を離れて至近距離の、しかも六条村の二倍の面積の新天地に住居を構えたのですから、ますます警戒を強めました。そして、錢座跡村が成立すると、刑警吏役と牢屋敷外番役の両方を負担するよう迫りました。与三兵衛と源左衛門は、先に引用した錢座跡開発の願書にそれらを負担すると書いてはいましたが、実際に村が成立すると、刑警吏役のほうは、錢座跡村が年貢を負担するという理由で、奉行所の理解を得て免れました。けれども、牢屋敷外番役は、さきほどお話した山城・近江・撰津の五十二ヶ村と同じく、負担することになりました。

iv 推論 錢座跡村開発を担った年寄たちについて

なお、役人村の年寄の総意に反して錢座跡村の開発に踏み出した与三兵衛・源左衛門の利害については、充分な史

〔補足〕

料はありません。ただし、つい先ほどお話した多数派の年寄による訴訟の文面では、源左衛門が、与三兵衛以上に激しく非難されていました。したがって、多数派の年寄たちが源左衛門を、二度目の錢座跡開発願い以降の被差別民の側の首謀者と見なしていたことは、間違いないでしょう。

六条村の南組の年寄、与三兵衛については、この名跡を継ぐ家が、移転前の六条村の成立当初から、当時の公役であった二条城掃除役以上に皮革業に力を入れていたことや、南組で、皮革関連業者の発言権が、年寄・組頭・手下の階層の別を超えて強かったことを、先にお話しました。このことが、錢座跡開発当時の当主の行動に何らかの影響を与えたのかもしれない。けれども、その当主が若く病気がちであったことも前にお話した通りで、気の毒なことにこの当主は、錢座跡の開発が始まって間もなく、亡くなってしまふのです。一方、天部村の年寄の一人、源左衛門の家の錢座跡村成立以前のことについては分かることは、今のところ、一八世紀の初頭までには年寄を務めるようになっており、かなりの規模で皮革業を営んでいたという、これもまた先にご紹介した事実だけです。そのため、あくまで推測しかできないのですが、おそらくは、源左衛門の家は、年

寄層の中では、錢座跡村開發の費用を負担するのが可能なほど皮革業で成功していた家であり、経済的には開發における利害を、多数派の年寄層以外の新興の皮革関連業者と共有していたのではないだろうか。もちろん、人は経済的な動機だけで動くとは限らないのですが、いずれにしても、史料がありません。

とはいえ、手下の大西屋庄左衛門たちによる錢座跡開發の嘆願が、奉行所に却下された後、年寄の与三兵衛と源左衛門による嘆願までに五年もかかったのは、もしかしたら、源左衛門が、年貢などについて、より有利な条件を引き出すために、駆け引きをしたためである可能性もあると私は考えます。本村の下郷庄屋重右衛門の残した書状の通り、二名の役人村の年寄による錢座跡村の開發願が実現したことは、妙法院の役人の意向を汲んだ重右衛門の工作が大きく貢献していますが、この嘆願に対して、源左衛門や与三兵衛が、ただ受身であったとも考えられないのです。

2 大仏柳原庄本村との関係

i 本村と枝村の関係 「レジュメⅢ-①②」

それでは錢座跡村成立後の錢座跡村と、大仏柳原庄本村との関係はどうなったのでしょうか。作物の育たない土地

から年貢を確保することを目的に誘致され成立した錢座跡村は、年貢地として大仏柳原庄の下郷の枝村と位置づけられました。そしてレジュメにあるように下郷を通して、年貢三〇石とその他の負担三石の計三三石を納め、その他に一般の村にかかるのと同じように人足を出したり、また、その代わりに人足賃を納める税を負担することになりました。先に述べたように、錢座跡村は、役人村を通して牢屋敷外番役も負担していたので、大仏柳原庄の本村と役人村の双方から二重の支配を受け、百姓の村以上の負担をしていたのです。これは、江戸時代の多くの「えた」村に共通する苦勞でした。

ii 被差別民の人口のほうが多い村

「レジュメⅢ-②」

なお、全国的に見れば、「えた」村は、百姓の村を本村とする枝村が、圧倒的に多いようです。ただし京都近郊は、比較的、役人村以外の「えた」村にも独立村が多いのですが、それでも半数以上は百姓の村に付属する枝村とされています。とはいえ、百姓の村であれ、被差別民の村であれ、本村に対する枝村の大多数は、本村より人口が少ない集落でした。ところが、錢座跡村は、成立当初から大仏柳

原庄の本村より圧倒的に人口の多い枝村だったので。

添付資料2頁表2をご覧ください。資料の残り具合に制約があるのですが、この添付資料の表に併記した史料によれば大仏柳原庄の本村の一八世紀半ばの人口は上郷・下郷合わせてもずっと八〇人を下回っていました。おそらくこの数は、本町通り沿いに住む住民のすべてではありません。これは、住民の多数派である農業を営んでいない町人を含まない数であって、農地を持つ百姓のみを村の人口としてカウントしたものだと考えられます。それに対して錢座跡村の人口は成立から一二年後の延享元（一七四四）年の段階ですでに推定約五〇〇人であり、しかも錢座跡村の本村は下郷だったので、その人口を四〇人前後と推測すると、錢座跡村との人口差はますます開き、一八世紀半ばの段階でも錢座跡村が一〇倍以上です。そして、その後も畑が減る傾向にあった本村に人口が増える要素が無かったのに対して、錢座跡村の人口は、六条村以外からも奈良とか播磨の方からも、人口の流入が続いて急速に増え続け、一九世紀初頭には二〇〇〇人を超える規模になったのです。もっとも、表3を見れば大仏柳原庄は、正徳四年に六条村と「ひんにん」小屋水車が、移転してきた時から被差別民の人口が

圧倒的に多い村だったので、繰り返しになります、この二つの集落は、年貢がかからない免租地であって、支配の系統の上では百姓の村である大仏柳原庄の本村とあまり関わることがありませんでした。けれども本村と枝村の関係になれば、年貢の納入などでより多くの交流が生まれます。錢座跡村が、枝村でありながら、私が知る限り他に類例がないほど人口比において本村を圧倒していくことは、その後の錢座跡村の経済的發展と相まって本村の住民の警戒心を刺激することになりました。

おわりに

今日のお話は、近世の京都の近郊でもっとも人口の多い被差別民の集落の一つであった錢座跡村が成立した経緯を、当時の京都近郊の地域社会を構成していたさまざまな身分や、身分内の階層の集団同士の関係から考えてみようと思いためたものです。かなり利害関係が錯綜していて分かりにくくて申し訳ありません。この試みを後押ししたのは二〇〇〇年代以降、その内容が公開された『今村家文書』や、現在公開を期して整理中の『妙法院関連文書』の存在です。

錢座跡村の成立が実現した背景を一言で言ってしまう、

それは働き手の受け皿となる宅地を必要とする六条村の皮革関連業者と、作物がとれない錢座の跡地から年貢を確保したい領主や本村の庄屋の利害が一致したことによるものです。

この村の成立の過程を被差別民の側から見れば一見、六条村の年寄対手下、北組対南組の対立が複雑に錯綜しているように見えます。実際、錯綜しています。けれども錢座跡村の開発を支持した人々に共通するのは、皮革関連産業の商工業的な発展を重視し、役人村内部の年寄組頭↓手下という階層秩序にはとられない傾向です。そこでは役人村内部の階層や所属する組や村の別は、決定的な対立軸ではありません。一方、錢座跡の開発に反対した役人村五カ村の多数派の年寄たちは、一八世紀初頭以来の刑警吏役を媒介とした町奉行所とのつながりや、役人村内部の階層秩序の維持を重視していました。つまり役人村の年寄の中でも、皮革関連産業に力を入れていて、なおかつ、それでは利益を上げている人は、皮革関連産業に携わる手下の支持を受けることが利益につながりますが、それでもなかった年寄は、一八世紀初頭以来の秩序の維持こそが自分たちの地位を守るために不可欠であったのです。そのため錢座跡

村の成立後も、錢座跡村と役人村五カ村との緊張関係は続きます。

一方、本村とのかかわりで錢座跡村の成立の過程をみれば、まず興味深いのは二度の錢座跡の開発願のうち、町奉行所により却下されることになる享保一年の手下大西屋庄左衛門による最初の出願にも、大仏柳原庄の本村の庄屋や妙法院の役人が積極的にかかわっていたことが、「妙法院関連文書」によって明らかになったことです。錢座跡開発の出願にあたって本村の庄屋や妙法院の役人は、被差別民内部の階層秩序を当初、ほとんど問題にしていませんでした。出願のわずか一二年前には、妙法院は、被差別民の存在が新地開発の妨げになるとして、六条村を大仏柳原庄の領内に移転させました。けれども、これも、あくまでも地代収入を優先した結果であって、錢座跡村の開発に関しては、年貢獲得という利益の前に、被差別民内部の年寄と手下の区別など、初めは意識していなかったのです。これは京都町奉行所が、自ら再編した刑警吏役を軸とする機多身分内の階層秩序を重視して、手下の台頭を嫌う役人村の年寄たちの意向を尊重したのとは対照的です。つまり非領国地域である京都においては、京都町奉行所と領主の間で

も、被差別民との関係において、若干利害が異つていたという事情があるのです。また、手下である新興の皮革関連業者である大西屋庄左衛門が、大仏柳原庄の上郷の庄屋堀三左衛門に伝手を持ち、その推薦で妙法院の役人との交渉の場に臨むだけの資本と人脈を持っていたということも注目されます。

他に本村関係で注目されるのが、開発許可を得るまでの大仏柳原庄の下郷の庄屋今西重右衛門のことです。この重右衛門の執念なくしては、錢座跡村の成立は実現しませんでした。いくら役人村の年寄の一部に、旧来の役人村の階層秩序の維持以上に、皮革関連産業の発展を重視する志向を持つ人物がいても、重右衛門の工作なしに、年寄層の総意に反した錢座跡村開発が実現するのは、難しかったでしょう。

以上のような成立の経緯が、後の大仏柳原庄と錢座跡村の関係を左右していきます。年貢をあてにする本村側から積極的な誘致を受け、実のところは、本村・領主側が来て下さいとお願ひする形で成立したという錢座跡村の成立の経緯が、錢座跡村と大仏柳原庄の本村の双方の住民たちの意識に与えた影響が、後の両者の関係に関わってくるので

す。錢座跡村の住民からしてみれば、頼まれて来てやったという意識が生じます。本村の住民の中には、それを快く思わない人たちが出てきます。特に今日端折った部分なのですが、下郷の庄屋重右衛門は、その他の本村の百姓たちとの合意の形成なくして、この錢座跡村の誘致に突き進んでいたのです、そのことが、後に本村の方で起きた紛争の要因ともなります〔レジュメⅢ-2③〕。

けれども、今日お話したような錢座跡村成立の経緯が、その後のこの村と役人村五力村や、大仏柳原庄本村との関係にどのような影響を与えたのかについては、今回対象とした時期よりも後の時代まで下って検討しなければならぬ課題です。ざっくりしたことだけ申しておきますと、錢座跡村の住民は、武家政権の再編した支配や統制の枠組みから脱しようという志向を持つようになったのではないかと、私は考えます。そして、その枠組みを盾にして、より多くの公役負担を課そうとする役人村五力村からも、また、枝村への統制を強めようとする本村からも、独立志向を持ち続けていくという見通しだけを、今は述べておきたいと思えます。

*追加註

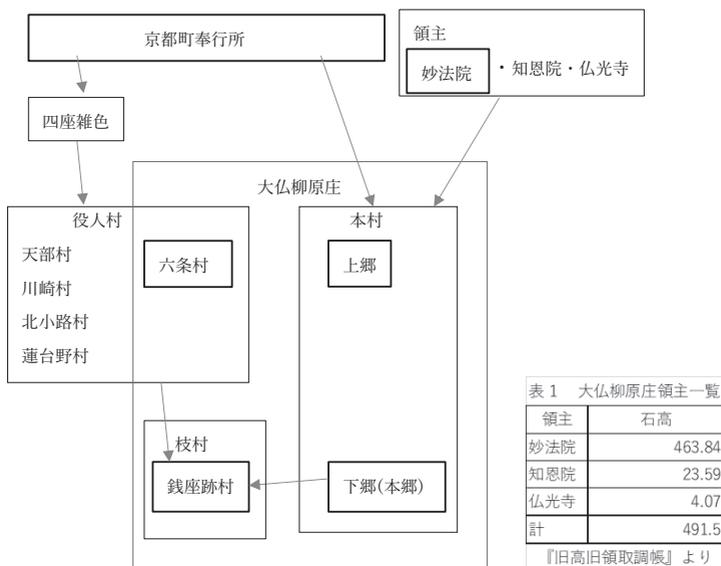
大西屋庄左衛門の生業である薬種商を皮革関連業としたのは、レジュメ7頁に参考文献として挙げた『京都の部落史1前近代』にならったものです。ただし、江戸時代の「えた」身分やその他の被差別民が医薬業を営んでいた例は、西日本・東日本の別なく各地で報告されており、その理由については、牛馬の処理との関わりだけでは説明しきれないことが指摘されています。したがって、大西屋庄左衛門の富の蓄積や、本村の庄屋などとの人脈、錢座跡開発を目ざした意識の背景については、「被差別民と医薬業」という視点からも考えなければならぬと、最近になって気がつきました。不勉強をお詫びいたします。

なお、「えた」身分の人々と医薬業が結びついた理由については、まだ十分に説明されていないようですが、斎藤洋一氏は、「二つには、「えた」身分の人々が、牛馬や人間の生死にかかわることが多かったことから、医療に関する知識をたくわえたことが考えられよう（ちなみに、阿部謹也『刑吏の社会史』によれば、ヨーロッパの刑吏も「人間と動物の怪我や病気を治す医者としての評判が高かった」という）。二つには、「ケガレ」とのかかわりも考えられよ

う。この点はまだよくわからないが、「えた」身分などの人々が、医薬業においても重要な貢献をしてきたことはまちがいない」（斎藤洋一「大石慎三郎『身分差別社会の真実』新書 江戸時代②』講談社 一九九五年」とされています。他に斎藤洋一氏の「近世の被差別民と医薬業・再考」（『部落解放研究一五三号』二〇〇三年）に、被差別民と医薬業の関わりについての研究史と、より多くの具体例が挙げられているので、そちらもご参照ください。

添付資料

図1. 銭座跡村の成立に関わった主な組織や集団(→は支配の及ぶ方向)



補足1. 上記図1の組織や集団の関係者が残した史料 *は1990年代以降に確認された史料

京都町奉行所

「京都御役所向大概覚書」

「雑色要録」 など

六条村

「諸式留帳」

妙法院

「妙法院日記」 など

大仏柳原庄

* 「今村家文書」

補足2. 銭座跡村の人々自身の書状の写や言動の記録が含まれている史料

「早稲田大学所蔵 方広寺関連文書」

* 「柳原銀行記念資料館所蔵 妙法院関連文書」

「京都柳原町史」

補足3 銭座跡村についての主な先行研究と参照史料

A. 先行研究

- ① 京都部落史研究所編『京都の部落史Ⅰ前近代』（辻ミチ子・山本尚友 執筆）
- ② 澤村通也『正久寺史巻～参』『続正久寺史』

B. 参照された史料

『諸式留帳』『京都柳原町史』→図1・補足1もご参照のこと

補足4 近年整理が進んだ銭座跡村に関わる史料 →図1・補足1もご参照のこと

- ① 『今村家文書』今村壽子氏所蔵・京都市歴史資料館寄託 …近年一部が史料集に掲載
- ② 『妙法院関連文書』柳原銀行記念館所蔵 …公開を期して整理中

表2 大仏柳原庄内の集落の人口についての史料

	本村(上郷・下郷)	銭座跡村	六条村	参考文献・史料
正徳5(1715)			789人	⑤『京都の部落史Ⅰ前近代』
享保11(1726)			1000人以上	⑤『京都の部落史Ⅰ前近代』
延享元(1744)		520人	959人	⑤『京都の部落史Ⅰ前近代』
寛延3(1750)	67人			④『妙法院日次記 第11』
宝暦6(1756)	77人			④『妙法院日次記 第13』
宝暦12(1762)	77人			④『妙法院日次記 第15』
寛政9(1797)		*数千(家数五百軒)		補足2・4②『妙法院関連文書』436番
明治4(1871)		2552人(出村を含む)		①『今村家文書』1645番、史料集掲載有

*『妙法院日次記』の大仏柳原庄の「百姓」の人数の書き上げは上記3か年のみ。それ以前は、領内の百姓は、郡毎に一括で記載、それ以降は居住地の「御境内町」の人数に含めて記載。

表3 六条村の戸数と人口

参考史料⑤『京都の部落史 前近代』296頁より転載・加筆

()人数

年代	役人	借家	計	北組	南組
延宝8(1680)	21				
宝永1(1704)	39(313)	129(519)	168(732)		
正徳5(1715)	84	96	180(789)	99	81
享保6(1721)			(*900~1000カ)	(526)	(*400前後カ)
享保17(1732)			(*1000以上カ)	(636)	(*500前後カ)
延享1(1744)			(959)	(542)	(417)

・享保6年・17年の南組の人数の記録はないが、前後の時代の記録から、およそ400~500人と判断した。

	年貢	村役米 賃地道年貢	一般の村にかかる負担(金納・労役)			「穢多村」にかかる夫役(金納)	
			国役銀	抱堤普請人足	地頭御用人足	警利吏役	牟屋敷外番役
本郷・上郷	○→領主		○				
六条村[正徳3年移転]						○	○
錢座跡村[享保17年成立]	○→領主(妙法院)	○→本村	○→本村				○→六条村
錢座跡出村[文政9～天保7年成立]	○→領主(妙法院)	○→本村	○→本村				○→六条村
大西組[天保14年成立・天部村支配]						○→天部村	○→天部村

*補足1・4①『今村家文書』1631・2397番(参考文献①『今村家文書史料集上巻』p169～173・p201～204)・③『京都柳原町史』p277・281・297～303
 *天部村・六条村は役人村(刑警吏役を担う村)
 *錢座跡村の年貢は当初、本村を通して納めていたが、18世紀の末より領主へ直納。

西	年	月	できごと	史料/参考文献
1698	元禄11		妙法院が、幕府の意向で大仏柳原庄内の領地の一部を、錢座の用地として提供させられる。場所は本村のうち、下郷(本郷)の領域内	「妙法院関連文書」
1709	宝永06		錢座の操業停止により、跡地が妙法院に返却される。→ 妙法院、領内の百姓に農地に戻すよう命じる	「妙法院関連文書」
1722	享保07		銅による土壌汚染により百姓による農地への回復は失敗。妙法院、錢座の跡地を「年貢十年御免・村役七年用捨」の条件で、摂津の住人に売却。	「妙法院関連文書」
1725	享保10		摂津の住人も農地への回復を断念。錢座跡の返却を申し出る。→ 下郷庄屋 今西重右衛門ら、上郷庄屋 堀三左衛門の仲介で、摂津住人から六条村の手下 大西屋庄左衛門への錢座跡の売却を手配	「妙法院関連文書」
		12月	妙法院の役人が、大西屋庄左衛門らと対談。年貢納入についての証文を受け取る。	「妙法院関連文書」
1726	享保11	2月	六条村の手下、大西屋庄左衛門・太和屋喜三郎・住吉屋安兵衛が、町奉行所へ錢座の跡地を「居小屋地」として開発することを願ひ出る。→ 町奉行所からの問い合わせに、役人村5ヶ村の年寄たちが反対を表明したため願書は不受理。	「諸式留帳」
		8月	大西屋庄左衛門ら3名、奉行所に投入箱に再び錢座跡の開発を願う願書を投入。 → 願書は役所の門前で焼き捨てられ、二度とこのような嘆願を繰り返さないと言ひ渡される。	「諸式留帳」
	享保11 ～12		妙法院の役人、大西屋庄左衛門らの錢座跡開発願ひの不首尾を受けて、「年寄・手下双方和睦して願ひ出るように」と命じる。→ 下郷庄屋 今西重右衛門、和睦に努めるも、その実現前に妙法院の役人が総入替となり、錢座跡開発は立ち消えとなる。	「妙法院関連文書」
	享保13 ～15		下郷庄屋 今西重右衛門、年寄と手下の双方を度々呼び出し、説得に努める	「妙法院関連文書」
1731	享保16	8月	六条村南組の手下 大西屋庄左衛門と 六条村南組の年寄 与三兵衛と天部村の年寄の1人 源左衛門の間で話し合いが行われる。	「妙法院関連文書」
		10月	六条村南組の年寄 与三兵衛と天部村の年寄の1人 源左衛門が、上郷庄屋 重右衛門へ、自分たちに開発を申し付けてほしいという書状を提出。。	「妙法院関連文書」
		11月	六条村南組の年寄、与三兵衛と天部村の年寄の一人、源左衛門が、錢座跡の開発を願ひ出る。	「京都柳原町史」 「妙法院関連文書」
		12月	奉行所から上記2名の役人村の年寄へ、錢座跡開発の許可がおりる。	「京都柳原町史」 「妙法院関連文書」

錢座跡村の成立

年表1つづき

西暦	年	月	できごと	史料/参考文献
1731	享保16	12月	開発願を却下された後も錢座跡を管理し続けた手下の大西屋庄左衛門に対して、妙法院、土地の代金は返却するので、土地を返却するよう命じる。	「妙法院関連文書」
			手下の庄左衛門ら、妙法院へ「居小屋地」のうちのいくらかでも支配を認めるという判を押しした書状を頂きたいと願ひ出る。開発願を却下された後も、年貢は免除されていたが、錢座跡購入のための借金の利子が嵩んだ上、土地の管理費が代金を上回り難儀しているため。	「妙法院関連文書」
1732	享保17	1月	大西屋庄左衛門、妙法院から錢座跡購入の代金の返却を受け、沽券状を返却。開発却下後の損失に対する配慮はなし。	「妙法院関連文書」
			京都町奉行所の新家方の役人による見分。御定杭が打たれる。敷地7000坪	「京都柳原町史」 「妙法院関連文書」
		3月	六条村南組年寄 与三兵衛と天部村の年寄 源左衛門、錢座跡の土地の代金を支払い、両人を支配人とする錢座跡村の開発が始まる。	「妙法院関連文書」
		3～7月	六条村と天部村で村方騒動。錢座跡に開発にとりかかれず。	「妙法院関連文書」
		7月～10月	日々人足が50人・70人と出て普請にとりかかり、10月頃にはおおよそ「居小屋地」としての形がつく。	「妙法院関連文書」
		10月	与三兵衛・源左衛門以外の役人村の年寄たちが、昼夜寄合を開いて、錢座跡の「居小屋地」開発を阻止すべく願ひ出るという風聞があり、下々でも色々と取沙汰し、去就に迷う	「妙法院関連文書」
		11月	源左衛門以外の天部村の年寄4名と六条村北組の年寄2名の計6名の年寄たちが連名で、錢座の跡地には「穢多」を置かないようにと妙法院への訴訟。6名は、与三兵衛と源左衛門が自分たちに断わりなく開発願を出したと訴える。	「妙法院関連文書」
1733	享保18	2月	錢座跡への住民の移住が始まり、短期間のうちに六条村から多数の住民が移住	「月堂見聞録」 （『京都の部落史1』）

5頁史料1の大意

差上候口上書

一、柳原村(柳原庄)の庄屋 重右衛門殿が、「錢座の跡地は、銅の成分による土壤汚染で作物が育たないため年貢が取れず、近くに火葬場や六条村があるため町屋の新地に望む者もないので、長く大変難儀している、両名の村方の「居小屋地」として年貢を払えるようできないか」とお尋ねになったので、開発を願ひ出しました。

一、享保十一年の開発願ひは、手下が徒党して新たな村を作り、役人村の村々の手下を引き取り、年寄になろうとする企みをしたので、殊の外混乱しました。自分達年寄に開発を仰せつけられれば、年寄と手下の筋道も立ち、村の支配や秩序も保たれます。

一、他所より流入してくる者は、皆手下として「御役筋・御用人足」を勤めさせます。そうすれば、役人村の村々の助けにもなりますので、開発をお許しください。

享保十六年十一月
天部村年寄 源左衛門
六条村年寄 与三兵衛

御奉行様

〔京都柳原町史〕二九六―二九七頁第一條のみ・「柳原銀行記念資料館所蔵妙法院関連文書」六番(全文)

差上候口上書

一、妙法院御門跡様御領分大仏柳原庄之内、錢座跡累年亡消之地ニ被成御難儀候由ニ而、則柳原村庄屋重右衛門殿江私共召寄、錢座跡銅氣多、作物一切生立不申、近所ニ火屋并六条村等有候得者、町屋之新地杯ニ茂望者無之、永々御年貢不相立、至極御難儀之事ニ候、其方村方居小屋地ニ御願申上、相成之御年貢茂相立候様ニ仕間舖哉と御尋ニ付、忝奉存、御門跡様より御公儀江被為仰上御願筋相濟候上ハ、私共兩人御請申、相成之御年貢上納可仕与申上候得者、然者書付差上候様ニと被仰候ニ付、御願書差上申候処、御門跡様ニ別条茂無御座候間、御公儀様江御願被為遊、内々仰渡候、若御公儀様より私共御呼出シ御吟味有之候ハ、御願申上候様ニ被為仰付候

(*ここまで、『京都柳原町史』『妙法院関連文書』共通部分、ここから、読点小林)

一、去ル享保十一年、私共抱置候手下之内、大西屋庄左衛門・喜三郎・安兵衛と申者頭取仕、手下之者共徒党致シ錢座場所跡新村ニ仕り候御願申上、首尾合掛候得者、村々手下共引取、不残年寄ニ成候たくみ仕候ニ付、殊之外混乱致シ手下共仕置やふれ、年寄・手下の訳立不申、難儀仕候由、年寄とも乍立御願奉差上、右手下之者共願相止候御事、

一、此度、大仏御門跡様より御願之通、私共兩人ニ被為仰付被下候得者、年寄・手下之訳相立、村仕置・作法等茂やふれ不申候、又他所より来り候者共不残手下ニ致、御役筋・御用人足相勤させ候、然ル上ハ、他村方人足之たすけニ罷成候義御座候間、乍立御慈悲之上、被為仰付被下候ハ、難有可奉存候已上

享保十六年亥十一月

天部村年寄

源左衛門

六条村年寄

与三兵衛

御奉行様

表5 大仏柳原庄の中の集落		
七条通以北		
新地開発により市街地化、七条新地・上下堀詰町など。北限は五条通。		
七条通以南		
<p>加茂川西岸</p> <p>七条通以北の新地開発により、被差別民の集落が元湿地帯や川端に移転させられ、その後、鑄銭所跡などにも拡大。</p>		<p>加茂川東岸</p> <p>大仏柳原庄の本村でかつ 洛外町続きの南端にあたる区域</p>
「えた村」	「ひにん小屋」	本村
<p>六条村</p> <p>(大仏柳原庄の領外)</p> <p>正徳3年[1713]移転。 京都の役人村(*1)5ヶ村の1つ。 四座雑色(*2)の支配・免租地。</p>	<p>水車(領外)</p> <p>正徳3年[1713]移転。 悲田院村を通して四座雑色の支配。</p>	<p>上郷・本郷</p> <p>村人は本町通(伏見街道)沿いの本町六～十丁目の住民の一部。 この区域は、町組「大仏組」 33カ町の一部でもある。</p>
<p>錢座跡村</p> <p>(大仏柳原庄の領内)</p> <p>享保17年[1732]六条村から分立。 本村と役人村の二重支配。</p>		
<p>錢座跡出村(領内)</p> <p>文政9年[1826]～天保7年[1836] 錢座跡村が拡大。 本村と役人村の二重支配。</p>		
<p>大西組(領外)</p> <p>天保14年[1843]六条村から分立。 役人村の筆頭である天部村の支配</p>		
<p>*1 役人村 →刑警吏を担う村</p> <p>*2 四座雑色→京都町奉行所の配下で、治安維持・公武の儀式的警護・囚人の監督・法令の伝達などにあたる半官半民の役人</p>		
<p>参考文献③「京都柳原町史」・①「今村家文書」2985番「明治3年 愛宕郡柳原庄図面」(史料集未掲載)より作成</p>		

銭座跡村の成立 —18世紀京都の市街地近郊にできた皮革業の村—

2021.10.01 小林ひろみ

はじめに

銭座跡村は、享保 17(1732)年に京都の市街地と農村部の境にあった大仏柳原庄と呼ばれる村の領域に開発された被差別民の村である。その住民は、多くが皮革関連産業に従事し、その人口は、18 世紀の末までには 2000 人を超え、京都では六条村と並ぶ最大規模の被差別民の村となった。

この度は、この村が成立するまでの経緯について、当時の京都の市街地近郊の地域社会を構成していた様々な身分・階層の集団の關係に着目しながら検討する。また、この村の成立やその後の展開に影響を及ぼした京都の市街地近郊地域固有の事情についても考える。*図・表・年表・補足・史料は別刷りの

添付資料をご参照のこと

略目次

はじめに

I. 銭座跡村の成立に関わった人々

1. 大仏柳原庄の百姓と領主
2. 移転させられてきた被差別民

II. 銭座跡村の成立

1. 被差別民の事情
2. 領主と本村の百姓の事情

III. 成立直後の銭座跡村と地域社会

1. 役人村との關係
2. 大仏柳原庄本村との關係
3. 銭座跡村の支配体制

おわりに

I. 銭座跡村の成立に関わった人々 →図1・補足1・2

1. 大仏柳原庄の百姓と領主 →パワーポイント地図1・絵図1・地図2

①. 本村=大仏柳原庄の上郷・下郷(本郷)

- ・「謎の村」大仏柳原庄と「今村家文書」の整理の進展 →補足1・4、参考文献①
- ・市街地と農村部の境界にあった村
- ・市街地に飲み込まれつつあった村 …湿地が多く、藍や芋類などの畑地が中心
- ・大仏柳原庄の本村であり、市街地最南端の町組にも属した区域

②. 大仏柳原庄最大の領主、妙法院と京都町奉行所 →図1・表1

- ・非領国地域特有の支配關係
- ・門跡寺院 妙法院と幕府・京都町奉行所との微妙な關係

2. 移転させられてきた被差別民

①. 新地開発と六条村の移転

- ・新地開発の妨げになるとされての移転 …六条村と七条水車小屋
- ・刑警吏役(行刑役+警吏役)を担う役人村 →図1
- ・皮革関連産業が盛んな村
- ・町奉行所を後ろ盾とする条件交渉…刑警吏役の継続に必要な条件の確保
- ・積み残された課題…十分な面積の居住区域の確保

移転前の役田地

3000坪足らず

→家数168軒

1軒あたり約17坪(共有スペース含む。支配層が広い面積を占有した可能性)

移転後の免祖地+年貢地

約3000坪

II. 銭座跡村の成立

1. 被差別民の事情

…従来の研究史で参照された史料から分かる銭座跡村成立までの過程 →補足3

①. 六条村の人口拡大 →表2

→ 村の外へ「居小屋地」を求める動き

②. 銭座跡開発願

あ. 銭座跡とは

元禄 11(1698)～宝永 6(1709)年に操業していた銭座の跡地。妙法院が、幕府の意向で大仏柳原庄内の領地の一部を、銭座=銅銭の铸造所として提供させられていたが、操業停止後は、妙法院に返却された。大仏柳原庄の本村のうち下郷(本郷)の領域にあたり、六条村からは、500m ほど南の区域。敷地面積約 7000 坪

い. 銭座跡開発願いの過程…「諸式留帳」・「京都柳原町史」から

享保 11(1726)年の開発願 …六条村南組の手下 3 名が提出

←奉行所の問い合わせを受けた役人村の年寄の反対により突き返される

享保 16(1731)年の開発願 …六条組南組の年寄と天部村の年寄の 1 人が提出

←奉行所の許可を得る

年表 1 の灰色背景の部分もご参照のこと

③. 役人村の年寄たち…京都の刑警吏役を統括する人々

・人数(享保年間当時) 天部村 5 名 六条村 3 名 その他の村各 1 名ずつ

・18 世紀初頭の幕府の被差別民支配の方針転換

→ 従来以上に治安対策に被差別民を動員するようになる

→ 京都町奉行所も被差別民支配の方針を転換

→ 山城・近江・摂津の 52 ケ村の「えた」村に課される労役の変更

(実際に従事するのは役人村の住人、その他は代銀納)

二条城掃除役の廃止 → 牢屋敷外番役の設定

↑ 支配

↑ 支配

下村氏(断絶)

役人村の年寄

山水河原者の系譜

刑警吏役を担う

→ 役人村の年寄たちが、京都を中心とする地域の「えた」村の頂点に立つ

④. 役人村内の主な階層

家持層…年寄・組頭(小頭)・手下
借家層…手下

⑤. 皮革関連産業の隆盛と手下の台頭

・皮革関連産業 戦国期 軍需中心 → 江戸時代 民需中心(元禄期以降隆盛)
・手下からも、年寄・組頭に対抗できる資産を持つものが現れ始める。

⑥. 年寄層内部の対立…大仏柳原庄への移転以前からの経緯

・六条村北組・元河原町松原上ルの住人が、六条河原の役田地の北側取得(17世紀半ば)

↑ 嘉兵衛家。その後も嘉兵衛家とその分家が北組の年寄となる。享保年間当時の年寄は2名。刑警吏役の遂行と村内の階層秩序を重視

・六条村南組・天部村在住の住人が、六条河原の役田地の南側取得(17世紀半ば)

↑ 与三兵衛家。後に南組の年寄の名跡となる。役田地取得から間もなく、大阪の渡辺村の皮革業者を住ませ、二条城掃除役を勤める住人より優遇したり、公役に必要な人数以上の借家人を受け入れて、北組の年寄と紛争になる。大仏柳原庄移転後も天部村に在住。皮革業の経営をより重視する傾向

2. 領主と本村の百姓の事情

…「柳原銀行記念資料館所蔵 妙法院関連文書」から分かること

以下、年表1の白色背景部分もご参照のこと

①. 空白の5年間にあった出来事の解明 → 補足2・4②

→ 従来以上に本村の庄屋や妙法院の役人の銭座跡村成立への関わりが明らかに

②. 農作物の育たない銭座の跡地

享保16(1731)の開発願の願書…史料1

宝永6(1709)年～享保10(1725)年の試行錯誤

③. 妙法院の財政難

享保年間(1716～1736)以降の幕府の緊縮財政 → 幕府から寺社への寄進が激減

④. 本村の庄屋たちによる積極的な被差別民誘致

享保10(1725)年

上郷庄屋 堀三左衛門の仲介で、銭座跡を六条村手下大西屋庄左衛門に売却 → 享保11年の開発願

享保12～16(1727～1731)年

下郷庄屋 今西重右衛門の奮闘と「計策」
→ 享保16年の2名の天部村在住の年寄による開発願

◎.銭座跡の開発に関わった人々

- ・六条村南組手下 大西屋庄左衛門…享保 11(1726)年の開発願の願人筆頭

開発不認可の後も銭座跡を管理。年貢は免除されたものの、銭座跡の購入した際の借金の利子が嵩んだ上、管理費が買得代金を上回り「難儀」。天部村在住の2名の年寄による開発が決まった後、土地の代金は返却されたが、開発できないまま管理してきた7年間の損失は補償されなかった。

- ・六条村南組年寄 与三兵衛家…享保 16(1731)年の開発願の願人

銭座跡村成立の前後は、当主が2代続けて早世。開発願に名を連ねたものの、開発を主導することはできなかった。

- ・天部村年寄 源左衛門家…享保 16(1731)年の開発願の願人

この家の銭座跡開発以前の情報は、「諸色留帳」の宝永3(1706)年の条に、天部村の年寄で、かつ手代を使う皮革業者として登場するのが初出。銭座跡村開発当時は、与三兵衛が若く病弱であったので、開発事業を主に担う。以後「妙法院関連文書」には頻出。

- ・大仏柳原庄下郷庄屋 今西重右衛門…被差別民へ銭座跡開発を働きかけた中心人物

慶長11(1606)年という江戸時代初頭の極めて早い時期から庄屋を務めており、かつては、現在の一橋小学校の敷地を含む広い土地を保有(「今村家文書」)。土豪(中世の在地の武士)の系譜を引くと考えられる。妙法院の役人への書状に、享保11(1726)年の開発願が認可されなかった後は、自らが天部村在住の2名の年寄に出願を持ちかけたことと記す。

III.成立直後の銭座跡村と地域社会

以下、年表1の白色背景部分もご参照のこと

1.役人村との関係

- ①.六条村と天部村の「村方騒動」

享保 17(1732)年3～7月 「村方騒動」により、銭座跡の普請が始められなくなる。

- ②.「居小屋地」普請に多くの六条村住民が出動

享保 17(1732)年7～10月 銭座跡村の普請が始まり、日々人足が「五十人・七十人」と出て、大略「居小屋地」の形がつく。

- ②.役人村の年寄たちの訴願

享保 17(1732)年10月 与三兵衛・源左衛門以外の役人村の年寄たちが、昼夜寄合を開き、銭座跡の「居小屋地」開発阻止のため願い出るとの風聞

享保 17(1732)年11月 天部村年寄4名・六条村北組年寄2名、妙法院へ訴願する。

③.六条村から銭座跡村への大量移住 →表3

享保 18(1733)年 2月～ 銭座跡への住民の移住が始まり、短期間のうちに六条村から多数の住民が移住。

2.大仏柳原庄本村との関係

①.本村と枝村の関係 →図1・表4

銭座跡村は、大仏柳原庄本村を通して、妙法院へ年貢と夫役の代銀を納めることになる。
年貢 30石と村役米 3石の計 33石・夫役(国役銀・抱堤御用人足・地頭御用人足)

②.被差別民の人口の方が多い村 →表2

- ・大仏柳原庄本村の人口…80人足らず(18世紀半ば)
 - *本村の百姓とされるのは、本町六～十丁目の住人のうち、農地を持ち、農業を営む家の者のみ。
- ・銭座跡村の人口…約 520人(18世紀半ば・山本尚友氏推定値)

被差別民の村であれ、百姓の村であれ、枝村の多くは、人口が本村より少ない。
本村と同等、あるいは、本村より人口の多い村の例もあるが、銭座跡村と大仏柳原庄の本村の人口比は、管見の限りでは他に類例を見ないほど大きい。

③.本村の百姓間の合意の欠如

- ・見えてこない庄屋以外の百姓の態度
 - *「今村家文書」「妙法院関連文書」でも、文面に庄屋以外の大仏柳原庄の百姓の銭座跡村住民への態度が記され始めるのは、18世紀末期から
- ・下郷庄屋 重右衛門が気に病む「世上」のうわさ →被差別民からの「まいない」？

3.銭座跡村の支配体制

①.銭座跡村の組織

北組	支配人	1名(源左衛門家)	南組	支配人	1名(与三兵衛家)
	組頭	12名		組頭	12名
	手下	その他の住民		手下	その他の住民

* 銭座跡村成立後も支配人 2名は、天部村在住。当初は、村の敷地を2等分して支配したが、銭座跡村成立後、南組の支配人 与三兵衛が病のため支配が行き届かず、享保 20(1735)年から敷地の4分の3を北組が支配。

②.二重の支配・重なる負担 →図1・表4

- ・役人村と本村からの二重支配
- ・牢屋敷外番役(銀納)と年貢・夫役の両方の負担を強いられる

江戸時代の役人村以外の「えた」村が、共通して背負わされた負担

おわりに

銭座跡村の成立 働きの受け皿となる宅地を必要とする被差別民の皮革関連業者と、作物のとれない銭座の跡地から年貢を確保したい領主や本村の庄屋の利害が一致したことで実現。

この村の成立の過程について…近年公開・公開を期して整理中の史料から明らかになったことを中心に

被差別民

- ・一見、六条村の年寄 vs 手下、北組 vs 南組の対立が、複雑に錯綜しているように見えるが、役人村内部の階層や所属する組の別は、決定的な対立軸ではない。

銭座跡村の開発を支持した人々

皮革関連産業の商工業の発展を重視。役人村内部の年寄→組頭→手下という階層秩序にとらわれない傾向。

銭座跡村の開発に反対した役人村五ヶ村の多数派の年寄

18世紀初頭以来の刑警吏役を媒介とした町奉行所とのつながりや、役人村内部の階層秩序の維持を重視。

本村・領主

- ・2度の銭座跡の開発願のうち、町奉行所に却下された手下、大西屋庄左衛門らによる最初の出願にも、積極的に関わっていたことが明らかに。
- ・銭座跡開発の出願にあたって、当初、本村の庄屋や妙法院の役人は、被差別民内部の階層秩序を、ほとんど問題にしておらず、その関心の中心は、あくまで年貢収入の獲得。

京都町奉行所

- ・自ら再編した刑警吏役を軸とする「えた」身分内の階層秩序を重視し、手下の台頭を嫌う役人村の年寄たちの意向を尊重。

その他の注目点

- ①. 手下であり、新興の皮革関連業者である大西屋庄左衛門が、大仏柳原庄の上郷の庄屋、堀三左衛門に伝手を持ち、その「吹拳」推薦で妙法院の役人との交渉の場に臨むだけの資本と人脈を持っていたこと。→庄左衛門が薬種商であったことの意味については今後の課題
- ②. 下郷庄屋、今西重右衛門の人物像
 - ・本村の百姓たちとの関係
 - ・銭座跡村の住民との関係

今後の検討事項 一銭座跡村の成立の経緯が、後の地域社会の動向に与えた影響

役人村との関係

銭座跡村の人口の多さや皮革関連産業の発展に対する役人村からの警戒心の影響

大仏柳原庄の本村との関係

本村や領主から積極的な誘致を受けて成立したという経緯や、人口で他に類例を見ないほど本村を圧倒していくことが、双方の住民の意識に与えた影響

参考文献

参照した史料のうち史料集の公刊されているもの

- ①.今村家文書研究会編『今村家文書史料集上巻 中世～近世編』『今村家文書史料集下巻 近代編』（思文閣出版、2015年）
- ②.中島三之丞編「諸式留帳」（原田彦彦・中川巷一・小林宏編『日本庶民生活史料集成十四 部落』三一書房、1971年所収）
- ③.柳原莊戸長役場編「京都柳原町史」（同②）
- ④.妙法院史研究会編『妙法院日記 第十一』（八木書店、1994年）、同編「妙法院日記 第十三」（同、1997年）、同編「妙法院日記 第十五」（同、1999年）

錢座跡村の成立に言及した主な研究

- ⑤.京都部落史研究所編『京都の部落史Ⅰ 前近代』（阿吶社、1995年、近世分執筆 辻ミチ子・山本高友）
- ⑥.澤村通也「正久寺史考～参」（私家版、1985年）「続正久寺」（私家版、1989年）→8頁解説参照

妙法院についての主な研究

- ⑦.村山修一『皇族寺院変革史—天台宗妙法院門跡の歴史—』（塙書房、2000年）
- ⑧.曹承美「近世寺院の自力修復についての一考察—動化から貸付へ—」（東京大学日本史学研究室『紀要』21号、2017年）

六条村の大仏柳原庄への移転と新地開発の関係についての研究

- ⑨.杉森哲也「近世京都・妙法院領の新地開発とその地域構造」（部落問題研究所『部落問題研究』5月号、2018年）
- ⑩.平野寿則「近世京都における都市開発と新地形成・妙法院と七条新地」（大谷学会編『大谷学報』3月号、2019年）

被差別民の村の人口について…京都の被差別民の村の人口については、上記⑤を参照のこと

- ⑪.寺木正明「大阪地域における近世部落の人口動態と背景—河内国丹波郡更池村内の近世部落を中心として—」（同氏著『近世身分と被差別民の諸相〈部落史の見直し〉の途上から』、解放出版社、2000年）

「今村家文書」に基づく研究

- ⑫.河内将芳 「戦国期の京都—今村家と今村慶満—」（鴨川・高瀬川地域の歴史遺産継承・活用委員会、『連続歴史講座「東山区今村家の歴史遺産の記録」、京都市歴史資料館、2017年）
- ⑬.木下光生 「幕末～明治維新の本町十丁目における人々の生活—都市農業と商店街の姿—」（同⑫）
- ⑭.小林丈広 「今村家の明治維新」（同⑫）
- ⑮.大場修 「今村家住宅・京都最古級町屋の成立過程—」（同⑫）
- ⑯.小林丈広 「明治維新と被差別部落—崇仁地区に関する新発見の古文書から見てきたこと—」（世界人権問題研究センター『問いとしての部落問題研究—近現代日本の忌避・排除・包摂—』、2017年）
- ⑰.梅田千尋 「領主様は、お寺さん？—寺院領大仏柳原庄の近世—」（鴨川・高瀬川地域の歴史遺産継承・活用委員会『京都歴史資料館紀要第28号 「シンポジウム 今村家文書の魅力の記録」、2018年）
- ⑱.井岡康時 「奔走する今村忠次—明治維新と地域の再編—」（同⑰）

- ⑲.小林文広 「京都における地域史研究の課題—今村家文書調査の歩みを手がかりに—」
(日本史研究会『日本史研究』678号、2018年)
- ⑳.小林ひろみ (鴨川凌(鴨川普請)関連)
- a「大仏柳原庄の加茂川凌(加茂川普請)」(地方史研究協議会『京都という地域文化』、2020年)
- b「大仏柳原庄の鴨川凌え(鴨川普請)—幕末の洪水対策と被差別民—」
(世界人権問題研究センター『人権大学講座講演録』、2020年)
- c「幕末の洪水対策と被差別民—近年、解説の進む「今村家文書」から—」
(京都部落問題研究資料センター『差別の歴史を考える連続講座 講演録』、2020年)

「今村家文書」・「柳原銀行記念資料館 妙法院関連文書」に基づく研究

- ㉑.小林ひろみ 銭座跡村の成立—近世京都近郊の被差別民をめぐる地域社会の動向から—
(世界人権問題研究センター『研究紀要第』26号、2021年)

澤村通也氏の「正久寺史」巻～参(1985年)・「続正久寺史」(1989年)について

原本は、正久寺が所蔵。柳原銀行記念資料館がコピーを所蔵するが、人権上の配慮のため、閲覧は要相談。

著者は、旧銭座跡村の浄土真宗の道場の1つを前身とする正久寺の門徒であった方である。この著作の最大の価値は、銭座跡村の人々の心の拠り処であった道場・寺院を支えた人々の動向をお寺に伝わる文書や、著者の執筆当時、閲覧可能であったその他の文書から、詳細かつ緻密に解明されていることである。

ただし、その前提として記された銭座跡村の成立前後の経緯についての記述にも、学ぶことが多い。特に六条村の移転と銭座跡村の成立への新地開発の影響や、大仏柳原庄本村の庄屋や妙法院の関与にも言及されていることは、注目される。それは、当時閲覧できた史料の制約を受けてはいるが、その後出版された『京都の部落史Ⅰ 前近代』もふれておられない側面に、ごく断片的な史料から着目されていたことに、敬意を捧げたい。澤村氏の労作を、多くの人々が閲覧できるようになる日の来ることを、心より願う。(※『京都の部落史Ⅰ』は被差別民内部の利害関係の分析が優れている。)

なお、次の冊子に、澤村氏への聞き書きが掲載されており、上記の澤村氏の著書についても、左右田昌幸氏による丁寧な紹介がある。

崇仁の文化遺産を守る会編『崇仁地区寺院調査中間報告書Ⅳ 正久寺』(京都市文化市民局、1998年)

大塩平八郎と被差別民社会

— 大坂四ヶ所と渡辺村 —

藪
田
貫

はじめに―大塩の乱とはなにかに

大阪に大塩事件研究会というグループがあります。それは龍谷大学におられた酒井一という先生がはじめられたんですが、もう一〇年くらい前に亡くなられてしましてから、私がそれを受けるような形で活動しております。

後で見て頂きますように大塩平八郎は、飢饉のさなかで大坂の市民を救おうとして決起したということでも有名でありますけれど、近年は、そういう教科書に書いてあるようなスタンダードな定義だけではなく、この人のもっていた奥深さ、あるいは極端さも含めて大塩の乱（大塩事件）を見直してみようという動きがでております。いま私もそれをやっています。来年には『大塩平八郎の乱』（中公新書）として出版する予定でおります。今日お話するのもその中の一部であります。

大塩は大坂の武士としていろいろと取り上げられており、またいろいろな側面があるわけですが、その中に今日お話ししますように、いわゆるエタ・非人の問題―エタ・非人の人たちとの接点―が如実に出てまいります。江戸時代の文化人で、例えば渡辺崋山で部落問題を語れるかというのと、全く語る事ができません。江戸時代の文化人として、身

分制の最底辺の人たちとの接点を語るは史料を残している人は少ないのですけれども、大塩は非常に珍しいくらいに史料を残しております。それは何故かというところ、大塩が町奉行所の与力であったからです。大坂の警察官、いま風に言えば大阪府の職員、そういう役職であったために、その世界との接点が濃厚にあったということです。京都にもそういう与力や同心はいたのですが、ここまで史料を残してくれている人はないだろうと思います。そういう意味では武士が、その時代の被差別身分の人たちとの間でどういう関係を持ったのかということが分かる数少ない例として聴いて頂けたらと思います。

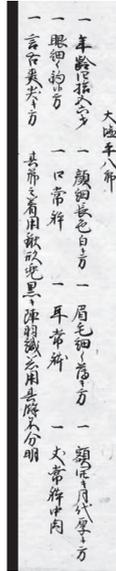
なお与力大塩のキャリアーは、『浪華御役録』という毎年二回、発行される番付で追跡することができます。例えば文政九年版では、城代が水野忠邦、町奉行が高井山城守、彼は大塩を抜擢して大塩の三大功績をバックアップするんですが、先輩与力に弓削新右衛門がいます。この弓削のちに大塩が腹を切らせる「奸吏糺弾事件」というのがあります。与力・同心の世界は年功序列なのです。こうした武士の番付、武鑑は京都にも残っております。京都市歴史資料館が持っておりますが、点数は大坂と比べ多くはあ

りません。

これからパワーポイントで画像を提示しますが、合わせて配布している史料を見て頂ければと思います（ただし誌面の余裕ないし許諾の関係で画像は限定しています。）

大塩平八郎とは

さて、大塩平八郎はどんな顔をしていたかということですが、いま映っておりますのは人相書です（図1）。い



大塩平八郎之相



予大塩平八郎也容姿は
世間初城には精谷助藏
力大塩平八郎に似せし
りし方髪は白髪に似せし

図1 人相書 出典『浮世の有様』

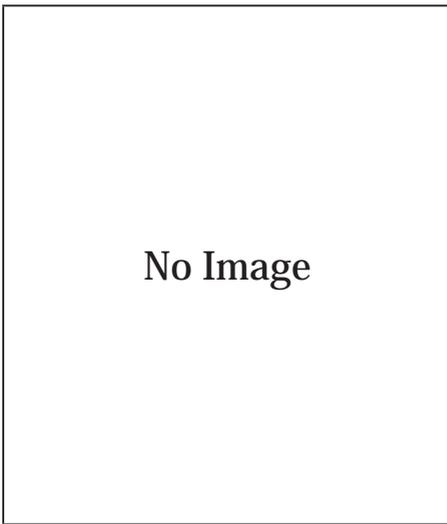


図2 大塩平八郎画像（模）
大阪城天守閣蔵

わゆる指名手配書です。これは糟谷助藏という、大塩と顔見知りであった大坂城の城方同心が描いた図です。額がすごく大きくて目がつりあがっています。現在、教科書など載るのはこれではなく、菊池容斎が描いた絵です（図2）。この人は孝明天皇の絵を描いたということでも有名な画家で、明治維新の直後に京都に来ております。この大塩平八郎の絵も、京都時代に描いたんではないかと思えますけれど、それは特定されておりません。ただ京都時代に描いたとす

る根拠は、これを富岡鉄斎が持っていたということです。

現在は富岡鉄斎の手を離れて東北大学の図書館に所蔵されておりです。富岡鉄斎と菊池容斎とともに画家で、若干、

富岡鉄斎の方が若いですけど、二人の間に接点があってもおかしくありません。富岡鉄斎は実は、大塩平八郎を非常に敬愛していたというか、彼の足跡に対する関心が非常に強くあった人です。二つの絵を比べると、同一人物とは思えないくらいです。

現在の大阪市北区・中央区にあたるところが大塩の乱の舞台でございます。天満という所が、大塩のいた場所です。この役宅から、東町奉行所という大坂城の近くに出勤しますので、多分、天満橋を渡って通勤していたと思います。大坂の町民は、鴻池さんをはじめとして主に船場にいくわけですけども、そこには懷徳堂や適塾と呼ばれていた私塾がありました。その南の島之内には、住友さんの銅吹所がありました。

今日お話する差別されている人たち、エタの場合は木津川沿いの渡辺村という所に集住しています。京都のように天部とかいろんな所に分散しているのではなく、一カ所に集められています。そして非人は四ヶ所ということで、北

から天満・道頓堀・天王寺・鳶田の垣外（集落）があるわけですが、大坂の出入口にあるのが特徴です。飢饉の際、農村から食料を求めて貧民が市中に流れ込んでくる出入口にあることに注意してください。

大塩は天満で乱を起こしまして、淀川の下流大川に架る難波橋を渡って船場に入り、大坂町奉行所に攻め入ろうとしました。途中、ドーンと大砲を撃つたら北浜に鴻池の屋敷があり、この辺の富豪を焼き討ちするということになりました。これが一つの目的です。その後、東町奉行所と大坂城の方に向かいました。東町奉行所には奉行跡部良弼がいました。後でふれますが、大塩の上司にあたるこの奉行は、飢饉で飢えている人を救えと言う大塩の献策を却下しました。そればかりか、江戸城で將軍の御成りがあったわけですけど、そのために大坂に入った米を江戸に送ったということで殺そうとしました。北浜の富豪たちはお金と米が一杯あるにもかかわらず、貧しい人たちに施行をしない、救恤をしないということで豪商たちをまず焼き打ちして、さらに自分が献策した救民策を拒否したということで東町奉行所にいる跡部良弼を狙った、ということですよ。

それに対して大坂城から軍隊が出てまいります。東横堀

川を行ったり来たりして、最終的に淡路町という所で交戦し、大塩軍は壊滅します。片や二〇〇人に對して、一方は二〇〇〇人位で来るわけで多勢に無勢で敗れます。その後、大塩は一時、大和の方まで逃げるんですけど、最後になんと大坂市中の靱の美好屋五郎兵衛という家に潜伏し、二月二四日から三月二七日まで一カ月余り身を隠しますが、発見されて養子の格之助とともに自死を遂げます。

武装蜂起

この乱がとて面白いのは、大塩が武装して、鎧兜をつけて大砲四門を引き出して決起したということがあります。乱でありまして、一揆ではありません。要するに戦闘なんです。向こうも軍隊でやってくるから、こっちも軍隊でやるということなんです。こういう乱は「由比正雪の事件」以来、無かったというので、二五〇年ぶりとか二〇〇年ぶりとか言われるわけにありますけれど、赤穂浪士よりもさらに武装しているわけです。赤穂浪士は大砲を持っていませんが、ここには大砲があったのです。それは先ほども言いましたように大坂の北浜の豪商たちの家を焼く、焼くことによる騒動につうじて豪商の蓄えていた米穀と金銀をばら撒

く、そのことによつて貧しい人を救うということです。ですからこれはテロである、と公然とおっしゃる方もあります。その要素も私は否定しません。少なくとも平穩な闘い方ではありません。非常に過激な闘い方です。

乱については後年、絵を添えて軍記物にした作品が複数生まれているのですが、最大で二〇〇人くらいの軍勢で戦ったということでありまして。壊滅した後に残っていた大砲には瀬田濟之助や大井正一郎といった同志の名前が書いてあります(図3)。これは百目筒というもので火繩銃ではありません、大砲です。この先に焙烙玉という、落ちたら爆発して火の手を上げるといふものなんです。そういう物を大筒に詰め込むわけでありまして。この百目筒の運搬と操作を担当するのが、瀬田濟之助ということですが、別の大砲には宮脇志摩など四人の名前が書いてあります。

このように軍事作戦でありましたから、大塩平八郎の乱は、大坂の人たちにとって大火災として記憶されることになります(図4)。大坂の三大火災の二つ目で、天満の市街がほぼ焼けています。天満宮が焼けました。その結果、天満宮の夏祭りが出来なかつたのですが、それはこの時と第二次世界大戦の終戦の年と二回だけだそうです。ですから

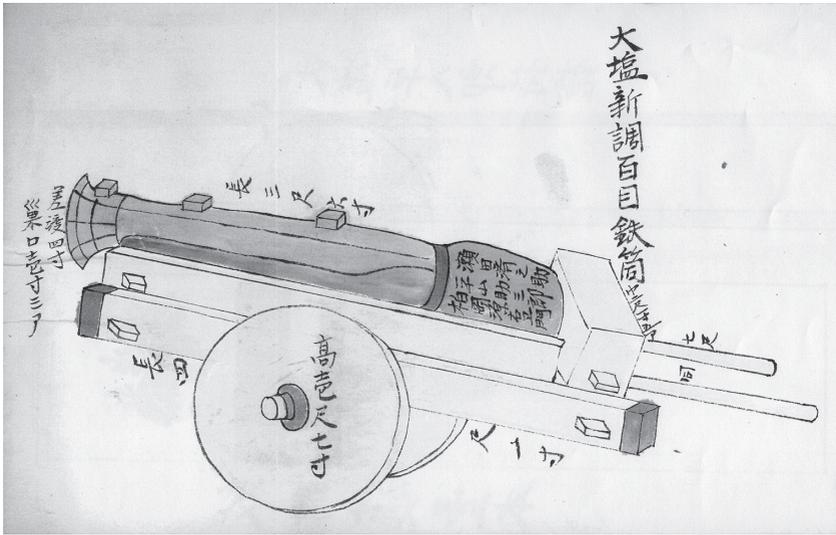


图3 大砲 藪田貫藏



图4 火災図 酒井一文庫蔵

ら当然、大塩の行為は尊いとして評価の高い反面、大坂の町を焼いた極悪人であるという批判も生まれます。両極端の評価が生まれるという形になって、現在もそれは尾を引いていると思います。ただし江戸時代の大坂が生み出した傑物である、というのは両方とも共通している所があると思います。

檄文

大塩の乱のもう一つの特徴はこれ、檄文です(図5)。

何の目的でやったかということが非常によく分かる史料です。逆に言うと、戦闘行為をしたわけですけど、何故そんなに激しいことをするのかということの後々の人たちが、当時生きていた人たちだけではなく、後世の人たちに知ってもらうために書いたと思われるものです。二〇〇〇字を超えろといわれている力作です。しかもこの檄文、筆で書いたわけではなく彫られている。印刷物です。印刷屋さんに渡すすぐ内容が分かっちゃいますので、分からないようにするに工夫がしてあるんです。これは大塩が文人であったから出来たわけですが、書いたものをそのまま渡すと、その日の内に奉行所に届けられます。実際、大塩の乱は、

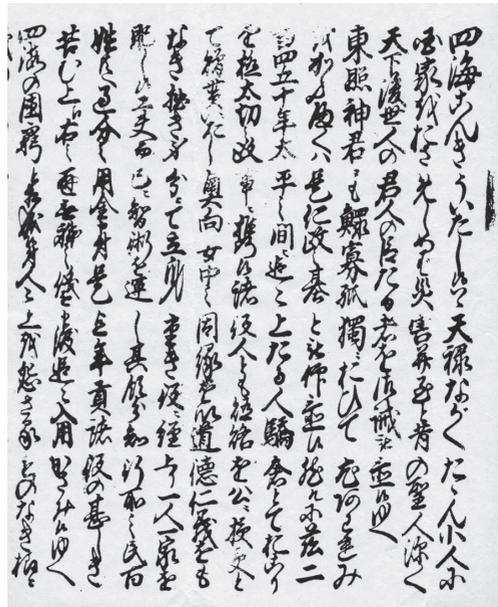


図5 檄文 成正寺蔵

二日ほど前に仲間の一人が大坂町奉行に行って密告をします。翌日にもまた密告が出るんですけど、それでも町奉行の跡部は、容易にそれが起こるとは信じられなかったといえます。結果として蜂起は、午後四時頃の予定を早めて午前八時に繰り上げられたのですが、その用意周到さがここにも出ていまして、横に線が通っているのが分かりますか。ブロックごとに版木をつくらせましたので、ブロック

の間の空白が浮かび上がるのです。すごい工夫だと思いません。日本国中で二点、現物が残っております。一つは大阪歴史博物館、一つは成正寺という大塩家の菩提寺にあたる所が所蔵しています。この寺には私たちの「大塩事件研究会」の事務局があります。

天保八年（一八三七）二月一九日に乱を起こした大塩は、三月二七日に捕まります。翌年に蔦田で、大塩を含む二人の人物が処刑されます。公開処刑です。竹上万太郎という青年だけがその時まで生きておりましたが、他は大塩も含め塩漬けにされて保存されていた遺体が礫にされました。「市中引き回しの上、礫」という極刑をあてえられ、この乱は終わりました。

この乱の首謀者は、ほとんどが三〇代から五〇代の人たちでした。江戸時代の犯罪には、家族に累が及びます。この場合、一五歳以下の子どもたちは一五歳になればすべて流刑にさせられ、屋久島や隠岐の島へ流されています。この少年たちはやがて一八年後、明治維新になって赦され、何人かは生きて帰ってくるのですが、大塩事件の首謀者の子孫として、のちのち体験を語ることになるわけです。

主に大塩事件に参加した人々には、与力・同心の門人

たちと並んで、豪農といわれる人たちもいました。京街道、あるいは淀川に沿って守口・枚方あたりの村々の有力農民たちです。私は「大塩の道」と名付けているんですが、その道を歩いて大塩が講義に行くんですね、一日ないし二日かけて。したがってその辺りは門人の密度が濃い。大塩の講義を受けた人たちが子孫を顧みず、あるいは家を顧みず乱に参加するということは、信じられないくらい凄いとだと私は思うんですけど、こういう行為をなした日本人がいる。正直、私にはいまだにその心情が理解できませんが、それを実行したのが北河内の農民たちであったということでありませぬ。

大塩平八郎の史跡

先ほど言いましたように、島送りされた子どもたちの何人かは、明治維新後、生家に帰っております。しかし彼らが、乱について公に語ることはほとんどありません。では大塩の乱を、最初に肯定的に語った人は誰かというところ、当時の若い門人たち、一五歳以前の門人たちであります。彼らは取り調べを受けますけれど、その中に田結庄千里と田能村直入たのむらち—この人は京都画学院を明治になって立ち上げ

ます―の二人が、大塩を追悼します。千里は明治一九年（一八八六）、大塩の五〇年祭を四天王寺の郊外でやります。また直入は三〇年、大塩平八郎と格之助の墓を菩提寺の成正寺に建てました。大阪大空襲で潰れてしまいました。戦後、再建されました（図6）。大阪で大塩平八郎の遺跡を訪ねる場所として最も有名な所です。もし天満に行かれたいら寄って頂けたらと思います。緒方洪庵の墓地のある寺はいつも開けておられますが、大塩の寺はいつも開けておられません。ほかに記念する遺構としては、造幣局内に残されている与力の役宅門があります（図7）。これもいつも開けておられません。

最後に大塩平八郎の「終焉の地」碑です。これは事件一六〇年記念として建てられたものなのですが、今年の三月に駒公園に移設されました（図8）。今後、駒公園で末永く保存されていくことを願っています。

大塩平八郎の乱の最後で最大の謎といっても良いんですけど、大塩平八郎が乱の一日前に江戸の老中に宛てた密書を送っていたことが当時から噂になっていました。その密書の写が近年、伊豆蕪山の江川文庫、代官江川太郎左衛門の屋敷から出てまいりました。一九九〇年に初めて知ら



図6 墓碑 成正寺内 藪田貫撮影



図7 役宅門 造幣局官舎内 藪田貫撮影



図8 「終焉の地」碑 鞆公園 藪田貫撮影

れた史料です。この中には様々な書類が入っているんですが、水野忠邦をはじめ老中に宛てた書簡が入っております。その冒頭に「国家の儀につき掛け合い申し候」とあります。「私は大坂で乱を起こしましたが、その乱は江戸幕府の在り方そのものに対する問いかけをしたものであります」という趣旨の文書を書いております。その中心に、老中たちが京都所司代や大坂城代を歴任した折に、不正な「無尽」——頼母子講の一種——を行い、蓄財を行ったことが指摘されています。当時、武士の金融は禁止されていたので、不法となります。

この指摘は、檄文には書かれてないことであり、しかも密書（現在は「建議書」と呼ばれている）のことは門人にも一切言っていない。したがって、彼だけの決断で、一日前に江戸に公用飛脚で送ったのです。これが出てくることによりまして大塩の乱は、大坂で町奉行や鴻池のような豪商を攻撃するだけではなく、もっと深く江戸の幕閣に宛てて反省を促そうとしている、という理解を生みます。密書は一旦、江戸に着きますが、直ぐ様返却の指示があり、大坂に戻そうと西に向かっている時に、飛脚が腹痛を起こして放置していったところを発見され、それを大塩に非常

に關心のあつた江川太郎左衛門が書類を回収し、写させました。その意味で、江川太郎左衛門がいなければこの史料は残らなかつた。大塩の遺書といつていいものだと思います。

学者としての大塩の著作の代表は『洗心洞劄記』^{せんしんどうさつぎ}といひます。年譜にありますように天保四（一八三三）の作で、それには「山中の賊は破るに易く、心中の賊は破り難い」という箴言が印として添えられています。この言葉は、安倍元首相が時々使われたそうではありますが、大塩の「心学」をよく示しています。この代表作を大塩は、昌平齋という幕府の学校の教授——例えるなら東大教授——佐藤一斎に私信付きで贈るのです。もっとも大塩が尊敬している学者です。その人の師匠であり、昌平齋の総裁——東大総長——に当たるのが、林述斎です。この人に大塩が六〇〇両の大金を貸していることが、先ほどの建議書の発見によって分かりました。述斎に貸していた六〇〇両について、「もう借金は返さなくて構いませんよ。その代わりに私が老中に宛てて国家の儀について掛け合う書類を送ったことについて、献言をして下さいよ」というメッセージを送っていたのです。そこまで文章にして書いてないですが、添えている書類から

見たらそう考えざるをえないのです。そういうことを考えれば、大塩は大坂にいながら、江戸を見ていたということでありませぬ。大坂の与力や同心や奉行を見ているだけではなくて、このもつと「上」、江戸Ⅱ中央を見ていたということですね。大塩平八郎の乱の解釈が、大きく変わることになりました。

大塩の乱の構図

大塩事件（大塩の乱）については大塩が与力であったことからこれまで、そこを基準に議論されていたわけですが、上には水野忠邦や林述斎などの江戸の武士・学者の世界、そして下にはエタ・非人の世界がある。上下に深めて大塩の乱を考えることが、とても大事なことではないかと考えております。上の世界については『武士の町 大坂』（中公新書）という本を一〇年前に書きました。去年、講談社学術文庫になりましたので関心があればお読みください。今日のお話は、この乱が下、つまりエタ・非人とどう関わるかということですが、まず非人との関係では、彼が与力をしている以上、非人が身近にいなければ警察機能が發揮できません。これは京都も同じであります、それを証

明する史料が大坂には多いのです。それをあとで紹介しませぬ。もう一つは渡辺村、エタ村がどう関わるかですが、これは直接の史料としては出てくるのは非常に難しいところがあります。たまたまですが、大坂城を守っている城代、城番という大名の下で仕えた与力に坂本鉞之助という人がいるんですが、この人の証言録に出てくるのです。彼は大塩の乱を壊滅させた一番の功労者とし表彰され、後に直臣になって大坂鉄砲方という地位に出世するわけですが、『咬菜秘記』という乱の書類を書いていて、そこに渡辺村の話が出てくるのです。史料篇としてお渡ししてあります。

1 町奉行所与力と「四ヶ所」

三大功績と盜賊方

大塩三大功績と呼ばれる事件があります。一つは京都と大坂にいたキシタンを当時、盜賊役であった大塩が発見したという事件であります。二つ目は、同僚で上司でもある弓削新右衛門が、非人の長吏と結託を不正に蓄財している、いわば贈収賄を摘発した事件。三つめは、本来は妻をもってはいけないう坊主が妾を囲い、あるいは寺に女性を入れているという僧侶の風紀肅清の事件です。この三つ

を三大事件といっているのですが、いずれにしても、どこそこのお寺の住職が怪しいですよとか、与力の誰が怪しい町人と密談してしておりますよという形で、いわゆる情報探索がないと与力は現場に踏み込めないわけでありませう。

つまり奉行所の情報探索能力が高くないと、大坂市中の六六〇町のどこで、どんな事件が起こっているか、言い換えるなら、市中の異変を町奉行所に通報される仕組みがないと分からない。したがって大塩の三大功績も起こらないのです。どこそこで伏見のお稲荷さんの使いだと言って狐下しをしているけれどもそれもそれだけではなさそうだしというようなことを、盗賊方大塩の所にもたらさないと、そこへ捜査に行けないわけでありませう。ですから盗賊方というのは、市中から上がる情報を待っているわけです。

その市中からの情報を誰が上げるかというところでいえば、それは各町にいる番人が上げる。非人番・垣内番と呼ばれる場所。彼らは、各町にそれぞれ担任の場所、パトロールする場所を持っており、そこにゴミがあつたら拾う、捨て子があつたら処理する、急病人がいたら介護する、遺失物があれば探す—そういうことで町の人たちから扶持をもらい、生計を立てるといふ形をとっている。同時に、彼らの上に

は、非人頭がいて、全体を統括している。この点は、江戸も京都も大坂もまったく同じであります。さらに大坂の場合、不特定多数の人が集まる所—そこには多数の情報が集まります—、芝居町道頓堀があり、芝居小屋の木戸番も同種の情報収集をしています。彼らからの情報が、常に町奉行所に届くようになっていのです。

それについてはこれまでポツポツと史料があつたわけでありませうが、近年、それが格段に分かるようになりました。その先駆者は岡本良一氏で、大坂の場合非人は「四ヶ所」に組織化されていたことが明らかにされました。「四ヶ所」とは、天王寺、鳶田、道頓堀、天満の四か所の非人村、垣外です。成立は天王寺垣外が一五九四年ともっとも古く、鳶田が一六〇九年、道頓堀が一六二二年、天満が一六二六年。登録されている人数は天王寺三七九人、鳶田二六六人、道頓堀三四三人、天満一七〇人、合計一一五八人です。それぞれの得意場の町があり、その数は全部で六三八町です（岡本良一『乱・一揆・非人』一九八三）。最盛期は六六〇町ですので、ほぼ市中全ての町に非人番（垣外番）が一人いるという形になっています。それぞれの垣外には頭がいて、長吏と呼ばれていますが、天王寺の場合、悲田院の

長吏と呼ばれていました。悲田院は本来、四天王寺の塔頭の一つで、宗教行為としての救済、貧しい人たちや癩病者の人々を救済する施設として知られています。その由緒・系譜を天王寺垣外の長吏が引き継いでいるということだと思われま。四ヶ所の中でも、成立が古く、由緒も確かで、規模も大きいということから一頭地を抜いていたのではないのでしょうか。

岡本良一氏には、内田九州男氏とともに編集した『道頓堀非人関係文書』（一九七四・一九七六）という出版物があります。大坂の非人に関する最初の史料集です。これは難波村の旧庄屋所蔵の史料で、難波村の管轄区域内に道頓堀の非人宿があった関係から庄屋史料に非人関係が含まれていたのです。その後、ご二人の手で『悲田院文書』（一九八九）が出るのですが、それは題名の通り「悲田院長吏の下にあった天王寺垣外の史料」です。大阪府立中之島図書館所蔵の史料ですが、垣外「仲間内部で作成された文書」が初めて世に出たのです。その後さらに『悲田院長吏文書』（二〇〇八・二〇一〇）が出版されましたが、神戸市立博物館所蔵の総計一四〇〇点の史料で、天王寺悲田院長吏を勤めた林家―木綿屋さんという屋号を持つ町人―の史料

ですが、奇しくも『悲田院文書』と同じところから出た史料と判断されています。

この史料を偶然、神戸市立博物館で「発見」したのは私です。この史料を元々、持っていたのは藤木喜一郎という関西学院大学文学部の教授だったんです。一九七八年のことですが、藤木先生の論文「大坂町奉行所管下における司法警察組織について」（『創立七〇周年関西学院大学文学部記念論文集』、一九五九）を読んで、非人関係の未知の史料があることを知り、内田九州男さんに連絡しました。早速、内田・岡本両氏は藤木先生に問い合わされたように、「学園紛争で研究室が占拠されている際に流出した」（『悲田院文書』、あるいは「水浸しになり、すべて焼却した」（『乱・一揆・非人』）との回答を得ています。ところがその「流出」「焼却」した文書に私は、偶然にも神戸市立博物館で調査中に出会ったのです。一九九三年、論文を読んで一五年後のことです。博物館に聞くと古書店からの購入ということですから、藤木先生の元から出たのではないかと想像しますが、なんとかして全貌を明らかにしたいと考え、大阪の部落解放・人権研究所の人たちに相談し、共同の成果として史料集として出しました。四天王寺からは、

出版補助をしていただきました。『悲田院長吏文書』の序文には、「多くの人の結縁と偶然が重なって日の目を見た幸運な史資料」とあります。

四ヶ所と「長吏の組織」

『悲田院長吏文書』は文字通り、悲田院の長官が管轄していた非人組織の内部史料ですから、四ヶ所の垣外番がそれぞれの得意場である町々で、また町奉行所の下で何をしていたかが、手に取るようにわかります。なかでも注目されるのが、町奉行所との間で行われていた「風聞」、あるいは「風聞探索」です。

お配りしてある史料「悲田院長吏文書」を見て頂きたいと思いますが、例えば1の史料は、文政元年（一八一八）、東盗賊方惣代より道頓堀宛ての出勤命令です。「天王寺善吉様 道当番」「明御召之儀早々」とあり、「道」は道頓堀のことです。天王寺の長吏善吉から道頓堀の非人の当番に宛て「東町奉行所の盗賊方の牧野権次郎が御用が有ると呼んでおられるので明日、四ツ時（午前一〇時）に役所に行きなさい」とあります。町奉行所の盗賊方から長吏を通して道頓堀の垣外番に宛てた出勤命令なんです。役所（奉

行所）に駆け付けると、御用を受けます。2の史料（年次不詳）は「天王寺長吏善次郎」に宛て、「京橋五丁目年寄ら身元風聞探索指令」、つまり京橋五丁目にいる町年寄四人の身元について調べてこい、という指示が町目付渡辺定右衛門から長吏善次郎に出されています。

大坂市中については路銀の支給はないようですが、西国筋御用、播州から西の出張については、路銀（旅費）が支給されています。それが3の史料（文化五年）で、「吉田様からの御用につき播州路へ行きますので金三両を借用します」とあります。最後に4の史料（天保四年）ですが、垣外番から上げられた報告書です。天保の飢饉の下、在郷村々で米の買占めして人問がいなかどうかということ調べて中垣内村（大阪府大東市）の非人番が長吏善吉郎に報告しています。大坂の周辺の農村にまで非人番（垣外）の組織が出来上がっていますので、そこから「聞探」の結果、情報もたらされるのです。

こういう広域的な組織が出来上がっているのです。大塩はそれを駆使し、その結果、三大功績を立てたのです。『悲田院長吏文書』には、「奸吏糾弾事件」で処分された与力弓削新右衛門と結託して悪事を働いた道頓堀垣外長吏格吉五郎

に関する史料が収められています。

大塩自身も、それを自覚していました。それに関する逸話が、頼山陽との関係で残されています。大塩が、文人として非常に親しくしたのが頼山陽です。「自分のことを一番よく知っているのは頼山陽をおいて他はない」と書いていますし、また山陽もそれに近い言葉で彼を讃えています。大塩が乱を起こした時に、山陽が生きていたら何て言っただろう、というのとは一番知りたいところだろうと思います。が、その前に亡くなっています。頼山陽は門人のいる京都と国許広島の往来の際に大坂の大塩を訪ねるのですが、ある時、道中の尼崎で自分の師匠菅茶山から貰った杖を失くしたんですね。その後、大塩の所に来て「尼崎で杖を失くしたので探しておいて欲しい」と言つて京都に行きます。そして帰る時にもう一度寄ると、杖は見つけられていたんです。山陽は痛く感謝するのですが、その時大塩がこう言うんです。「大坂市中、塵芥一つでも変なモノが落ちていて、それを見つけられなければ、どうして盗賊方の仕事がつとまりましようか」と。皆さん、すごい自信でしょう。その自信の背景には、天王寺の悲田院はじめとする四ヶ所の組織があるんです。

岡本良一『大塩平八郎』

ただし、このことだけであれば大塩が警察官として非人を使っていたという証拠にはなりません。乱との関係は見えませんが、さらに次の問題に展開していくためには、洗心洞の門人である豪農が登場してくる必要があります。大塩の門人である豪農たちと非人との間に生まれる問題の検討が、重要なのです。そこで再び、岡本先生です。岡本先生には『大塩平八郎』（一九七五）という作品があり、同時に非人の研究をされ、先ほどの史料集を刊行されています。論文集『乱・一揆・非人』（一九八三）には、非人の論文と大塩の論文が収められています。その意味で、私の先達だと思つていますが、当時の先生には非人と大塩を繋ぐ環が見えていなかった。推測にとどまっていた、と思います。先生の理解はこういうものでした。大塩にとって町人にはほとんど味方がいない。門人もいない。大塩が理解者として得たのは、与力・同心とその子弟、いわば同僚です。そして近在の豪農（富農）。与力・同心の利害関係は、自分もその世界にいたのでよく分かります。悪い所も良い所もわかります。しかし、豪農はまったく違う世界にいました。「洗心洞のいちじるしい特徴は、大阪近在の農村から、

平八郎を慕って入門する農民が少なくなかった」と岡本先生は書いています。そこで大塩と豪農との間に接点が生まれ、大塩は豪農の世界をもっと深く知ろうとした。例えば年貢の問題、あるいは庄屋としての地域政治の問題、飢饉時にどう対応するかという問題などですね。村の「小さな」為政者として日々、どうすべきなのか。その結果、豪農として、村の長として彼らの直面している問題に大塩も関心を持ち、理解を寄せます。大塩を「農民の師友」と、岡本さんが呼んだ所以です。しかし、豪農と大塩との間に共通する問題として具体的に何があったのか、事実として見えていなかった。わずかに「国訴惣代村役人と平八郎門下の関係が重視されなければならない」と指摘するにとどまっています。

2 「農民の師友」と非人

ところが、先ほどお話ししました大塩平八郎の「建議書」と呼ばれている江戸に送った書類の中に一点、国訴の文書が入っていたのです。国訴というのは村の庄屋さんたちが中心となつて一〇〇〇カ村近くの村々が集まって、いわば共同の願いを奉行所に上げる訴願運動のことを指します。

河内・摂津などの村々の庄屋さんたちが集まり、協議して、困っている問題を整理してみたらこんな問題があるとして、合法的に奉行所に願出することで、私も『国訴と百姓一揆の研究』（一九九二）という本を書いています。その項目の一つに非人の問題が出てくるんです。私は経済闘争と評価されていた国訴を、その前後に村々で締結された郡中議定と関連付けて考えることを提起しましたが、そこでの指標は、①公儀への依存、②共同性の追求、③排他性と階層性というもので、排他性の対象に四ヶ所の非人がいると指摘しました（藪田「地域社会が作る差別」『日本歴史の中の被差別民』二〇〇〇）。そうした考えをもつ私にとって、大塩の建議書（『大塩平八郎建議書』一九九〇）に収められたつぎの史料は注目に値するものです。

天保六年閏七月付「摂津・河内両国村々役人大坂町奉行と力同心ら非法につき訴状」というのがそれで長吏善吉、先ほどの『悲田院長吏文書』の史料に出てくる天王寺の長吏善吉が出てきます。「悲田院の長吏善吉は、西町奉行所の内山彦次郎に賄賂を贈り、摂河播の番人を苦しめ、一万石の大名も及ばぬ暮らし向き」をしているということで、奸吏糾弾事件で摘発された弓削新右衛門と長吏格吉五郎と

同種の贈収賄事件が、与力内山彦次郎と悲田院長吏善吉の間で行われていると訴えています。そういうことでいえば、四ヶ所の長吏は、奉行所の命を受けて情報探索をするだけじゃなくて、悪徳与力と一緒に贈収賄行為の中心にいた、という二面性が構造的にあったのです。『浮世の有様』という当時の随筆には、「多くの人を掠めなやまし、取り集めたる金銀で驕りくらし」「与力同心の遣い物」と評しています。

一方、村々の庄屋たちにとっては、非人番の「増長」という問題がありました。その背景には、「盗賊吟味役勤方」とありますように、奉行所盗賊方の命を受け四ヶ所は、火付・盗賊などを取り締るために「摂津・河内・播州」の村々に非人を派遣しています。「内密風聞など聞き合わせ」るために「四ヶ所長吏小頭」を使って探索をしています。大坂市中だけでなく、その周辺、あるいは四国・中国筋に、「悪党」逮捕のための捜査活動が本格化したのは、寛政改革の時です。江戸では火付盗賊改として有名ですが、大坂では町奉行所の盗賊方に大坂周辺から西日本にかけての「悪党」の探索を認めるという形で、広域捜査権を与えたんです。それを下支えしたのは、四ヶ所の非人たちです。こう

した広域的な警察機能に彼らが巻き込まれることで、新たな問題が起きます。

大塩建議書と国訴

史料篇の「大坂町触」（文化十一年）には、与力たちが使う手先の者に「不法法之儀」があると記されています。彼等は盗賊、悪党、博奕の人たちを探索するために村や町に出かけていくわけですけども、その時、村や町の者に対して「不法法」をする、その結果、長吏配下の非人番と村人との間で軋轢を生むようになったということです。「建議書」には、天保五年二月に幕府領の村々が訴願に及んだとありますが、実際、天保五年四月三日付の惣代の願書が残っています（『門真市史』五）。「摂河両国在々二おゐて盗賊・悪党者有之節、大坂御奉行所より御手当と申、御役人様御出張無之以前、四ヶ所在郷之番非人小頭与唱候者等村方江罷越、村役人ニ何之無会釈百姓困捕」、つまり手下の者を集めて村にやってきて百姓を捕え、「下吟味」と称して殴り蹴る、というんですね。彼等百姓にとっては、自分より下の身分だと思っている人間に土下座の扱いをさせられる、そういうことがあちらこちらで起こっていると

いうことで、摂津河内兩國の村々が訴願する、国訴するわけです（訴願の結果、下吟味を禁止する触が盗賊方の名で公布されています）。大塩平八郎の乱が起こる三年前でありますけれど、そういう局面が生まれてきている。

その時、大塩がどちらの立場に立つかは明らかです。「建議書」の訴状には末尾に、「七、八年前に大塩平八郎様とかいう与力が、悪党の弓削に切腹させたが、隠居されてから、非道の内山が出てきて役人が驕り、神も仏もない」とする一節があり、国訴惣代と大塩の蜜月ぶりが示されています（ただし天保六年閏七月付の訴状は、『建議書』のほかに確認されていませんので、案文であった可能性がります）。

大塩が主要な門人である豪農の立場に肩入れすればするほど非人、とくに盗賊方与力の権威を笠に着て村人たち「無法」を申しかける非人たち、あるいは有力な与力と結託して金策に走る長吏たちへの批判は厳しさの度を増します。しかし大塩が、非人一般を敵視していたかについては興味深い史料があります。与力として現役であった文政二一年に東町奉行所から出された「演舌書」で、「大塩氏掛りの由」とあることから、宮城公子氏は、大塩の指示と判断

されています（『大塩平八郎』一九七七）。趣旨は、「富庶繁花の土地」である大坂は、渡世のしやすい土地柄であるが、竈数一〇万の中には「老衰にて子もなく、幼少に親に離れた零丁孤独の類」「貧人」がいるとして、飢餓の年には誠に憐れむべきで、手当救い方を町々で調べて奉行所に報告するようにとあります。そこには「貧人は不幸の良民」とあります。儒学のテキストの受け売りとも思える固い文面は町触としては異様ですが、この判断を、檄文の「奸人」という非人批判と比べてみる時、非人に対する評価は分裂しているというほかありません。

3 渡辺村と大塩平八郎

『咬菜秘記』

最後に渡辺村、エタ村の話をします。典拠となる史料は坂本鉉之助の『咬菜秘記』です。

この『咬菜秘記』という史料も国会図書館にあるものを岡本先生が発見されまして、「平八郎の部落民に対する考え方としてもっとも信頼できるもの」として紹介されました（『大塩平八郎』）。坂本鉉之助と大塩平八郎は比較的親しい間柄で、『咬菜秘記』によると大塩と坂本は三度、会っ

ています。四度目は敵味方に別れて戦うわけでありますけれど、一回目は槍の師匠である柴田勘兵衛（坂本と同じ城方の与力）に、「お前たちは若いけれども学問が好きそうだから」と紹介されます。二回目は、大塩は文人でありながらとても軍事に関心のある人で、中国の明代の書物ですけれど『武備志』という軍学書を持っており、それを坂本が大塩から借りた。その時に大塩から「学問は貧苦の中でこそ成就するものである」「私は町方の者であるけれど、いざとなったら身命を賭して大坂城を守るということについて常々心砕いております。坂本さんは城方の与力としてどのような工夫をされていますか」と問われます。鉞之助は、実父天山が著名な砲術家ですので、「砲術の腕を磨こうと努力しています」と答え、大塩に「その工夫とはどういうことですか」と問います。そこで渡辺村が出ますが、後に史料で見えていきます。

三回目はさらに八年後です。大塩が名刀を持っているからと、糟谷助藏らと刀を見に行きます。「大塩は歳は自分より二つ下、記憶力も良く文も武も優れている、ただし学問は自分流の我儘な学問である。いたずらに公儀に対する批判が強い」と書いています。そういうことから考えれば

乱後にもかかわらず坂本は、大塩について先入観にとらわれず客観的な話を残している印象を受けます。史料篇に『咬菜秘記』の当該部分を記入しておきましたので、ご覧ください。二か所に分けています（穢多はエタに統一）。

(1)「エタども人間の交わり出来ぬといふ所が彼等の第一残念に在る処にて、親鸞といふ智慧坊主が其処を能く呑み込みて、此方の宗門にてハエタにても少も障りなし。信仰の者ハ今世こそエタなれ、後の世にハ極楽浄土の仏にしてやろうと云を殊の外有り難く思ひ、本願寺へ金子を上る者エタ程多きものハなし。死して後の有とも無きとも睨と知得ぬことさへ、人間並の仏にするといふかく辱く存するからハ、唯今直くに人間に致して遣はすと申さバ此上なく有難がり、火にも水にも命を捨て働くべし。左すれバ何事ぞあるときハ五百や千の必死の人数ハ^{たかま}忽ち得らるゝ事にて、夫を以てよく指揮をいたして、急度一方を守衛すべき心得なり。」つまり、エタたちは差別されている身分であるから、救われる機会があれば身命を賭して闘うということですね。だから、そういうチャンスを与えてやればいい。親鸞は、あの世の世界で極楽浄土へ行けるからと言ったので、本願

寺に多額の志納金が集まっているではないか。だから人間にしてやると言えば、「火にも水にも命を捨て働くべし」。

五百人や一〇〇〇人を出して、大坂城を守ろうとするだろう、と言ったのです。その後、実際に乱が起きたので坂本はその話を思い出し、当日、大塩が渡辺村の頭のところにいつてエタの人たちを一味に入れようとしたのではないかと、彼は気になったわけですね。そこで乱の後、大坂東町奉行で乱の鎮圧の先頭に立った跡部山城守に会い、顛末を聞くのです。

(2) 跡部(東町奉行)申され候にハ、「イヤ今少しにてエタを遣ふところ、運よく間違ふてエタども加入致さず事に候。」—実はそういうことの可能性もあったんだけれど、運よく間違つてエタは参加しなかったという事ですと答え、子細を語ります。

その仔細ハ昨年こぞの冬渡辺村のエタの小頭といふ者を平八郎宅へ呼び、「さて米価高値にて定めて其方共難渋仕るであらふ。依て金子を遣す間、其村中難渋仕るものへ夫々相応に施して遣せ」と申て、金子五十兩小頭へ遣し、「さて其方へは此脇差を遣す」とこしらへて拵附の長脇差を遣し候処、小頭殊の外ありがたが

り、「此御恩ハ何を以て報じ申べく哉、御恩の報じ方もこれ無し」と申せば、平八郎申ハ、「イヤ別に報恩の望もないが左様に存ずる事なら此辺に火災があつた節ハ、エタ共多く引連て役所へ行かぬ先に此方へ参りて働き呉れよ」と約し置きぬ。

後日談ですけども、飢饉の最中で苦しいだろうからと、エタの頭が事前に大塩から金子五〇両を貰っていた。「そのお礼に何か」というと、「もし大坂市中に火の手が上がつたら奉行所に行く前に、天満の役宅に駆けつけて来いよ」と答えたというのです。たしかに大砲四門をもって行進していくわけですから、人夫としてエタを使おうとしたとしても不思議ではありません。しかも渡辺村には、享保九年(一七二四)三月の大火「妙知焼」での鎮火出動を契機に、一六年以降、消火活動を公認されています(『撰津役人村文書』一九七〇)。与力であつた大塩は、それを熟知しているのです。

ところが実際、そうなりませんでした。何故かというとき、エタ村で大きなお葬式があつて、火の手が上がつた時にはお葬式と重なつて行けなかつたということです。密訴によつて午後の決起が、午前八時頃に繰り上げること

生じた齟齬でした。もし予定通りであれば、渡辺村の人たちは駆けつけた可能性がある。この証言に信をおくとすれば、彼らの身分解放の願望を利用して、乱の中の一員として加入させようと大塩が考えていたと捉えられるところがあります。

施行と大筒

この計略を信じるに足る事例が、他にありません。それは渡辺村の村の人たちではないのですが、大坂周辺のエタ村では、大塩門人の庄屋たちから金子、施行金を貰ったことから、のちに捕まった人たちがいるのです。その一つ吹田村のエタたちは、飢饉で苦しんだ折に同志である神主宮脇志摩から施行として金子を貰っていました。稗島村のエタは、般若寺村の忠兵衛―重鎮の門人です―から施行金を貰っていたということですが。門人の深尾才次郎のいる般若寺村の百姓とエタも、軽い処分を受けていますが、いずれも「大坂で火の手が上がった時には駆けつけるようにと言われた」と証言しています。それはエタに限らず、村内の百姓にも言えることで、施行は、乱への参加の前提であったと理解されます。

そういうことを考えれば、「市中に火の手を起す」と何が乱の大前提であったことが分かります。何故、大坂の町を焼く必要があったのかを考えると、大坂で乱が起こっていても遠方から見えるサインがない限り、施行を受けている彼らも駆け付けることができません。したがって絶対、大坂の町を焼かなければならなかったんです。火をつけ、遠くからもそれが分かることが必要だったのです。だから大砲を用意するわけです。あわせて大坂の町を焼き、その騒動の中で豪商の蔵から米は金を奪い、バラ撒くという事態が想定されていたのです。

そういうことから考えれば大塩にとっては、門人を通じて生活困難者やエタたちに施行をすることと、大砲を用意して町を焼くということは、車の両輪であったと私は考えます。蔵書売り、六六八両の資金を基に施行を始めるのは天保八年二月。それに対し格之介らが炮術の訓練を開始するのは七年九月です（「年譜」参照）。もうこの時には、大砲で大坂の町を焼くという戦略が立っていたのでしよう。この間、飢饉が深刻の度を増します。その意味からも、飢饉という背景がなければ、こういう極端な行動が起こらなかった事だけははっきりしています。いずれにしても「大

坂の町を焼く」という行為は、施行を受けた貧民やエタたちを動員する点でも、江戸に送った密書の意味を幕閣らに気付かせる意味でも、いずれにしても「大塩の乱」の一番の核心部分であったのではないかと私は思います。

しかし、この暴挙は果たして、交流のあった文人たちの非難・筆誅を受けることになりました。いまなお、テロとの批判を受けています。その一方、大塩の乱の火事によって家を失った人たちが、「それでも大塩さんは偉い人だ」と讃えたというのです。家を焼かれ、住む家がなくなった市井の人たちが、そう言って大塩を讃えたと当時の随筆・記録に残っています。それくらいこの乱の評価にはすごい落差があるのですが、それが大塩の乱の一番の特徴でもあります。魅力でもあると思います。ご清聴ありがとうございます。

大塩平八郎と被差別民社会—大坂四ヶ所と渡辺村—

はじめに

■「大塩平八郎終焉の地」碑の移転 ◇大塩事件研究会（1975年11月9日創立）

■ 大塩の乱と大塩平八郎 @大塩年譜

「民を救い候ため仕成候儀は不筋の儀にもこれ有る間敷と存じ、同意の上盟文へ血判いたし、その上、政道を批判致し、又はこの上なく恐れ多い文言の認めこれある**檄文**をも一覽におよび、いよいよ企て発起の手續き申し合わせ」（『大塩平八郎一件書留』1987）

「僕は地方の小役人、頭の指揮に従い、獄訟垂楚（訴訟を裁き・刑罰を与える）の間に禄を保ち、任期を終え、他に求むべきものはない。その後、それを辞め、ひとりて志を高くして道を学んだために、世に容れざれずして人に愛されずは、豈左計（間違った選択）ならざるや。」（佐藤一斎宛て書簡）

■「大塩平八郎の乱」と身分制 →武士・文人・被差別民への展開

幸田成友『大塩平八郎』（明治43）→岡本良一『大塩平八郎』1956/1975

■ 第4章 与党の人々/下級武士・富農・貧農・都市貧民・部落民

→宮城公子『大塩平八郎』1977、岡本良一『乱・一揆・非人』1983

大塩の「身上がり」/身分制と差別/エタの本村付体制・非人組織の解明

→深谷克己『江戸時代の身分願望』2006 藪田『武士の町大坂』2010、塚田孝『大坂の非人』2013

1 町奉行所与力と「四ヶ所」

➤ 三大功績事件と盗賊役

文政10~12年/京坂キリシタン事件・奸吏糾弾事件・破戒僧処分事件
与力と四ヶ所の小頭の癒着・・・筆頭与力弓削新右衛門と長吏吉五郎らの摘発

「与力にして頻りにまいないを貪り」「多くの人を掠めなやまし、取り集めたる金銀で驕くらし」「非人の身分で二階建て瓦葺、土蔵を持つ」「与力同心の遣い物」（『浮世の有様』）

「**奸吏**」「**奸人**」（檄文）VS「**不幸な良民**」（与力・学者大塩の認識）

➤ 盗賊役と四ヶ所（非人垣外/天王寺・道頓堀・鳶田・天満）

「御用」出張・「風聞」「風聞探」を通じた奉行所の公用を下請け

創設時期：天王寺1594年、鳶田1609、道頓堀1622、天満1626

人数：天王寺379、鳶田266、道頓堀343、天満170人、計1158人（1789年）

得意場：天225、鳶127、道168、満116、高原持2、計638町（1757年）

■ 頼山陽の師菅茶山の遺杖を探し出した大塩「何ぞ職を盗賊方に奉するを」

➤ 四ヶ所と「長吏の組織」

『道頓堀非人関係文書』（大阪城天守閣蔵難波村庄屋文書、1989）『悲田院文書』（中之島図書館蔵、1989）→『悲田院長吏文書』（神戸市立博物館蔵、2008・2010）

「多くの人の結縁と偶然が重なって日の目を見た幸運な史資料」『大阪の部落史』の別巻

■ 天王寺の長吏林家（屋号木綿屋）旧蔵の史資料、総計 1400 点

藤木喜一郎「大阪町奉行管下における司法警察組織について」（1959）「長吏文書」紹介

「灰になった長吏文書と藤木論文」岡本良一『乱・一揆・非人』（1983）

1978 年 5 月「学園紛争で廃棄」 * 1983 年 2 月博物館が購入・未整理

1993 年 7 月～95 年 1 月 藪田が調査 * 藪田ほか『近世大坂と被差別民社会』2015

➤ 四ヶ所と市中の非人・無宿 * 背景としての飢饉

四天王寺悲田院・長吏・老分・小頭・若キ者・非人（番）⇔野非人・無宿・貧人←百姓←村

2 「農民の師友」と非人

➤ 洗心洞門人と豪農

「洗心洞のいちじるしい特徴は、大阪近在の農村から、平八郎を慕って入門する農民が少なくなかった」（岡本良一） ■ 「淀川左岸地帯の挙兵参加村」

■ 事件の主要関係者 20（引廻しの上礫）武士 7・神官 1・農民 11・無宿 1 人

「国訴の惣代村役人と平八郎の関係が重視されねばならない」岡本 71 頁

「大塩の農民組織の方法は、豪農の掌握にある。その基底には国訴があった。」

* 酒井一「大塩の乱と畿内農村」1981（『日本の近世社会と大塩事件』2017）

➤ 国訴と差別

* 津田秀夫『封建経済政策の展開と市場構造』1961

α 農民の経済的發展を図るために大同団結して奉行所に訴願すること/高価格と低価格（津田）

β 豪農＝村役人中心の地域社会形成の動き * 藪田『国訴と百姓一揆の研究』1992/新版 2016

* 支配領域を超えて連合した村々が、直面する課題の解決を奉行所に訴える

とともに組合村で協定し、自主規制をおこなう

国訴の評価と郡中議定 ①公儀への依存、②共同性の追求、③排他性と階層性

排他性の対象に廻在者（浪人・ゴゼ・座頭など）・非人番、階層性の対象に労働者

四天王寺悲田院・長吏の組織⇨在方の非人番⇨村の〈富〉⇨廻在者

御用による垣外非人番の横暴・出役の多さ・非人番役銭の高額化 VS 村々

■ 藪田「地域社会が作る差別」網野善彦ほか『日本歴史の中の被差別民』2000/文庫 2010

➤ 「大塩建議書」と国訴

* 決起の前日に江戸の老中に宛てて公用飛脚で送った書類群

天保 6 年閏 7 月 撰津・河内両国村々役人大坂町奉行与力同心ら非法につき訴状

「長吏善吉は内山彦次郎殿に賄賂取扱い、撰河播三ヶ国番人を威し苦しめ、一万石の御大名も及ばぬ暮らし向き」善吉と若キ者柁次郎らを指弾、池田村などの番人の「突っ込みの悪事」

「七八ヶ年ほど以前に大塩平八郎様とやら申御与力御出役、悪党弓削という与力切腹とやら」

⇨大塩が解決した悪徳与力と非人集団による悪事が再発していることを指摘

『悲田院長吏文書』には天保 4 年、番人が長吏善吉に上げた風聞書が多数、収録されている

■ 天保 5 年 4 月 撰津河内両国惣代非人取締り方ほか願書（門真三番村『門真市史』4）

① 盗賊悪党を取り締まるために、奉行所から与力・同心の派遣前に四ヶ所の在郷番非人・小

- 頭という者がやってきて、村役人の了解なく、下吟味と称し、被疑者の百姓を打擲するなどするのを止めさせ、その禁止を触れとして公布してほしい。4月3日盜賊方の名で公布
- ② 米価高騰で困難な折に付、廻在者の停止願（認められた形跡なし）鉄刀を所持「守貞漫稿」

3 渡辺村と大塩平八郎

➤ 坂本鉉之助『咬葉秘記』が語る大塩とエタ

「平八郎の部落民に対する考え方としてもっとも信頼できるのは、わずかに坂本鉉之助の『咬葉秘記』に伝えられところの一文にすぎない」岡本 75 年版に所収

■ 大塩（町方与力）と坂本（城方与力）の面談記録

1 度目 先輩与力柴田勘兵衛（大塩の槍の師匠）の紹介で会う（文政 4 年 4 月頃）

坂本が学文を志すので、朋友になるようにとの配慮

◆「切腹して会えないところであった」（公儀の処分に怒って、御為筋には一命を捨てる覚悟）

2 度目 「武備志」を大塩から借りる

◆「学文は貧苦の中で成就するもの」城方・町方とも西国 33 カ国の抑えの役割「工夫は如何」と坂本に問い、その後、工夫とは問われ、渡辺村の掟書を出し語る、私宅に小頭を呼び、金子を遣わし、天満に火災の折は駆け付けよと指示。

3 度目 8 年後（文政 12 年） 同僚らと刀剣の銘物を一覧に行く

歳はふたつ下、記憶力もよく、文も武も優れて、天満組風の我儘学問

2 月 19 日の大変は合点が行かぬが、その兆しの端緒はあった、として回顧

➤ 『摂津役人村文書』（盛田嘉徳 1970）と渡辺村

慶長年中より断罪御用（仕置用具は下附）、元和年間に五ヶ所から難波村内へ集住、渡辺村 6 町年寄二名、寛永 11 年再確認・年寄に苗字・帯刀・扶持、東照宮と大坂城内の太鼓の張替え、享保 9 年の火災に出勤（功績により村内の質酒商売を認可）、享保 16 年出火出勤を公認、市中の辻・門脇・浜・橋詰の小便担桶設置を許可、享保 20 年御用役掟書、明和 7 年摂津河内のエタ村を支配下に置く願（不可）⇔エタ（皮多）村は本村付体制にあった

■死刑囚の護送・引廻、刑の執行、刑死人の処分、刑場の設営、心中・牢死・水死・行倒れ、

➤ 『大塩平八郎一件書留』に見るエタ * 動員として期待

エタ乙倍 南向野村エタ八右衛門倅、欠落し無職、火事場見物から加勢逮捕、引廻し・獄門

吹田村百姓 6 名とエタ 7 名 一味の神主宮脇志摩から事前に施行を貰っていた（75、230）

稚島村百姓ら 149 名と荒生村エタ 7 名 一味の般若寺村忠兵衛から施行金を貰い（67、221）

般若寺村百姓 49 名とエタ 60 名 多人数騒ぎ立てたとして急度叱りとエタ頭預け（219）

おわりに一京都と大坂

大塩の妻ゆう・格之助の妻みね・子弓太郎が逮捕さえたのは京都町奉行所の与力・同心

「四座雑色記録」（『京都の部落史』）天保 8 年 2 月 28 日柳馬場六角下ル生菱屋

京都町奉行一四座雑色一エタ年寄一エタ村/悲田院年寄一与次郎一小頭一非人

大塩平八郎略年譜

- 1787 天明 7 年 6 月 19 日松平定信老中首班、改革始まる～文化元年
1792 年(寛政 5) 1 歳 正月 22 日生、父平八郎敬高、母大西氏、幼名文之助、諱正高
1807 (文化 4 から 5) 16 歳 大坂町奉行与力見習いとして出仕か 東町奉行平賀貞愛～13 年 4 月
1815 (文化 12) 23 歳、他流試合の件で師柴田勘兵衛に詫び手紙をだす。相蘇 1-1、1-2
24、25 歳の頃、呂新吾の『呻吟語』を読み、陽明学を独学で研鑽
1817 (文化 14) 25 歳 「浪華御役録」に定町廻として記載される
1818 (文政元) 26 歳 祖父政之丞(阿波脇町出身)死亡、平八郎跡番代を継ぐ
曾根崎新地茶屋大和屋の娘ひろを橋本忠兵衛妹として妾(ゆうに改名)に迎える
1821 (文政 4) 29 歳 四月頃、柴田勘兵衛を介して坂本鉦之助を知る
1824 (文政 7) 32 歳、来坂中の頼山陽に七絶詩を送る
1825 (文政 8) 33 歳 洗心洞塾の「入学盟誓八カ条」を制定(『洗心洞詩文』)
1827 (文政 10) 35 歳 東町奉行高井実徳(在任:文政 3.11～天保元.10)の下、瀬田と盗賊役
キリシタン逮捕事件(以後、姦吏糾明・破戒僧処分と合わせ三大功績)
1828 (文政 11) 36 歳 与力西田家より格之助(19 歳)を養子として迎える、疝気に苦しみ治療、
1829 (文政 12) 37 歳 西町奉行新見正路(文政 12.4～天保 2.9)着任、日記を残す
1830 (文政 13=天保元) 38 歳 5 月不正無尽の罪で大坂破損奉行一場藤兵衛ら処分
8 月高井の辞職を受け、与力を辞め格之介に跡番代。「辞職之詩並序」を記す
12 月大蔵永常宛書簡「その艱難苦痛は戦場の血戦よりも辛烈」
1831 (天保 2) 39 歳 江戸に向け出発、短期間滞在し、林述斎を訪問
1832 (天保 3) 40 歳 6 月門弟とともに中江藤樹書院に詣で、帰途、琵琶湖上で九死に一生を得る。
のち中斎と改名「東照神君に馬先で功名を立て、御弓をもらった大塩波右衛門の血統の僕ゆえ、
君臣の名分は一生忘れがたい」(与力荻野宛書簡)
1833 (天保 4) 41 歳 家塾版『洗心洞割記』刊行、天文方間齋斎を通じ佐藤一斎に送る
7 月藤樹書院に続き、富士山と伊勢の両文庫に『洗心洞割記』奉納の旅に出る
11 月足代弘訓に『大学』卒章の句を揮毫して送る
1834 (天保 5) 42 歳 正月「一身の温飽天に愧ず」詩を詠む(『洗心洞詩文』)
平松楽齋宛書簡「この上は草莽の内に塾居し、定言を吐き、孝弟の道を興す」
2 月家塾版『儒門空虚聚語』の刊行、伊勢両文庫らに奉納、7 月天満大火、罹災者救済で多忙
1835 (天保 6) 『増補孝経彙註』『洗心洞割記』『儒門空虚聚語』を民間書肆から刊行
1836 (天保 7) 44 歳 3 月一心寺事件起きる 6 月家塾版『古本大学刮目』刊行
7 月東町奉行跡部良弼着任 9 月頃格之助ら砲術演習開始 11 月町奉行所が米の買い占めと
他所積出しを禁止 12 月門人らに蜂起計画を明かすか、檄文版本作成
1837 (天保 8) 45 歳、正月連判書に調印カ 2 月蔵書売り(668 両)施行する、檄文印刷
2.17 建議書作成、夜平山助次郎が跡部に密訴 2.18 建議書発送 2.19 早朝宇津木刺殺のち拳兵
2.20 鎮火(市中の五分一焼失) 3.5 箱根山中で建議書発見 3.27 美吉屋五郎兵衛方にて格之
助とともに自決 6.7 評定所一座での吟味始まる 7.2 能勢騒動起きる
1838 (天保 9) 8 月大塩一党に判決、処刑者約 800 名に及ぶ 9.18 大塩父子ら磔刑

- 盗賊吟味役動方『大坂町奉行所旧記』（文化年間頃作成）
- 一 火付・盗賊・おぼれ者の類、怪しきもの召捕り詮議するべき旨、仰せ付けられ、大坂町中の儀はもちろん、摂津・河州・播州御料私領の在々迄も手当在り召捕り、牢屋敷御役所にて詮議仕候事
- 一 右の外、中国勸業党取締の儀は、寛政年中追々、江戶表より御下知により、私共かねかね心掛け承り罷りあり、如何の風聞御座候ども、御差図次第取り計い候
- 目附役動書
- 一 御限り目附役の儀、天明七年八月、新規に仰せ付けられ候節、御組与力・同心善悪一同行常、その他何事によらず見聞に及び候義申上げ、諸出入公事など御吟味の筋、御札等の義、掛り役人依怙鼻成る取り計い方これあるの様承り候ハバ、その段早速申し上ぐべく仰せ付けられ候事。
- ただし本文の通り内密風聞など聞き合わせをも仕候付、四ヶ所長吏小頭共のうち一人、右聞き合わせ方に兼ね、召仕い候事。
- 『大坂町触』文化十一年四月五日（『大阪市史』第四）
- 1
- 手先之者共不法之儀有之候ハ、訴出きの事ならびに盗賊・悪党もの・博奕・誦勝負の類、所役人ニ於ても油断なく取締申すべき事、
- 大坂役木戸ならびに四ヶ所長吏小頭共儀、すべて悪党者等之風説聞繕させ、且祖之もの廻り方出役之節も、召連させ来り候処、連年一弊之本意を忘却致し、次第二手先之もの相増し、在町之もの共へ対し、不法之事等これ有る由相聞候二付、向後右弊之義これなき様、且エタ共取締之義も、此度敷敷申渡候間、此旨を存、此後彼ら不法之儀有之候ハ、其所二差押へ置、訴出べく候、万一見聞に及び、そのまま見通し、内分二て事を済候ものこれ有候ハ、吟味之上沙汰に及ぶべき事、
- 『大坂町奉行所旧記』には「役木戸長吏小頭名前書」として、以下の人数が載る。
- 役木戸佐助以下三名、齋田長吏吉右衛門以下九名、天王寺長吏善吉以下九名、道頓堀長吏仁兵衛以下八名、天満長吏文右衛門以下七名、高原小頭十兵衛以下六名
- 文政十三年八月十二日付内山彦次郎宛大塩書簡（相蘇一弘『大塩平八郎書簡の研究』）
- いよいよ御安泰賀し奉り候、然らば当九日、町目付より頭（町奉行高井実徳）へ差し出し候長町七丁目天王寺や多右衛門と申す者、手段を付け金品など借受け候風聞書、頭より下

され候に付、一覽任候処、当組揃え方同心手先（猿と別称「守貞濃橋」）の由に相見え申し候、右手の手先召使むざるようにながねがね申し渡され候処、多右衛門召揃りに相成り候、（略）さて伝吉郎（盜賊方同心村上）手許不吟味の上、兼ねて申し渡し候御深意を用いざる筋にも相当候に付、調中今日より先病氣引、申付けられ、この上追々聞き糺し候上、懸る役進を取捨申さるべく積りに御座候

○文政十二年十月十五日 濱宮書（大阪市史「四上」）

当表は富庶繁花の土地にて、工商の者は何なりとも所業商売を出精骨折りいたし候はば、渡世出来易き義は他所に勝れ候故、富人は論なく下戸の家々もその利を利とし、その業を楽しむ、父母を養ひ、子孫を鞠衣食の貧など不自由これなき義に候へとも、三郷の窟凡そ十方近くもあり、その内には老衰にて子もなく、幼少に親に相はなれ零丁孤独の類、その余孫子多く、自力に養ひ難く候へとも、親類縁族これ無きに付、その身の因窮愁苦を告げ、者なきほどの貧人有るまじきとも決さる難く、もし右驛の貧人これ有り候はば、米穀諸色豊給の時節にても、その身その家だけは実に飢餓の荒年も同事にて、誠に憐れむべきこと候、（略）前書きの貧人は不幸の良民につき、以来手当救い方これ有るべきの間、町々取調へ、御役所に申し立つべく候。「軍奉行より仰せい出され候て、大塩氏掛りの由」

○天保五年四月三日 撰河内国惣代選書、番非人取締り方ほか願書（門真市史「5」）

乍忠書付ヲ以御願奉申上候

撰河内国在々におゐて盜賊・悪党者有之節、大坂御奉行所御手当と申、御役人様御出張無之以前、四ヶ所在郷之番非人小頭等唱候者等村方江罷越、村役人二何之無糸艱百姓困捕、其村方江諳方之困人相集候義有之、又者外村江召連参り候茂有之、何分諸方之困人共一ト処二而、右之番非人等追々相集、下吟味与唱江敵敷致打擲、其身生渡之病人二相成、半季迄年相煩相束候者多、適堅固ニ相就キ候者茂右之番非人等寄場江致逗留、順命絶迄相した、め、其外草履・草鞋・煙草与多人數相用候二付、雜書影數相掛り候二付、末田之一作茂所持之もの者實物ニ差入、亦者亮扱、或物建家を亮扱、右雜費二用ひ、家名断絶及候類多有之候（略）

天保五年

四月三日

撰河内国御七分惣代選印

御奉行様

御書下文字

一右体御召捕手当ニ罷越候役木戸長吏并長吏下之者共、雜用钱之義者共度毎ニ御奉行所様
 方相応之御渡被遣成有之ニ付、右之分別段村人用相掛候義無之筈与相心得可申事

但し用人扶持方之義者別段之筈与相心得可申事

右之分者勿論外ニ而茂役木戸長吏并長吏下之者共御捕方御役人様同様之所業及百姓江対
 右之分者勿論外ニ而茂役木戸長吏并長吏下之者共御捕方御役人様同様之所業及百姓江対
 自尽取致候義有之候ハ、先年御渡之通、所々大坂御奉行所様被訴出可申候事

右之通、此度盜賊方御役人様ヲ以被 仰論候ニ付、一同難有奉存 於村々茂無違失相心

得可申吏

午四月三日

○坂本鉦之助『咬葉秘記録』*原文の機多はエタと表記する。

(1) エタども人間の交りの出来ぬといふ所が彼等の第一残念に存る処にて、親鸞といふ智
 慧坊主が其処を能く呑み込みて、此方の宗門にてハエタにても少しも障りなし。信仰の者ハ今
 世こそエタなれ、後の世にハ極楽浄土の仏にしてやろうと云を殊の外有り難く思ひ、本願寺
 へ金字を上る者エタ程多きものハなし。死して後の有とも無きとも寢と心得ぬことさへ、人
 間並の仏にするといふをかく辱く存するからハ、唯今直ぐに人間に致して遣はずと申さバ
 此上なく有難がり、火にも水にも命を捨て働くべし。左すれバ何事であるときハ五百や千の
 必死の人数ハ忽ち得らんと事にて、夫を以てよく指揮をいたして、急度一方を守衛すべき心？
 得なり。

(2) 跡部(東町奉行)申され候にハ、「イヤ今少ししてエタを遣ふどころ、運よく間違ふ
 てエタども加入致さず事に候。その仔細ハ昨年冬渡辺村のエタの小頭といふ者を(町奉行
 所の用にてエタども出候節ハいつも小頭さし引にて人足を引具する役なり。)平八郎宅へ呼
 び、「さて米価高値にて定めて其方共難渋仕るであらふ。依て金子を遣す間、其村中難渋仕
 るものへ夫々相応に施して遣せ」と申て、金子五十両小頭へ遣し、「さて其方へは此脇差を
 遣はず」とて拵附の長脇差を遣し候処、小頭殊の外ありがたがり、「此御恩ハ何を以て報じ
 申べく哉、御恩の報じ方もこれ無し」と申せバ、平八郎申ハ、「イヤ別に報恩の望もないが、
 左様に存する事なら此辺に火災のあつた節ハ、エタ共多く引連て役所へ行かぬ先きに此方
 へ参りて働き呉れよ」と約し置きぬ。

『藤田院長吏文書』

1 巴(文政元年)正月二日、東盜賊方惣代より道頓堀当番の出勤命令

(封表書)

「天王寺 善吉さま 道当番

明御召之儀早々」

別之紙通り御座候間、此段御達申上候

巴(正月)一日

(別紙)

長吏善吉

右の者、牧野權次郎殿御用之儀有之候間、明

十九日四ツ時御役所江罷り出すべき事

但同人善吉有之共五市・小八兩人之内當(罷出

べき事

正月十八日 東盜賊方 惣代

河州讃良郡中垣内村岡辺村々の米買い占め
に關する風聞口上書

年恐口上

先達御聞探被為 仰附候米買(聞)米一件

二付、私居村并二組下村々段々手ヲ入承合

候得共、百姓商人仲買等ニ至迄、米買(亦)者

聞(米)致居候者御座なき様相聞(申)候二付、

年恐此段二心御返事申上候、以上

2 年末詳五月九日、京橋五丁目年寄ら身

元風聞探索指令

(包紙表書)

「べ 渡邊定右衛門

天王寺長吏善次郎江」

覚

京橋五丁目

代り年寄

越後屋儀助

大黒屋六右衛門

近江屋半兵衛

播磨屋権兵衛

右之者其身元亂之儀、御達これ有り候間、

例之通入念風聞承採給うべく候事

五月九日

渡邊定右衛門(町目付)

長吏善次郎江

3 文化五年(一八〇八)正月二日、播州

覚

一金三両

右は此度吉田様方被為 仰付候御用二付、

播州路江罷越候為路用借用仕候処美正二御

座候、然ル上は入用次第元利無相違返済可

仕候、為後日仍而証文如件

文化五年 辰正月廿八日

(※差出部分切取)

林善十郎殿

4 天保四年(一八三三)二月一日、

河州讃良郡中垣内村岡辺村々の米買い占め

に關する風聞口上書

年恐口上

先達御聞探被為 仰附候米買(聞)米一件

二付、私居村并二組下村々段々手ヲ入承合

候得共、百姓商人仲買等ニ至迄、米買(亦)者

聞(米)致居候者御座なき様相聞(申)候二付、

年恐此段二心御返事申上候、以上

中垣内村

傳九郎

巴十二月十八日

上

御長吏善吉郎様

光州学生運動と京都・両洋中学の朝鮮人学生

堀内 稔

最初に私の紹介を兼ねて「むくげの会」について紹介したいと思います。この会は「朝鮮の言葉・歴史・文化を学ぶ市民サークル」です。一九六〇年代の後半から七〇年代の初めにかけて、兵庫県の各高校で一斉糾弾闘争が盛んに行われました。部落や朝鮮の生徒に対する差別、そういうことに対する糾弾闘争が組まれました。私はベ平連（ベトナムに平和を！市民連合）神戸にいましたが、兵庫県のいろんな高校でこういうことをやっているということに刺激をうけてベ平連でもこの問題を考えなくてはいけないんじゃないかという意見がありました。ところがベ平連というのは、組織があつてないような団体なんです。自分がデモに行きたければ行くし、やりたくなければやらないというそういう勝手な組織。それでは差別とかそういう問題を考えることが出来ないんじゃないか、別の組織を作ろうということでも出来たのが「差別抑圧研究会」という研究会です。この研究会は、部落差別とか朝鮮人差別をひっくり返しているんな差別を研究しようと、差別の実態を知ろうという研究会でした。ところが部落と朝鮮人の差別というのは全く性格も違うし歴史も違うということで、どちらかに絞ったほうがいいとアドバイスを受けました。それなら朝鮮のほ

うに絞ろうということ、朝鮮への差別問題、また朝鮮の植民地の歴史なんかを勉強しようということで、名前も「差別抑圧研究会」から「むくげの会」と変えました。それが一九七一年一月に発足しまして、今年でちょうど五〇年ということになりました。私はその最初の時からずっと関わっているんですけど、活動としてはふた月に一度『むくげ通信』を発行するということが、現在は三〇八号まで続いています。その他、朝鮮に関するセミナーとか研究会を開いて朝鮮の問題をアピールする、そういう活動をこれまでやってきました。

今回の報告もその「むくげの会」での活動の一端として私が研究して『むくげ通信』に発表したものです。「むくげの会」では一九九〇年に光州学生運動の研究をやりまして、それを『植民地朝鮮・光州学生運動の研究』という一冊にまとめて出版したんですけど、その中にも一部、両洋中学の朝鮮人学生について書かれています。その時は官憲資料だけを使って書いたんですけども、その後『朝鮮日報』や『東亜日報』などの新聞記事資料が沢山出てきて、それに基づいて今回の報告をさせて頂きたいと思えます。

光州学生運動を簡単に紹介したものが資料①です。これは『朝鮮を知る辞典』から引って張ってきました。

「一九二九年一月から翌年春にかけて全羅南道光州をはじめ朝鮮各地で展開された反日学生デモ、同盟休校をいう。光州で日本人中学生が朝鮮人女学生に侮蔑的発言をしたことが発端となつて、一月三日光州高等普通学校（日本でいう中学にあたる）などの朝鮮人学生がデモを行った。その後も（植民地奴隷教育制度撤廃）を掲げた反日示威が続き、官憲は消防隊、在郷軍人をも動員して弾圧を加えた。一二月には新幹会（一九二七年に結成された民族統一戦線組織で、左翼運動と民族派が一緒になつて作った組織）本部が（民衆大会）を開いて全国的闘争に拡大しようとして弾圧されたが、学生デモは各地に広がり、翌年三月までに一九四校、約六万人が参加した。この運動の背景には読書会などを通じて社会主義思想が学生の間に浸透していたことが指摘される。三・一独立運動（一九一九年）後の反日示威として最大のものであり、現在でも一月三日には南北朝鮮で記念式が開かれている。」と水野直樹さんがまとめておられます。今回は、こういった闘争によつて退学になつたり、学校に戻れなくなった学生についての話です。

光州学生運動で犠牲になつた学生の数というのは、退学された学生が五八二名、無期停学は二、三三〇名、検挙されたのが一、六四二名に上つたというふうに報告されています。

一方、京都の両洋中学についてです。現在の京都両洋高校です。一九一五年に京都正則予備校（旧帝国大学の予備校）が創設され、校長は中根正親でした。一九二五年に両洋中学として認可されます。この両洋中学が認可された頃の話が今日のテーマです。その後、戦後一九五一年に学校法人両洋学園が設立されて、中根正親が理事長に就任します。一九五二年に両洋高等学校として開設して現在もそういう形で続いています。場所は資料（一）の下の方に地図を載せておきました。二条駅の西側に現在もあります。

この中根正親について「中根正親は終始一貫学園長として教育現場の第一線に立ち、類例のない誇り高き熱血校長として学園の経営に全身全霊で取り組んだ」といわれています。インターネットでは「中根正親（一八九〇～一九八四年）……中根式速記法の創案者。要体教育（如何に労苦少なくして能率的に学習させるかを研究）と呼ばれる学習法を研究、実践」といった紹介もあります。

ここからが本題になるわけですが、両洋中学へ朝鮮人学生が入学してきた背景はどういうようなところにあるかということなのですが、次の三つが上げられると思います。

(1) 両洋中学への入学者数の減少

(2) 京畿道学務当局の学生入学制限：京畿道というのは現在の韓国のソウルがある地域なのですが、その学務当局による入学制限

(3) 排除学生の救済を兼ねる

まず、学生数が減少したということは、資料②―1の二行目に「近時入学志願者漸減スルニ鑑ミ朝鮮ヲ入学セシメントシ」とあります。入学志願者が少なくなっていたので朝鮮人を入学させようとしたという理由が述べられています。

これは日本の両洋中学の状況なんですけど、一方朝鮮側の状態がどうかといったかというのは資料④です。これは資料(1)の朝鮮語の新聞記事④※を翻訳したものです。

「今年四月に入学させる新入学生の選抜において、昨年年末以来朝鮮各地で起こった万歳事件の關係学生は、監獄と警察に捕まり刑を受けた学生をはじめ、万歳運動に参加した主要分子まで入学を嚴重にしなければならず、このほ

か同事件で退学処分を受けた学生で他校転学とその学校への再入学を希望する者についても、深く考慮しなければならないとして、隠然と「万歳学生」の入学はできるだけ回避せよと徹底した」とあります。

光州学生運動に参加した学生は他の学校に対して入学させるなどという通達をこの学務当局は出したということです。それが新聞記事に報道されたということです。

こうした学生を救済するという目的もこの両洋中学への入学にあったんだということが、資料③―1にあります。これは官憲資料になりますけれど、傍線の引いてある最初の部分です。

「京都府下私立両洋中学ニ於テ光州学生事件ニヨル犠牲者收容ノ目的ニテ鮮内各地ニ学生ヲ募集シタル為ニ」と、光州学生運動による犠牲者收容の目的と官憲資料では書いています。

それから資料②―1には「光州学生事件ニ関連シ退学処分トナリタル者等ヲ募集シテ」と書いております。退学処分になった学生を両洋中学に受け入れるということが官憲資料に書かれています。

次に募集の方法です。募集の方法は資料④に書かれてお

ります。「朝鮮人学生某君を（『東亜日報』では教員）を京城に派遣し一切の事務を朝鮮教育協会に一任」して募集したということです。

「同校（両洋中学）ではわざわざ同校の朝鮮人学生某君を京城に送り、これを読むと学生運動で退学などになった学生を募集する以前から両洋中学には朝鮮人学生がいたということがここからわかります。「同校の朝鮮人学生某君を京城に送り、朝鮮教育協会と交渉した結果、一切の事務を水標橋（清溪川の橋）にある朝鮮教育協会で扱うことになり」というように募集を行ったということです。この朝鮮教育協会についてはよくわかりません。官憲資料③―1の「社会運動の状況」では、朝鮮内「各地二学生ヲ募集シタル為」と書かれています。その朝鮮人学生某君が朝鮮のあちこちに行くことはちよつと考えられにくいので、朝鮮教育協会で朝鮮各地の学生を募集したと考えるべきじゃないかと思われます。

どのくらいの人数を募集したのか、これはいろいろ資料によって異なるのですが、レジュメの2頁にあるように、『東亜日報』の記事では九三名を入学許可、四月八日に釜山を出発したとあります。これは資料⑤に書かれていますと

ころです。それから『朝鮮日報』では、四月九日に六二名が京都駅に到着、まもなく残り四〇余名も到着とあります。これは資料⑥に書かれています。この『朝鮮日報』によると一〇二名がこの学校に入る予定というふうに書かれているわけです。『東亜日報』と人数が異なります。それから、資料③―1の「社会運動の状況」では「従来一〇名二過ギザリシガ」とあり、この一〇名が光州学生運動で退学処分になった学生を受け入れる前から朝鮮人が在校していた人数だと考えられます。「百数十名ノ新編入」があつて「九月末日現在朝鮮人学生百六十一名中八十一名ハ」光州学生運動事件で処分された者であると官憲資料の資料③―1に書かれています。

「鮮人学生生徒の思想的事件」という官憲資料の資料②―1では、一九三〇年六月時点の朝鮮人学生は一五〇名です。そのうち光州学生運動関係者は四七名と書かれています。次に資料⑥についてももう少し詳しく見てみたいと思います。

「光州事件によって犠牲となった学生を京都両洋中学で入学を許可したことは既報のとおりであるが、散在した多くの学生を募集するため学校から京城まで派遣された在学

生、金健烈、李平世は学校当局から規定されたとおり百余名の学生を募集し、まず六十二名だけを九日夜九時の列車で金、李両君の案内で、意気揚々京都駅に先着した」、前の資料によると「朝鮮人学生某君」となっていますけれど、こちらの新聞記事では金、李両君という二人の学生が朝鮮に行つて募集したとなつてるのが分かります。

「到着したという電報に接した学校当局では、学長の中根正親氏以下学校教員と在学生三百余名が音楽でもつて京都駅プラットホームまで出迎え、駅前広場で中根学長の興味深い話があつたのち、貸し切り電車で同中学まで戻つたが、まだ遠からず残りの学生四十余名が到着するだろうという。」とあります。この記事から一〇二名ということが書かれているのですが、多分これが正しいだろうと思われまふ。というのは資料(1)の⑩※です。『東亜日報』に掲載された入学案内です。これは一九三一年三月で翌年の入学案内なんですが、募集人員としては約一〇〇名、出願期日は三月三十一日まで、それから志願資格は高普と同一、試験場所は云々、そういう入学案内が広告として出ています。これの翻訳は資料(5)の資料⑩に出ています。「高普」というのは「高等普通学校」です。

資料による人数の違い、とくに四月の時点よりも六月、九月で人数が増えているのはその後の追加募集があつたんじゃないかと推測されます。

次に新入生歓迎会についてです。資料(1)の資料⑦※に新聞記事と写真が載っています。こういう形で新入生歓迎会が行われたということです。資料(4)の資料⑦に翻訳があります。

「日本の京都両洋中学で光州事件によつて犠牲となつた朝鮮人学生を百余名も入学させたことは既報のとおりであるが、在両洋朝鮮留學生親睦会主催でさる十八日午後一時から同校講堂内で、こんど朝鮮から来た新入生歓迎会が金健烈君の開会の辞」、金健烈君というのはおそらくその光州学生事件の以前からこの両洋中学にいた学生ではないかと推測されます。「開会の辞をはじめとして満場の拍手で開かれたが、李鍾麟君の」、この李鍾麟君もおそらく光州学生運動で犠牲になつた学生より先に両洋中学に入つていた学生じゃないかと推測されます。「歓迎の辞が終わると新入生側から鄭徳仁君」、この鄭徳仁君というのは光州学生運動の影響で両洋中学に入学した学生です。「の熱烈な答辞があつたのち、中根学長の意味深長な訓辞と来賓

側の辞が終わると、続いて茶菓会が始まったが、茶菓会の席での新入生たちの熱烈で感慨無量にあふれた感傷談の後、午後四時半頃無事閉会した。」という記事です。

では、こういった学生たちがどのような学生生活を送ったのか、これについては具体的にはよく分かりません。中根学長の談話から推測するしかないんですが、中根学長の談話として「寄宿舎が狭く、当分教室内で寄宿し、炊事は自分でしてもらいます。」というようなことを述べています。これは資料⑥です。『朝鮮日報』一九三〇年四月一六日付の中根学長の談です。

「こんどの光州事件によって犠牲となった生徒であるだけに、わが校に来る途中連絡船に乗るにあたっていろいろな取り調べを受けたようです。もちろん取り調べが多くて苦勞しながらわが校まで来た多くの生徒に会えた私としては、とても嬉しい。しかし、皆さんも存じのとおり学校の寄宿舎が狭く、当分教室内で寄宿し、炊事は自分でしてもらいます。」と述べた後、「これも考え方しだいではとても楽しいことです。これからさらに四十余名の残りの生徒が来るだけでなく、最大の問題は寄宿舎であるが、寄宿舎からつくらなければなりません。」という談話を発表して

います。この寄宿舎が実際どういう形で作られたかは、その後の新聞記事などを見ても分かりません。ということでは具体的には分からないんですが、だいたいこういう学生生活を送ったという一端が推測できるんじゃないかと、この学長の談からそういうことが考えられます。

次に、両洋朝鮮留學生親睦会という組織についてです。これは資料によって出てくる時期が違うんですけども、官憲資料の資料③―1では「六月二十一日在両洋朝鮮留學生親睦會ヲ結成」と書いてありますが、これは間違いだと思われます。資料②―1では「四月」に結成されたとなっています。新入生の歓迎会が四月に行われました。それが在両洋朝鮮留學生親睦会の主催で行われたということから、四月のほうが正しいと思われます。

この両洋朝鮮留學生親睦会は、一九三〇年一〇月二二日に雄弁会という会を開催しています。過激な演説内容から警察官が校長に注意を与えて中止させるというようなことが行われています。これが資料③―1にあります。「偶々十月二十二日同親睦會雄辯會ノ席上奇會俊ナル者ハ「朝鮮人學生ノ学ブヘキコト」ト題シテ「日本ノ勞働者農民ト團結シテ日本帝國主義ヲ打倒シ絶對的解放ヲ期セネバナラヌ、

又、吾々ハ中國革命ヲ支持シテ彼等ヲ滅茶苦茶ニ打ち碎クウチヤナイカ」等矯激ナル演説ヲ為シタル為取締中ノ警察官ハ校長ニ注意ヲ與ヘテ中止セシメタル事實アリタリ。」ということです。

次に朝鮮人学生の同盟休学についてです。この同盟休学は第一次と第二次あるんですが、第一次が一九三一年二月に行われ、第二次が同じ年の五月に発生しています。まず第一次の同盟休学から見たいと思います。これは資料⑧、⑨と③―②に書かれています。第一次同盟休学について資料⑧から見ていきたいと思います。

「差別待遇問題で朝鮮人学生盟休／五ヶ条要求条件提出し／京都両洋中学で」という見出しで、「さる五日午前十時頃、京都両洋中学校の朝鮮人生徒が中心となり、数百名の学生が同調して一大示威運動を起こすとともに、五ヶ条の要求条件を学校当局に提出、即時同盟休学を断行したが、原因は学校当局が朝鮮学生を侮辱したのみならず民族的差別を行ったためという。」という記事です。その次の資料⑨にはもう少し詳しくこの第一次同盟休学について書かれています。

「京都両洋中学の朝鮮人生徒百二十余名を中心に台湾人

生徒、日本人生徒まで多数参加して、さる五日午前十時突然校内で一大示威運動を起こすとともに、左記五ヶ条条件を学校当局に提出し同盟休校を断行した。その詳しい事情を聞くと、藤原教務主任が授業時間中露骨に朝鮮人生徒を嘲弄するとともに、両中朝鮮人留学生親睦会は純全たる暴力団に過ぎないと、一般生徒にしきりに逆宣伝したことから、朝鮮生徒側では幾度か質問したが、藤原教務主任はあくまで責任ある回答を回避するとともに、警察署に電話して生徒をすぐに検束させると脅迫したのが導火線となり、こうした示威運動と同盟休校まで起こすに至った。この前の休日には午前九時から盟休生一同が講堂を占拠し、すでに提出した五ヶ条の要求条件を貫徹するため断食まで断行するに至り、学校当局では事態の悪化を憂慮し、問題を起こした藤原教務主任をはじめ同校校長まで現場に駆けつけ、断食中の盟休生一同にいちいち謝罪するとともに、五ヶ条の要求条件についてもその大部分の受け入れを承諾した。したがって、今度の事件によって一人の犠牲者も出さないと、強固な誓約の下に、事件は一段落を告げるとともに、盟休生一同は再び登校することになった。」という経過です。その五ヶ条の要求項目は次の通りです。

「◇要求条件

- 一、藤原教務主任排斥の件
- 二、中根校長反省促進の件
- 三、小西教諭反省促進の件
- 四、月謝の四割引断行の件
- 五、神聖な学園内に警察権侵入反対の件

という条件です。この要求を学校側はだいたい受け入れるということでの第一次の同盟休学事件は終わりを告げます。完全に学生側の盟休闘争が成功したと思えます。多分この闘争の中心になったのが先ほど述べた組織、両洋朝鮮留学生親睦会です。

一九三一年春に卒業生の名前が報道されています。資料⑩です。両洋中学だけでなく、京都大学とか立命館とか京都市内の学校の朝鮮人の名前がずらっと出ています。安寿吉（アンズギル）、鄭徳仁（チョンドギン）さんの名前に傍線を引いてるのですが、この鄭徳仁という人は、資料⑦で新入生歓迎会が開かれた時に「鄭徳仁君の熱烈な答辞があった」と書かれていますので、入学してから一年で卒業したといえます。それからこの安寿吉という人なのですが、この人は韓国では比較的名の売れた作家、小説家です。資

料（6）の一番最後に詳しく載せています。

「一九三〇年、一九歳のとき、日本に渡り、京都の両洋中学校に入学する。」とあります。「両洋中学校を卒業後は東京の早稲田大学高等師範部英語科に入る」となっておりますけれど、この安寿吉は、一九歳、数え歳ですね、満年齢でいうと一八歳になるんじゃないかと思うのですけども、一八歳の時、日本に渡ってきたという事です。光州学生事件に関するところを読んでみますと、「一九二九年一月三日、光州学生事件が起こると、倣新学校でも学生が立ち上がり、デモが起こった。安はこのデモの中心人物となり、日帝当局によつて逮捕された。五日間拘留された後、倣新学校は退学処分となる。」と書かれています。この倣新学校というのは、その後、延禧専門学校になって、それが解放後にセブランスという医科大学と引っ付いて、現在は有名な延世大学になっています。韓国ドラマの好きな人だったら「済衆院」というのをご存じだと思います。そのドラマの済衆院というのは朝鮮で初めて西洋医学を行った所なんですけれど、ドラマでは済衆院の主人公は白丁という日本の部落と同じような朝鮮の被差別民で、その白丁出身の人が主人公になってドラマが作られているんですけど、そ

れがセブランス病院という形にわかって最後にセブランス医科大学になり、それがヨンヒ大学とくっついて現在の延世大学になったということです。そういった倣新学校の歴史があるのですが、安寿吉さんはその出身なんです。

資料⑩の卒業生のところに戻ります。安寿吉さんから三番目の金健烈（キムゴニョル）さんは資料⑦の新入生歓迎会の時に開会の辞を述べた人です。それから次の行の最初に李鐘口、読めなくて口になってますが、この人も光州学生運動が起る前から両洋中学にいたと思われる人で、新入生歓迎の時に歓迎の辞を述べた人が金鐘麟という名前になっていますけど、多分この人じゃないかと推測されます。

資料⑩を読んでみます。

「今春卒業生が百十七名【女兒卒業生は六名】／京都留學生中総計」という見出しで京都の留學生の卒業生の名前がずらっと書かれています。

「故国を離れ遠く京都に行き、わびしい異域の窓のもとで蛍雪の功を磨く朝鮮留學生の数は約一千名を数える。そのうち今春に学業を終え校門を去る今年の卒業生の数は、各大学、予科、専門学校、中学校を合わせて百十七名の多数にのぼり、その氏名はつぎの通りであるが、そのうち女

子卒業生の数は六名で、特に高風景（二三）嬢は今春同志社大学法学部を終えることになっており、したがって女法學士としてさらに洋行までするという。」ということですから名前が書いてあって、その次に「学友会発起で送別会大盛況」という見出しがあります。この学友会というのは「京都朝鮮留學生学友会」となっています。最初は学生の親睦会としてこの学友会というのは出来たわけですけど、その後だけに学友会がいろんな活動をする中で左翼的、民族的な傾向を帯びた組織です。この学友会が第二次の同盟休学にも関係してくるんですけども、こういう学友会というものが卒業生の送別会を行ったということです。最後のところに「來賓のなかから本報京都支局長鄭淳口の挨拶と感想談で同六時頃閉会」となっています。日本の新聞にも両洋中学の事は載ってないんですけど、朝鮮日報だけがたくさんの記事を書いているというのは、この朝鮮日報京都支局の鄭淳口さんの影響が大きかったと思われる。この京都朝鮮留學生学友会ですが、出来たのが一九一五年ということです。最初は京都朝鮮留學生親睦会という名前だったのが一九二三年に京都朝鮮留學生学友会と改称されます。

次に第二次の同盟休学について話してみたいと思います。これは資料⑩、③―2、②―2に載っています。一番詳しいのが資料⑫になります。

「京都『両中』同胞学生百三十名総退学／同盟休学して抗争したが要求拒絶に憤慨し」、要求を拒絶されたために退学届を出したという見出しです。一九三一年六月二日付の『朝鮮日報』です。

「(一九三二年)さる五月二十六日、京都両洋中学同胞学生百余名が中心となって八個要求条件を学校当局に提出するとともに、一大「デモ」まで引き起こし情況が極めて険悪なかで、結局総同盟休学を断行したが、学校当局の態度は依然として頑強であるばかりか、さる五月二十八日中根校長は学生たちが集まった会場に来て、「絶対に朝鮮学生諸君の無理な要求には応じることができないから諸君のしたいようにしなさい」という抑圧一辺倒の演説が終わると、朝鮮学生百三十名は一斉に総同盟退学願書を提出し、帽子の徽章をはずして校門を出たが、学校の先生一同と多数の日本人学生は退校する朝鮮学生が万一暴行でもするかと思つて、十分な戦闘準備をしており、一方では事件発生を前後して学校では所轄警察署に応援を要請する電話をか

けるなど、実に同校の校庭では険悪な雰囲気が充滿した。」という状況を述べています。続いて次の見出しには「弾圧が主原因／朝鮮人学友会に入ったと学生停学処分が動機」とあります。ここで先ほど述べた朝鮮人学友会という組織が停学処分になったきっかけなんだということが出てきます。「このように同盟退学するまでの事件の原因を聴くと、同校中根校長は平素朝鮮学生に対する警察からの干渉がひどいから、諸君は絶対どのような団体にも参加してはならないとして過酷な弾圧を加えたばかりか、最近になって同校の在学生のなかで庾鐘奭、徐雲僊のふたりが在京都朝鮮留学生学友会に参加したという理由で、突然前記二名の学生を停学処分にしたため、学生側では学校当局の処置に対して大きな不満を抱き、中根校長に無条件復校とともに以上の八ヶ条を要求した」と記事には書かれています。

一方、官憲資料の資料②―2では「昭和六年二十六日標記両洋中学鮮人生徒五十名ハ左傾生徒ノ策動ニヨリ盟休ヲ決行セリ」、この左傾生徒というのが先の京都朝鮮留学生学友会に参加していた、あるいは朝鮮留学生親睦会の学生、両方を指していると思われまふけど、そういった「生徒ノ策動ニヨリ盟休ヲ決行セリ、原因ハ同月十日授業料未納ヲ

理由ニ鮮人生徒二十八名ヲ除名処分ニ処セラレタルニ依ルモノナル」と、ここでは授業料の未納が原因なんだと述べられています。先の朝鮮人留学生学友会に参加したという理由はまったく挙げられていないんですけど、原因としてこの両方があったんじゃないかと私は推測するわけです。授業料の未納もあったし、京都朝鮮留学生学友会に参加したという理由もあったと、二つの理由が重なってるんじゃないかと思われます。これはあくまで推測ですが。

その次にその八項目の要求について見てみます。

「一、校長として朝鮮留学生を侮辱したことを謝罪すること
と

二、朝鮮学生に対する特別×圧反対（×圧は弾圧ですかね）

三、全校朝日台人学生（台湾人も両洋にいたということですね）のなかで除名された学生は無条件復校させる

こと

四、口山先生排斥

五、校内言論集会は絶対自由にする

六、神聖な学園内への警察侵入絶対反対

七、犠牲者を絶対に出さないこと

八、授業料を三割値下げすること」

こういう八項目の条件を出します。続いてこの新聞記事を読んでみますと

「以上の八ヶ条を要求したが、校長の拒絶によつてさる五月二十六日に同盟休学と「デモ」を断行して抗争を継続してきたが、同校中根校長は次のように語つた。「今日退学した百余名の朝鮮学生に対しては、私としてはむしろ彼らに告別の辞を伝えることになりました。もう学校としてこれ以上方法がないため同学園としてはそのまま受理しておきました」というようなことを中根校長は述べております。

新聞記事としては、ここまでなんです。その結末については新聞記事にはありません。どういう結末だったかというのはレジュメにありますように、「その後盟休の統制乱れ自然消滅の形となり、九月に至り登校する者その過半数に達す。」ということとです。これは官憲資料の資料③―2に載っています。

「陳情ノ一蹴セラルヤ、鮮人生徒五十八名ハ連名退學届ヲ以テ之ニ對抗シ、間モナク在校鮮人生徒ノ大部分ハ之ニ合流セシガ、其後盟休ノ統制乱レ自然消滅ノ形トナリ、

九月二至リ登校スル者ソノ過半数ニ達ス。」と述べられています。さらに、「由来同朝鮮人學生ハ昭和五年光州學生事件ニヨリ退學ヲ命ゼラレタル者多数入學以來常ニ動搖シ、此等學生ノ多クハ在京都左翼朝鮮人學生其他ト連絡ヲトリ、學生ノ左翼化ニ努メツアルヲ以テ今後尚注意ヲ要スル處ナリトス。」と、官憲資料の方ではその左翼の学生がこういう騒動を起こしている、これに対して注意をしなければならぬということ述べているわけです。新聞記事ではこの盟休闘争がどう終結したかについては出てきません。

次に、その後の両洋中学の朝鮮人学生の数についてです。これは朝鮮教育会奨学部調査一九三三年一〇月一日現在の数ですけど、両洋中学は一〇七名です。光州学生運動に参加して退学処分された学生の救済が目的で入れたのが一九三〇年で、それから三一年、三二年、三三年と多分朝鮮で学生を募集したんじゃないかと思われます。ちなみにこの調査で朝鮮人学生が一〇〇名をこえる学校は次のとおりです。早稲田大学の専門部が九八名、明治大学専門部が一二五名、中央大学専門部が二〇一名、明治大学予科一〇五名、中央大学専門部別科一〇一名、呉にある興文中学が

一三六名と出てきます。早稲田大学専門部というのはどういう組織かというと、早稲田大学に所属する実学を中心とする短期過程の教育機関です。だから普通の大学よりも朝鮮人の数が専門部の方に多かったんだと言えると思います。最後に、安寿吉さんのことについてちょっと見てみたいと思います。

安寿吉さんは一九一一年に咸鏡南道咸興市に生まれました。二男一女の長男です。お父さんは間島の龍井にある光明高等女学校の校監を務めていました。五歳のとき、興南市西湖里に引越し、興南というのは朝鮮窒素、朝鮮で一番大きな化学工場があつたんですけど、ここで戸籍を登録したので原籍は興南市です。興南市の小学校に通い、一三歳で満州の間島に引越します。間島中央学校を卒業し、再び咸興市、ここは興南の近くにある昔からの都市で李朝の最初の王が讓位後に引きこもつた所です。そこに戻り、一九二六年三月、咸興高等普通学校に入学します。ここで二年生のとき、安は同盟休学を首謀し、その後自主退学します。一九二八年三月、ソウルの徹新学校に三年次編入し、一九二九年一月三日、光州学生事件が起こると、徹新学校でも学生が立ち上がりデモが起きました。安はこのデ

モの中心学生となり、日帝当局によって逮捕されます。五日間拘留された後、徹新学校は退学処分となります。

一九三〇年、一九歳のとき、日本に渡り京都の両洋中学校に入学します。両洋中学校を卒業後は東京の早稲田大学高等師範部英語科に入りますが、学費の捻出が困難になり帰国します。帰国後、間島の小学校で教鞭を取りながら文学修業を積み、一九三五年に『朝鮮文壇』に短篇「赤十字病院長」とコント「赤いマフラー」が載せられ、文壇にデビューします。またこの年、朴榮濬、李周福、金国鎮などと同人誌『北郷』を刊行します。一九三六年から、『間島日報』の記者として勤務し、『間島日報』が『満蒙日報』と合併して『満鮮日報』ができると、新京に行つて勤務します。『満鮮日報』では、廉想渉、申瑩澈、宋志英、李石薫などと知り合います。その後、一九四五年六月に体調を崩して『満鮮日報』を退社するまでの間も作品を多く発表しています。一九四五年六月に体調を崩して『満鮮日報』を退社すると、故郷の興南市厚農里で三年ほど療養し、やがて朝鮮半島の分断が確実になると、安は家族を連れて越南しました。一九四八年、『京郷新聞』に入社し、文化部次長や調査部長を務め、朝鮮戦争が勃発すると、安は大邱

や釜山に避難する一方、李瓊求と共に海軍政訓監室文官として勤務しました。戦局が落ち着くと、ソラボル芸術大学、梨花女子大学校で教鞭を執ります。解放後も創作活動は旺盛で、一九六〇年五月には、国際ペンクラブの韓国本部中央委員に被選し、そのほか、一九六二年に韓国文人協合理事を務めました。一九七〇年六月には、台湾で行われたアジア作家大会に韓国代表として出席し、一ヶ月間、台湾と日本を遊覧します。一九七七年四月一八日、死去しました。こういう経歴の持ち主で、韓国で比較的有名な人もこの両洋中学の朝鮮人卒業生の中にいるということで取り上げました。

以上、光州学生運動で退学になった、無期停学になったそういう人たちが両洋中学に入学して、そこでまた朝鮮本国で起きた光州学生運動と同じような運動を両洋中学でも繰り広げた、そういう形の闘争をしたということについてお話ししました。

光州学生運動と京都・両洋中学の朝鮮人学生

差別の歴史を考える連続講座
2021年10月22日 堀内 稔

はじめに

○むくげの会について

朝鮮の言葉・歴史・文化を学ぶ市民サークル
べ平連こうべ内の「差別・抑圧研究会」→「むくげの会」
1971年1月発足、今年で50年
ふた月に1度『むくげ通信』を発行（現308号）
今回の報告—以前この通信に発表したもの

○光州学生運動については、むくげの会編著『植民地朝鮮・光州学生運動の研究』（1990）
その一部として両洋中学の朝鮮人学生についてもふれる

○今回の報告は官憲資料（『社会運動の状況』、文部省学生部「鮮人学生生徒の思想事件」）
のほか、『朝鮮日報』などの新聞資料に基づく

1. 光州学生運動の概要

概要—『朝鮮知る辞典』より（資①）

光州学生運動で犠牲になった学生—抗日光州学生運動に参加したという理由で退学にされた学生は582名、無期停学は2,330名、検挙された者は1,642名に上った。

2. 京都府私立両洋中学（現京都両洋高校）について

1915年京都正則予備校（旧帝国大学予備校）創設（校長は中根正親）→1925年両洋中学として認可→1951年学校法人両洋学園設立、中根正親が理事長に就任→1952年両洋高等学校を開設。

この間、「中根正親は終始一貫学園長として教育現場の第一線に立ち、類例のない誇り高き熱血校長として学園の経営に全身全霊で取り組んだ」といわれる。

※中根正親（なかね まさちか 1890～1984）……中根式速記法の創案者。要体教育（如何に労苦を少なくして能率的に学習させるかを研究）と呼ばれる学習法を研究、実践。

1. 両洋中学への朝鮮人学生入学の背景

- (1) 両洋中学への入学者数の減少（資②-1）
- (2) 京畿道学務当局の学生入学制限（資④）
- (3) 排除学生の救済を兼ねる（資③-1、資②-1）

2. 募集の方法、募集人数

募集方法……朝鮮人学生某君（「東亜」では教員）を京城に派遣し一切の事務を朝鮮教育協会に一任（資④）。※『社会運動の状況』の「鮮内各地ニ学生ヲ募集シタル」（資③-1）は、朝鮮教育協会を通じてと解すべきか？

募集人数……諸説あり

- (1)「東亜」93名を入学許可、4月8日に釜山を出発(資⑤)
- (2)「朝鮮」4月9日に62名が京都駅に到着、まもなく残りの40余名も到着(資⑥)
- (3)「社会運動」は従来10名だったのが百数十名の新編入があつて1930年9月末現在朝鮮人学生161名、うち81名は光州学生運動で退学処分された者(資③-1)
- (4)「鮮人学生生徒の思想的事件」1930年6月の朝鮮人学生は150名でうち光州学生運動関係者は47名(資②-1)

※1931年の入学案内(資⑪)から推測すれば、募集人員は百名前後であつたことは間違いないであろう。ただ、4月時点より6月、9月の人数が増えているのはその後追加の募集があつたとも考えられる

3. 新入生歓迎会(資⑦)……写真が貴重

4. 学生の生活

中根学長談……寄宿舎が狭いため、当分教室内で寄宿し、炊事は自分でする(資⑥)

5. 両洋朝鮮留学生親睦会

1930年6月21日結成(資③-1)（「朝鮮人学生生徒の思想的事件」では4月(資②-1)

同年10月22日に親睦会雄弁会を開催……過激な演説内容から警察官が校長に注意を与えて中止させる(資③-1)

6. 朝鮮人学生の第一次同盟休学(資⑧)、(資⑨)、(資③-2)

発生……朝鮮人学生120余名を中心に台湾人、日本人学生が参加、1931年2月5日に示威運動の展開、5ヶ条の要求条件提出、同盟休学断行(資⑨)（※「数百名の学生が同調」(資⑧)、「朝鮮人学生138名中約70名」(資③-2)

原因……学校側の朝鮮人学生の侮辱、民族的差別

経過……盟休生一同が講堂を占拠、要求貫徹のため断食を断行。5ヶ条要求条件の内容(資⑨)

結果……学校側の謝罪、5ヶ条要求条件の大部分を受け入れ、犠牲者を出さない→盟休生一同は再び登校(資⑨)

7. 1931年春の卒業生(資⑩)

※安寿吉、鄭徳仁は1930年の入学(資⑦)、1年間だけで卒業したが年齢の関係？(旧制中学は5年制)。

8. 朝鮮学生の第二次同盟休学(資⑫)、(資③-2)、(資②-2)

原因……2名の学生が京都朝鮮留学生学友会に参加したとの理由で停学処分(資⑫)

((資②-2)では授業料未納を理由に朝鮮人学生28名が除名に処されたため)。

発生……5月26日朝鮮人学生が8ヶ条の条件を掲げ同盟休学

8ヶ条の要求条件は(資⑫)

経過……①参加人数－100余名(資⑫)、138名中約70名がデモ、50名が盟休(資③-2)、②学校側の態度は頑強③朝鮮人学生は一斉に退学届を提出(人数については130名(資⑫)、

「58名は連盟退学届を以て之に対抗し、間もなく在校朝鮮人生徒の大部分がこれに合流」(資③-2)、学校側はこれを受理(資⑫)

結末……その後盟休の統制が乱れ自然消滅の形となり、9月に至り登校する者その過半数に達す(資③-2)

9. その後の学生数

朝鮮教育会奨学部調査 1933年10月1日現在 (朝鮮総督府『調査月報』昭和九年一月)

両洋中学 107名

※この調査で朝鮮人学生が百名を越える学校はつぎの通り

早稲田大学専門部 (98)、明治大学専門部 (125)、中央大学専門部 (201)、明治大学予科 (105)、中央大学専門部別科 (101)、興文中学 (呉) (136)

10. 安寿吉の場合 (資⑩に略歴)

安寿吉は韓国の著名な作家で、代表作には『北間島』などがある。

(3)

京都・両洋中学の朝鮮人学生問題資料翻訳

資④ (朝鮮日報 1930.3.23)

京畿学務当局で一部学生入学制限／道視学がいちいち中等学校に行つて一部学生の入学を考慮せよと厳達／多数学生の前途憂慮

最近、京畿道学務当局では市内にある公私立高等普通学校と女子高等普通学校、その他中等程度のすべての学校に対し、わざわざ学務課の道視学を派遣し今年四月に入学させる新入学生の選抜において、昨年年末以来朝鮮各地で起こつた万歳事件の関係学生は、監獄と警察に捕まり刑を受けた学生をはじめ、万歳運動に参加した主要分子まで入学を厳重にしなければならず、このほか同事件で退学処分を受けた学生で他校転学とその学校への再入学を希望する者についても、深く考慮しなければならないとして、隠然と「万歳学生」の入学はできるだけ回避せよと厳達したしだいであるが、これに万歳事件で犠牲になつた中学生と小学生の数が全朝鮮的にみて非常に多く、彼らの再入学問題は世間の大きな注目を集めており、結局、新入学期にあたりこのような厳格な制限を監督官庁である京畿道学務当局で設けたため、関係学生たちは将来どこへ行って「知識の門」を叩くのか、大きな注目を集めている。

「市内中学校長に監督上厳達」／これまでの例が良くなって／◇……古市学務課長談

万歳関係学生の入学拒否について、京畿道古市学務課長は次のように語つた。

「万歳事件に関係した学生を入学させることだけは厳重に考慮せよと、最近市内の各中等学校長に伝えたのは事実である。われわれは監督官庁である立場から、万歳運動のようなよくない運動に関係した学生を入学させることは、学校当局自身からしても好ましくないだけでなく、学務当局でも監督上思わしくないため、十分に考慮せよと伝えたのです。実情実態をみても、甲の学校で首謀者となつて運動を起こした学生は、やはり乙の学校へ行つても首謀者となつてそうしたことを起こすのが十中八、九であるだけに、どうして等閑視できるであろうか。しかし、京畿道学務当局は決して万歳学生全部を入学させてはいけない、と言っているのではないから、この点を誤解しないでほしい」

入学難の学生、両洋中学で収容／入学試験まで京城で／朝鮮教育協会で取扱い

朝鮮では普通学校から多数の卒業生があふれ出るが、これを収容するだけの上級の高等普通学校数が少なく、毎年非常な入学難で志願者は数倍を超えるため、学園を中心に春になるたび一場の悲劇を引き起こすのみならず、さらに最近では、各学校で入学した学生に対する資格考慮が厳しく、また、最近社会的情勢によつて素質がありながらも一時家庭を去ることになったり、他の学校へ転学するのも困難な学生が少なくないが、彼らは家庭に行けば家庭で何かの仕事に就くにも多くは落ち着くことができず、だからといって入学することもできず、日々不快と不都合がつつていっていることは、識者の間で心配の種になり、その具体策に悩んだり、最近これら入学難に陥つていっている学生に対しいつ情報があるが、それは次のとおりである。

日本の京都の両洋中学校では一、二、三、四、五学級に朝鮮人補欠生を募集し、できるだけ多く修学の便宜を図っているが、同学校ではわざわざ同校の朝鮮人学生某君を京城に送り朝鮮教育協会と交渉した結果、一切の事務を水標橋(清溪川の橋)にある朝鮮教育協会が扱うことになり、試験の期日は来る四月三日に教育協会内で行い、成績を審査したのち合格者を両洋中学に送ることとなつたとされ、応募者が多いことを期待しているが、詳しいことは教育協会に直接問い合わせるようにとのことだ。

資⑤ (東亜日報 1930.4.5)

京都両洋中学九十三名募集／朝鮮教育協会の手を経て／釜山出発は來八日

京都にある両洋中学校では、こんどの学生事件で退学させられた学生が多いのみならず、新たに入学をさせようにもこの事件の関係者は受け入れてもらえず、多くの学生がさまよつていふ噂を聞き、同校では彼らを多少とも救済しようという考えから、このほど京城に教員を特派し、市内水標町の教育協会に一任して学生募集をしていたが、数日前に試験をして九十三名に入学を許すとともに、来る八日午後九時二十分に釜山に集まつて出発するという。

(4)

資⑥ 「朝鮮日報」1930.4.16

京都両洋中学に百余生徒入学／教場の学生全部が出迎え、選抜隊六十名がまず到着／吹奏楽で駅頭にて歓迎

光州事件によって犠牲となった学生を京都両洋中学で入学を許可したことは既報のとおりであるが、散在した多くの学生を募集するため学校から京城まで派遣された在學生、金健烈、李平世は学校当局から規定されたとおり百余名の学生を募集し、まず六十二名だけを九日夜九時の列車で金、李両君の案内で、意気揚々京都駅に先着したが、到着したという電報に接した学校当局では、学長の中根正親氏以下学校教員と在學生三百余名が音楽でもって京都駅プラットホームまで出迎え、駅前広場で中根学長の興味深い話があったのち、貸し切り電車で同中学まで戻ったが、まだ遠からず残りの学生四十余名が到着するだろうという。

◇中根学長の談

こんどの光州事件によって犠牲となった生徒であるだけに、わが校に来る途中連絡船に乗るにあたっていろいろな取り調べを受けたようです。もちろん取り調べが多くて苦勞しながらわが校まで来た多くの生徒に会えた私としては、とても嬉しい。しかし、皆さんもご存じのとおり学校の寄宿舎が狭く、当分教室内で寄宿し、炊事は自分でしてもらいます。これも考え方しだいではとても楽しいことです。これからさらに四十余名の残りの生徒が来るだけでなく、最大の問題は寄宿舎であるが、寄宿舎からつくらなければなりません。

資⑦ 「朝鮮日報」1930.4.26

両中学友会新入生歓迎

日本の京都両洋中学で光州事件によって犠牲となった朝鮮人学生を百余名も入学させたことは既報のとおりであるが、在両洋朝鮮留學生親睦会主催でさる十八日午後一時から同校講堂内で、こんど朝鮮から来た新入生歓迎会が金健烈君の開会の辞をはじめとして満場の拍手で開かれたが、李鍾麟君の歓迎の辞が終わると新入生側から鄭徳仁君の熱烈な答辞があったのち、中根学長の意味深長な訓辞と来賓側の辞が終わると、続いて茶菓会が始まったが、茶菓会の席での新入生たちの熱烈で感慨無量にあふれた感傷談の後、午後四時半頃無事閉会した。(写真は歓迎会の光景)

資⑧ 「朝鮮日報」1931.2.7

差別待遇問題で朝鮮人学生盟休／五ヶ条要求条件提出し／京都両洋中学で

【京都支局特電】さる五日午前十時頃、京都両洋中学校の朝鮮人生徒が中心となり、数百名の学生が同調して一大示威運動を起こすとともに、五ヶ条の要求条件を学校当局に提出、即時同盟休学を断行したが、原因は学校当局が朝鮮学生を侮辱したのみならず民族的差別を行ったためという。

資⑨ 「朝鮮日報」1931.2.12

京都両洋中学当局、同胞学生に謝罪／要求条件の大部分を承諾／盟休生一同登校

【京都発信】京都両洋中学の朝鮮人生徒百二十余名を中心に台湾人生徒、日本人生徒まで多数参加して、さる五日午前十時突然校内で一大示威運動を起こすとともに、左記五ヶ条条件を学校当局に提出し同盟休校を断行した。その詳しい事情をを聞くと、藤原教務主任が授業時間中露骨に朝鮮人生徒を嘲弄するとともに、両中朝鮮人留學生親睦会は純全たる暴力団に過ぎないと、一般生徒にしきりに逆宣伝したことから、朝鮮生徒側では幾度か質問したが、藤原教務主任はあくまで責任ある回答を回避するとともに、警察署に電話して生徒をすぐに検束させると脅迫したのが導火線となり、こうした示威運動と同盟休校まで起こすに至った。この前の休日には午前九時から盟休生一同が講堂を占拠し、すでに提出した五ヶ条の要求条件を貫徹するため断食まで断行するに至り、学校当局では事態の悪化を憂慮し、問題を起こした藤原教務主任をはじめ同校校長まで現場に駆けつけ、断食中の盟休生一同にいちいち謝罪するとともに、五ヶ条の要求条件についてもその大部分の受け入れを承諾した。したがって、今度の事件によって一人の犠牲者も出さないという強固な誓約の下に、事件は一段落を告げるとともに、盟休生一同は再び登校することになった。

(5)

◇要求条件

- 一、藤原教務主任排斥の件
- 二、中根校長反省促進の件
- 三、小西教諭反省促進の件
- 四、月謝の四割引断行の件
- 五、神聖な学園内に警察権侵入反対の件

資⑩ (「朝鮮日報」1931.2.22)

今春卒業生が百十七名【女児卒業生は六名】／京都留學生中總計

【京都支局特信】故国を離れ遠く京都に行き、わびしい異域の窓のもとで雪雫の功を磨く朝鮮留學生の数は約一千名を数える。そのうち今春に學業を終え校門を去る今年の卒業生の数は、各大学、予科、専門學校、中學校を合わせて百十七名の多数にのぼり、その氏名はつぎの通りであるが、そのうち女子卒業生の数は六名で、特に高風景(二三)嬢は今春同志社大学大学部を終えることになっており、したがって女法學士としてさらに洋行までするという。

▲京都帝国大学十九名(氏名略)▲同志社大学四名(同)▲同志社女子専門學校二名(同)▲立命館大学七名(同)▲大谷大学二名(同)▲龍谷大学一名(同)▲京都高等女子専門學校二名(同)▲両洋中学四十七名=安壽吉、李平世、金健烈、金學俊、徐炯允、高光烈、李鐘□、崔鳳千、金龍岩、康斗站、金聖□、鄭德仁、鄭德祥、具百□、李鉉爽、崔益秀、文載淳、李圭完、高在德、朴壽益、李□庸、□□□、李芝葵、趙順濟、鄭世勉、李昌□、□承浩、金喆根、河春雨、李三鳳、李亨□、張東周、孫昇基、朴健圭、奇會俊、吉承根、裴學守、朴□奎、鄭□式、崔鍾圭、閔泳興、崔昇洙、朴漢珪、宋□□、朴準棒、全□□、崔圭來▲立命館中学四名(氏名略)▲京都中学六名(同)▲同志社中学六名(同)▲成安女子學院二名(同)▲東寺中学一名(同)▲聖峰中学七名(同)▲東山中学三名(同)▲第三高等學校三名(同)

学友会発起で送別会大盛況

【京都特信】京都朝鮮留學生学友会ではさる一日午後一時半、京都帝国大学學生集会所で今年の卒業生送別会を開催したが、劈頭、同学友会執行委員長の韓基碧氏の意味深長な開会の辞と金在燦氏の送別の辞があった後、続いて李昇基氏の答辞と會員諸氏の熱烈な感想談と余興があり、来賓のなかから本報京都支局長鄭淳□の挨拶と感想談で同六時頃閉会した。

資⑪ (「東亜日報」1931.3.27)

入学案内

◇京都両洋中学

- ▲募集人数 約一〇〇名
- ▲出願期間 三月三十一日まで
- ▲志願資格 高普と同一
- ▲試験場所 京城駅前ウメヤ旅館内で受問題

資⑫ (「朝鮮日報」1931.6.2)

京都『両中』同胞學生百三十名總退學／同盟休學して抗争したが要求拒絶に憤慨し

【京都支局特信】さる五月二十六日、京都両洋中学同胞學生百余名が中心となって八個要求条件を學校当局に提出するとともに、一大「デモ」まで引き起こし情況が極めて険悪ななかで、結局總同盟休學を断行したが、學校当局の態度は依然として頑強であるばかりか、さる五月二十八日中根校長は學生たちが集まった会場に来て、「絶対に朝鮮學生諸君の無理な要求には応じることができないから諸君のしたいようにしなさい」という抑圧一辺倒の演説が終わると、朝鮮學生百三十名は一斉に總同盟退學願書を提出し、帽子の徽章をはずして校門を出たが、學校の先生一同と多数の日本人學生は退校する朝鮮學生が万一暴行でもするかと思つて、十分な戰鬪準備をしており、一方では事件發生を前後して學校では所轄警察署に応援を要請する電話をかけるなど、実に同校の校庭では険悪な雰囲気

(6)

弾圧が主原因／朝鮮人学生会に入ったと学生停学処分が動機

このように同盟退学するまでの事件の原因を聴くと、同校中根校長は平素朝鮮学生に対する警察からの干渉がひどいから、諸君は絶対どのような団体にも参加してはならないとして過酷な弾圧を加えたばかりか、最近になって同校の在学生のなかで庚鐘爽、徐雲傳のふたりが在京都朝鮮留學生学生会に参加したという理由で、突然前記二名の学生を停学処分にしたため、学生側では学校当局の処置に対して大きな不満を抱き、中根校長は無条件復校とともに

- 一、校長として朝鮮留學生を侮辱したことを謝罪すること
- 二、朝鮮学生に対する特別×圧反対
- 三、全校朝日台人学生のなかで除名された学生は無条件復校させること
- 四、□山先生排斥
- 五、校内言論集会は絶対自由にさせること
- 六、神聖な学園内への警察侵入絶対反対
- 七、犠牲者を絶対に出さないこと
- 八、授業料を三割値下げすること

以上の八ヶ条を要求したが、校長の拒絶によってさる五月二十六日に同盟休学と「デモ」を断行して抗争を継続してきたが、同校中根校長は次のように語った。

「今日退学した百余名の朝鮮学生に対しては、私としてはむしろ彼らに告別の辞を伝えることになりました。もう学校としてこれ以上方法がないため同学園としてはそのまま受理しておきました」云々

安寿吉 (ja.wikipedia.org/wiki/安寿吉)

1911年11月3日、咸鏡南道咸興市に生まれる。父は安鎔浩、母は金淑卿の2男1女の長男。父の安鎔浩は間島の龍井にある光明高等女学校の校監を務めていた。安が5歳のとき、興南市西湖里に引越す。ここで戸籍を登録したので、原籍は興南市である。興南市の小学校に通い、13歳で満州の間島に引越す。間島中央学校を卒業し、再び咸興市に戻り、1926年3月、咸興高等普通学校に入学する。ここで2年生のとき、安は同盟休学を首謀する。そのため自主退学することになる。1928年3月、ソウルの徽新学校に3年次編入する。1929年11月3日、光州学生事件が起こると、徽新学校でも学生が立ち上がり、デモが起こった。安はこのデモの中心人物となり、日帝当局によって逮捕された。5日間拘留された後、徽新学校は退学処分となる。

1930年、19歳のとき、日本に渡り、京都の両洋中学校に入学する。両洋中学校を卒業後は東京の早稲田大学高等師範部英語科に入るが、学費の捻出が困難になり、帰国する。帰国後、間島の小学校で教鞭を取りながら文学修業を積み、1935年に『朝鮮文壇』に短篇「赤十字病院長」とコント「赤いマフラー (붉은 목도리)」が載せられ、文壇にデビューする。また、この年、朴栄濬、李周福、金国鎮などと同人誌『北郷』を刊行する。1936年から、『間島日報』の記者として勤務し、『間島日報』が『満蒙日報』と合併して『満鮮日報』ができると、新京に行つて勤務する。『満鮮日報』では、廉想涉、申瑩澈、宋志英、李石薰などと知り合う。その後、1945年6月に体調を崩して『満鮮日報』を退社するまでの間も作品を多く発表している。

1945年6月に体調を崩して『満鮮日報』を退社すると、故郷の興南市厚農里で3年ほど療養する。やがて、朝鮮半島の分断が確実になると、安は家族を連れて越南した。1948年、『京郷新聞』に入社し、文化部次長や調査部長を務める。朝鮮戦争が勃発すると、安は大邱や釜山に避難する一方、李璇求と共に海軍政訓監室文官として勤務した。戦局が落ち着くと、ソラボル芸術大学、梨花女子大学校で教鞭を執る。解放後も創作活動は旺盛で、1960年5月には、国際ペンクラブの韓国本部中央委員に被選し、そのほか、1962年に韓国文人協会理事を務めた。1970年6月には、台湾で行われたアジア作家大会に韓国代表として出席し、1ヶ月間、台湾と日本を遊覧する。1977年4月18日、死去する。

滋賀の戦後部落史

—『滋賀の同和事業史』の成果を踏まえて—

井岡康時

はじめに―本報告のねらい

二〇二一年一月、公益財団法人滋賀県人権センターから『滋賀の同和事業史』が刊行されました。私はこの本の編集、執筆を担当した者ですが、本日は、この『滋賀の同和事業史』の成果を踏まえ、第二次大戦後の滋賀の部落史について、敗戦後から一九六〇年代までの歩みを中心に述べたいと思います。むろん、単に滋賀の戦後部落史を明らかにすればよいということではなく、その歴史を知ることを通じて、本日お集まりの皆さん方が、今後の部落問題解決の道筋について考えを深めるきっかけやヒントにしていただければ幸いであると思っております。

私は奈良県で生まれ育ち、大学で日本史を勉強した後、奈良県の県立高校に教員として一五年間勤務しました。その後、奈良県教育委員会が一九九三年に設置した県立同和問題関係史料センターに異動し、定年退職するまで二三年間、奈良県内の部落差別をはじめとする人権問題に関わる多様な史料の収集、分析、研究の仕事にたずさわってきました。奈良県で仕事をするなかで、『奈良県同和行政事業史』（二〇〇三年刊行）と題した本の編集にかかわったのですが、こうした経験があったことから、滋賀県人権セン

ターより同和事業史の編纂に関して助力するよう依頼がありました。そこで定年退職後の二〇一五年から二一年一月に刊行するまで、滋賀県人権センターを足場に滋賀県で史料の調査・収集作業と、編集・執筆作業を進めたのですが、足かけ六年かかってようやく刊行にいたったという次第です。なお、現在の私は二〇二〇年四月から奈良市にあります奈良大学で日本近代史を学生たちに教えるという仕事に就いております。

1 史料の残存状況

滋賀県の状況については、よく分からないままに仕事を始めたのですが、第二次大戦後の史料が予想以上に良く残っております。具体的にいうと、レジユメ〔1〕に記していますように、滋賀県人権センターに三つの史料群がありました。①谷口勝巳史料、②山田哲二郎関係史料、③滋賀県人権センター所蔵史料の三つです。

①の谷口勝巳さんは長年滋賀県で中学校の先生をされていました。同和教育に熱心に取り組むなかで一九六八年に滋賀県部落史研究会（七六年に滋賀県同和問題研究所と改称）を結成し、中学校の教員仲間の平井清隆さんと一緒に

歴史研究を進めていかれました。この谷口さんが収集された膨大な史料が保管されていました。

②の山田哲二郎さんは大津市の坂本出身で、大津市域を中心に滋賀県の部落解放運動を指導された方です。運動の史料や、行政との交渉にかかわる文書など、こちらも大量の史料が残されていました。このお二人の史料を保存するため、それぞれに一部屋が当てられているのですが、どちらも小ぶりの会議室がほほいっぴいになる量です。滋賀県の部落解放運動の内部にかかわる史料が多く、『滋賀の同和事業史』では、そのすべてを使うことができませんでしたが、地域の解放運動を語る上で外すことのできない貴重な史料群であるといえるでしょう。

③の滋賀県人権センターは、一九七五年一〇月に滋賀県解放県民センターという名称で設立（二〇〇三年に人権センターと改称）されており、それ以来、センターが編集・刊行した文献や収集史料などが所蔵されています。

この他にも、京都市にある部落問題研究所には、大津市坂本などを中心とした地域史料が数多く保管されており、また、この京都府部落解放センターの三階にある京都部落問題研究資料センターには、かつて京都部落史研究所が「近

江八幡の部落史』（一九九五年刊行）、『野洲の部落史』（二〇〇〇年刊行）を執筆・編集する際に収集された史料が保存されています。

これらに加え、滋賀県庁の行政文書や滋賀県立図書館の新聞史料なども合わせて史料の調査を進め、編集・執筆作業を進めていきました。

2 これまでの研究状況

続いて、これまでの滋賀県の部落史の研究状況を確認しておきます。第二次大戦後の主な研究成果をレジюме〔2〕にあげておきました。

まず、奈良本辰也編『未解放部落の歴史と社会』は第一番に取り上げなければならないでしょう。大津市坂本の被差別部落（以下、部落）の歴史や現状について詳細な分析が行われています。

一九六〇年代に入ると、先ほど述べた滋賀県部落史研究会による『滋賀の部落史』第一輯から一五輯までの刊行、さらに滋賀県同和問題研究所と名を改めてからは、「部落史資料」と題した史料集の刊行が精力的に行われていきました。主に近世の史料を翻刻したのですが、近江の部落

史にかかわる貴重な史料が紹介されており、頭の下がるような活動であると思います。

さらに先ほど述べた『近江八幡の部落史』と『野洲の部落史』もていねいな史料調査にもとづく研究成果であるといえるでしょう。

この他に注目すべきものとして、レジュメ〔2〕の6に記したように、一九八〇〜九〇年代に刊行された各部落ごとの地域史があります。一〇点が確認できますが、これらの多くはそれぞれの地域の住民の方々が自分たちで調べて集めた史料、あるいは地域に残る伝承などをもとに編集されたものです。滋賀県同和問題研究所の指導が入っていることとは思いますが、住民自身の手で地域の歴史を明らかにしようとする活動が盛んであったことは、滋賀県の重要な特性として銘記されることではないでしょうか。

3 滋賀県の部落の概要・歴史的特徴

次にレジュメ〔3〕をご覧ください。滋賀県の部落の概要や、その歴史的特徴について考えてみます。

まず滋賀県の部落数を確かめてみます。県内には戸数・人口の少ない部落があつて、そうした集落をどのように数

えるかによつて、いくつかの違う数字が出てくることになりますが、おおむね七〇の部落があるとみていいと思います。

では、その七〇ほどの部落がどのように所在していたでしょうか。ここが非常に重要な点かと思いますが、主な旧街道に沿つて部落が存在しています。近江国は東海道、中山道、北国街道などの古くからの主要街道が通る、交通の要衝の地でした。こうした主要街道に沿つて部落が点在しているのです。この点については、早くに平井清隆さんの指摘があり、レジュメ〔3〕の2に示しているように、「近江の全部落の三分の二は、往時の主幹線路と不即不離の關係で位置している」と述べられています。私も『滋賀の同和事業史』の編集・執筆にあたつて、滋賀県人権センターの方に案内をいただいて、滋賀県内すべての部落を回つてその状況を確認しましたが、確かに平井さんのおっしゃつたように、大部分の部落が旧街道からさほど離れていない場所にありました。古くからの街道沿いに部落が所在する例は他府県にもみることができませんが、滋賀県はその割合が高いように思います。これは滋賀県の部落の特徴の一つといつてよいのではないのでしょうか。

では、なぜ歴史的な街道近くに部落が所在するのでしょうか。これはなかなか難しい問題で容易に答えは出ません。支配者が街道の警備のために配置したという説明は昔からありますが、明確な根拠はありません。おそらく、主要な街道沿いにある社寺と結びついた清目役といった角度から考える必要があるだろうと思いますが、今のところ私には明確な結論を出すことはできません。

ともかく、確たる理由は分からないものの、歴史的な主要街道沿いに部落があるという特徴があります。現代の交通事情をみると、こうした主要街道がそのまま交通の要路になっていたりと、あるいは、古くからの街道に並行して繁華な道路が通っている場合がよくあります。したがって、滋賀県の部落は比較的交通便利な地にある場合が多いように見受けられます。そうした場所は人やモノの交流が盛んであり、経済活動が活発な地になっている場合も少なくありません。そうした事情から、滋賀県の部落は周辺地域との交流がかなり盛んであって、開かれた印象があるように思いました。

さらにレジュメ〔3〕の3に書いておられますように、経済的には安定したところが多いと感じられます。農村部の

部落は、大阪や京都のような都市のなかにある部落とは違い、比較的貧富の差が小さく経済的に安定しているように思えます。したがって文化レベルも高く、平井清隆さんも指摘されていますが、江戸時代から近江の部落から多くの医師が出ています。江戸時代の医師の多くは漢方医、つまり漢学を修めたインテリであったわけですが、こうした人びとを輩出するという特徴もあったのです。

むしろ、近江のすべての部落がそのような性格をもっていたというわけではありません。現在の天津市とか近江八幡市の部落では皮革や履物、近代以降は食肉関係の仕事が盛んになり経済活動が活発になって人口が増加していきました。この結果、都市的な要素が生まれるようになり、貧富の格差が大きくなるという現象が生じることになりました。とくに第二次大戦後は生活困窮層が増大する部落が増えていきました。だから滋賀県の部落が、どの時代においても、すべて経済的に安定しているとは申せませんが、おおむね経済的には割合安定していて、周辺地域とも比較的オープンな形の関係が生じていたといつて良いのではないかと思えます。

それなら近江国・滋賀県では、他の地域に比べて差別意

識が薄かったのかという点と決してそうではないと思います。やはり強烈な差別意識があったわけですが、そのことによつて先鋭な形で問題が発生するという土地柄ではなかったように思います。したがつてレジュメ〔3〕の4に記したように、一九二四年に滋賀県水平社が結成されていくつかの支部もできますが、その運動が県内全域に広がることはなく停滞してしまいます。

一方、行政と連携した融和運動は活発で、各地で生活改善の取り組みを進めていきました。融和政策という観点から滋賀県をみていくと、レジュメ〔3〕の4の③に記した、昭和戦前期に滋賀県の囑託として活躍した海野幸徳という人物は重要です。海野は「小善隣館主義」という考え方を提唱しています。レジュメには海野の『小善隣館主義』という本の主張を要約したものを掲載しています。

海野は次のように述べています。「両者別々に集団を作り隔離して生活して居るから、自ずと誤解と偏見が湧いて出るのである。隔離を除くことが、やがて融和にいたる」のである。ではどうすれば「隔離を除く」ことができるのか。それはすでに東京、大阪などの大都市に設けられていた隣保館を県内にも設置し、地域の住民が交流を深めるこ

とで実現するということです。しかし、都市部にあるような大きな施設では「融和機関たる効力を減失」してしまう。そうではなくて、建設費が安価で町村でも建設できるような小規模な隣保館を、「少数民族と多数民の居住地域の中間、若しくは隣接地域」に設けて交流を深めることで相互の理解が進んでゆくと主張しました。こうした小規模な隣保館に小善隣館という名をつけて、その建設を進めようという考え方Ⅱ小善隣館主義を提案したのです。

滋賀県では、この海野の考えを採用したので、レジュメにあるように、『融和事業年鑑』によると、一九三九年段階で滋賀県には一八カ所の隣保館（善隣館）が設置されていたのですが、同年の全国の部落の隣保館数は二七カ所しか上がっていません。つまり、この段階で全国の隣保館の大部分が滋賀県にあったということになります。現代では、隣保館を地域の交流センター、人権センターなどと名を改め、部落内外の人が集まり交流して理解を深めるという事業が各地で行われていると思います。滋賀県では、海野幸徳の提案を入れて未来を先取りするような施策が展開されたといえるかと思えます。

滋賀県の歴史的な特徴ということで、最後にもう一つ述

べておきます。レジュメ〔3〕の5に記しております「多様な被差別民の存在」という問題です。私は、これについては詳しくないので紹介にとどめておきます。いわゆる「穢多」と呼ばれる人以外にもきわめて多様な被差別民が存在していたことについては、これまでの歴史研究でも確認されてきました。レジュメには、京都にある世界人権問題研究センター編『散所、声聞師、舞々の研究』に収められた論文を示しました。近江国で確認された多様な被差別民衆についての研究論文ですが、これでもおそらく一部分であって、各地に芸能や呪術などにたずさわった被差別民の村が数多くあったようです。地域の差別は、かつての「穢多」村の系譜を引くとみなされている被差別部落に対する問題だけでなく、こうした多様な被差別民に向けられた眼差しについても合わせて考えていかなければ理解ができないだろうと思います。

4 滋賀県戦後部落史の課題

ここから第二次大戦後の滋賀の部落史について述べていきます。他府県でもそうでしたが、戦後の滋賀県においても、融和運動や水平社運動に取り組んでいた人びとが力を

合わせて新たな運動を起動していくことになりました。

レジュメ〔4〕の1の①に掲載した史料Aは、戦後の滋賀県の部落解放運動の指導者として活躍した朝野温知さんの回想記から引用したものです。朝野さんが朝鮮半島に出自をもつ方であるということは、皆さんもご存知かと思えます。水平社の時代から部落解放運動に取り組み、戦後は滋賀県の部落解放運動の指導者の一人となるとともに、同和保育を推進したことで知られています。

史料Aは朝野さんの後年の回想ですが、戦後間もなくの滋賀県の雰囲気をよく伝えているように思います。朝野さんは、一九四六年八月に滋賀県においても部落解放全国委員会が結成されることになった経緯を記した後、「その準備の段階で、名称を部落解放委員会とつけることは、滋賀県では刺激が強すぎるというので、「滋賀県民主同盟」ということになった」と述べています。敗戦後すぐに部落解放同盟の前身である、部落解放全国委員会が結成されました。各府県においても、その地方組織が続々と生まれていきます。滋賀県でも結成しようということになるのですが、本来なら部落解放滋賀県委員会といった名称になるはずなのですが、それでは「刺激が強すぎる」と

いう反対意見が出たようです。

「傲慢にもならないことであるが」と書いているように、朝野さんとしては不本意であったようですが、最終的に「皆の意見を取りまとめて」、滋賀県民主同盟という名称で戦後の運動が発端することになったのです。先ほども述べたように、交流を深めていくことで融和していこうというような姿勢が「部落解放」という語に忌避感を抱かせることになったのでしょうか。ところが、こうした穏健な意見に配慮した滋賀県民主同盟の活動も「日増しに膠着し、いつの間にか有名無実になってしまった」と朝野さんが述べているように、うまくいかなかったようです。

次の史料Bは、滋賀県民主同盟の結成を伝える新聞記事です。「滋賀県民主同盟では部落解放記念日に当たる八月二十八日」、この日は一八七一年（明治四）に解放令が公布された日ですが、こうした日を意識して結成集会が開催されたようです。「まず中村治三郎氏から」とありますが、この人は戦後の初期のリーダーで、その後「経過を報告して、ついで宣言決議を行ひ知事代理青木事務官、彦根市長代理大寄助役」といったように行政からも来賓の挨拶を受けて戦後の運動が始まっていきました。

さて、この滋賀県民主同盟はどのような運動を展開したのでしょうか。朝野さんは「いつの間にか有名無実になってしまった」というのですが、具体的な状況を確かめてみましょう。

レジュメ〔4〕の1の②をみてください。『近江八幡の部落史』から引用しております。戦後の滋賀県の状況をよく表現しているように思います。読んでみましよう。一九四八年、敷島紡績の近江八幡の工場の労務課長が差別発言をしました。当時、敷島紡績をはじめ多くの紡績会社が中学校卒業者を工員として雇用していたのですが、この労務課長が部落出身の生徒を拒否する発言をしたのです。当時、部落解放運動の指導者であった松本治一郎の公職追放の反対運動が展開されていたのですが、滋賀県でその中心となっていた、蒲生郡武佐村（現近江八幡市）のなかの南野部落の青年たちが敷島紡績に対する糾弾闘争に起ちあがりました。

部落解放全国委員会も活動を開始したばかりで、全国的にみても大規模な糾弾闘争を展開できなかった段階なのですが、南野の青年たちは組織的な活動を進めていったのです。おそらく組織的で大規模な糾弾闘争ということを考え

ると、戦後最初の事例といつてよく、この敷島紡績糾弾闘争は戦後の部落解放運動の歴史のなかで特筆されるべきものだと思います。

しかし、『近江八幡の部落史』は、「とはいえ、なにもかもがスムーズにいったのではなかった」と述べています。

敷島紡績糾弾闘争を開始する以前、松本治一郎の公職追放反対運動のころから、「南野の有力者のなかに滋賀民主同盟の勢力が入りこむのを喜ばないものがいて」、青年たちの活動を妨げる行動に出ていたというのです。こうした地域の状況が背景にあつて、「戦後初期に全国的にみても稀にすすめられた南野での解放運動は崩壊するにいたるのである」と『近江八幡の部落史』は綴っています。

戦後初期の滋賀県では、こうした部落内部の矛盾の発現が各地で生じていたようです。レジュメには二つの事例をあげておきました。一つは、一九五一年九月五日、東浅井郡虎姫町（現長浜市）の部落で発生した一二〇世帯が焼失するという大火にかかわつてのことです。滋賀県は住宅補助金交付などの救援対策を進めるのですが、その救援金の使途をめぐる対立が生まれ、「救助金額を公開せよ 虎姫被災民 町長に迫る」（一九五一年二月四日付『中日新

聞』滋賀版）と報道されるような事態となつたのです。次は大津市の事例です。五六年六月に大津市坂本の部落で隣保館が建設される事になるのですが、一部住民が強硬に反対して紛糾を起こすというような事態が生まれています。

以上のように、滋賀県の部落が容易に一つにまとまらないう状況がしばらく続いていくことになり、部落解放運動の指導者たちは苦闘を続けることになりました。レジュメの〔4〕の③に掲載した史料Cは、そうした解放運動の苦しみをよく表現しているものといえるでしょう。前述の滋賀県民主同盟は一九四九年八月に部落解放全国委員会滋賀県連合会と改称し、さらに五年の部落解放同盟の結成にともなつて部落解放同盟滋賀県連合会となります。史料Cは、その解放同盟滋賀県連の第一回大会（一九五七年一月）における、上田一夫委員長の基調提案から引用したものです。この基調提案は「愛される解放同盟」という言葉で有名になりました。どういふ内容か、長くなりますので、下線部に注目して確かめていきます。

上田委員長は糾弾闘争など、一九五七年までの滋賀県連の取り組みを述べた後で、「部落内部にもこの行き方に色々な批判が生まれ、部落共通の問題として解決に努力せねば

ならない筈であるのに、反って解放運動を抑圧」するよう
な動きが出てきたと分析をしています。「部落内部」の問
題として考えている点に注目しておきましょう。そして、

「外部に向かつては糾弾闘争をなし、内部においては強力
な反対論と闘う内部抗争をするような両面作戦は、闘争能
力を著しく消耗するばかりでなく、孤立無援となり、結局
は敗北せざるを得ない」のだと主張し、「解放の情熱に燃
えて立ち上がった同志先輩達が、極めて短い間に次々と没
落してきた事実」を見逃してはいけなさと語りました。

なぜ、こうした状況が生まれてきたのか、この原因につ
いて、「これは何故か、云うまでもなく部落大衆が協力し
なかつたから」という、解放同盟の委員長として驚くべき
発言が飛びだします。部落内部の支持が獲得できていなかっ
たから、滋賀県の運動は苦闘しているのだというわけです。
では、どうすれば良いのか。上田委員長は、「当面、県連
としては次の五つの条件を具備しなければならない」とし
て、「第一に運動指揮所の確立（中略）、第二は兵站基地と
なるべき拠点の確保。第三は活動家要員の養成訓練とその
適切な配置。第四は健全なる財政の確立。第五は友軍との
堅密な連携」という五点を示します。

ところが、「一部同志の中には、これらの条件を無視し
て徒に功をあせり、現実の差別社会に不満をぶちまけ、自
己の主観にもとづいて猪突・猛進主義の理論を振り回し、
無知な大衆を彼岸に追いやるような運動」を進めているが、
これは「誤りである」と断じます。そして、「部落の解放
は一部の国民に依って成し遂げられるものではなく、大衆
の力が結集された時のみ完全解放の大理想を達成し得るこ
とを理解すべきであろう」と述べ、活動家たちに対して「例
えば言語、態度、動作、金銭的、物質的或は精神的な点等
に就て誤りはなかつたと自己批判すること」が大事だと自
らを律するよう求めました。さらに、「未だ曾って解放の
「か」の字も知らない無自覚そのものの地区さえあって、
活動差に格段の開きがある」と述べ、部落によって多様な
特徴があることを踏まえるよう諭しました。つまり、ここ
で上田委員長はひたすら解放同盟の若い活動家たちに向け
て言葉を発しているのです。

そしてその次が有名な部分ですが、「我々は飽くまでも
謙虚な気持ちで、酬いられるを期待せぬ愛情と献身」の心
構えで運動に努力する必要がある」とし、さらに「いつい
かなる場合においても愛される解放同盟であり、直接部落

に役立つ解放同盟でなければならぬと云うことである」と訴えたのです。

一方、こういう状況に対して滋賀県行政はどういう姿勢でのぞもうとしていたのでしょうか。レジュメ〔4〕の2に移ります。①の史料Dは戦後間もない一九四八年のものです。先ほど述べたように、部落解放運動は容易にまとまらない、解放という言葉に部落の内部で反感がある、民主同盟という穏やかな名称にしても結集する人が多くないという状況のなかで、県行政は部落問題の解決についてのどのような方針をもっていたのでしょうか。県議会における答弁を二つあげておきました。一つは四八年三月一八日の民生部長答弁です。同和対策予算についての質問に対して、民生部長は「別段計上いたしていない」と答弁しています。そうした予算は特別に計上していないが、「授産所でございますとか庶民住宅でございますとか、(中略)その他の費用には相当額を盛って遺漏のない処置を講じている」、つまり一般対策のなかで解決するという姿勢を示しています。

二つ目は同じく一九四八年七月二七日の知事と教育部長との答弁です。同和教育を進めるべきではないかという質問

を受けて、当時の知事は、「今日士族もない、華族もない、一般人民でありますからして、そこに何らの区別がない。そこに区別つけるような溝をつくること自体が間違っている」と答えています。また、教育部長は「特殊な問題として取り扱うよりは、日本全体の民主化、国民全体の理性、教養を高めることによって自然に氷が解けるようになっていく問題」であると答弁しています。当時の部落解放運動の状況と、合わせ鏡のような形で行政の消極的な姿勢もあつたといえるのではないのでしょうか。

ところが、その後滋賀県政はこうした姿勢を大きく転換せざるを得なくなります。レジュメ〔4〕の2の②をみてください。一九五二年一二月に滋賀県部落対策協議会という組織が結成されました。史料Eはこの滋賀県部落対策協議会の機関紙『滋賀同和』の創刊号に出された文章です。読んでみましょう。

「昨年(一九五二年)総選挙の際、林県議によって惹起された差別事象は、和歌山県の西川県議事件の直後だけに、部落とか同和とか特別の名称を設けて施策を行うことが「差別行政」であるという従来の「さわらぬ神にたよりなし」式の県政の考え方に大きな衝撃を与えた」と記されています。

す。一九五二年に滋賀県で衆議院議員選挙の際に、保守系の県議会議員が差別発言を行い、このことが滋賀県行政に「大きな衝撃」となったのです。なぜかというところ、この年、和歌山県で西川という県議会議員の差別発言に対して、解放同盟和歌山県連合会が全力を挙げて糾弾闘争に取り組み、和歌山県全域で子どもたちが同盟休校に突入するという、県全体をあげての大糾弾闘争が起きていたのです。これは西川県議差別事件と呼ばれ、戦後の部落解放運動史に名を残す取り組みとなりました。滋賀県の県議会による差別事件が発生したのは、それから半年ほど後のことでした。滋賀県行政としては、和歌山県の轍を踏むわけにはまいりません。方針を一八〇度転換して、急ぎ滋賀県部落対策協議会という組織を結成したというわけです。

この部落対策協議会の結成にあたっては、「服部県知事、安藤副知事、笹川民生部長、木村厚生課長、峰尾教育長（西村次長代理）、堀江県会議長ら県政担当者ならびに解放委員会、各民主団体代表廿五名が参集」と記されています。

ようやくここで解放運動も部落問題解決のための当事者と公的に認定されて、行政と肩を並べて公の場に登場してくることにあります。まだまだ状況はきびしかったとはいえ、

部落対策協議会の結成は、運動が広がっていく、一つの転換点になったことは確かだろうと思います。

しかし、それでも滋賀県では部落問題解決のためにまともな予算をつけることに慎重でした。戦後直後から、近畿各府県は同和対策予算をつけていきますが、滋賀県はもともと遅く、かつ少額でした。大阪府や京都府は財政が豊かであるし解放運動もそれなりに力があつたので、早くから滋賀県よりも大きな予算を組んだことは当然といえますが、滋賀県と財政規模がほぼ同じ奈良県でも早くから予算をつけております。こうした状況から考えると滋賀県の同和対策行政は、この時点で遅れていたといえるでしょう。

したがって、県議会議員による差別事件がきっかけとなつて部落対策協議会を作ったのですが、現実的な対策はただちに進展まかったのです。史料Eの後半の下線部に注目してください。「部落対策協議会の組織は県民運動として社会教育課の主催する道義高揚県民運動と不即不離の緊密な関係を保ち」と記されています。当時滋賀県教育委員会の社会教育課を中心になって、「道義高揚県民運動」、要するに県民のモラルを高めようという運動が進められていたのですが、こうした取り組みと連携して部落問題の解決に当

たろうというわけです。モラル向上のような取り組みにはさほどお金がかかりません。行政にとっては安上がりなのですが、現実にある差別、さらには第二次大戦後の部落が直面していた生活苦という具体的な問題の解決には効果はありませんでした。やがて、解放同盟滋賀県連からもきびしく批判され、部落対策協議会は行き詰まりをみせてしまつて活動が停滞をしてしまうことになりました。

そこで滋賀県行政はどうするのか。ここで滋賀県の特徴が出てくると思いますが、県社会福祉協議会（県社協）

—この組織が前面に立つて部落問題に取り組んでいくことになります。社協とは地域福祉の充実をめざして一九五一年公布の社会福祉事業法（現社会福祉法）にもとづいて設置された民間組織で、全国の都道府県・市町村に設けられて活動を続けています。民間組織ではあるのですが、法律に定められ、行政区分ごとに置かれた団体であるため、運営資金の多くは各自自治体の予算によって賄われているので「半官半民」の組織といえるでしょう。

部落対策協議会がうまく機能しない滋賀県では、県社協に予算をつけて部落問題解決のための施策を進めていこうとしたのです。同和対策に予算をつけるためには、県議会

の同意が必要になりますが、各政党の考えや世論の動向など当時の状況では同意の獲得が容易ではないと判断したと思われれます。そこで県社協に期待しようと考えたようです。部落問題の解決のために県社協が前に出るという方式を取るのは滋賀県と高知県だけで、他の府県ではみられません。この二県に限られた理由については、今後の課題ということになりましたが、おそらく行政の姿勢、県内諸勢力の動向、県民世論、解放運動の力量などでこの両県には共通した特徴があったのだと思われれます。

レジュメの「4」の2の③に掲載した史料によって県社協の活動を確かめていきましょう。史料Hは一九五七年九月に実施された実態調査の結果をまとめた報告書の一部です。きわめていいいな調査がなされており、高度経済成長開始期の一九五〇年代中ごろの部落のようすを知る上で貴重な史料です。この調査は同和地区の実態を知って、これに適応した解決施策を見出すことを目的として実施をめざした」と記されているように、行政による施策の実現につなげることを目的としていたことが分かります。

史料I『滋賀県における同和地区の概況』も同様に実態調査の報告書です。史料Iの次に「県社協の刊行物」とし

て主な成果を掲載しておきましたが、調査活動が活発に行われていくとされた成果を残しています。

さらに、調査活動だけでなく、日々の生活のなかで生起する多様な福祉にかかわる課題の解決をめざす取り組みも展開していきます。史料Jは一九六四年一月の新聞記事からの引用です。「社会福祉協議会は、一月末から福祉対策の遅れた同和地区に九十六人の福祉推進員を常駐させ関係機関、団体などとの連絡を強化し差別意識撤廃の啓発運動や住民相談、福祉活動などをする」と記されています。県社協が九十六人の福祉推進員と名づけた人びとを県内の同和地区に常駐させ、「啓発運動、住民相談、福祉活動」などを進めようというのです。

福祉推進員が置かれた一九六四年という時期に注目してください。この翌年、六五年に同対審答申が出され、同和問題の解決は国民的課題であると公的に位置づけられ、この認識にもとづいて六九年に同和对策事業特別措置法（同対法）が制定され、国による本格的な同和对策事業がスタートしていくこととなります。これにより部落解放運動も大いに活気づき、滋賀県においても解放同盟滋賀県連の支部が全体に広がり、運動が県内各地で展開されることとなり

ます。こうした転換期を間もなく迎えようとするなかで、福祉推進員が配置されたのです。

この時の福祉推進員九六名の名簿が残っております。長らく滋賀県連で活動されてきた方とともに確認してみると、その多くがのちに滋賀県連の支部のリーダーになっていくられるようです。県社協は、もちろんそのように意図したわけではありませんが、結果的には滋賀県の部落解放運動隆盛の基盤を準備していたといえるのではないのでしょうか。一九六五年の同対審答申、六九年の同対法によって国の方針が明確になると、滋賀県行政においても、もはや県社協を通して間接的に施策を展開する必要がなくなります。このため県社協が担っていた同和对策の仕事はしだいに県行政が引き受けるようになり、同和对策における県社協の役割は終わっていくこととなります。

七〇年代以降は同対法のもとで施策が展開されるので、あまり地域的な特性は出にくくなりますが、そうしたなかでも地域社会の合意を取りつつ、行政とも連携して穏健な方式で課題の解決に向かおうという滋賀県の姿勢は維持され続けていくように思います。『滋賀の同和事業史』を刊行した滋賀県人権センターは、前に述べたように一九七五

年一〇月に滋賀県解放県民センターとして設立されたのですが、その当初から「同和問題は同和地区の問題」とする考え方を抜本的に改革し、地区内外、全県民のセンターとして部落解放、人間解放をめざし、人権尊重と民主社会の建設に大きく貢献する」ことをめざすと、設置の目的が明記されています。七〇〇八〇年代に建設された解放センターを地域住民全体の施設に読みかえて活用しようという動きは、今や多くの府県で見受けられますが、滋賀県では、その創立当初から意図していたといえるでしょう。

また、その少し後、八二年に策定された滋賀県同和对策総合推進計画には「周辺地域との整合性の配慮、あるいは行政の主体性、公平性の確保等」に配慮すると記されています。こうしたことを国が声高に主張し始めるのは、八四年の地域改善対策協議会の意見具申からでしょうから、滋賀県は国よりも早くに方針を示しています。

冒頭に今日の話が「今後の部落問題解決の道筋について考えを深めるきっかけやヒント」にしていただければありがたいという旨を申しました。滋賀県で培われてきた部落差別撤廃に向けた方式や、これを支えた地域文化を、「今後の部落問題解決の道筋」という観点からどのように評価

するか。肯定される方も、批判なされる方もいらつしやると思いますが、滋賀県の経験は議論する価値のあるテーマではないかと、私は考えております。大いに論議していきましよう。

滋賀の戦後部落史—『滋賀の同和事業史』の成果を踏まえて—

はじめに—本報告のねらい

滋賀県人権センターが2021年1月に『滋賀の同和事業史』を刊行。これに向けて2015年4月から滋賀県で史料収集、整理、分析等を開始。こうした作業から得られた知見をもとに、本報告では、1945年から1960年代半ばまでの滋賀県の被差別部落をめぐる状況を概観し、部落問題解決に向けての道筋をめぐる議論がより豊かなものなることを念じて課題を提起したい。

〔1〕史料の残存状況

1、滋賀県人権センター

①谷口勝巳史料

* 谷口勝巳（1933～2004年）中学校教員。著書『近江の被差別部落史』（1988年）など。平井清隆（1905～2000年。中学校教員など）らと1968年に滋賀県部落史研究会（1976年2月に滋賀県同和问题研究所と改称。2008年解散）を結成。歴史史料、解放運動、同和教育、行政との交渉史料などがある。

②山田哲二郎関係史料

* 山田哲二郎（1920～94年）。大津市坂本の被差別部落出身。解放運動を指導。大津市を中心とする解放運動史料、行政との交渉史料などがある。

③滋賀県人権センター所蔵史料

* 1975年10月に財団法人滋賀県解放県民センターとして設立（2003年に人権センターと改称）以来、センターが編集刊行した文献、および収集史料など。

2、滋賀県庁

○行政文書など

3、滋賀県立図書館

○新聞資料など

4、部落問題研究所

○大津市坂本などを中心とした地域史料など

5、部落問題研究資料センター

○京都部落史研究所による『近江八幡の部落史』（1995年）、『野洲の部落史』（2000年）編集の際に収集した史料など

〔2〕これまでの研究状況

1、1956年奈良本辰也編『未解放部落の歴史と社会』（日本評論社）大津市坂本の部落の歴史と現状の分析

2、1968年8月滋賀県部落史研究会成立。9月『滋賀の部落』1輯発行（75年9月刊行の15輯まで継続）。

3、1976年2月滋賀県同和问题研究所設立。79年に「部落史資料」1輯として『滋賀における部落寺院の研究』を刊行。以後、「部落史資料」シリーズとして、

- ・『十里村古文書研究』（79年）
- ・『「倉園神社八木山氏子入願一件記」に関する古文書研究』（79年）
- ・『久保村の古文書と歴史の研究 岩越文書調査』（80年）

- ・『永代記録帳の研究 八木山村古文書』(84年)
 - ・『近江国蒲生郡岩越家文書 村の成立と景観』上巻(94年 同年中に中・下巻も刊行)
 - ・『近江国蒲生郡中山川田村関連文書 金剛定寺文書・岡本家文書・岡崎家文書・岡崎信家文書』(97年)
 - ・『近江国愛知郡川原村枝郷皮田村関連文書』(01年)
 - ・『近江国愛知郡山塚皮田村関連文書 浦道家文書・春田家文書』(05年) など刊行
- 4、このほか滋賀県同和問題研究所からは、通史として谷口勝巳『近江の部落史』(88年)、『淡海国における差別の歴史と部落問題』(00年)
- 5、京都部落史研究所の調査、編集、執筆による『近江八幡の部落史』(95年)、同じく『野洲の部落史』(00年)
- 6、各部落ごとの地域史の刊行：
- ・秦荘町立長塚会館『長塚の歴史』(77年)
 - ・愛知川町立川久保愛館『川久保の歴史』(79年)
 - ・長浜市地域総合センター『千草町のあゆみ』(86年)
 - ・桐原の部落史編集委員会『桐原の部落史』(88年)
 - ・瀬川欣一『ある被差別部落の五百年』(88年)
 - ・『昭和地域教育民衆史』作成委員会『昭和地域教育民衆史』(90年)
 - ・部落解放同盟稲津支部・大津市立稲津会館『解放史 稲津のあゆみ』(92年)
 - ・朝田宇市『龍華の歴史』(93年)
 - ・広野町史編集委員会『広野町史』(96年)
 - ・宝木区史編纂委員会編『宝木の歴史』(03年)。
- 7、第二次大戦後に関する研究
- ・吉村智博「1950年代の滋賀部落解放運動をめぐる諸問題－東浅井郡虎姫町の事例から－」(『解放研究しが』8号、98年)
 - ・吉村智博「資料紹介 戦後同和教育の嚆矢－滋賀県武佐中学校『部落のあけぼの』」(『大阪人権博物館紀要』1号、97年)

[3] 滋賀県の被差別部落の概要・歴史的特徴

- 1、1936年中央融和事業協会『全国部落調査』(1931年の数値)
県内の67地区をあげる。若干の洩れがあり実際には70ほどか。
- 2、被差別部落の所在地
- ①主要旧街道に沿って点在。
○平井清隆「滋賀県の部落研究 史的考察も交えて」(『滋賀の部落』第1輯、1968年)は、「近江の全部落の三分の二は、往時の主幹線路と不即不離の関係で位置している」と指摘。東海道沿いに12部落、中山道－10、北陸道－3、伊賀街道－7、八風街道－4、北国街道－6とする。
- ②このため、鉄道駅に近い、主要幹線沿いなどにあるといった特徴。また、宿場として発展した町域にあることも多く、地域の中心都市のなかに存在することもある(そうしたこともあつてか、周辺地域との交流もあり開かれた印象がある)。
- 3、経済的には安定した部落が多かった。文化レベルも高く、江戸時代には多くの医師を輩出。明治時代以降、皮革や食肉などの産業が成長した一部の部落では貧富の差が拡大し、貧困問題の解決が課題となつていった。
- 4、以上のような特徴が背景となつて、大正期から昭和戦前期の滋賀県では、
- ①1924年(大正13)に滋賀県水平社が結成されるが、その運動は県内全域に広がらなかった。

- ②行政と連携した融和運動は活発で、各地で生活改善の取り組みが進められ成果をあげていった。
 ③昭和戦前期の滋賀県嘱託、海野幸徳は「小善隣館主義」を提唱し、滋賀県行政に影響を与えた。

* 1931年に滋賀県が刊行した『滋賀県嘱託海野幸徳述 小善隣館主義 滋賀県の融和政策』海野の主張(要約):「両者、別々に集団をつくり隔離して生活して居るから、自づと誤解と偏見が湧いて出るのである。隔離を除くことが、やがて融和にいたる」。ではどうすれば「隔離を除く」ことができるのか。それはすでに東京、大阪などの大都市部に設けられていた隣保館を県内にも設置し、地域の住民が交流を深めることで実現する。しかし、都市部にあるような大きな施設では「融和機関たる効力を減失」してしまう。建設費が安価で、町村でも建設できるような小規模の隣保館を、「少数民族と多数民の居住地域の中間、若くは隣接地域」に設けて交流を深めることで相互の理解が進んでゆく。海野はこのような主張を展開し、こうした小規模な隣保館を小善隣館と名づけ、その建設を提唱。

→ 1939年段階で滋賀県内の部落に18の善隣館＝隣保館を設置。この年、全国の部落の隣保館数は27。

5. 多様な被差別民の存在

たとえば、世界人権問題研究センター編『散所・声聞師・舞々の研究』(思文閣出版、2004年)の「第三章 近江国の散所」に収められた諸研究が示す多様な被差別民。やはり街道沿いか。

川嶋將生「穴太散所」、源城政好「本堅田村内陰陽村」、亀岡哲也「大津新町」、山本尚友「前田村」、木下光生「産所村」、川嶋將生「大萱散所」、山路興造「水口城下声聞師」、木下光生「岩根村内散所」、川嶋將生「三上散所」、山路興造「小南舞々村」、河内将芳「小谷村」、山本尚友「進宮」、山路興造「船木村内陰陽師」、山路興造「木流散所」、山路興造「大原村内散所」、河内将芳「院内八島」、山路興造「森本舞々村」

〔4〕滋賀県戦後部落史の課題

1. 被差別部落の諸動向

①戦後初期の運動

史料A 朝野温知「戦後の解放運動の思い出」(『滋賀の部落』22号、1978年。下線引用者、以下同)
 (1946年8月に滋賀県でも解放委員会が結成されることになるが)、その準備の段階で、名称を部落解放委員会とつけることは、滋賀県では刺激が強すぎるというので、「滋賀県民主同盟」ということになった。自慢にもならないことであるが、皆の意見を取りまとめて私がつけたものである。(中略) 滋賀県民主同盟の運動は日増しに膠着し、いつの間にか有名無実になってしまった。(中略) 生活に賢明な人たちは運動に見切りをつけて離れていき、解放運動しか生きる道を知らない藤本さんと私だけが残されて、地道ではあるが、解放運動の本筋であるこれらの動きを育てるために努力を傾けながら、私は変則的な民主同盟を発展改組して、昭和二十四年八月、解放委員会を彦根市城東小学校で結成し、委員長空席の書記長として活動を開始した。

史料B 1946年8月30日付『滋賀新聞』(ノは改行、以下同じ)
 (見出し) 差別的事実絶滅へ 滋賀民主同盟起つ
 滋賀民主同盟では部落解放記念日に当る二十八日朝十時から彦根市城東校講堂で臨時大会を開催、参集者約五百名。ノまつ中村治三郎氏から改組に伴ふ経過を報告、ついで宣言決議を行ひ知事代理青木事務官、彦根市長代理大寄助俊、本部顧問竹内了温氏、三崎社会党彦根支部長の祝辞、地方状勢の報告などあつて午後から本部派遣田中松月代議士、常任委員北原泰作、執行委員松本治一郎氏ら交熱弁を揮ひ、議長に吉田善五郎氏、副議長に西義光氏を推薦、議案の審議、役員改選を行つて五時盛會裡に終了した。

②部落内部の諸動向

- 1948年7月 敷島紡績八幡工場労務課長による差別発言。翌49年2月17日 松本治一郎追放反対闘争委員会滋賀県本部を結成。これらに対し八幡の南野青年同盟が活発に活動
 - *とはいえ、なにもかもがスムーズにいったのではなかった。そのさざしはすでに追放反対運動のさなかにあらわれていた。そのひとつは民主同盟南野支部結成準備会が組織されようとしたが、出席者なく流会してしまったことである。それだけでなく、三月七日に計画された正明寺での松本氏不当追放反対部落民集会も出席者がいまま流会した。おそらく、南野の有力者のなかに滋賀民主同盟の勢力が入りこむのを喜ばないものもいて、これを妨げたと考えられる。(中略)／青年たちの活動がさまたげられたのは、すでにみた通り、敷島紡績差別事件にさいしてであったが、全国的な部落解放運動と直接かかわりをもった松本委員長公職追放反対闘争ではいっそうははっきりしてきたといえる。そして一九五〇年(昭和二五)におこった南野小学校事件においてとどめをさされ、戦後初期に全国的にみても稀にすすめられた南野での解放運動は崩壊するにいたるのである。(『近江八幡の部落史』P354)
- 1951年9月5日 虎姫町の部落で大火発生し120世帯焼失。県が住宅補助金交付などの対策を発表。12月頃から救助金額の使途をめぐる部落内部で対立が発生。51年12月4日付『中日新聞』滋賀版「救助金額を公開せよ 虎姫被災民 町長に迫る」(見出し)と報道。
- 1956年6月 大津市坂本の部落で隣保館が建設されることになるが、一部住民が反対。紛糾の末、国庫補助金の支出期限が過ぎ、大津市と地元の負担により阪本市市民会館として1959年8月に完成(『新修大津市史』第6巻など)

③「愛される解放同盟」の提起

史料C 部落解放同盟滋賀県連第11回大会(1957年1月16日甲良町具竹隣保館)での基調提案
 当面の一般活動基本方針(案)

(糾弾闘争によって)一応外面的には差別事象が少なくなって来たが、それは単に表面上のことであって実は差別は陰性化して、その質は益々悪質化して来たのである。そればかりでなく部落内部にもこの行き方に色々な批判が生まれ、部落共通の問題として解決に努力せねばならない苦であるのに、反って解放運動を抑圧しようとしたのである。この事に就いては、完全解放の理想を掲げて闘う同志諸君が充分考えねばならぬ問題であろう。(中略)／重ねて云うが、外部に向っては糾弾闘争をなし、内部においては強力な反対論と闘う内部抗争をするような両面作戦は、闘争能力を著しく消耗するばかりでなく、孤立無援となり、結局は敗北せざるを得ないのである。／本県解放運動の歴史は三十有余年であるが、この間、幾多の同志が幾変遷したことは我々に何を教えているのか、解放の情熱に燃えて立上った同志先輩達が、極めて短い間に次々と没落して来た事実を見逃すことはできない。これは何故か。云うまでもなく部落大衆が協力しなかったからであろう。／完全解放は部落大衆が同杯に汲取らねばならぬ共同の利益であることを自覚せねばならぬ。／運動を有利に導き組織を拡大するためにはいろいろ方法があると思うが、当面県連としては次の五つの条件を具備しなければならぬ。旧軍隊用語を引用して恐縮ではあるが、先づ第一に運動指揮所の確立である。／第二は兵站基地となるべき拠点の確保。第三は活動家委員の養成訓練とその適切な配置。第四は健全なる財政の確立。第五は友軍との堅密な連携である。／この五つの条件は我々の運動にとって欠くことのできない基本的要素であるに拘らず指導者である一部同志の中には、これらの条件を無視して徒らに功をせり、現実の差別社会に不満をぶちまけ、自己の主観にもとづいて猪突・猛進主義の理論を振り廻し、無知な大衆を彼岸に追いやるような運動は誤りである。／これは永い間の賤視差別への反発であって止むを得なかったとしても、部落の解放は一部の国民に依って成し遂げられるものではなく、大衆の力が結集された時のみ完全解放の大理想を達成し得ることを理解すべきである。部落解放同盟の指導者・活動家は暖かい同志愛を以て常に相互批判や自己批判を繰返し、速かにあやまちを克服せねばならない。(中略)／例えば言語、態度、動作、金銭的、物質的或は精神的な点等に就て誤りはなかつたと自己批判することは、平素の活動の上で必要なことであるばかりでなく、自己の民主化にとっても重

要な事柄である。このことは極めて困難なことであり、特に封建制の強い当県に於いては一層の努力が必要であろう。次に先述の運動方針五要素について説明を加えたい。

第一 運動指揮所の確立（中略）

第二 兵站拠点の確保（中略）

第三 活動家要員の養成及び訓練とその適切な配置

このことは活動面に於ける要素であるが、融和的感覚の強い本県では、支部活動の盛んなどところと、未だ曾って解放の「か」の字も知らない全く無自覚そのもの地区さえあって、活動差に格段の開きがあることを我々は認めねばならぬ。このことはつまり活動家の養成が足らなかったことに基因するが、現に居る活動家に適切な指導訓練がなされなかった結果にもよるところが非常に大きいのである。また一面においては、これら活動家が部落内部での世話焼活動を怠ったり、或は少しばかりの世話焼をやったとして、自己優越の立場に立って俺が世話をしてやったのだと云うような態度が、部落民の反感を買い、そのことが又県連の在り方を批判する基礎ともなって、一同志の行動が神聖な同盟に疵をつける結果となった事例は少ないのである。／同志諸君、我々は飽くまでも謙虚な気持ちで、「酬いられるを期待せぬ愛情と献身、の心構えで運動に努力する必要があるのではないか。」（中略）

第四 健全なる財政の確立

これ又極めて重要な要素である。何故ならば財政の裏付なくして活動はあり得ないばかりでなく、一般大衆から誤解を受け易く、同志間に於いてもお互いに猜疑心を生ずる結果ともなり、又親分、乾分てきな関係をつくり出したりして、解放運動が私物化するおそれもあるかである。（中略）／運動の進め方は即ち直接財政の確立と結びついていることを理解すべきであろう。結言すれば、いついかなる場合においても愛される解放同盟であり、直接部落に役立つ解放同盟でなければならないと云うことである。

第五 友軍との堅密なる連携

同盟の名の通り我々は常に友軍との緊密な連携を保ち、運動を進めねばならないのであるが、事実はその逆の道を歩いていた。即ち我々に反対し且つ差別の根源をなす者は一体誰なのかと云うことについて、充分に研究することもなく只親歴的に差別者個人を糾弾することのみに終始してきたことは全く大なる誤りであった。／我々の友軍とは、封建制に反対し民主主義を守ろうとする一切の勢力を云うのである。従って部落内部における封建性も又我々にとっては最も強い敵でなければならない筈である。／つまり部落特権意識はこれに通ずるものであると同時に融和的感覚は部落特権意識と表裏をなすものであることをも理解すべきであろう。この意識が更に差別の再生産をしていることに注目せねばならぬ。／これがために部落セクトを生じ我々の友軍である民主勢力に対しても戦いを挑むと云う結果をもたらしているのである。例えば部落対策協議会や同和教育関係者は最も身近な我々の友軍であるにも拘らず、その活動を阻んでいるばかりでなく、寧ろこれに対して反撃さえ加えている地区があることは、解放運動を進める上において最も有害な存在である。（中略）／ここで最も重要なことは、我々の敵とは差別する個人を云うのではなくて、封建的遺制を云うのである。従って部落内部における封建制、つまり部落特権主義の考え方は我々の手近な最も大きな敵であることを自覚せねばならない。部落内部と一般と云う考え方は部落セクトに陥り易いのであって、少なくとも解放同盟の同志諸君はこの考えを捨てなければならぬ。差別するものは一般側であり、差別されるものは部落側であると云う考え方は、相対的にも客観的にもそうであるけれども、事実観の上に立って主観的に見るならば必ずしもそうではないのである。

【参考】57年1月12日付『朝日新聞』滋賀版記事

なお同盟県連が統一した運動方針を決めたのはこれが初めてである。昨年までは中央の運動方針をそのままのみにしていたが、県下の状況が遅れているため実情にそぐわなかったという。



- ④小括：部落差別への抵抗をめぐって多様な動向があること。そうした矛盾を、時間をかけて合意を形成するといった手法で克服しようとしているのではないか。

2、滋賀県同和対策の特徴

①戦後初期における行政の姿勢

史料D 1948年 県議会における県側の答弁

- 3月18日 同和対策に関する質問に対する笹川泰広民生部長の答弁（『滋賀県県議会会議録』48年7号）。
* 笹川民生部長：「同和事業といたしましては別段計上いたしていないわけではありますが、しかし、あるいは授産所でございますとか庶民住宅でございますとか、（中略）その他の費用には相当額を盛って遺漏のない処置を講じている。」
- 7月27日 同和教育の推進に関する質問に対する服部岩吉知事・松村一雄教育部長の答弁（同上20号）
* 中井精十郎議員が質問のなかで同和教育の必要性を強調。「学務課に専任視学を置き、社会教育課に専属の係を置き、各都市にその指導官というようなものを委嘱」して進めるよう求める。
* 服部岩吉知事の答弁：「今日土族もない、華族もない、一般人民でありますからして、そこに何らの区別がない。そこに区別づけるような溝をつくること自体が間違っておる、また違ったような行政をやるそれ自体がもう既に間違っておるのでないかという信念をもっております。従いまして、社会教育一本で特別なそういうような機関を設けずに私はすべてを教育していかなければならぬ」
* 松村一雄教育部長の答弁－「特殊な問題として取扱うよりは、日本全体の民主化、国民全体の理性、教養を高めることによって自然に氷が解けるようになっていく問題だ、根本においてそういうふうな新年をもってこの問題にぶつかっていきたいと思います。」

②部落問題対策協議会の結成（1952年12月1日）

史料E 滋賀県部落対策協議会機関紙『滋賀同和』創刊号（1953年3月20日）

（見出し）画期的な部落対策協議会発足 県民各層から出席して 教育会館で発会式

昨年（引用者—1952年）総選挙の際、林県議によって惹起された差別事象は、和歌山県の西川県議事件の直後だけに、部落とか同和とか特別の名称を設けて施策を行うことが「差別行政」であるという従来の「さわらぬ神にたゞりなし」式の県政の考え方に大きな衝撃を与えたが、この事件を契期として滋賀県下には無数の差別事象がうやむやに葬られていることが明らかになれば、斯かる事態を放置しておくことは民主主義を口にし、新憲法をもつ国民自体の恥辱であるとする反省の中から県民運動として、この困難な問題とハッキリ取り組むことになり、昨年十一月八日彦根市愛犬地方事務所で服部県知事、安藤副知事、笹川民生部長、木村厚生課長、峰尾教育長（西村次長代理）、堀江県会議長ら県政担当者ならびに解放委員会、各民主団体代表廿五名が参集、「部落問題協議会」を開いた結果、有名無実になっている従来の部落問題審議会を解消し、新たに各民主団体代表を加えた強力な「滋賀県部落対策協議会」を結成することになり、同十八日彦根市共存会館で準備委員会を重ね、十二月一日大津市「教育会館」に各層代表出席して発会式を行い、画期的な解放行政の第一歩を踏み出した。

（見出し）新生活運動へ！ 市町村毎に協議会結成

部落対策協議会の組織は県民運動として社会教育課の主催する道義高揚県民運動と不即不離の緊密な関係を保ち、その実践組織には市町村毎に設置される単位協議会、地方事務所、社会福祉事務所毎に設置される連絡協議会が当る。単位協議会は市町村長、議長関係議員、教育委員、民生委員、公民館、青年会、婦人会、学校長その他民主団体、地区から選ばれた代表者、有識経験者によって構成される。同会は事務は専任のない市町村の場合、福祉課長、厚生主任の兼任となる。／単位協議会の仕事は館内の社会教育面を中心として啓蒙行事をはじめ差別事象の解決や、環境改善事業計画を本部と連繫して自主的に推進し、これを県政の上に反映させることにあるが、協議会の活動を軌道に乗せるためには、指導者層、地区関係者の積極的な協力が期待されている。

- 会長は滋賀県議会議長堀江喜一、副会長は部落解放委員会滋賀県連合会委員長中村治三郎、滋

賀州市町村会長田辺幸右衛門、滋賀県教育長峰尾悟。事務所が滋賀県社会福祉協議会（以下、県社協）のなかに置かれる。

○行政と運動の合同組織で、活動は部落代表も入った各市町村の単位協議会が行うことになっていたが、これは機能せず、実際には県社協が環境改善などの活動を進めた。

③県社会福祉協議会の活動

史料F 県社協『滋賀の同和福祉 同和福祉推進委員研修資料』（1969年）

社会福祉協議会同対策6ケ年

この答申（引用者一同対策答申）が出された昭和40年8月をさかのぼること3年、昭和37年4月から、滋賀県社会福祉協議会では、“地区住民の個人および集団の諸問題を社会福祉の対象として、一般的な社会福祉との関連の下に、同和問題としての社会福祉を位置づけ、（同対策答申基本方針）を行い、それより6年間、若干の紆余曲折はありましたが、活動をつづけてまいりました。／このような同和問題に対する取り組みは、県社会福祉協議会としてはめずらしく僅かに高知にその例を見るだけであります。

史料G 1957年12月6日付『朝日新聞』滋賀版

（見出し）八カ所に振興地区 同和地区の隣保館活動も 県社協計画

県社会福祉協議会は、明年度から保健衛生などの面にも活動の幅をひろげたいと検討していたが、大体の構想がまとまったので、県や関係団体と交渉をはじめた。計画の中心は、県下に八カ所の社会福祉振興地区を設け、社会福祉、公衆衛生、同和地区の隣保館活動などの中心目標を決めて活動するほか、将来はどのような方向にもっていけばよいか、調査、研究もするというもの。公衆衛生のほか、部落問題にも手をひろげて取り組もうとしている点が、いままでの社協活動からみれば非常に目新しいものである。／八地区の割りふりは、すぐれた社協活動をしているところ二、同和地区二、公衆衛生のテスト地区二、そのほか二となっている。このうち公衆衛生のテスト地区では、たとえば出産調節、ハエや蚊をなくする運動などに民間の立場から協力、具体的な方法の指導もしようというもの。／同和地区活動のモデル地区としては、甲良町呉竹、武佐村南野の二つが候補になっているが、ここでは最近新しい隣保館がつくられていながら、地元にもこれをどのように活用していくか、はっきりした方向が決っていないの目をつけ、隣保館を中心とした福祉活動に力こぶを入れる。同和地区には、ボーダーライン層の貧しい人の問題、失業問題、公衆衛生の問題など、社会福祉の面で直していかなければならない問題がいろいろ集中しているケースが多いので、県社協としても一つの重点をおいている。／ちょうど一月ほど前にこれら両地区を含む県下の三同和地区の代表が、大阪で開かれた隣保館活動の講習会に出席、部落自体で新しい活動をはじめようとしていたやさきなので、県部落対策協議会でも、「いままでの部落解放活動で不十分だった点を補う意味で、社協が隣保館活動に手をつけてもらうことは非常にけっこう」と、協力する意向をみせている。／このほか老人福祉などの活動も地区によってはとりあげる予定で、県へも県社協から総合的な予算を本年度に盛込むよう要望した。

史料H 県社協『調査その1』（1959年）

（県社協が57年9月に実施した同和地区実態調査の結果をまとめたもの）

調査の概要／この調査は同和地区の実態を知って、これに適応した解決策を見出すことを目的として実施をめざしたのであるが、同和行政の重要性に対する認識の薄さと、調査機構が整っていないのとで止むなく第一回は市町村、学校等で可能な範囲で調査し、概括的なものを掴んでみることにした。

史料I 県社協『滋賀県における同和地区の概況 民主化の基底として』（1962年）

はじめに／曾って、昭和32年9月に、滋賀県同対策協議会が、県内同和地区の概況調査を実施し、資料として調査その一を発表したことがあった。当時この資料、行政上それぞれの分野において、更に専門的に検討の上活用されたことと思うが、それから満5年を経過した今日、その後における推移と現況を知り、さらに社会福祉の増進に資することは意義あることと思ひ、本年再び基礎的事項の概況と、地区の問題点

について調査した。

○県社協の刊行物

- ・『同和地区福祉推進委員アンケートのまとめ 同和問題に取組むために』（1964年）
- ・『同和地区実態調査報告書 基礎問題の把握のために』（1965年）
- ・『ひざを交えて 地区別同和福祉推進員研究協議会報告書』（1965年）
- ・『伸びる子ども 入選作品集』（1965年）
- ・『同和地区中学卒業生進路について調査報告』（1965年）
- ・『同和福祉』第1号（県社協同和部機関誌）（1965年6月1日発行）
- ・『滋賀県の同和地区共同浴場の実態 同和福祉を進めるために』（1966年）
- ・『同和問題と民生委員』（1968年） 民生委員の部落問題認識を調査した結果を分析

史料J 1964年1月18日付中日新聞滋賀版

（見出し）同和地区に福祉推進員 県社会福祉協議会が計画

県社会福祉協議会は、一月末から福祉対策が遅れた同和地区に九十六人の福祉推進員を常駐させ関係機関、団体などとの連絡を強化し差別意識撤廃の啓発運動や住民相談、福祉活動などをする。県下の同和地区は六十八で、五十三市町村のうち三十四市町村にある。この地区の福祉対策は県、県社協協のなどの調べではかなり遅れているので、県社協協が中心となって市町村、市町村社協とも協力して同和対策を強化する。この対策の中心となるのが推進員で一地区に必ず一人以上四人まで設け、二人以上の地区では婦人の推進員をつくり、地区の住民と密接に結びついた対策を進める。とりあえず担当地区の福祉対策を総合的に調査し、こんごの福祉対策をまとめるとともに、住民の差別意識をぬぐいさるための活動、住民相談などをする。また推進員は相互に研修会やブロック別協議会を開き、情報交換や対策の検討をし、全同和地区の福祉対策を強力に進める。

④小括

- できれば一般対策のなかで施策を展開したい県行政、部落内部の調整に手間取り組織化の進まない解放運動。同和対策が容易に進まないなかで、県社協が実態把握など具体的な取り組みを開始した。県行政が県社協を活用して事態の打開を図ろうとしたと考えられる。

おわりに

感染症と差別

— 一八九〇年代の巡回記録を読む —

小林 丈 広

○コロナ禍で考えたこと

ちょうど去年の二月くらいから新型コロナウイルスという感染症が世界各地で急速に広まってきました。最初の頃は、日本に住んでいる私たちには、それほど切迫した感じはなかったと思います。それが、横浜に豪華客船が近づいてきた時に、船内で感染者が発生したために入港させず、そこで何とか感染症の上陸を食い止めようという動きが起こった頃から、切迫感が強まってきたように思います。このように、船の入港をとどめて、感染症の上陸を防ごうとする対策のことを、かつてイタリア語でクアランティンとかクワローンティンと言いました、イタリアが貿易の中心だった時代に、ペストなどの流入を防ぐため、船を沖合に四〇日間停泊させておいたという故事から、検疫を指す言葉として広がりました。

日本には、明治の初めにクアランティンという言葉が入って来ました。明治の初めになぜ入ってくるかといえますと、幕末に欧米列強と貿易を始めたことから、外国船とともに感染症が流入する機会が増えたからです。なかでも日本列島に大きな影響を与えたのは、コレラという感染症です。それが幕末から明治の中頃にかけて何度も流行するもので

すから、日本の防疫体制の形成、衛生行政の形成に大きな影響を与えました。そのようなことを、以前、『近代日本と公衆衛生』（雄山閣、二〇一八年新装版発行）という本の中に、京都をフィールドとしてまとめさせて頂いたことがあります。その時使った資料などもここでご紹介をしながら話をさせて頂きたいと思います。

先ほどの話に戻りますと、横浜に豪華客船をなんとかとどめておいて国内に感染者を入れないようにしようという試みがされましたが、どう考えてもそれは上手くいかないだろうと思っただけで見ていました。やはり案の定、船内で亡くなる方も出てくるなど、船舶検疫の難しさをあらためて実感しました。歴史の研究をしていたので、そういう対策がかつてあったということを知ってはいたのですけれども、まさかこの時代にまたそのようなことが実際に起こるとは思いませんでした。しかも、それはやはり上手くいかないのだということも確認できました。また、これから述べるように感染症対策と経済活動との相克といえますか矛盾といえますか、そうした論争もずっとありまして、そういうようなことを実際に経験する中で実感することができました。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、「自粛警察」という言

葉も生まれました。感染症対策を皆が必死でしている時に、パチンコ屋の前でマスクもしないで行列をしている人々もいました。そうした人々に非難の目を向けるだけでなく、実際に攻撃するといった出来事がテレビなどで報じられました。そうした報道を見聞きし、あらためて差別ということものはいろいろな形で出てくるのだということを実感しました。言葉とか文字の上、資料の上では分かっていたつもりだったのですが、農村部の方で家族が感染してしまったお宅が、その地域から引越せざるを得なくなったとか、あるいは、自殺をされたというような話を聞くにつけ、人を差別する意識の有り様は明治時代とやら変わっていないという気がいたしました。

また、感染症対策がなかなか上手くいかず、病院のベッドが確保できないとか、保健所が逼迫して感染者の振り分けがうまくいかないとか、ワクチンの接種がはかどらないとかいう報道を聞くと、それが昨今の行政改革の影響ではないかとか、もともと日本の医療体制というのはどちらかというと開業医中心でしたので、公的医療が脆弱だったのではないかとか、そんなことも考えさせられたりしており

ました。

また職場の関係でいいますと、去年の四月頃というのは慣れないオンライン授業の準備に追われました。新入生が入ってきたばかりの学生たちもどうしていいか分からない、友だちもいないという中で、お互いに授業を手探りでやっていたきました。最近はオンラインの便利さが強調されていますけれども、どこまでいってもオンラインの限界というのがあると思います。何とか対面で授業ができないかと当時思いましたが、感染症の拡大時には、対面でやるうという意見を言っても、もう少し様子をみようという結論になりがちでした。オンラインに依存するという声になかなか太刀打ちできない、そういうようなことをこの一年数ヶ月の間経験をしてきたと思っています。

最近は何でもオンラインでできるかのような、時にはそのような言い方もされるようになってきました。去年の春頃、急激に感染者が広がって来て、在宅とか交代勤務、不要不急の人は家で仕事をするようにといったことが促されましたが、その間も例えば市バスとか地下鉄とかは普通に走っていたわけですし、ゴミの収集なども一日も欠かさず収集車が来ていました。そうしますと、感染の拡大時にも

毎日出勤している人がたくさんいて社会を支えていたのだ

ということにもあらためて気付かされたわけです。まして

や、介護や医療現場など、オンラインに置き換えられない

仕事はたくさんあり、そうした仕事に携わっている方は、

こういう時こそ休むわけにはいきませんでした。エッセン

シャルワークという言葉がその後盛んに使われるようにな

りましたが、そういう方たちがいないと社会が成り立たな

いということもあらためて再認識させられました。

こういうことを見聞きする中で、かつて明治時代のコレ

ラ関係の史料を読んでいたときには見落としていたものが

沢山あるということにも気付かされました。そこで、あら

ためて史料を読み直し、気付いたことの一端を、今回の発

表の中にも盛り込ませていただきました。エッセンシャル

ワークといわれる医療とか介護、あるいはゴミの収集とか

公共交通機関とか、そういう仕事の重要性というものを再

認識した上で明治時代の史料を読むと、コレラが大流行し

ていて、しかもコレラに罹ったら現在のコロナどころでは

なく八割くらいの方が亡くなるという危機感の中でも、普

通に仕事をしている人が沢山いたということに気付かされ

たわけです。そのようなことを考えながら、今日の準備を

させて頂きました。

○『近代日本と公衆衛生』『新装版あとがき』

(雄山閣、二〇一八年)より

資料の△は以前に書いた『近代日本と公衆衛生』のあと

がきです。この本は二〇一八年に新装版が出ましたが、も

ともと二〇〇一年、今から二〇年前に出版した本です。そ

の本の土台になった論文は一九八〇年代の後半から書きた

めていたものでそれを本にまとめたのですが、その頃の間

題意識について記したのが、「新装版あとがき」です。

衛生問題を契機とする排除とか隔離という問題を深めて

みようと思ったきっかけのひとつは、一九九〇年の大阪で

の「国際花と緑の博覧会」(花博)です。当時の天王寺公

園周辺にはホームレスの方がたくさん生活していて、時に

は歌を歌ったりという様子が見られていたのですけれども、

一九八七年の天王寺博覧会を契機に、その方たちを公園か

ら排除するために有料化するという方針が示され、花博開

催によってそれが常態化していくことが危惧されていまし

た。こうした動きは、全国の都市で見られていましたが、

それを歴史的に検討してみたいと考えました。

その一方で、一九九〇年頃から、医療と社会との関係について様々な問題が明るみに出てきました。たとえば、一九九六年という一年をとっても、薬害エイズの問題だとか、ハンセン病隔離政策である「らい予防法」が廃止されるとか、優生保護法が改正されて母体保護法になったり、あるいは〇―157の集団感染が起こったりということを通じて、医療の問題、感染症の問題は毎年のように問題になっていました。この本は、そうした政治や社会の動きの中でまとめたものでした。今回のコロナ禍においても、私自身がこの本をもう一度読み直し、史料を読み直して考え直すという機会が与えられたように思いましたので、今日のテーマとして取り上げさせて頂くことにしました。

資料の△は明治時代の京都における感染症による死者数のグラフです。これは京都府だけのデータで、その多くは京都市関係ということになります。グラフの上で最初の数字が出てくるのは一八七七年です。左端に黒い短い棒がちょっとだけありますが、これが一八七七年の数字です。西南戦争の年ですが、この年に明治維新後はじめてのコレラの流行がありました。さらに、その二年後の一八七九年に大流行があり、コレラの死者が京都だけで一〇〇〇人を

超え、全国的には一〇万以上の方が亡くなるという大流行が起こりました。これが大きな衝撃を明治政府に与えることになりました。ただ、コレラはいったん流行しても、しばらくは収まり、また数年後に流行するということを繰り返します。次の流行は一八八六年、これが近代日本の感染症の歴史の中でもっとも死者が多かった年だと思えます。

ちなみに明治時代は日清戦争や日露戦争など、いくつも戦争がありますが、日清戦争や日露戦争で亡くなった人よりコレラで亡くなった人のほうが多かった。それだけ大きな影響を社会に与えていたと思います。ただそういうことは、従来の日本史の教科書ではほとんど書かれていなかった。おそらくこのコロナを経て、日本史の教科書も、もう少し変わってくるかもしれません。一八八六年は京都だけでコレラによる死者は二五〇〇人いました。ただ、それだけではなく、発疹チフス、腸チフス、赤痢、天然痘など、他の感染症でも一〇〇〇人程の方が亡くなっています。この時期、感染症は非常に大きな影響を、政治や社会に与えることになりました。

そして、数年たって一八九〇年にまた流行し、八〇〇人くらいの方がコレラで亡くなります。また一八九五年には

一五〇〇人くらいの方がコレラで亡くなります。その後、徐々に下水道などが整備されていくとコレラによって亡くなる方は激減していきます。大正時代でも時々大流行しませんが、明治時代のようなことはなくなり、それ以降はどちらかというと赤痢やチフスが主役になって、さらにペストやなどが出てきます。こういった変化を、概ねこのグラフで紹介させていただきます。

そういった感染症の流行をどのようにとらえたいかと考え、私なりに作った地図が資料の△です。これも『近代日本と公衆衛生』に載せているものです。これは一八七七年という、まだ死者が比較的少なかった年ですが、近代になって最初の流行の年ということで、こういうことを試みてみました。一八八六年の流行になると、患者が多くなるのでこういう作業をしていないのですが、最初の一八七七年は人数が少ないものですから試しに作成してみました。患者が発生した場所を地図に印をつけてみました。ありがたいことに京都学・歴史館に残っている「京都府史（政治部衛生類）」という史料を見ると発生した患者の名前・住所が書き上げられています。それを見ながら地図に落としていきました。

この作業で私が言いたかったのは、この年の患者は地域に関わりなく、まんべんなく発生していたということです。つまり特定の地域に集中しているのではない。ただし概ね、例えば川のそばとか盛り場とか、そういった所に多いという一定の傾向はありますが、例えば被差別部落にとくに多かったということはない、ということを確認したいと思ってこの地図を作りました。現在の崇仁地区周辺に三人くらいの患者が発生していますが、だからといって他の地域よりとくに多かったかというところでもない。そのことをどう考えればいいのかということを、この地図でお示しいたということです。

○「京都府史（政治部衛生類）」の取り扱いをめぐって

それでは、この元になった史料はどういったものかというところ、資料③がその史料の一部です。「別紙」として、「虎列刺患者明細表 京都府」と書いてあります。京都府下で発生したコレラ患者の発生した日と住所と職業、男女の別氏名、年齢などを書きあげた名簿があり、これが何頁にもわたっています。ここにあげたものでいいますと、後ろから二人目、「真症」と書いたところですが、字が潰れて見え

にくいかもしれませんが、「十月六日発病 同日死亡」とあります。この頃のコレラはたいへん恐れられ、罹ったら数日で亡くなるが多かったようです。そういう意味では非常に恐れられたのですが、この「十月六日」に発病された方は、「山城国愛宕郡柳原庄 清吉父」と書いてあります。この人は崇仁地区の方です。この清吉さんという人のお父さんがコレラに罹って亡くなったということです。

職業は「喇竿替職」と書いてあります。煙管の掃除をする仕事で、被差別部落に多い、都市の雑業です。こうした雑業の従事者や行商などの仕事はコレラに罹りやすいということはあったかもしれませんが、だからといって、柳原庄に患者がたくさん発生したわけではありませんでした。

この史料の出典として『近代都市の衛生環境（京都府）』第三巻と書いたのですが、実はこれは不正確でした。この『近代都市の衛生環境』には「京都府史（政治部衛生類）」の一連の史料をまとめてあるのですが、本来掲載すべき第三巻に「虎列刺患者明細表」は掲載されていません。どういうことかといえますと、この史料集の編集に際して、この名簿を割愛してしまったのです。私は、この史料を使って地図まで作っていますので、この史料の重要性はよくわ

かっていましたが、コレラ患者の氏名や地名などが一覧でわかるものを出版して、京都のことをよく存じない方にまで広く販売することについて、編者の間で議論を重ねました。その結果、割愛することになったのです。『近代都市の衛生環境（京都府）』第三巻を実際に図書館などでご覧頂くと確認できると思いますが、この史料は掲載されていません。もちろん、この史料を見たい方は京都学・歴史館に行かれたら見るができます。出版に際してのこの時の判断をどう考えるか、意見が分かれるところだと思いますが、何かの参考になりましたら幸いです。

私は先ほど『近代日本と公衆衛生』のあとがきを紹介させて頂きましたが、そのあとがきの中で、「また、本書は医療の歴史が地域差別の問題と深く関わっていることを明らかにしています。ただ、それを具体的に記述するためには関係者のご理解が不可欠でした。その点、京都では一九九七年に柳原銀行記念資料館が開館し、被差別部落の人々が自らの歴史を公に語り始めていました。そうした取り組みのお陰で、本書では地名や人名の伏せ字を最小限にとどめることができました」と書かせて頂きました。同じような史料でも、論文にして紹介したり、あるいは講演で話を

させて頂くこともできないような地域もあります。同じ史料でも、地名や人名に伏せ字にした方が良い場面もあると思います。今回は京都部落問題研究資料センターの講演という事で、できるだけ史料は伏せないようにしていますが、同じ内容の話でも、例えば図書館の講演会なんかで広く一般の方々に話をする場合には、史料の加工をする場合があると思ったりしています。

そういった差別の実態を明らかにする意味でも、史料を大切にし、広く公開しながら差別の実態に迫ろうという実績を京都で作ってきたのが、『京都の部落史』の編纂事業でした。この事業の中心になられた師岡佑行さんには私もたいへんお世話になりました。差別のありようを示す史料は、できるだけ隠さずに出していった方が良いというお考えの方で、その方針で『京都の部落史』は編集されています。そこで、この報告でも『京都の部落史』に掲載されている史料につきましては、そのまま使わせていただきます。地名や人名も入っているのですが、『京都の部落史』の第六巻に掲載されている史料を使って感染症に関する話をさせて頂きたいと思えます。

○『京都の部落史』第六巻より

資料の①は京都市内の事例ではないのですが、現在の八幡市に関係する史料です。

綱文がゴシツクの文字で書かれています。「綴喜郡八幡荘のコレラ暴動の逮捕者二名、公判に付される」という記事です。これは日本立憲政党新聞からの引用で、この新聞の日付が書かれています。

「去る八月中、虎烈拉病予防のことに付、村民を煽動して暴動をなしたりとの事なる京都府下南山城八幡荘の新平民」とあります。この記事の氏名のうち、苗字の部分は、『京都の部落史』でも伏せ字にされていますね。「丈三郎外十四名ハ、同府未決監に拘留せられ永々取調べ中なりしが、去る十六日巨魁（略）丈三郎外一名を除くの外は尽く無罪放免となり、右兩人は予審終結にて一両日中公判に付せらるるよし」とあります。八幡の被差別部落の人たちがコレラに関わる暴動を起こし、それによって多くの人が逮捕されたのですが、間もなく釈放されたという記事です。資料④はそれに関連する記事です。さきほどの記事は十二月の裁判の記事ですが、その事件が起こった当時はどうだったのかを示すものです。先ほどと同じ日本立憲政党新聞で

す。

「一昨夕京都府下綴喜郡八幡庄の村民三百餘名（新平民）虎列拉患者取扱方の事に付俄に蜂起し同地警察署を襲ひ容易ならざる勢ある」という記事で、伏見署から警察官が大挙して鎮圧に來たという記事です。そして資料⑤は同じ日付の京都滋賀新報です。「頑民暴拳」と、そもその見出しから記事のスタンスが違うように思います。

「新平民の頑固なるは何国も同じことゝ見え、南山城綴喜郡八幡近在の新平民等が此程虎列刺の事より何か不平を唱へ、一昨八日の黄昏三百人計りも徒党をなし八幡の庄警察分署へ詰掛容易ならぬ事をも為し兼まじき有様なれば」という記事です。内容は同じようなことを書いてあるのですが、京都滋賀新報の方がより偏見が強いというか、「頑民暴拳」というどぎつい表現をとっており、一方、日本立憲政党内閣も内容は似たような事でもかもわざわざ「新平民」と書いてあったりするところは変わらないんですが、「新平民の頑固なる」というような書き方まではしていません。ちなみにこの京都滋賀新報というのは現在の『京都新聞』につながる元々は自由民権運動の濃い新聞でした。

た。そういう意味では、後者の方が民衆の立場ということを標榜した新聞ということからか、記事のトーンも少し異なると感じます。『京都の部落史』でこの事件が紹介されているのは、最初にあげた新聞記事だけです。けれども関連する新聞記事は大量にあります。こうやって新聞連載でこの事件は追いかけていきます。読んでいくとやはり新聞による論調の違いもありますし、事件の内容も詳しく分かります。

要するに被差別部落の中にコレラに罹った方がいたのですが、この時代というのは、コレラ菌がドイツで発見されたかどうかという時期で、もちろん世界的にもコレラの原因というのがまだ解き明かされていませんので、治療法も分からない。そういう中ですので隔離をして亡くなるのをただ待つというのがほとんどだったのです。そこで、隔離されるのを嫌がる人々は、家族にコレラに似た症状があらわれても隠すんですね。連れていかれたら生きて帰ってこれないということから、コレラの患者を隠す。そうすると当然行政とか警察はコレラ患者を見つけようという動きを強めます。そういう状況の中で、八幡の被差別部落の中でコレラを疑われる患者が発生したので、診察した医師が

コレラらしいという連絡を行政や警察にします。すると、地元の方ではそれを否定しようとする。そこにやってきた警察官や医師が、患者に無理やり薬を飲ませようとしています。実際に効く薬はまだ見つかっていませんので、薬を飲んだ直後に患者が亡くなってしまいます。そうすると、地元の方では、これは医師や警察に殺されたのではないかということで、警察署や医師宅などに抗議に行くという事態になったわけです。こうした騒動は、ここだけではなく、全国的に起こったことでした。一番激しかったのは新潟なのですけれども、そういったコレラ騒動が各地で起こりました。京都の場合にはそれが被差別部落で起こったということから、被差別部落の人たちは本当に分からず屋だと、遅れた人たちだということが、一部の新聞の論調の中に見られました。これが明治一五年、一八八二年の出来事です。つまり感染症と人々との出会いはあちこちで起こっていたわけですが、それが被差別部落の人だということになると、こうして「新平民」という言葉で強調されるということが見て取れると思います。

そしてその四年後、一八八六年には先ほど申しましたが、おそらく近代日本の歴史の中でも最大規模の感染症の流行

が起こりました。それに関連する新聞記事を比較してみたいと思います。ちなみに『京都の部落史』の編纂にあたってはこういった新聞の記事を徹底して検索して、しかもその成果をカードに張り付けて現在でも閲覧できるようにしてくれています。この新聞記事は勿論慎重に扱わなくてはいけないのですが、もっと活用されてもいいのではないかと思っています。ここに『京都の部落史』からの記事を取り上げていますが、これらの記事は、この建物の三階の京都部落問題研究資料センターを訪ねて頂くと実際に見ることが出来ますので、ぜひ活用して頂ければと思います。

崇仁地区の史料をいくつかとりあげます。まず資料の②は、コレラの全国的な流行が始まったので心配だという記事です。この日出新聞は現在の『京都新聞』の源流です。

「愛宕郡柳原庄は、地勢七条高瀬川の南、七条停車場の東に位あり、戸数千五十二戸あり、旧穢多村と称し、庄内挙つて貧民の巢窟なるがゆゑ、常に不潔を極め而も人民頑愚執拗なる故」と、現代の私たちからすると、信じられないほど偏見に満ちた記事ということもできます。続いて、「毫も他の言を用ひず、偶ま虎列刺の如き流行病あるも予防の法を知らず」と。要するに、この地域でコレラが流行

するのではないかという心配が書かれているんですけど、その記事の中でこの地域はこんなひどい地域なんだということが強調されるという、この時期のジャーナリズムの典型的な書き方です。ところがです。資料の③は五月二八日の中外電報の新聞記事です。

「府下愛宕郡柳原荘は旧穢多の居住せるところにして、其不潔なること最も甚しく、一たび其荘を過るときは悪臭三日鼻辺を去らずといへる位の処なるも、是れ迄奎扶斯、赤痢、虎列刺等の流行病あるに際し、其割合に患者少なきは何如なる故にやと疑ふ程なる」とあります。つまり、この地域は、貧しいから伝染病が流行る可能性がある」と強調されているのですが、実はさほど患者は発生していないと書いています。患者が少ないのはなぜかという記事なのです。傍線を引きましたが、「同荘にては古来一の習慣ありて、老若男女の別なく都て浴場に勉強し、多く浴湯するものは、一日の中三、四回、少きものも亦一日の中一回の浴湯をなさざるものなし」と、この地域では多い人は一日に三回も四回もお風呂に入る、だから実は清潔なんだと指摘されています。「今一つは同荘のものは昔より牛肉を食するの習慣あるが為に自然消化の早く、身体を健康にするに足るも

のあり」とあるのは、肉食の習慣があるから病気に強いという説でしょうか。それぞれ事実かどうかは分かりませんが、あるいは偏見によるのかも知れませんが、危険視されていた柳原庄ではあまり伝染病は流行していないと言っている。さんざんこの地域は汚い、不潔だと強調してきたのは何だったのかと思うような記事ですが、次にあげる資料の⑤は六月五日の記事です。

「善良戸長 愛宕郡柳原荘は旧穢多の一部落にして家屋の不潔殊に甚しく、世人は同庄を目して悪疫の巢窟、汚物の淵藪と称し、悪疫流行の折柄は如何なる惨状を呈するならんと注目せし」と、やはりここでもこの地域の不潔ぶりを強調した上で、やはりコレラは流行っていないと述べている。なぜかという点、「現状の案外に出でたるを驚きしが、故ある哉、同荘に戸長桜田儀兵衛氏其人あり」。つまり、熱心な村長がいて防疫活動に力を入れたので流行病、感染症が少なかったと記されている。

これらの記事を見ると、この地域は、感染症が少なくてもいろんな意味で取り沙汰されるといふことです。これが一八八六年の大流行の中でのジャーナリズムの取り上げ方ということですが、私はこれを読み比べてみると、日出新

聞やさきほどの京都滋賀新報の方が、立憲政黨新聞や中外電報などよりも、より偏見が強いと思います。中外電報の場合には、なぜこういった地域でも、伝染病、感染症の患者が少ないのかという問いかけをする内容になっている。どちらも偏見を煽っているといえはいるのですが、微妙に書きぶりが違うというところに着目して、『近代日本と公衆衛生』の中でもこのことを指摘させて頂きました。このように『京都の部落史』の調査の成果も利用させて頂きながら、感染症の記録を色々と検討させて頂きました。

○「貧民の種類」

こうした作業の中で私が着目したのは、資料⑥の日出新聞の記事です。一八九〇年です。一八八六年の大流行に続く四年後の流行ですが、「貧民部落の衛生幻灯会」という見出しになっています。「洛西葛野郡朱雀野村字北小路は新平民部落にして、随分貧民の多き所なるが、目下虎列拉病蔓延の折柄、有志者中該部落を危険に思ふもの多く、同村長以下役場員も屢々該部落に出張して説諭を加へたれども、村民等は馬耳東風と聞き流し、毫も清潔法を行ふの場合に至らざりき」とあります。これも感染症が流行った

のかどうか、これだけではまったく分からないんですけど、ただこの住民が頑固であるとか不潔であるとかといったことだけは強調されていて、こういう記事は毎年のように出てくるのですが、こういう地域を指して「新平民」と直接的な表現になったのが、それと並んで「貧民部落」という言い方も出てきていることに気付かされます。

こうした記事をもう少し追いかけていきます。資料⑦です。「貧民部落の巡回 下京区内に於て、貧民の巢窟と呼ぶる元一、七、八、二十一、二十八、三十三の各組々は」とあります。これは下京区の学区の番号なんですけど、元一というのは下京第一学区、乾学区だったと思います。「七」が有済です。「八」が粟田というように番号がついていました。ここにあげられた学区は、「不断よりして疫病杯の恐れある場所柄なれば、この際一層の注意を要すべし」とこんなふうに書かれています。地域を指した偏見のあらわれですが、このように学区の番号を示しているところを見ると、必ずしも被差別部落だけではなく、市内のあちこちに貧民部落があるということが強調されている。それがわかる史料を見えます。資料⑩です。

「京都市内に於て、貧民の团居して」とあります。团居

してというのは集団でという意味でしょう。「一部落を形づくり、自ら別天地を成せるもの其数実に少からず。即ち所謂貧民部落にして、上京区に於ける松永町、白竹町、松屋町、下京区に於ける天部、一貫町、大仏前、白糸町の如きは是なり。凡そ是等の地は陋穢狹隘を極はめ、古来常に乞丐、屠兎、小偷、攫客、悪漢、亡頼の徒」と、特定の地名を挙げて犯罪者の巢窟だと決めつける記事が平気で掲載されていることに驚きますが、明治時代の記事では珍しくありません。地名として出てくるのは、いわゆる今日でいう被差別部落、先ほどの言い方でいうと「旧穢多」とか「新平民」ばかりではありません。しかし一つ一つを調べてみると元は非人小屋だったところもあります。しかしそうでないところ、安宿の集まった地域もあるということで、幅広く「貧民部落」という地域がとらえられていることがわかります。

資料⑩も同じような記事です。これも「貧民部落の取調べ」とあって、これはもう一八九四年ですが、「下京区役所にては、清潔法執行に付き区内の貧民部落を調査中なりしが、昨日を以て完結したり。聞く所に抛れば、同区の貧民部落と称するは、重に大仏前、寺裏、天部、蹴上、六波

羅、安井前、一貫町、鞆町等にして、町数百廿三町、戸数二千四百廿七戸、人口八千五百五十四人」と非常に具体的な地名を列挙して、町数だけでなく、戸数もこと細かく挙げてきています。このような形で貧民部落は幅広く捉えられていました。ただしその中には被差別部落であったり、旧非人小屋なども含まれてはいました。

こうした新聞記事や行政文書などを使って、いくつか地図を作成しました(資料④)(資料⑤)。これは『近代日本と公衆衛生』に掲載している地図です。近代化が進んで、ある程度全国各地で資本主義化が進むと労働者が全国各地を移動します。そうしますと、困窮した人々も、かつてのように非人小屋といった特定の場所にとどまらず、安宿に集まったり、飯場のようなところを転々としたりしたと思われるわけです。そういう変化の中で、特定の地域に対する見方も年を追って少しずつ変化していったのではないかと思います。ことを地図で示そうとしました。京都の場合、地域が限られてくるのはつきりとした変化がとらえにくいのですが、たとえば、安宿の営業許可がされている地域をとらえようとすると、資料④のような地図になります。木賃宿の規制に関わる規則の改正を手がかりに変化を追ったものです。

先ほど、コレラが大流行した年として一八八六年を取り上げましたが、木賃宿の規制が始まるのも、ちょうどこの年でした。それまではどこで木賃宿を営業しても良かったのですが、この一八八六年に宿屋取締規則が設けられ、許可されたところでは木賃宿を営業できないということになりました。この地図でいう周辺部の大仏前とか一貫町とか、それから上京の北のはずれ、それから出町周辺、西陣にも許可されたところがありますが、これらの地域だけが許可されます。ということは、それ以外の地域では木賃宿を営業してはいけないということになりました。これが一八八六年です。この意味するのはどういうことかといえますと、先ほど「貧民部落」としていろんな地域が挙がっていました。京都ではやはり三条通り界隈に安宿が非常に多かったのです。場合によっては、旧非人小屋だたところも含まれますが、東海道の街道筋にあたる蹴上などにも安宿が集まっていました。一八八六年の宿屋取締規則の狙いは、こうした安宿が目立っていた三条通から安宿を排除しようとしたところにあつたと思います。

そうしますと、安宿の経営者は別の場所に移っていかざるをえなくなる。その結果、貧民も移っていったと考えら

れます。どこに移動したかという大仏前、地図でいいますと現在の京都国立博物館の周辺に移動をしていきました。この大仏前や、島原の東側にあたる一貫町界隈に貧しい人たちが集まっていた。そこで一八九五年、明治二八年ですが、規則が改められ許可地域を変更しました。どう変えたかという点、下京区では一貫町だけを許可したわけですね。ということは大仏前の木賃宿を禁止したということです。では、なぜ大仏前を禁止したかという点、これは後ほどの話に関わりますけれど、この一八九五年は岡崎で博覧会が開かれた年です。そうしますと、京都駅から岡崎に博覧会を見に全国から観光客が集まってくるのが予想されます。実際、この年には百万人以上の人が京都に来るのですが、その人たちが大仏前の近くを通ると困るので、通り道ではない一貫町の方だけを許可したのではないかと思えます。まず安宿、木賃宿に関する政策という面だけでいいますと、このような変化がありました。

さらに一貫町の安宿も一九〇九年、明治四二年には禁止されます。ではそこに暮らしていた人たちはどこへ行つたかということになりますが、私は崇仁地区をはじめとする被差別部落の周辺に集まったのではないかと推測していま

す。一九〇九年の段階といえますのは、被差別部落の大半が京都市内ではありませんでした。のちの崇仁地区も京都市内ではなく、紀伊郡柳原町という京都市に隣接し、独立した町でした。したがって、京都市を対象とする木賃宿の規制は及ばなかった。京都市は一貫町界隈での営業を禁止したのですが、その結果として、柳原町周辺の安宿に貧困者が集まった。こうした経緯を見ると、貧困者の移動も偶然ではなく、意図的、政策的に行われていることがわかります。

ただ、例外的に上京の北の方にはずっと木賃宿の営業が許可されている地域がありました。興味を持った私は、この地域に聞き取りに行ったのですが、おそらく上京の北辺の木賃宿は雲ヶ畑などからの花や野菜の行商人が宿泊するところだったのではないかと思えます。

次に、「貧民部落」について見ていきたいと思えます。

先ほど紹介しました「貧民部落」、そういう呼称というのはやはり感染症が流行っている時期に頻繁にみられます。感染症が流行った時にその対策として消毒的清潔法という予防策が盛んに使われるのです。これはどういうことかという、一八七七年などごく初期のコレラ対策というのは

患者を見つけ次第避病院に隔離するというもので、隔離されたらほとんどの患者が隔離先で亡くなってしまふ。したがって、患者やその家族は隔離されることを忌避して、感染したことを隠そうとする。こうした悪循環を繰り返していました。それを医者や巡査などが強引に隔離しようとする、家族などが反発して騒動になることもあった。そこで、患者を見つけ次第隔離するというやり方には限界があることがわかってきた。

そこで、一八八六年頃になると交通遮断法、つまり患者が発生した町の出入り口を規制して、人々が通行できなくなる。つまり、特定の家や患者をおさえるのは限界があるので、町内を広くおさえようというやり方をしました。ところが患者のいる家は一軒か二軒でも、町内全体が交通できなくなるので、感染と関係がない米屋や八百屋まで商売ができなくなる。ですから、交通遮断法は確かに患者本人の抵抗感は少なくなるかもしれませんが、町じゅうの人が困ってしまうということになり、町民から反発が起きました。これは現在のコロナ対策でも起きている、感染症対策と経済対策との間の矛盾という問題と共通するものでした。同じように、交通遮断法には限界があることが明らかになっ

てきた。そこで、一八九〇年代になって盛んに行われたのは感染症が起る前に消毒を奨励しようという、消毒的清潔法でした。

そうすると、まだ患者は発生していませんので、どこを消毒することが効果的かという問題が生じます。そこで、危険視されている地域に消毒をしようとする。すなわち、先ほどから出ているように、この地域が危ないぞということろに集中して対策を取ろうとするようになります。それは先ほどから新聞記事を見ているとおわかりのように、流行の実態とは異なるんですね。予断や偏見に左右されず。

そこでその消毒的清潔法が行われた地域というのを資料△の地図に落としていったんですが、三条通り界限、鴨川東岸の三条通り界限にこのような消毒がなされました。さらに、東山南部地域一帯、さらには先ほどの一貫町、島原の東側。それから二条城の周辺、このあたりはやはり京都市内の中では町はずれで貧しい人が集まっています。それから西陣の南部、さらに西陣の北側の柏野など、そういうところろに消毒的清潔法がなされました。また、そうした地域を「貧民部落」と名指ししました。こうした予防策がまったく無意味だったとは言いませんが、ある特定の地域

に対する偏見を強めるという役割を果たしたことは間違いないと思います。

○「貧民部落」再考

「貧民部落」という呼称を主に追いかけてきました。少し細かなことになりましたが、京都で「貧民部落」という言葉が初めて用いられたのは、先ほど読んだ資料⑥の「貧民部落の衛生幻灯会」の記事だったのではないかと思います。全国的に見ると「貧民部落」という言葉は神戸で初めて用いられたのではないかと思います。レジュメにその記事を引用しておきました。『神戸又新日報』という新聞に、一八八六年の大流行の年に連載された「虎列刺病発因取調報告書摘要」という記事の三回目でした。記事の一部を紹介します。

「以下に貴要する」という書き出しの意味はわかりにくいのですが、「排泄物の実況即ち廁圍の遺構に就きて論述せんとす」とある。これはトイレの問題を指摘しているところろです。神戸のスラムのトイレについて「論述せんとす」とあり、続けて「夫れ下等社会の貧民部落の廁圍は通常數戸の供用に属し、其不潔汚穢なること実に云ふべからざる

の惨状を呈す」と、こういうことが記されておりあります。要するに、スラムのトイレは共同トイレなのでたいへん汚いということが書いてあるんですけれど、「貧民部落」が感染症の原因になっているということが指摘されています。

京都にもこういう呼称が入ってくるのですが、そこで起こってきた問題について考えるために、レジュメに一八九四（明治二七）年の『京都医事衛生誌』という医師や衛生家の雑誌の記事を引用しました。

「貧民部落の称呼」、貧民部落という呼び方についてという記事です。この記事もたいへん興味深いものです。「京都には従来一種称呼あり」、京都にはひとつの呼び方があるというところから書き始められています。「則ち貧民部落と曰ふ是なり、蓋し国民の義務を果さざる細民の巢窟の謂にして居処の不潔言ふ可からず、故に市参事会、京都市会の有力議員らによる会議ですが、そこで「夏期殊に伝染病流行等の際しては此地に大清潔法を執行する」という議論がなされています。つまり先ほど申しましたように、感染症による流行が危険視されている地域を消毒するということですが、ただ、それにはひとつ問題があるということです。「随分厄介の土地柄なるが、茲に此称呼に付妥当を欠

くの一事あり」、「貧民部落」は厄介な地域を指す呼称といふのですが、そういうふうには地域を括ってしまうのには問題もあるということです。「それは若し其部落にして一町悉く貧民のみならばさることなきも、中に二三の毫商紳士あるも之に貧民部落の称呼を付する場合」に問題だということです。逆に言えば、その地域が貧民ばかりだったら問題ないということになってしまうので、それはそれで問題だと思ふのですが、ここでは、ある地域を「貧民部落」と呼んで予防的に消毒をするときに、その中に裕福な住民も含まれてしまうのが問題だという指摘になっています。「此等は真に其当を得ざるものにして」、その裕福な家にまで消毒をするというのは問題だとして、地域内の「紳商其人に対しては実に御気の毒の至なりとは記者も常々懸念しつつあり」と述べています。

具体的な例として、次のように述べています。「頃日一の好実例ありし、則ち曩に我京都市参事会より来廿八年衛生上の諮問に対し京都医会衛生支会」からの答申があったが、その中に「貧民部落大清潔法執行の一項ありて」と、とくに「貧民部落」に大清潔法をすべきだという項目があるのですが、「其ヶ所を列記」している中に「一貫町」もあ

るといいます。一貫町については、これまでも何度も述べているように島原のすぐ東側の一地域で、この文章でも、

「元来此一貫町は松原通より花屋町に至る四町余の連町」と述べている地域のことですが、ここを子細に見ると、「一二細民の長屋を除く外何れも中等以上の紳商居住せる所」だということです。つまり、ここには確かに貧しい人が住んでいる長屋、木賃宿もあるのですが、多くは中流以上の裕福な人だということで、そこを「貧民部落」と呼ぶのは問題があるという論旨になっています。このようなことが医師や衛生家の雑誌の中で記されているのです。

つまり現場ではその都度、問題も感じながら対策を年々変化させながら一八九四年にまで至り、このようにあらかじめ危険視されている地域を名指しして抑え込んでいこうというやり方がここ数年とられてきているということです。同時に、その弊害についても少しずつ指摘されつつあったということです。

今の文章の中で、「来廿八年衛生上の諮問」と書かれているのはどういうことかといいますと、明治二八年、一八九五年は先ほど申しましたように博覧会の年、平安遷都千百年の記念祭と第四回内国勸業博覧会が岡崎で行われそこに

百万人以上の人、旅行者がやって来るという年なので、あらかじめ医者の間ではこの年は感染症の流行が起りやすい危険な年だと問題視されていたということです。そこで医師たちは衛生上の留意点を提言していました。資料の△は、まさにこの時の提言の項目を掲げたものです。

第1として、避病院の新設。避病院というのは隔離病院のことです。流行が始まった最初の頃は急いで隔離場所を作ってそこに患者を連れていく、しかし多くの患者は間もなく亡くなってしまふ。多くの患者が生きて帰れないので、

避病院に隔離されることはいへん恐れられていました。避病院は、最初は大徳寺だとか妙心寺といった人家から離れた寺院に仮設されましたが、毎年のように伝染病、感染症の流行が起きるようになると、避病院を公的施設として行政が整備すべきとの議論が起きてきます。そこで、上京は聚楽、下京は日吉に設置するようになり、仮設から常設へと議論が進んできました。ただ、感染症の流行が下火になると、喉元過ぎればというたとえの通り、いつの間にか議論が消えるということを繰り返していました。こうした病院常設の議論から発展したのが、現在の京都市立病院です。ですから市立病院とか、公立病院というのはもと

もと感染症対策として、とくに貧しい人々への対策として整備されていきました。

さらに続けて、第2消毒所の設置、第3街路の衛生とあり、その次の第4番目に、貧民部落の大清潔法を行わなければいけない、という提言がなされています。これがこの博覧会の年の前年に行われた提言でした。ところが博覧会が終わった後、医師たちはもう一度提言をします。資料の△に項目だけ掲げてあります。これは「市意見書」というのですが、その項目は格段に詳細なものとなり、貧民部落に大清潔法を行うというような大雑把な予防策は見られなくなりません。つまり一年間のいろんな経験を経て、衛生上の対策として本当に重要なことが見えてきたということではないかと思えます。実体験の重要性ということもうかがえるのではないかと思えます。

○一八九五年の巡回記録を読む

そこで、この機会に、この年の医師らの実体験の様子を紹介してみたいと思います。

資料の⑥です。史料は手書きで読みにくいものなので、レジュメにはその読み起こしを掲載しています。

「日誌 四月一日 午後一時ヨリ西池市医」。市医と書いていのように、記念祭や博覧会に備えて、京都市が囑託した医師のことです。博覧会を開催するので、感染症流行の危険性が高まるとして、この時期だけ医師に報酬を払い、市内の見回りをしようとしたわけです。そこで西池という医師と、この報告書を記している医師とが一緒に仕事を始めたことがわかります。まず、「上京区役所二出頭」とあります。四月一日というのはこの活動の初日なんです。「上京区役所二出頭、後藤衛生主任書記二面会、一般ノ打合せヲナシ、中立売警察署二出頭、篠田衛生主任警部二面会」ということで、区役所と警察署に衛生主任がいて、具体的な打合せをしている。さらに、「上長者町警察署二出頭、橋本署長、賀古衛生主任警部二面会、何レモ一般ノ打合せヲナシ、西池市医ト別レ」ました。一通りの打合せが済むと、二人の医師は分担地域に別れて巡回しました。西池と別れた医師はその後、「堀川警察署二出頭、岩佐衛生主任警部二面談」し、初日は打合せだけで終わりました。

「二日 午前十時卅分上京区役所二出張シ上京区内不潔部落ノ調査ヲナシ」とあります。おそらく、管轄地域のどこが危険視されている地域かという聞き取りをして、「十

一時中立壳警察署ニ出頭、篠田警部、鈴木、芝村両衛生専務巡查ト新町派出所内不潔部落巡查ノ打合ヲナシ、正午十二時退帰」、ひとまず昼休憩を取りました。

さらに続いて、「卅分河原警察署ニ出頭、森署長ニ面会、一般ノ打合ヲナシ」、「松原警察署ニ出頭、土持所長ニ面会、一般ノ打合ヲナシ、来ル四日通称天部及ヒ寺裏部内不潔部落巡查ノ打合ヲナシ、現在腸窒扶私患者ノ調査ヲナス、午後二時卅分退帰」と記されている通り、この記している人物は市内の警察署を回り、巡視の全体を把握しようとしています。その上で、四日には、「通称天部及ヒ寺裏」という被差別部落やその隣接地域に巡視に行くための準備も始めています。

そこで、四月四日の記録に移ります。

「午前九時松原警察署へ出頭、衛生専務巡查永戸一雄ト共ニ「具体的な町名略」派出所ニ到リ、同派出所詰巡查四木又ハニ案内ヲ托シ「町名略」（通称寺裏、「町名略」（通称天部）ノ不潔部落ヲ巡視ス、主トシテ裏長屋ヲ視察ス、表家ハ参考ノ為メ五六戸ヲ巡視シタルノミ、巡視シタル裏長屋通計七ヶ所ナリ 本日ノ巡視ハ一般衛生上ノ視察ヲナス目的ナルヲ以テ左ノ諸項ニ着目セリ、今後モ不潔部落ノ

巡視ハ此ノ方針ヲ採ラントス」と、「不潔部落」を巡視しながら、巡視の着眼点を具体的に確認している。この記録を残したのは島田弥一郎という医師で、市医のリーダー格の人物でした。その島田が、自ら進んで「不潔部落」の巡視を実行に移していることがわかります。

島田が着眼点としてあげたのは、「飲料水 下水 便所 家屋内空気支線ノ関係」などといったものでした。それに基づいて、「寺裏」を巡視した結果は、次のようなものでした。

「通称寺裏部落ハ飲用水ハ水質ノ良否肉眼ヲ以テ鑑識シ難キモ、井戸ノ構造多クハヨリ走り元ノ構造又タ可ナリ。まあまあ良好ということでしょうか。次に、下水についても記しています。

「近頃改造シタルモノ多シ、下水ハ概シテ不潔物滞留シ衛生上妨害アリト認ムルモノ十中八九ナリ、便所ハ小便所ハ多クハ甚シキ不都合ナキモ大便所ハ糞壺ノ破潰セルアリ」、「漆喰ノ破レタルモアリ、桶ヲ用ヒタルモアリテ十中八九ハ不適當ニシテ掃除ノ不行届言語同断ナリ」。破損していたり、掃除が行き届いていなかったり、あまり良い状態ではないことが具体的に述べられています。

さらに床下の掃除については、次のように述べます。

「床下ハ清潔法施行後ナルヲ以テ案外清潔ナリ、家屋内
空気ノ流通ハ一方口ノ家ニテハ悪シキモ他ハ可ナリ」。床
下は「案外清潔」だったが、空気の流通、すなわち換気が
悪いというのです。

「斯ル一方口ノ家ニシテ北側ハ稍光線足ルモ南側ノ家ハ
光線不充分ナリ、表家ニシテ中等ノ生活ヲナスモノハ便所
下水其他ノ掃除能ク行届テ通常ノ民家ヨリ清潔ナリ」。島
田らは、裏長屋まで一軒一軒具体的に見て回りましたが、
いろいろと課題はありつつも、とくに表通りに面した家の
便所や下水は「通常ノ民家ヨリ」掃除ができていますと、率
直に評価しています。

次の記事も、「存外掃除等モ行届キ」と評価していますが、
清潔法の効果を強調する記述となっています。

「殊ニ土間ハ何レ漆喰トセザル所ナリシテ衛生上益スル
点多シ 天部部落ハ寺裏部落ト大差ナキモ概シテ不潔ノ度
甚シク大便所如キハ殆ト見ルニ堪ヘザルモノ十中八九ナリ
両部落トモ不潔ハ不潔ナルモ其生活程度ト今日迄一種ノ習
慣アルトニ比スレバ存外掃除等モ行届キ殊ニ床下等ハ清潔
ニシテ清潔法施行ノ効果歴然タリ」

ただし、次の記録は寺裏の住民らによる自主的な活動を
高く評価したものです。

「両部落トモ注意スヘキ件ハ或ハ直接ニ或ハ巡查ヲ以テ
説諭シタリ 本日ノ巡視中〔町名略〕九番戸ノ井戸余アル
裏長屋ニテ掃除番ナルモノヲ市内ニ行ハルル日行事ノ如キ
方法ニテ施ケ日々順番ニテ井戸端走り元等ノ掃除ヲナシ、
当番ノ家ノ入口ニ掃除番ト記シタル木札ヲ掲クルノ方法ヲ
実行スルヲ見タリ、其方法極メテ便利ニシテ有益ナリト考
ヘタルヲ以テ、其長屋ニハ更ニ便所ヲモ加ヘテナスコトヲ
勧告シ、他ノ巡視シタル裏長屋ニモ此ノ掃除番ノ方法ヲ実
施スルコトヲ勧告シタリ」

つまり、寺裏のある町の九番戸にある裏長屋は、三十戸
もの家が軒を連ねた大規模なものであったが、住民ら同士
で掃除番というものを選んで井戸などの清潔に気をつけて
いるために、思いのほか清潔であったというのです。島田
は、後日この町の習慣を衛生自治の模範的な活動として、
広く知らせたいと考えています。

このような史料を読んで、最初に申しましたようなエッ
センシャルワークの重要性ということについても改めて考
えさせられました。京都市に嘱託された医師らが残した記

録ですが、以前にも目を通していたはずの記録だったのですが、コロナ禍で医師や看護師などといった医療関係者、介護など福祉関係の方たちの活動で社会が支えられたことを再認識することで、コレラ流行時の医師らの活動の重要性にもあらためて気付かされました。

この時、市医をまとめていたのは島田弥一郎という医師でしたが、島田を中心に六人から十人ほどの医師らが手分けをして市内を巡回し、体調を崩した旅行者を介抱したり、料理店や露店の衛生状態を確認したり、「貧民部落」を視察したりしました。医師らは、「貧民部落」を巡視する際には偏見を抱いていたものと思われませんが、実際にその場を訪れると、井戸や便所、畳の下や床下などを隅々まで点検し、その状態をきわめて客観的に記録しました。先ほども申しましたように、致死率が非常に高いコレラに罹る可能性をいとわず、医師らは訪ねた家々や料理屋、湯屋などを丁寧に視察したのです。医師らは、この記録を四月から始め、十月頃まで継続して付け続けました。その結果、先ほどの資料△のように市医の意見書というのをまとめていきます。

どういう内容になっているかというと、最初は「第1

空気」つまり空気の流通、煙突がどうなっているか、近くに公園があるか。「第2 土地」これは土地柄ですが、溝があるか、下水の流れ込む排水溝があるかとか、ゴミの収集はどうなっているかとか。「上水」「下水」、「市区」というのは都市計画に関わることで少しいち広い意味になりますが、「衣服」はどうかとか、それから「飲食物」という項目の中では、例えば肉桂水だとか蜜柑水の品質だとか、「第9」は着色料を使っているかというようなことまで関心を広げていきます。その一方で、「貧民部落」をことさらに危険視するような項目が見られなくなっていることが注目されます。

以上は、コロナ禍を契機に、あらためて読み直した史料の一部ですが、最初に申しましたエッセンシャルワークの重要性を考える上で大きな手がかりになるものではないかと感じました。コロナ禍で多くの人々が人との接触を避けるように求められているとき、医療関係者や介護の仕事など福祉関係の方たちは人との接触を避けることはできませんでした。そのおかげで、社会が維持されていたわけです。明治初年の虎列刺流行の際にも、医師たちは、おそらくコロナ以上の恐怖心の中で、医療活動に携わっていたことと

思います。「貧民部落」を危険視することで、特定地域に対する偏見を強める役割を果たしたこの時期の防疫策ですが、実際に防疫活動に携わった医師たちは、裏長屋の隅々にまで巡視の足をのびしていたことがわかります。「貧民部落」の便所や井戸、畳や床下などのひとつひとつ点検して歩くときには、そのような偏見を克服しつつ、献身的に取り組んでいったのではないかと思います。

貴重な史料ですので、今後この史料をさらに読み進めながら、この時期の社会をもう少し見直してみたいと思っています。ご清聴ありがとうございました。

感染症と差別—1890年代の巡回記録を読む—

2021年度差別の歴史を考える連続講座 2021年11月5日小林文広

○コロナ禍で考えたこと

○『近代日本と公衆衛生』「新装版あとがき」(雄山閣、2018年)より(△)

- ・クワランティンの史料 (①)
- ・京都府の感染症死者数グラフ(1877~1910年) (△)
- ・1877年のコレラ患者分布 (△)

○「京都府史(政治部衛生類)」の取り扱いをめぐって (③)

- ・『近代日本の環境衛生』京都編の課題

○『京都の部落史』第6巻より

- ・1882年のコレラ騒動 (①④⑤)
- ・1886年のコレラ報道 (②~)

○「貧民の種類」

○「貧民部落」再考

- ・『神戸又新日報』1886年9月11日付「虎列刺病発因取調報告書摘要」(連載の3)

「(家屋及び其建築附飲食物)〔中略〕以下に貴要する排泄物の実況即ち厠圍の遺構に就きて論述せんとす、夫れ下等社会の貧民部落の厠圍は通常数戸(一棟)の併用に属し、其不潔汚穢なること実に相譲り、(後略)」

- ・『京都医事衛生誌』第6号(1894年9月)

「貧民部落の称呼 我京都には従来一種の称呼あり、則ち貧民部落と曰ふ是なり、蓋し国民の義務を果さざる細民の巢窟の謂にして居処の不潔言ふ可からず、故に市参事は夏期殊に伝染病流行等に際しては此地に大清潔法を執行する等随分厄介の土地柄なるが、茲に此称呼に付妥当を欠くの一事あり、そは若し其部落にして一町悉く貧民のみならばさることなきも、中に二三の臺商紳士あるも之に貧民部落の称呼を付するの場合なり、此等は真に其当を得ざるものにして紳商其人に対しては実に御気の毒の至なりとは記者も常々懸

念しつつありしか、頃日一の好実例ありし、則ち曩に我京都市参事会より来廿八年衛生上の諮問に対し京都医会衛生支会よりの復申中貧民部落大清潔法執行の一項ありて、其ヶ所を列記せる内に一貫町と記入せり、元来此一貫町は松原通より花屋町に至る四町余の連町は一二細民の長家を除く外何れも中等以上の紳商居住せる所なるを、該復申中貧民部落の内に列記せしを以て端なく該町諸氏の憤激を喚起せりとの事なるが、諸氏の憤激は無理なき話なるも、強ち医会及び衛生会の過失のみにあらずべし〔ママ〕、畢竟其名称の不佳なるに帰す、元来清潔法は其場所の如何に関せず住民挙つて之に従事するにあらざれば其功を全ふる能はざるものなれば、甲家如何に清潔なるも之れに隣接する乙家にして〔ママ〕不潔ならば、甲家の清浄全く其効を奏する能はざるべし、故に一貫町の如き貧富雑居せる部落は他は知らざるも衛生上に関しては已後貧民部落なる称呼を止め、清潔法執行地なる称呼を与へなば、上記の如き不都合はあらずべし、識者以て如何となすと、鬮湖生白す」

○1895年の巡回記録を読む (6)
日誌

〈自明治廿八年四月一日／到同年同月五日〉

四月一日

午後一時ヨリ西池市医ト同伴、上京区役所ニ出頭、後藤衛生主任書記ニ面会、一般ノ打合セヲナシ、中立売警察署ニ出頭、篠田衛生主任警部ニ面会、上長者町警察署ニ出頭、橋本署長、賀古衛生主任警部ニ面会、何レモ一般ノ打合ヲナシ、西池市医ト別レ堀川警察署ニ出頭、岩佐衛生主任警部ニ面談、一般ノ打合セヲナシ、午後五時退帰

四月二日

午前十時卅分上京区役所ニ出張シ上京区内不潔部落ノ調査ヲナシ、十一時中立売警察署ニ出頭、篠田警部、鈴木、芝村両衛生専務巡查ト新町派出所内不潔部落巡查ノ打合ヲナシ、正午十二時退帰

午後十二時卅分河原警察署ニ出頭、森署長ニ面会、一般ノ打合ヲナシ、松原警察署ニ出頭、土持署長ニ面会、一般ノ打合ヲナシ、来ル四日通称天部及ヒ寺裏部内不潔部落巡查ノ打合ヲナシ、現在腸室扶私患者ノ調査ヲナス、午後二時卅分退帰

四月三日

午前十一時四十分博覧会場へ出張、西池市医ト交代ス、場内允請巡查三浦一郎ヲ診察シ勤務ニ堪ヘサルノ診断書ヲ附与シタルノ他事ナシ、午後六時退帰

四月四日

午前九時松原警察署へ出頭、衛生専務巡查永戸一雄ト共ニ若竹町派出所ニ到リ、同派出所所詰巡查四木又ハニ案内ヲ托シ若竹町、若松町（通称寺裏）、長光町、巽町、教業町（通称天部）ノ不潔部落ヲ巡視ス、主トシテ裏長家ヲ視察ス、表家ハ参考ノ為メ五六戸ヲ巡視シタルノミ、巡視シタル裏長家通計七ヶ所ナリ
本日ノ巡視ハ一般衛生上ノ視察ヲナス目的ナルヲ以テ左ノ諸項ニ着目セリ、今後モ不潔部落ノ巡視ハ此ノ方針ヲ採ラントス

飲用水 下水 便所 家屋内空気支線ノ関係

床下ノ模様 一般掃除ノ模様

通称寺裏部落ハ飲用水ハ水質ノ良否肉眼ヲ以テ鑑識シ難キモ、井戸ノ構造多クハヨリ走り元ノ構造又タ可ナリ、近頃改造シタルモノ多シ、下水ハ概シテ不潔物滞留シ衛生上妨害アリト認ムルモノ十中八九ナリ、便所ハ小便所ハ多クハ甚シキ不都合ナキモ大便所ハ糞壺ノ破潰セルアリ、漆喰ノ破レタルモアリ、桶ヲ用ヒタルモアリテ十中八九ハ不適当ニシテ掃除ノ不行届言語同断ナリ、床下ハ清潔法施行後ナルヲ以テ案外清潔ナリ、家屋内空気ノ流通ハ一方口ノ家ニテハ悪シキモ他ハ可ナリ、スルー方口ノ家ニシテ北側ハ稍光線足ルモ南側ノ家ハ光線不十分ナリ、表家ニシテ中等ノ生活ヲナスモノハ便所下水其他ノ掃除能ク行届テ通常ノ民家ヨリ清潔ナリ、殊ニ土間ハ何レ漆喰トセザル所ナリシテ衛生上益スル点多シ

天部部落ハ寺裏部落ト大差ナキモ概シテ不潔ノ度甚ク大便所如キハ殆ト見ルニ堪ヘザルモノ十中八九ナリ

両部落トモ不潔ハ不潔ナルモ其生活程度ト今日迄一種ノ習慣アルトニ比スレバ存外掃除等モ行届キ殊ニ床下等ハ清潔ニシテ清潔法施行ノ効果歴然タリ

両部落トモ注意スヘキ件ハ或ハ直接ニ或ハ巡查ヲ以テ説諭シタリ

本日ノ巡視中若松町九番戸ノ卅戸余アル裏長家ニテ掃除番ナルモノヲ市内ニ行ハルル日行事ノ如キ方法ニテ施ケ日々順番ニテ井戸端走り元等ノ掃除ヲナシ、当番ノ家ノ入口ニ掃除番ト記シタル木札ヲ掲クルノ方法ヲ実行スルヲ見タリ、其方法極メテ便利ニシテ有益ナリト考ヘタルヲ以テ、其長家ニハ更ニ便所ヲモ加ヘテナスコトヲ勧告シ、他ノ巡視シタル裏長家ニモ此ノ掃除番ノ方法ヲ実施スルコトヲ勧告シタリ

正午十二時退帰

四月五日

午後十二時卅分松原警察署ニ出頭、衛生専務巡查阪本熊次ト同行、宿屋二戸、料理屋壱戸、飲食店壱戸、湯屋壱戸ヲ巡視ス

此ノ巡視ハ左ノ諸項ニ着目シタリ、今後ノ巡視モ此ノ方針ヲ採ラントス

料理屋、飲食店ハ

料理場、同上ノ不潔物（魚骨腸ノ等ノ類）ノ捨処 割烹貝〔具〕〈主トシ

テ銅、真鍮製ノ鍋、／金櫛、拘子等金屬製ノ器具ニ着目ス） 飲食具（ノ主トシテ錫製鉢皿ノ類） 材料、客室ノ光線、空氣ノ關係 便所 下水 塵捨場 宿屋ハ

客室ノ光線、空氣ノ關係 寢具 寢具ノ白布（所謂「シート」ノ云フ） 借浴衣（寢衣ニ用／ユルモノ） 同上ニ品ノ洗濯 料理場 割烹具 飲食具 材料（魚鳥ノ云フ） 便所 浴室 顔洗所 下水 塵捨場 湯屋ハ

浴槽ノ構造 浴湯ノ温度 上り湯 水溜 下水

以上ノ方針ニテ巡視シタルニ何レモ甚シキ不可ナルモノナシ、何レモ衛生上ノ注意ヲナシタル点多ク、割烹店等ニテハ銅鍋ハ何レモ新ニ白日ヲ引カサルナリ、巡視シタル中ニ就テ通称美濃庄ノ如キハ斯ル顧客多キ家ニモ関ハラス、銅鍋ハ僅カニニケニシテ共ニ肉眼鑑識上善良ナリト認ムル白日ヲ新ニ引キアリテ、其他ハ金拘子ヲ除クノ他銅真鍮錫製ノ器具ハ一ツモナク、総テ衛生上ノ注意足レリ

本日巡視シタル所ニテハ各業トモニ衛生上ニ注意シタル点多クシテ往時ノ比ニ非ス

本日ノ巡視ハ土持署長ノ以来モアリタル故、巡查ノ巡回スル際ノ標準トナサント欲シタルヲ以テ精密ニ觀察シ注告モ綿密ニ与ヘタリ

午後二時四十分巡視ヲ止メ、堀川警察署ニ出頭、阪本署長、東枝臨時衛生委員長、田中市医ト巡視上ノ打合ヲナス、午後四時退帰

明治廿八年四月六日

市医 島田弥一郎（印）

京都市参事会御中

資料△～△は『新装版 近代日本と公衆衛生—都市社会史の試み—』
(雄山閣, 2018年) より

資料△

新装版あとがき

本書が刊行されてから十七年もの歳月が過ぎました。今回、ながらく品切れだった本書を新装版として復刊することをお申し出を受け、刊行当初より気になっていた誤植などを訂正することができました。お礼申し上げます。他にも、年号や学区の表記、史料名などに不統一があるのが気になりますが、煩雑になるのでそのままとしたことをお断りしておきます。

新装版刊行にあたり、本書をまとめた頃のことを若干補足しておきます。

一九八七年の天王寺博覧会や一九九〇年の国際花と緑の博覧会の開催を契機に、大阪の天王寺公園が有料化され、公園内外を生活の拠点としていた野宿者（ホームレス）が「排除」されたことが社会問題化しました。本書第五章は、そうした社会状況の中で書かれたものでした。天王寺公園は一九〇三年の第五回内国勸業博覧会開催を機に整備が行われ、東京の上野公園、京都の岡崎公園と並ぶ代表的な都市公園でしたので、京都でも関心を持っていました。

戦後大切な理念として共有されつつあった社会権や生存権が、歴史学においても重要な研究課題と意識されつつあったのだと思います。医療の問題は時代を問わず多くの人々にとって身近で切実ですが、一九九〇年代にはそうしたことを考える機会が多かったように思います。一九九六年を例に取ると、政府が薬害エイズ事件について患者と和解、ハンセン病患者の隔離政策を支えてきたらい予防法が廃止されました。その年の夏には優生保護法が改正されて母子保護法となることが決まり、病原大腸菌O1157の集団感染も起こりました。

体

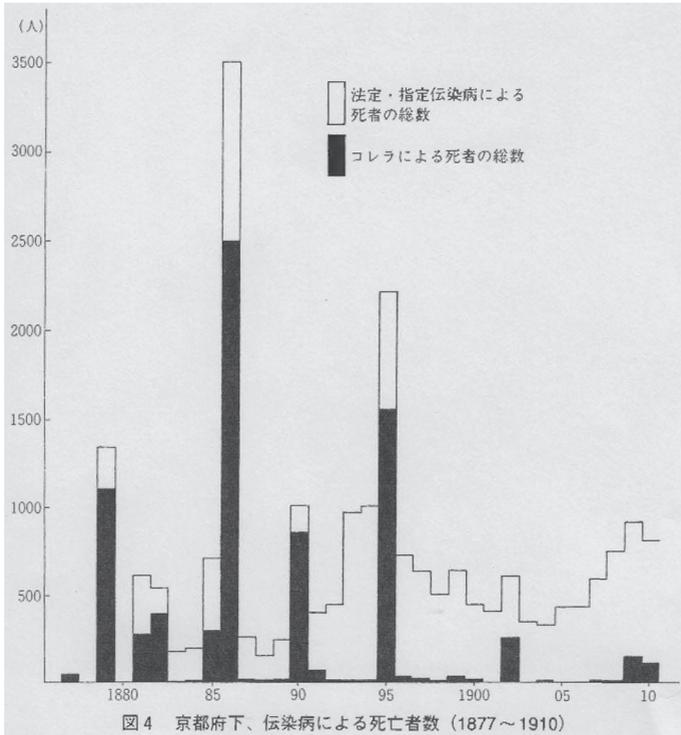
また、本書は医療の歴史が地域差別の問題と深く関わっていることを明らかにしています。ただ、それを具体的に記述するためには、関係者のご理解が不可欠でした。その点、京都では一九九七年に柳原銀行記念資料館が開館し、被差別部落の人々が自らの歴史を公に語り始めていました。そうした取り組みのお陰で、本書では地名や人名の伏せ字を最小限にとどめることができました。

当時を知る方々にも、はじめて本書を手にとって頂いた方々にも、本書が現代を考える手がかりになることを期待しております。

二〇一八年七月

小林文広

資料△



資料③

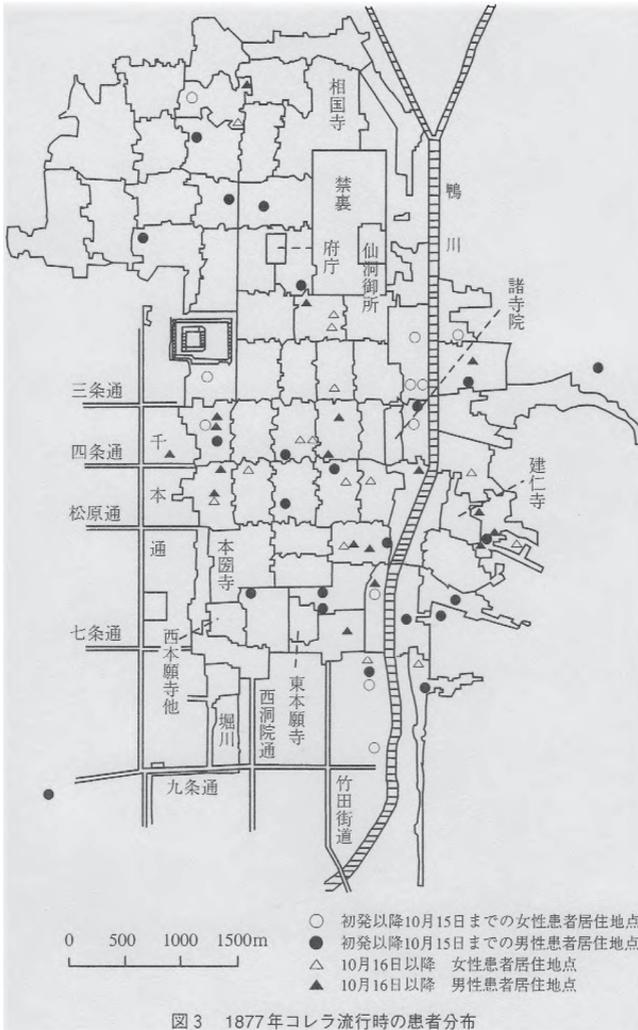


図3 1877年コレラ流行時の患者分布

資料△



資料△



資料△

表3 「来る明治二十八年に対する衛生上の設備」の構成
 (『京都医事衛生誌』(第3～5号)本文より作成)

- 第1 避病院の新設 附現在聚楽日吉両病院の修理
- 第2 消毒所の設置
- 第3 街路の衛生
 - 其1 便所 其2 下水溝 其3 溝蓋
 - 其4 川浚 其5 撒水 其6 糞便の運搬
- 第4 貧民部落に大清潔法の施行
- 第5 常設衛生委員及び臨時市医の設置
- 第6 旅舎の衛生
 - 其1 便所の構造
 - 其2 便所の清潔
 - 其3 井戸の構造並に井水の検査
 - 其4 客室の注意
 - 其5 庖厨及下水の注意
 - 其6 夜具の注意
 - 其7 飲食物の注意
 - 其8 旅客の伝染病に罹りたる場合の注意
 - 其9 室外の注意
- 附言其1 湯屋の衛生 其2 興行場の衛生
- 第7 料理店の衛生
- 第8 梅毒予防の爲め密売淫の駆除
- 第9 通俗衛生談話会の举行

資料△

表5 「市医意見書」の構成
 (『京都医事衛生誌』(第23～29号)本文より作成)

- 第1 空気(煙突 公園)
- 第2 土地(溝渠 吸込 汚泥浚渫 河川 塵芥採集 撒水 街廁)
- 第3 上水 第4 下水 第5 市区 第6 家屋
- 第7 衣服(襤褸 貸夜具貸衣服)
- 第8 飲食物(魚市場 肴屋 屠畜場 獸肉店 搾乳場 販乳業 水 ラムネ
肉桂水蜜柑水之類 菓子類 飲食器)
- 第9 着色料(飲食物用 玩具用)
- 第10 学校(学校医) 第11 工場
- 第12 劇場並に寄席(通氣、採光、畳及敷物 人員比例 飲食物 便所 掃除)
- 第13 宿屋(客室 夜具 庖厨 浴場及顔洗場 井戸 便所 塵芥溜)
- 第14 飲食店
- 第15 湯屋附同温泉(地盤 下水 煙突 井戸 掛り湯 洗垢の注意 手盥 戸棚
手拭及櫛 病者の入浴 蒸湯 温泉)
- 第16 理髮店 第17 埋火葬
- 第18 救済(貧民病者治療 行倒人 救急)
- 第19 伝染病(花柳病 結核 六種伝染病 常設避病院 消毒薬等の備付
隔離所の設置 消毒所の設置 鏡検所の設置)
- 第20 衛生機関(衛生組合 衛生組長 衛生組長幹事 衛生組長幹事會 衛生吏員
衛生専務巡查 市医)

資料①～②は『京都の部落史』第6巻（京都部落史研究所，1984年）より

資料①

綴喜郡八幡荘のコレラ暴動の逮捕者中二名、公判に付される。
 12 「日本立憲政党新聞」明治十五年（一八八二）十一月二十日
 去る八月⁽¹⁾中、虎烈拉^{コレラ}病予防のことに付、村民を煽動して暴動をなしたりとの事なる京都府下南山城八幡荘の新平民（略）丈三郎外十四名ハ、同府の未決監に拘留せられ永々取調べ中なりしが、去る十六日巨魁^{こゝろと}略丈三郎外一名を除くの外は、⁽²⁾尽く無罪放免となり、右兩人は予審終結にて一両日中公判に付せらるるよし。

(1) 九月がたらしい。明治十五年九月八日、綴喜郡八幡庄字東林の住人が、コレラにて死亡。同所の住民ならば、医者の投薬によつて死亡したとして、医師戸長らに強く抗議し、およそ四百名が集合、警察分署に押しかけんとした。
 (2) そのひとりの「言渡書」には「証拠充分ならざるを以て」(予審判事補大井保佐)とあつて無罪の理由がよくうかがえる。なお「巨魁」と記された丈三郎は死亡した患者の息子である。

資料②

愛宕郡柳原庄でコレラ流行が心配され、予防が呼びかけられる。
 33 「日出新聞」明治十九年（一八八六）五月二十日
 柳原庄の事 愛宕郡柳原庄は、地勢七条高瀬川の南、七条停車場の東に位^{くら}みし、戸数千五十二戸あり、旧穢多村と称し、庄内拳^{こぶ}つて貧民の巢窟なるがゆゑ、常に不潔を極め而も人民頑愚執拗なる故、毫も他の言を用ひず、偶^{たま}ま虎烈^{コレラ}刺^さの如き流行病あるも予防の法を知らず、爾^{すなは}れば^{たゞ}糞^{くそ}に白川村の交通遮断法を行はれし惨状を呈せしにも拘^とはず同庄内⁽¹⁾のものは恬然^{てんぜん}知らざるもの如く、此際万一此庄に伝染せば不容易^{ふよみ}の義につき、その筋にても大に配慮あり、昨日京都府知事より愛宕郡役所及び下京検疫支部へ向け、左の通り達せられたりと云ふ。其文に曰く。
 虎列刺^{チクリ}病^{びょう}益^{ますます}猖獗^{しやうけつ}の勢これあるに付ては、其所轄内愛宕郡柳原庄は平素清潔方行届き難き部落につき、此際該庄内各戸に就き清潔方施行致すべく此の旨相達し候事。
 (1) 明治十九年四月二十二日、二十七日付の「日出新聞」によれば、下京区白川橋東で不完全発疹チフスが流行した。

資料③

愛宕郡柳原荘に伝染病が少ないのは、入浴の習慣によるといふ。

34 「中外電報」明治十九年（一八八六）五月二十八日

浴場は悪疫予防の一端なり 府下愛宕郡柳原荘は旧穢多

の居住せるところにして、其不潔なること最も甚しく、

一たび其荘を過るときは悪臭三日鼻辺を去らずといへる

位の処なるも、是れ迄空扶斯、赤痢、虎列刺等の流行

病あるに際し、其割合に患者少なきは何如なる故にやと

疑ふ程なるが、今其流行病に罹るものの割合に少き原因

ならんかと思はるるものを聞くに、同荘にては古來一の

習慣ありて老若男女の別なく都て浴場に勉強し、多く浴

湯するものは、一日の中三、四回、少きものも亦一日の

中一回の浴湯をなさざるものなし。なれば、他の郡村の

ものが襟首及び趾踵、其垢汚を以て埋められ、正月の鏡

餅を梅雨に見るが如き有様なるに反し、柳原荘のもの

に限り襟首・趾踵・其他四肢、都て垢汚を点するものあ

らず。斯く其身体を洗滌するの習慣あるが故に、其土

地の不潔にして衣服の悪臭あるに拘らず、流行病に感染

するもの甚だ少し。今一つは同荘のものは昔しより牛肉

〔斃牛の肉なれ共〕を食するの習慣（是は柳原荘に限らず旧穢

多は皆然り）あるが為に自然消化の早く、身体を健康にす

るに足るものあり。是れ又流行病の時に際し患者の少き

原因の一なるべきか。読者試みに思へ、彼の柳原荘の如

く不潔なる土地に住し、其衣服の汚穢にして百結も畜な

らざるころにても其身体を洗滌し、其食物の消化し易

きものを用ふるが為めに右に述る如き好果を顯はすあり。

若し身体を清潔にすると同時に其衣服を清潔にし、其居

宅を洒掃し、又屠殺の牛肉を食するに於ては、流行病も

決して之を避け難きにあらざるべきなり。（下略）

資料④

府下にコレラ流行し、人力車媒体として、取締りを要望される。

35 「日出新聞」明治十九年（一八八六）六月三日

人力車の調査を蔽にすべし 一度京都府下を以て虎列刺

の流行地と認定されてより、府庁・区役所・警察署・戸

長役場に於て百万予防に意を注がれ、昼夜この事に尽力

せらるるも、いまだ撲滅の兆を現はさず、益々猖獗を逞し

ふするの現状なり。既に刺病の我國へ渡来してより余程

の年数を経たると年々各地方に於て流行するににより、

當時にありては通常の人は誰も刺病の猛惡にして恐懼べ

きを知り、衣食及びその他の物に至るまで精々注意を加

ふると雖も、最貴重の人命を以て緒の断し古草鞋同様の

思ひをなす下々等社会の人類に至りては、ナニ何なに予

防とか午勞とかをやったとて、来るときは来るものだと、

更に恐懼る体もなく、チト腐つてフンと鼻へ来る食物で

も、今の内に腹へ入たら腹の中では腐りやせぬと、一向

平氣にて食する者もありて、往々この人種の身体には、い

まだ発表せざる虎列刺・空扶斯を養成なしをる者なきに

あらざるべし。（後略）

松田藤太郎「コシウ防疫に尽力、柳原庄に感染せられたる。」
 37「中外電報」明治十九年（一八九〇）六月五日
 善長戸長 愛宕郡柳原庄は旧織多の一部落にして家屋の不潔雑に甚しく、世人は同庄を目して悪疫の巢窟、汚物の淵藪と称し、悪疫流行の折柄は如何なる惨状を呈するやらんと注目せしに、目下下京区及其他の郡村に流行の劇病^{チフス}々發生するにも係はらず、同庄は僅かに数名の患者を現はせしみにて更らに流行の兆候を願はざれば、何れも現状の繁外に出たるを驚きしが、故ある故、同庄に戸長松田藤太郎其人あり。加ふるに去月十日より同三十一日に至るまで、安永警察分署の巡查数名が出張して専ら予防に尽力せられ、毎戸内外より村内瀬々端々に至るまで、あるとあらゆる汚物を取除き最も清潔なる一区域となせしかば、元の柳原庄は一変して極めて清潔なる土地柄と化し、曾て同庄の実状を目撃せしものをして其柳原庄たるを疑はしむるに至れり。
 却^レ説、戸長松田氏の動静を聞くに、氏は品性温厚にして部下の庄民を撫^レる事恰^レき愛兒^ノの如く、殊に目下虎列刺病流行の兆ありと聞^クより切^ク其予防に心力を尽し、当里は当郡柳原人の注目する處なれば、自然多くの患者を生ずる時は、旧織多村なるを以て左もあるべしと批評され、村内の面目此上もなきことなれば、呉々も心得違ある可らずと、各戸に就て説諭を加へ、衣食の不足を訴ふるものには惜むことなく之を細手し懇切に至らざる處なれば、郷党、氏を既父・慈母の如くに敬ひ親み、能く氏の説諭を遵奉して患者を隠蔽する如き挙動さへなければ、斯くも予防の行届きて市巾着に優る好成绩を呈し、千余戸の一般にて初発より今日に至るまで僅かに四名の患者を生せしに過ぎずと云へり。嗚呼、氏の如きは実に杖^ニ其職掌を勤め、別項に掲げたる如き悪戸長をして慚死に至らしむるものと云ふ可し。
 因に云ふ、日外の紙上に柳原庄には目下天然痘類似の患者ある更らに届出るもの無きが万一真正症の天然痘はあらざるかと記載したるが、去月十九日下京警察署安永分署より数名の警官が出張して其有無を取調られしところ果して同患者五名ありて直つて疫規の通り取計はられたりと云へり。
 （注）なる中外電報は、このほか、六月三日、七九日、八八日にも柳原庄におけるコシウについて載している。七月八日には「松田氏手記」八百四日には「松田十二名が出席して大掃除が実施された。」

資料⑤

資料⑥

コレラ予防の衛生幻灯会、葛野郡朱雀野村北小路で開かれる。
 50〔日出新聞〕明治二十三年（一九〇）八月二十八日
 貧民部落の衛生幻灯会、洛西葛野郡朱雀野村字北小路は
 新平民部落にして、随分貧民の多き所なるが、目下虎列拉
 病蔓延の折柄、有志者中該部落を危険に思ふもの多く、
 同村長以下役場員も屢々該部落に出張して説諭を加へた
 れども、村民等は馬耳東風と聞き流し、毫も清潔法を行
 ふの場合に至らざりき。然るに、昨廿六日村長以下役場
 員一同が同部落の某寺院に出張し、幻灯を以て虎列拉病
 に係る精細なる説明を与へしかば、聴衆四百余名も大に
 感動を起し、昨日より各戸とも清潔法を行ひ、且つ各自
 申合せて飲食物に注意することとなりたるよし。

資料⑦

市医、予防委員ら、伝染病予防のため下京貧民地区を巡回する。
 51〔日出新聞〕明治二十三年（一九〇）八月三十日
 貧民部落の巡回 下京区内に於て、貧民の巢窟と呼ばる
 る元一、七、八、二十一、二十八、三十三の各組々は、
 不断よりして疫病杯の恐れある場所柄なれば、此際一層
 の注意を要すべしとありて、一昨日は同区の市医、予防
 委員等打連れて仔細に見廻りたるに、果して掃除の行届
 かざる箇所も少なからずして、廿七組池田町の林田友七
 は類似「コレラ」の疑ひあり、又、同町細田米次郎母か
 めは腸加答カクダ見にて、類似「コレラ」に変症するの恐れあ
 るを以て、兩人共即時に離隔して消毒法を施行し、尚ほ
 近日再度の大掃除を執行する旨を示して一同引上げた
 よし。

資料⑧

紀伊郡柳原町、衛生に留意したためコレラ伝染せず。
 52〔日出新聞〕明治二十三年（一九〇）八月三十一日
 注意の効能 下京区に接して貧民の最も多き紀伊郡柳原
 町は、無論本年の「コレラ」にも魁カサガげならんと思ひの外、
 上下京区の間の日々十数名の新患者を生ずるにも拘らず、
 独り柳原町の貧民巢窟のみ未だ一人の該病に感染したる
 ものなきは如何にも不審など云ふものなきにあらね
 ど、よく其曰く因縁インエンを尋ねて見れば無いこそ道理、
 同町は去る十九年に流行の時大に「コレラ」病毒の恐る
 べきを知りて、爾來衛生上に注意を為すこと他の事業に
 優りて厚く、殊に昨年七月新制度実施の際、衛生委員を
 撰任してよりは、一層衛生上の手当行届き、本年も未だ
 「コレラ」話しのなき頃より屢々町長等が人民を集めて
 衛生法を説き聞かせ杯カしたれば、旁々カ以て今日に其効能
 顕はれ、偕オこそ絶えて該病を発せざるならんと云へり。

資料⑨

愛宕郡田中村、コレラの流行に対し大掃除を実施する。
 53〔日出新聞〕明治二十三年（一九〇）九月一日
 新平部落の清潔法 別項にも記するが如く、愛宕郡田中
 村なる新平部落に虎列拉の侵襲を蒙りたるに付きては、
 医師市川賢顕氏及び同村長助役等の発起にて昨今大清潔
 法を執行し居るとのこと。

資料⑩

京都市内各貧民部落に大清潔法施行される。

64〔日出新聞〕明治二十六年（一八九三）七月十一日
 京都市内に於て、貧民の团居して一部落を形づくり、自ら別天地を成せるもの其数実に少からず。即ち所謂貧民部落にして、上京区に於ける松永町、白竹町、松屋町、下京区に於ける天部、一貫町、大仏前、白糸町の如き是なり。凡そ是等の地は陋穢狭隘を極はめ、古米常に乞丐・屠兒・小偷・擺客・惡漢・亡頼の徒、其他貧窮依るなき者の棲息する処にして、亦た実に伝染病の醸出するところとなす。夫の明治十八年、十九年及び廿三年に於ける虎列刺病の大流行、若くは本年に於ける天然痘の流行の如き、是等の地、平素衣食住の不潔を極はむるを以て、病毒因て以て生々蕃殖し、伝播蔓延の媒介をなし、慘状を目撃したるは連年の実績に徴して判然たるところなり。今や廿八年の盛挙あらんと（す）るに当り、予め伝染病予防の一端として、貧民部落に大清潔法を施行し、以て病菌蕃殖の根を絶たん事を計るは必要の事なり。今左に其施行の方案を挙ぐ。

清潔法施行方案（後略）

資料⑪

下京区役所、清潔法執行のため区内貧民部落を調査する。

66〔日出新聞〕明治二十七年（一八九四）二月二十四日
 貧民部落の取調べ 下京区役所にては、清潔法執行に付き区内の貧民部落を調査中なりしが、昨日を以て完結したり。聞く所に抛れば、同区の貧民部落と称するは、重に大仏前、寺裏、天部、蹴上、六波羅、安井前、一貫町、翰町等にして、町数百廿三町（此坪数一万二千九百八坪）、戸数二千四百廿七戸、人口八千五百五十四人（内男四千廿九人、女四千百廿五人）なりと云ふ。

資料②

『大阪日報』

1881年11月19日付

○前府知事福村君の干渉に被りとして保護の措置を失ふはれし
 との噂人の知る所あるが、昨丁二年虎列拉病の節も人命保
 護ありとて下京一組六角大宮町にて持主の承諾もなきに家屋三
 十三軒を焼く給てられしが其時持主も黙制のために詮方なく
 悔みを香て居るしものよやく忍へば給置くべしとに非ず
 とて今回持主本田小三郎氏より同君と相手取り損害賠償の節を
 尋へられたりと

資料①

田中緑江編『明治文化と明石博高翁』

(1942年)

避 病 院

明治十年西南戦争より凱旋した兵士の間に虎列拉病者があつたが、忽ちこれが導火線となり市中に無数の患者が発生した、當時はまだ傳染病規則が出来てゐなかつたので翁は洛南東福寺塔頭の空寺を避病院として、これに該患者を收容し漸く猖獗の病勢を避くることを得た、然るに又十二年夏にも虎疫発生し全都に蔓延して無慮数百名の患者續出し底止する所を知らない、東福寺のみでは收容しきれず大徳寺にも病院を假設し患者を隔離せしめた。尙翁は係醫と相議し最激烈なる市街は交通を遮断し住民を悉く洛西妙心寺に移居せしめ、遍く消毒した上矮陋不潔なる家屋は斷然破毀し焚燒さしてしまつた。これは當時「クワランタイム」と稱してゐたが斯かる思ひ切つた行政處分を斷行したのはこれを以て嚆矢とする。

資料③

『近代都市の衛生環境（京都府）』第3巻
（近現代資料刊行会，2010年）

No Image

資料⑤
『京都滋賀新報』
1882年9月10日付

○前日暴挙 新平民の頑固あるは何國も同じこと、見えて
南山城滋喜部八幡近在の新平民等が此程虎列刺病のまよ
り向か不中と唱へ一昨八日は黄昏三百人計りも徒黨をな
し八幡の庄警分署へ詰掛容易ならぬ事をも爲し兼まじ
き有はなれば直ちに伏見警察署へ報じたれば同署より電
報被り本署へ通知せられしをもて陶警部長が同署所長
らひ同駐屯隊立を引いて出張されしが夜一時の精
鎮定をもち移りしき事情と後馳の紙には報道せん

資料④
『日本立憲政党内閣新聞』
1882年9月10日付

○一昨夕京都府下綴喜部八幡庄の村民三百餘名(新平民)虎
列刺患者取扱方の事に付俄に蜂起し同地警察署を襲ひ容易
からざる勢あるに付伏見警察署の警部巡查の直に同地に出
張せりとの電報京都府警察本署へ達したるに付陶警部長片
岡警部は巡査を引率して同夜該地に向りきたり委調は實地
に馳り探問の上報道すと京報通信者より報道ありたり

資料⑥ 「京都市参事會議決書1895年」より

明治二十六年四月一日 京都市参事會議決書	
<p>四月一日</p> <p>午後一時ヨリ西池市整頓同僚上京区役所ニ出頭後藤衛生主任書記・面會一般、打合ヤリニ中上堂發言察署ニ出頭篠田衛生主任書記・面會上長者所發言泰四署ニ出頭橋本署長・面會衛生主任書記・面會河上一般ノ打合ヤリニ西池市屋上別レ堀川發言泰四署ニ出頭若依衛生主任書記・面會一般ノ打合ヤリニ午後七時退歸</p> <p>四月二日</p> <p>午前八時廿分上京区役所ニ出張テ上京区内不潔部査、調査ヲ行ヒ中上堂發言泰四署ニ出頭篠田發言録・鈴木芝村兩衛生事務出直ト新町派出所部内不潔部落下視、打合ツテ正午十二時退歸</p> <p>午後十二時廿分河原發言泰四署ニ出頭森田署長・面會一般、打合ツテ九時發言泰四署ニ出頭土橋署長・面會一般、打合ツテ正午四時退歸天部及ヒ去</p>	<p>日誌</p> <p>明治二十六年四月一日 四月一日</p>

<p>裏部内不潔部落下視、打合ツテ現在腸空 状私患者ノ調査ヲナシ午後二時廿分退歸</p> <p>四月三日</p> <p>午前十一時四十分博覽會場へ出張西池市區ト交代 又場内代請山直三浦一郎ヲ於泰四勤務・視 ヲハ、診断書ヲ附シテ、此事ヲ午後六時退歸</p> <p>四月四日</p> <p>午前九時松原發言泰四署ニ出頭衛生事務出直水 戸一雄ト至・若竹町派ニ到リ同派出所書記山直 四本又ハ・案内ヲ授ケ若竹町(面捕赤良)</p> <p>長文島堅町敷葉町(面外天部)、不潔部落 ヲ出視ス生ト裏長家ヲ視泰下表家ニ終考ノ 為ノ五ニテラ出視シト山視シテ裏長家通計 セケ所ナリ</p> <p>本日、山視ニ一般衛生ヲ視泰ヲ目向テラウテ凡、 諸項ニ着目セリ今後ニ不潔部落下視ハ、方針 ラ採ラントス</p> <p>飲用水 下水 便所 家庭内空太文線、閉鎖 床下 撥様 一般掃除、撥様</p> <p>面捕赤良部落飲用水・水質、良否内服ツラ</p>	<p>裏部内不潔部落下視、打合ツテ現在腸空 状私患者ノ調査ヲナシ午後二時廿分退歸</p> <p>四月三日</p> <p>午前十一時四十分博覽會場へ出張西池市區ト交代 又場内代請山直三浦一郎ヲ於泰四勤務・視 ヲハ、診断書ヲ附シテ、此事ヲ午後六時退歸</p> <p>四月四日</p> <p>午前九時松原發言泰四署ニ出頭衛生事務出直水 戸一雄ト至・若竹町派ニ到リ同派出所書記山直 四本又ハ・案内ヲ授ケ若竹町(面捕赤良)</p> <p>長文島堅町敷葉町(面外天部)、不潔部落 ヲ出視ス生ト裏長家ヲ視泰下表家ニ終考ノ 為ノ五ニテラ出視シト山視シテ裏長家通計 セケ所ナリ</p> <p>本日、山視ニ一般衛生ヲ視泰ヲ目向テラウテ凡、 諸項ニ着目セリ今後ニ不潔部落下視ハ、方針 ラ採ラントス</p> <p>飲用水 下水 便所 家庭内空太文線、閉鎖 床下 撥様 一般掃除、撥様</p> <p>面捕赤良部落飲用水・水質、良否内服ツラ</p>
---	---

二〇二一年度

差別の歴史を考える連続講座 講演録

発行日 二〇二二年三月三十一日

編集・発行 京都部落問題研究資料センター

京都市北区小山下総町五の一

京都府部落解放センター三階

電話 〇七五(四一五) 一〇三二二